

法務総合研究所

研 究 部 報 告

25

—最近の強盗事犯少年に関する研究—

2 0 0 4

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部が最近実施した調査研究の結果を取りまとめ、ここに研究部報告第25号を刊行する。

法務総合研究所研究部報告第25号は、研究部が平成15年に実施した、「最近の強盗事犯少年に関する研究」の結果を報告している。

近時少年非行問題が国民の関心を集め、これに対する有効適切な施策の実施が国を挙げての重要課題となっているが、少年非行の中でも取り分け強盗事犯は、近年における急激な増加が社会不安の一因となっている。また、少年矯正施設及び保護観察の処遇対象者においても、これら強盗事犯に係る少年が増加傾向にある。「最近の強盗事犯少年に関する研究」は、このような情勢を踏まえたものであり、これら少年による強盗事犯を取り上げてその増加の実態を明らかにし、併せて少年が強盗事犯に至る過程及びその背景並びにこれにかかわる心理的・社会的な要因等を分析することによって、まずは、これら強盗事犯に係る少年等の処遇の検討に資するとともに、さらには、少年の健全育成及び非行防止対策に資することを目指したものである。

本研究においては、平成14年に全国の少年鑑別所へ入所した少年のうち、同年中に退所した強盗事犯に係る男子少年に焦点を当てて少年鑑別所保管資料等による調査を行い、併せて、強盗事犯が増加する以前である5年に入所した強盗事犯に係る男子少年についても調査を行って、比較検討を実施した。少年による強盗事犯及び強盗事犯に係る少年については、経年による変化に加えて、「最近」に焦点を当てた場合においても、一括りにはできない多様性が浮き彫りにされる結果となったが、従来、研究対象として取り上げられることが少なかった少年による強盗事犯及び強盗事犯に係る少年について、今回、全国規模での全数調査を実施したことの意義は大きいと考える。

本報告書が、強盗事犯に係る少年を始めとする非行少年に対する処遇の在り方を検討する上で、さらには、非行防止対策等を推進する上で、いささかでも寄与することができれば幸いである。また、強盗事犯を含めて、少年による凶悪・粗暴な事件の増加現象については、現在、国民の懸念を伴う関心が集まるところであり、今後もその動向が注視されるものと思料するが、本研究の結果が、これらの現象に対する国民各層の客観的・多面的な理解の一助となることをも願うものである。

最後に、今回の調査を実施する上で、御理解と御協力を賜った少年鑑別所及び少年院並びに保護観察所を始めとする法務省関係機関の各位に対し、心から謝意を表する次第である。

平成16年 3 月

法務総合研究所長

鶴 田 六 郎

要 旨 紹 介

本報告は、平成15年に実施した「最近の強盗事犯少年に関する研究」（以下、「本研究」という。）の結果をまとめたものであり、以下では、利用の参考のため、その要旨を紹介する。

1 研究の実施目的

本研究は、少年による強盗事犯（以下、「少年強盗事犯」という。）について、事案内容の側面から、その特徴を明らかにするとともに、強盗事犯に至った少年（以下、「強盗事犯少年」という。）についても、犯行に至る過程等の特徴を探り、背後にある問題点を分析し、併せて家庭、学校、職場における適応状況等をも検討することによって、近年における少年強盗事犯急増の実態に迫り、増加にかかわる心理的・社会的要因を分析することを目指したものであり、これら強盗事犯少年等の処遇の検討及び少年強盗事犯を始めとする少年非行問題の対策に資することを目的とした。

2 研究の実施方法

平成14年1月1日以降全国の少年鑑別所に入所し、同年中に退所した強盗事犯に係る男子少年の鑑別終了者全員（以下、「14年対象者」という。）及び平成5年中に全国の少年鑑別所に入所した強盗事犯に係る男子少年の鑑別終了者全員（以下、「5年対象者」という。）を対象者とした。なお、14年対象者に加えて、5年対象者を取り上げたことについては、14年対象者との比較・検討により、強盗事犯が急増した要因や最近の強盗事犯少年の傾向等を分析するためである。

平成15年2月27日、全国の少年鑑別所にこれら対象者に関する記入票を送付し、少年鑑別所が保管する関係資料に基づき、少年鑑別所職員に記入票への記入を依頼するなどして、調査を実施した。その結果、当該対象者に関する記入票が回収できた者は、14年対象者については963人のうち947人、5年対象者については367人のうち327人であり、これらの者を分析対象者とした。

記入票は、犯行手口や共犯態様等に係る項目から成る「本件強盗事件の概要」、犯行手口の着想や犯行動機等に係る項目から成る「本件強盗事件の経緯等」、家庭を始めとする保護環境の状況やそこにおける適応状況等に係る項目から成る「本件当時の社会適応状況等」によって構成し、14年対象者については、本件にかかわる資質の問題に係る項目などをも含めた。

3 実施結果の概要

(1) 少年強盗事犯の特徴等

ア 強盗事犯少年がかかわった事件の概要を見ると、①路上強盗が最も多く、これを含めた非侵入強盗が大半を占め、夜間の犯行が大半を占める、②加害者が被害者に対して面識がない者、被害者が1人である者が多く、被害者を死傷させるに至らなかった者の比率は低い、その一方、③少年院収容歴や受刑歴がない者による犯行が大半で、計画性についても必ずしもあるとは限らない、などが示された。

イ 共犯関係については、単独犯は少なく、大半が共犯を伴うとの特徴が示された。そして、事件の様相等は単独犯と共犯を伴う者とで異なり、共犯を伴う場合、取り分け共犯者が4人以上の場合において、路上強盗が最も多く、これを含めた非侵入強盗が大半を占め、被害者を死傷させるに至らなかった者の比率は低いなどの傾向が強まることが明らかになった。

ウ 5年対象者と比べて14年対象者においては、共犯者が4人以上の者の比率、被害者が1人である者の比率が増すなど、集団で1人を襲うという現象が顕著になっており、これと関連して、被害者を重傷に至らしめた者の比率も高くなっていた。なお、共犯者に成人を含む者の比率、被害者に成人を選択する者の比率も、14年対象者において増えていた。

(2) 強盗事犯少年の非行歴・処分歴

ア 強盗事犯少年のうち、本件に至る以前に、少年院への収容歴を有する者は1割弱にとどまり、本件が初発非行である者も1割程度存在しており、非行経験を重ねた者ばかりが強盗事犯に至るのではないことが示された。ただし、共犯を伴うもので、犯行において主導者であった者は、そうでない者よりも、非行歴（公的には未発覚のものを含む。以下同じ。）がある者の比率、保護処分歴がある者の比率が、いずれも高かった。なお、単独犯については、本件が初発非行である者が2割以上を占めるなど、共犯を伴う者に比べて、非行歴のない者の比率が高かった。

イ 少年院への収容歴を有する者及び本件が初発非行である者の比率において、5年対象者と14年対象者とで大差は認められなかった。ただし、5年対象者と比べて14年対象者では、過去に財産犯に係る非行歴がある者の比率が増えていた。

(3) 強盗事犯少年の犯行手口の着想・犯行動機等

ア 犯行手口の着想については、「同種の犯行に及んだことがある」、「友人・先輩・共犯者から聞いた」が高率を占めていた。取り分け共犯を伴う者においては、「友人・先輩・共犯者から聞いた」が高率を示し、5年対象者と比べて14年対象者では、その比率が顕著に増えていた。また、単独犯では、「友人・先輩・共犯者から聞いた」の比率は低く、「マスコミ報道や本などにヒントを得た」の比率が、5年対象者と比べて14年対象者において増えていた。

イ 犯行場面における最関心事については、「金品奪取」である者が約半数を占め、5年対象者と比べて14年対象者において、その比率が増えていた。また、関心事ごとにその動機を見ると、①金品奪取にかかわる動機としては、「遊興費欲しさ」の比率が高く、差し迫った必要性を有する者の比率は低い、②被害者への威嚇・暴力にかかわる動機としては、「手っ取り早く金品を奪いたい」の比率が高く、かつ、5年対象者と比べて14年対象者で、その比率が顕著に増えている、③共犯者との関係にかかわる動機としては、「認められたい」、「共犯者に誘われてその気になった」の比率が高いが、「行動を共にしないと仕返しされる」も、5年対象者と比べて14年対象者において増えている、などが示された。

(4) 犯行についての強盗事犯少年の認識

自らが関わった事件について、「犯行内容が、予想以上にエスカレートしたとの認識」（以下、「エスカレート認識」という。）を有する者は、約半数であった。また、①犯行における役割別に見ると、本人が主導者である場合に比べて共犯者が主導者である場合は、エスカレート認識を有する比率が高い、②犯行場面における最関心事別に見ると、「金品奪取」、「被害者への威嚇・暴力」、「共犯者との関係」の順に、エスカレート認識を有する比率が高くなり、「共犯者との関係」の者では3分の2に至っている、③被害者の死傷程度別に見ると、その程度が重くなるほど、エスカレート認識を有する比率が高い、などが示された。

(5) 環境とのかかわり等

ア 家庭環境について、実父母がそろっている者は6割弱、家族との関係について「問題なし」は約4割、保護者の指導力について「問題なし」は4分の1程度であり、これらの比率について、5年対象者と14年対象者とで大差は認められなかった。また、①家族との関係における問題の内容につ

いては、「家族との情緒的交流なし」が最も多く、取り分け14年対象者においては、「家族から疎外」を併せると3割を超える、②保護者の指導力における問題については、「放任」が最も多く、14年対象者では4割を超える、などが示された。

イ 本件当時の学職状況については、無職者が4割近く存在していた。また、5年対象者と比べて14年対象者では、有職者の比率が低くなる一方、学生・生徒の比率は高くなり、無職者の比率と拮抗していた。さらに、有職者の職場における適応状態及び学生の学校における適応状態を見ると、職場や学校に所属していても、そこで適応していない者が多く存在しており、学校や職場に所属し、かつ、そこで適応している者は約3割にとどまることが明らかになった。

ウ 14年対象者について、社会への態度及び将来への態度を調査した結果からは、①「社会の一員としての所属感をもっている」者は4分の1程度にとどまり、「無関心である」者や「疎外感を抱いている」者が多い、②将来についても、「具体的な目標があり、努力している」者は1割弱にとどまり、「将来のことはあまり考えていない」者が4割近くを占める、などが示された。

(6) 本件にかかわる資質の問題

本項目については、14年対象者についてのみ、調査・分析を行った。

ア 強盗事犯少年の多くに認められる問題点として、「集団になると気分が高揚して調子に乗る」、「大切な人以外の他人への思いやりや想像力に欠ける」、「即時的・短絡的に欲求を満たそうとする」などが認められた者（「認められる」若しくは「顕著に認められる」と評定された者。以下同じ。）の比率は、それぞれ7割を超えた。また、暴力に直接関連する問題点として、「攻撃性が強く、人に暴力を振るうことに快感を覚える」が認められた者は約2割であったが、「暴力を振るうことに抵抗感がない」が認められた者は半数に及んだ。

イ 暴力にかかわる問題点について、被害者の死傷程度との関連性が認められ、取り分け、「暴力を振るうことで、不全感や劣等感を補償したり、自己の存在感を示そうとする」については、被害者の死傷程度が重くなるにつれて、これが認められる者の比率が顕著に高まった。また、「集団になると気分が高揚して調子に乗る」、「大切な人以外の他人への思いやりや想像力に欠ける」についても、被害者の死傷程度との関連性が認められた。

ウ 問題点の所在及び程度については、単独犯と共犯の別、共犯における犯行時の役割の別、犯行動機等の別を始め、様々な条件によって相違が見られた。

4 その他（参考資料）

本研究の参考資料として、「資料4 平成14年少年院出院者（強盗事犯少年）の少年院における処遇に係る統計資料」及び「資料5 平成14年強盗事犯少年に対する保護観察処遇の状況」並びに「資料6 検察庁による少年調査票から見た非行少年の統計資料（平成12～14年）」を添付した。これらは、本研究結果の参考と位置付けているが、資料4については強盗事犯少年等に対する少年院における処遇を、資料5については保護観察状況を概観する上で、また、資料6については強盗事犯少年に限定せず、検察庁で受理した非行少年全般の環境とのかかわりの状況等を検討する上で、それぞれ独自の資料としての意味をも有している。

研究部長

吉 田 博 視

最近の強盗事犯少年に関する研究

研究官	庵前幸美
研究官	藤野京子
研究官	大場玲子
研究官補	細川英志
研究官補	小國万里子

目 次

第1	はじめに	5
第2	研究の実施概要	10
1	目的	10
2	方法	10
(1)	調査対象者及び実施方法	10
(2)	質問内容	10
第3	結果	13
1	少年強盗事犯の分析	13
(1)	少年強盗事犯の概要及び5年対象者と14年対象者との比較	13
(2)	少年強盗事犯についての共犯関係からの分析	24
(3)	少年強盗事犯についての被害者の死傷の程度からの分析	30
2	強盗事犯少年の非行歴・処分歴等	35
3	強盗事犯少年の犯行手口の着想・犯行動機等について	39
(1)	強盗事犯少年の犯行手口の着想・犯行動機等の概要及び5年対象者と14年対象者との比較	39
(2)	強盗事犯少年の犯行動機についてのクラスター分析結果	46
4	犯行についての強盗事犯少年の認識にかかわる分析	50
5	環境とのかかわり等について	56
(1)	家族	56
(2)	社会適応状況	62
6	社会観についての分析	71
7	本件にかかわる資質の問題点についての分析	77
第4	まとめ	90
1	少年強盗事犯の特徴	90
2	強盗事犯少年の非行歴等	90
3	強盗事犯少年の犯行の経緯等	91
4	強盗事犯少年と社会との関係	91
5	強盗事犯少年の資質	92
参考資料		93
資料1	記入票	93
資料2	入所時調査票の項目	97
資料3	強盗事犯少年（鑑別終了者）の推移	98
資料4	平成14年少年院出院者（強盗事犯少年）の少年院における処遇に係る統計資料	100
資料5	平成14年強盗事犯少年に対する保護観察処遇の状況	108
資料6	検察庁による少年調査票からみた非行少年の統計資料（平成12年～14年）.....	114

第1 はじめに

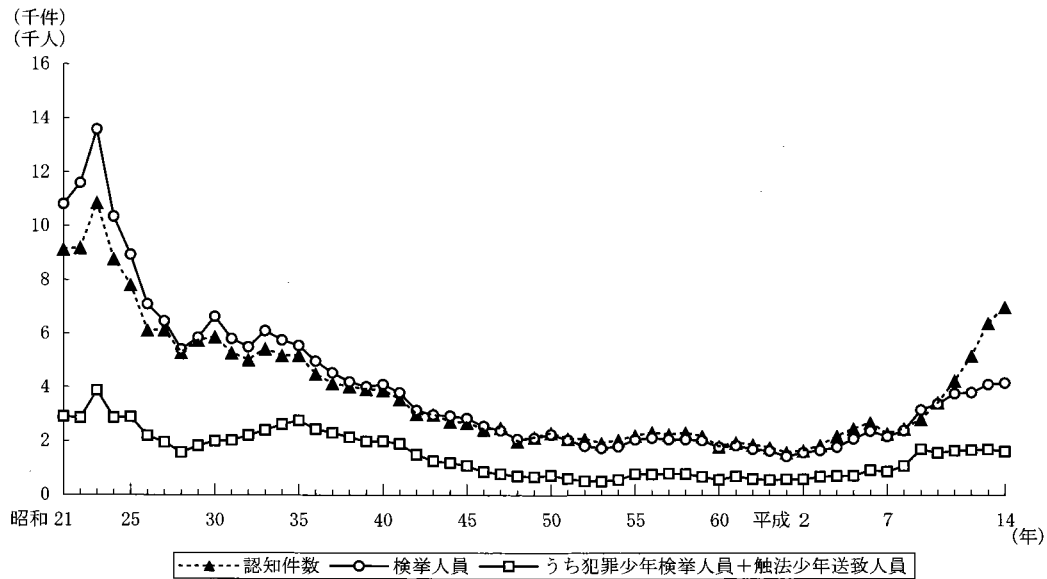
近年、強盗事犯が急増しており、社会不安の深刻化を招く一因となっている。図1-1が示すように、戦後の強盗事犯（強盗致死傷、強盗強姦を含む）の認知件数の推移を見てみると、昭和23年がピークであり10,854件であったが、以降下降の途をたどり、平成元年には1,586件になっているが、その後増加に転じ、7年に一旦減少したものの、再度増加に至り、14年には6,984件に至っている。また、検挙人員についても、近年の増加に関しては、その急増ぶりに検挙が追いつかないこともあってか、やや鈍った伸びとなっているが、その推移は認知件数のそれとほぼ類似のものとなっている。

強盗による少年検挙人員の動向は、昭和23年が最も多く3,878人であり、その後減少し、28年を底とし、第二の少年犯罪の波のところに相当する35年に2,762人にまで上昇を続け、以降下降に転じ、53年には522人にまで低下し、第三の少年犯罪の波のところに相当する57年においても806人にとどまり、63年には569人となっていた。しかし、その後増加に転じ、特に、平成7年に873人、8年に1,082人、9年に1,701人とこの間に急増し、以降横ばいとなっている。加えて、強盗による少年検挙人員を人口比で見ると、近年は、第二の少年犯罪の波のところに迫る勢いとなっている¹。

すなわち、近年の強盗事犯の急増とは成人に限ったものではなく、少年においても顕著に見られる現象と言える。

図1-1 強盗事犯の認知件数・検挙人員の推移

(昭和21年～平成14年)

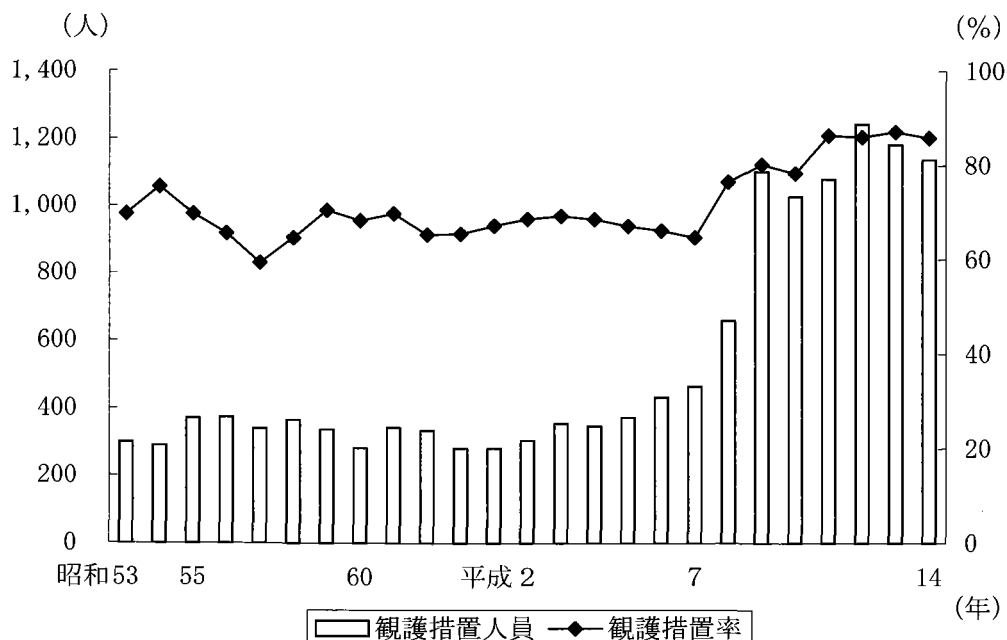


注 1 警察庁の統計による。
2 強盗には、強盗致死傷、強盗強姦を含む。

1 少年人口10万人当たりの強盗による少年検挙人員は、強盗による少年検挙人員が最も多かった昭和23年は22.5人であり、第二の少年犯罪の波のところに相当する35年は13.6人であったが、53年には3.1人にまで低下した。第三の少年犯罪の波のところに相当する57年においても4.5人にとどまり、63年には3.0人となった。しかし、その後増加に転じ、特に、平成13年には12.3人、14年には12.0人となっている（警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による）。

図 1 - 2 強盗事犯少年の観護措置人員及び観護措置率の推移

(昭和53年～平成14年)



注 1 司法統計年報による。

2 触法少年を含む。

3 「観護措置率」は、家庭裁判所の強盗事犯終局総人員（「移送」・「回付」及び「従たる事件」を除く。）に占める観護の措置をとった人員の比率である。

強盗事犯少年についての家庭裁判所における処理状況等の動向を見ると、まず、図1-2が示すように、強盗事犯少年の観護措置率は、昭和53年以降概ね60%台であったが、平成8年から70%台となり、さらに11年からは80%台となっている。また、図1-3が示すように、第三の少年犯罪の波のころに相当する昭和57年当時は、保護観察と少年院送致の処分を併せると60%であったのが、平成8年以降は80%を超え、従前は少年院送致よりも保護観察が多かったのに対して、近年はほぼ同率に至り、14年には少年院送致が保護観察を上回っている。

これらの動向の結果、図1-4が示すように、少年院新収容者における強盗事犯の比率は、昭和51年以降しばらく5%以下にとどまっていたが、平成9年からは10%前後にまで至っている。この増加は、近年の少年鑑別所・少年院における収容増にも影響を及ぼしている。

ところで、少年による強盗においては、成人に比べて、路上強盗やおびき出し強盗の比率が高いなど、一言で強盗といっても、その手口や態様には、成人との相違が見られる²。したがって、近年増加している少年による強盗事犯の実態を明らかにすることは、少年による強盗事犯の抑止のためにも、また、強盗事犯に至った少年に対する効果的な処遇を考えるに当たっても意義あることと考える。

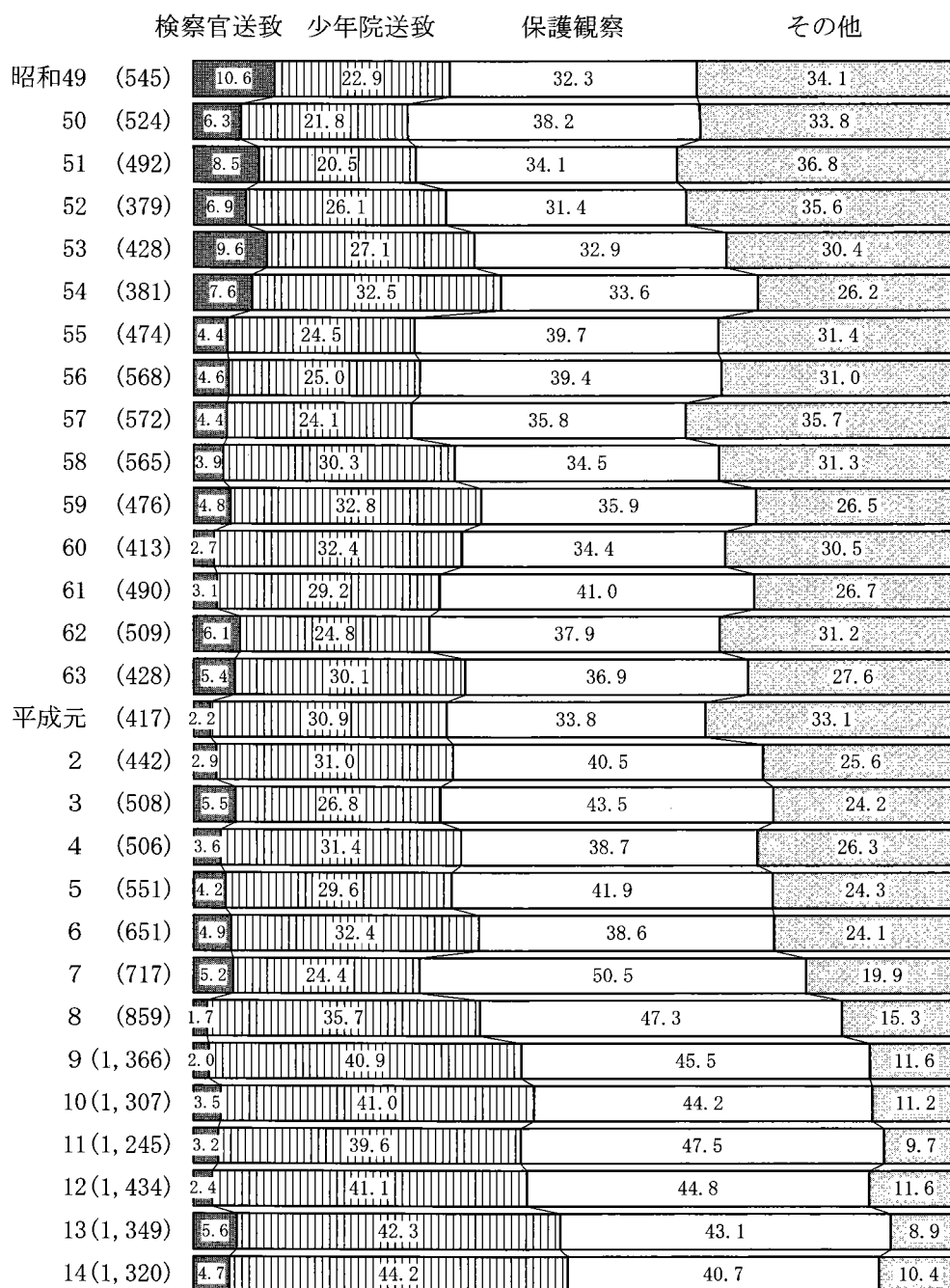
法務総合研究所で行った近年の研究のうち、少年による強盗に触れたものとして、「少年鑑別所収容少年の特質」（福田他、1999）³が挙げられる。同研究では、昭和63年から平成9年にかけて、全国の少年鑑別所に入所した少年についての非行、家庭、資質等に関する統計資料をもとに、主たる罪名ごとにその動向を分析しており、強盗事犯により入所した少年の動向については、①少年鑑別所における人員及び

2 この点に関する分析として、平成15年版犯罪白書 p.280～p.286が挙げられる。

3 福田美喜子他(1999)「少年鑑別所収容少年の特質」 法務総合研究所研究部報告4、1-84。

図 1 - 3 強盗事犯少年の家庭裁判所処理状況の推移

(昭和49年～平成14年)



注 1 司法統計年報による。

2 触法少年を含む。

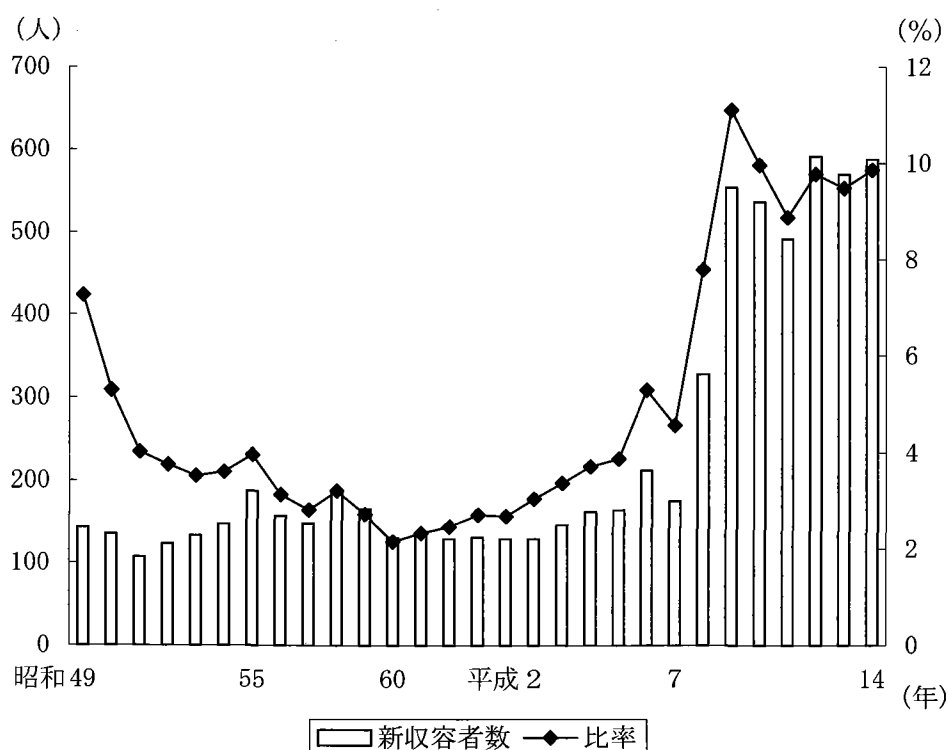
3 「年齢超過による検察官送致」, 「移送」・「回付」, 「従たる事件」及び「簡易送致事件」を除く。

4 終局決定で, 「検察官送致」は刑事処分相当による検察官送致者の比率, 「少年院送致」は少年院送致者の比率, 「保護観察」は保護観察決定者の比率, 「その他」は, 知事等送致, 児童自立支援施設等送致, 不処分及び審判不開始となった人員の比率である。

5 () 内は総人員である。

図1-4 強盗事犯の少年院新収容者数及びその比率の推移

(昭和49年～平成14年)



注 1 矯正統計年報による。

2 比率は、少年院新収容者に占める強盗事犯新収容者の比率である。

総数に示す構成比が、平成4年以降上昇していること、②年長少年の比率が、低下する傾向にあること、③少年鑑別所入所が初回である者の比率が、平成8年までは概ね上昇しているが、9年には低下していること、④学生・生徒の比率は、平成3年までは低下傾向にあったが、6年以降上昇傾向にあること、⑤中学卒業の比率が低下し、高校中退・在学の比率が上昇していること、⑥非行動機の1位は一貫して「お金や物が欲しくて」であるが、その比率は低下していること、⑦共犯の場合の共犯との関係については、地域仲間が1位を占め、その比率が上昇していること、一方、単独犯の比率は低下していること、⑧いずれの不良集団にも所属していない者の比率が、低下していること、⑨在宅保護歴のない者、保護施設歴のない者の比率が、上昇していること、⑩実父母率は、ほぼ上昇傾向にあること、⑪親の養育態度は、母については、「放任」の低下と「普通」の上昇が見られ、親への態度は、一貫して「親和・信頼」が1位であるが、母に対しては、その比率が上昇していること、を指摘している。また、強盗事犯により入所した少年を他の罪種によって入所した少年と比較してみると、①中間少年の構成比が高いこと、

4 ただし、この結果は、少年鑑別所に入所した少年を母集団としたものであり、少年で検挙された者全員を母集団としたものとは異にしている。ちなみに、警察庁の統計によって、少年で検挙された強盗事犯と刑法犯全体（交通関係業過を除く）を比較（昭和46年から平成14年までの各年比較）すると、①学職別では、強盗事犯の方が、学生・生徒の比率が低く、無職（学生・生徒を除く。）と有職の比率が高く、また、学生・生徒の内訳についても、強盗事犯の方が怠学の比率が高いこと、さらに、有職者の内訳についても、強盗事犯の方が怠業の比率が高いこと、②平均年齢については、刑法犯全体よりも強盗事犯の方が高いこと、③初発非行の比率は、刑法犯全体より強盗事犯の方が顕著に低いこと、④単独犯の比率が、刑法犯全体より強盗事犯の方が顕著に低いこと、⑤両親が実（養）父母である比率は、刑法犯全体より強盗事犯の方が低いこと、がうかがえる。

②少年鑑別所入所が初回である者が多いこと、③学生・生徒の比率が比較的多くなっていること、④誘いに乗って犯行に及んだ者（誘われて、その気になって）が比較的多いこと、⑤5人以上の共犯者数が多いこと、⑥不良集団所属のうちでは、地域不良集団が多いこと、⑦在宅保護歴のない者の比率が高いこと、⑧親の養育態度は、「普通」が多く、親への態度は、父母いずれに対しても「親和・信頼」の比率が高いこと、を指摘している。

加えて、同研究では、平成7年から9年にかけて強盗事犯により少年鑑別所に入所した少年についての事件の詳細についての特別調査をしており、①被害者は加害者と同年代の比較的若い世代が多いこと、②被害者は面識のない者が多いこと、③主たる被害場所は路上が多いこと、④凶器の準備状況は「凶器なし」が多いこと、⑤主たる犯行の方法は手で殴る・足げり等が多いこと、⑥被害者の身体被害がないとする比率は低いこと、などの実態を明らかにしている。

ところで、同研究は、主として既存の統計資料をもとに行ったものであり、少年が強盗に至る経緯・過程、強盗事犯に至る少年の心理面などの特徴等、その実態を明らかにするための情報量に限界があった。そこで、これらの点を明らかにするために、本研究では以下の調査を行うことにした。

第2 研究の実施概要

1 目的

まず、成人による強盗事犯と少年による強盗事犯では、その手口や態様に相違があるので、少年による強盗事犯（以下、「少年強盗事犯」という。）の手口、計画性、共犯形態等、事案内容の側面から分析することにより、少年強盗事犯の実態を明らかにすることを目的とした。また、強盗事犯に至った少年（以下、「強盗事犯少年」という。）の動機や意識の特徴を探り、背後にある問題点に迫ることをも目的とした。さらに、強盗事犯少年の家庭、学校、職場といった保護環境及びそこでの適応状況を検討することで、強盗事犯少年と社会との関係を探ることも目的とした。そして、これら3点については、近年の少年強盗事犯の急増にかんがみ、急増前の平成5年時と急増後の平成14年時を比較検討することとした。

加えて、少年強盗事犯急増後の平成14年時については、強盗事犯少年の抱えている社会観や資質の特徴を明らかにすることも目的とした^{5,6}。

2 方法

(1) 調査対象者及び実施方法

調査対象者は、①平成14年1月1日以降全国の少年鑑別所に入所し、同年中に退所した強盗事犯に係る男子少年の鑑別終了者全員（以下、「14年対象者」という。）及び②平成5年中に全国の少年鑑別所に入所した強盗事犯に係る男子少年の鑑別終了者全員（以下、「5年対象者」という。）とした⁷。

平成15年2月27日に、全国の少年鑑別所に記入票を送付し、上記対象者について、少年鑑別所が保管する関係資料に基づき、14年対象者については同年3月25日までに、5年対象者については同年4月25日までに、同所職員に記入票への記入を依頼した。この調査によって情報が得られた人数は、14年対象者963人のうち947人、5年対象者367人のうち327人⁸であった。情報が得られた対象者を分析対象者とすることにしたが、その年齢分布は、表2-2-1-1のとおりである。

(2) 質問内容

記入票（記入票は資料1に掲載）は、大きく分けて、「問1 本件強盗事件の概要」「問2 本件強盗事件の経緯等」「問3 本件当時の社会適応状況等」の3つの問いから構成した。

「問1 本件強盗事件の概要」には、少年強盗事犯の概要についての情報を得る目的で、「犯行遂行状況」「犯行手口」「犯行場所」「犯行開始の時間帯」「被害者の人数」「被害者の性別及び年齢層」「被害者

5 強盗事犯少年についての少年院や保護観察での処遇の実態等については、資料4及び5を参照。

6 このほか、平成5年時の強盗事犯少年については、その後の再犯状況を調査し、再犯に至らなかった者と至った者の差異について分析することを、当初の研究目的の一つとしていた。しかし、注8でも記載するように、再犯に至った者についての情報を十分に収集するに至らなかったため、再犯の有無についての結果は、注に一部記載することに止めた。

7 平成5年に強盗事犯で家裁係属した者のうち観護措置となった者は67.1%、平成14年は85.9%であった。また、平成14年の調査対象者については、調査時期の都合から同年中に退所した者に限定した。なお、女子については、数が少なく、統計分析を行うに十分な数がないことから、その後今回の調査では割愛した。

8 5年対象者のうち、情報が得られた327人の中で、その後受刑歴があった者は25人（情報が得られた対象者の7.6%）であったが、情報が得られなかった40人の中で、受刑歴があった者は21人（情報が得られなかった対象者の52.5%）であった。情報が得られなかった対象者の中には、刑務所等への収容により、記入に当たって必要な資料が当該少年鑑別所から収容先の施設に送付された者が多く含まれていた。

表 2-2-1-1 分析対象者の年齢分布

	総 数	5 年対象者	14 年対象者
総 数	1,274	327 (100.0)	947 (100.0)
14歳以下	50	5 (1.5)	45 (4.8)
15歳	135	33 (10.1)	102 (10.8)
16歳	294	70 (21.4)	224 (23.7)
17歳	305	62 (19.0)	243 (25.7)
18歳	268	89 (27.2)	179 (18.9)
19歳	222	68 (20.8)	154 (16.3)

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 年齢は、少年鑑別所退所時のものである。
 3 () 内は比率である。

の死傷の程度」「被害合計額」「被害者との面識」「使用凶器(本人及び共犯の場合は共犯者のそれぞれについて)」「成人共犯者の有無」「少年院歴・受刑歴を有する共犯者の有無」「犯行の計画性」「犯行における主導者の有無」の項目を設けた。

なお、「犯行の計画性」については、どのような計画性であるかを明らかにするために、該当する計画内容を選択する方式とした。

「問2 本件強盗事件の経緯等」には、「犯行手口の着想」「犯行についての本人の認識(自分が加害者であるとの認識及び犯行内容が予想以上にエスカレートしたとの認識)」「犯行場面における本人の最関心事」「金品奪取にかかわる動機」「被害者への威嚇・暴力にかかわる動機」「共犯者との関係にかかわる動機」「共犯者との日ごろの関係」「本人の非行歴(非行初発年齢及びこれまでの非行の範囲)」の質問項目を設けた。

「犯行場面における本人の最関心事」に関しては、強盗とは、元来、暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取することであるものの、強盗事犯少年の場合、必ずしも金品奪取が最関心事であるとは限らないため、調査することとした。具体的には、被害者に暴力を振るうことが最関心事であり、そのついでに被害者の金品を奪ったり、あるいは、金品奪取もさることながら共犯者と良好な関係を保とうとして事件に加わったりするなどのことがある。また、その場の雰囲気任せでなんとなく犯行に至り、その理由を後日他者に問われても、当の本人自身、はっきりと説明できない場合もある。こうしたことを踏まえて、「金品奪取」「被害者への威嚇・暴力」「共犯者との関係」「特になし」「不詳」の選択肢を用意した。

また、「金品奪取にかかわる動機」「被害者への威嚇・暴力にかかわる動機」「共犯者との関係にかかわる動機」については、①犯行に至る動機は一つとは限らないこと、②犯行場面における最関心事が金品奪取の場合、必ずしも被害者を威嚇したり暴力を振るったりしなくてよいはずであるのに、なぜ威嚇や暴力に至ったのかを解明すべきであること、③犯行場面における最関心事が被害者への威嚇・暴力の場合、必ずしも金品奪取に及ばなくてよいはずであるのに、なぜ奪取に至ったのかを解明すべきであること、④共犯の場合、最関心事が共犯者との関係でない場合も含め、共犯者とはどのような思いから結び付いているのかを明らかにする必要があること、などから設定した。

「問3 本件当時の社会適応状況等」には、「家庭での状況(保護者の指導力及び家族との関係)」「学校での状況」「職場での状況」「いじめ、虐待、犯罪の被害体験と、これらによる精神的ダメージ」「いわゆる『世間』への態度」「将来への態度」「本件非行にかかわる本人の問題点」の質問項目を設けた。

「学校での状況」については、登校状況等に加えて、登校してはいるものの学校に適応していない場合(以下、「登校不適応」という。)あるいは登校しないことが多かった場合(以下、「不登校」という。)の

原因を、また、「職場での状況」では、出勤状況等に加えて、出勤してはいるものの職場に適応していない場合（以下、「出勤不適応」という。）あるいは出勤しないことが多かった場合（以下、「怠勤」という。）の原因を含むことにした。

また、「本件非行にかかわる本人の問題点」では、少年のどのような資質が強盗事犯に至らしめたかについて明らかにするために設けることにした。

なお、「いじめ、虐待、犯罪の被害体験と、これらによる精神的ダメージ」「いわゆる『世間』への態度」「将来への態度」「本件非行にかかわる本人の問題点」の各項目については、少年鑑別所が作成した関係資料のみで正確に記入することが難しい場合があると予想されたことから、当該少年の鑑別を直接担当した少年鑑別所職員による判断・記入が見込まれる14年対象者に限って調査することにした。

このほか、法務省大臣官房司法法制部が収集している少年鑑別所入所少年各人に対する入所者調査票（入所者調査票の項目は資料2に掲載）のデータも入手し、そのデータと合わせて分析⁹を行うこととした。

9 5年対象者のうち、情報が得られた対象者327人と情報が得られなかった40人の2群について、入所者調査票の調査項目で比較した結果、①少年鑑別所入所回数「なし」について、前者より後者の比率が低いこと、②非行時の身上のうち「該当なし」について、前者より後者の比率が低く、「1号観察中」の比率が高いこと、③保護観察の回数「なし」について、前者より後者の比率が低いこと、④児童自立支援施設等送致回数「なし」について、前者より後者の比率が低いこと、⑤不良集団所属関係のうち「暴走族」について、前者より後者の比率が高いこと、⑥保護者のうち実親の人数「0人」について、前者より後者の比率が高いこと、⑦本人の職業のうち「無職（学生・生徒を除くその他）」について、前者より後者の比率が高いこと、⑧家庭の生活程度のうち「普通」について、前者より後者の比率が低いこと、⑨最終学歴について、前者より後者の方が、中卒（中学中退を含む）の比率が高く、高卒の比率が低いこと、⑩医療措置を要する者について、前者より後者の比率が高いこと、⑪本件の審判決定に関して、「保護観察」については、前者より後者の比率が低く、「児童自立支援施設・児童養護施設送致」や「検察官送致」については、前者より後者の比率が高いこと、加えて、「少年院送致」については、長期処遇の比率が前者より後者において高いこと、といった結果が得られた。これらの結果からは、5年対象者のデータについては、保護処分歴を有したり、暴走族といった反社会集団に入っていたり、保護環境が良好でなかったりする者が、今回の調査では欠落傾向にあった点是否めず、この点を踏まえながら結果を検討する必要があること、一方、退所時年齢、共犯者数、共犯の種類、薬物使用関係等については差異が認められず、事件の概況を分析するに当たっては、さほど支障がないデータであるとみなすこととした。

第3 結果

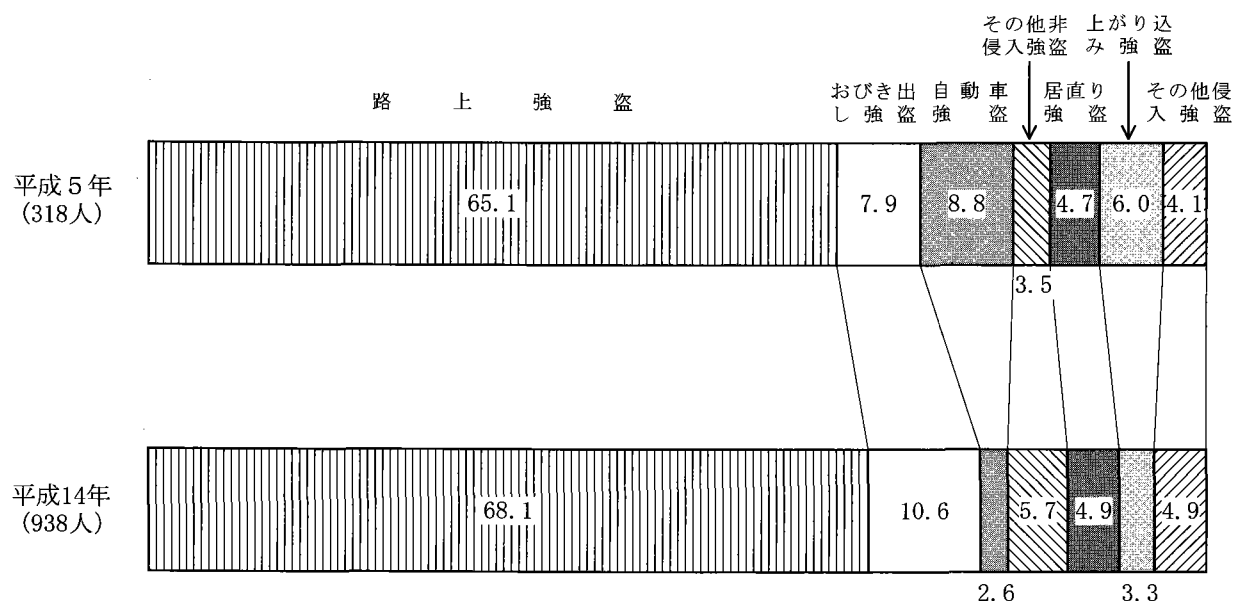
1 少年強盗事犯の分析¹⁰

(1) 少年強盗事犯の概要及び5年対象者と14年対象者との比較

少年強盗事犯は、成人のそれに比べて、その手口や態様に相違があるとされていることから、本項では、少年強盗事犯の実態を示すこと、加えて、平成5年と14年とで、その実態に変化があるかどうかについての分析結果を示すこととした。

まず、図3-1-1-1は、5年対象者及び14年対象者のそれぞれの犯行手口について、不詳及び記入票への未記入（以下、この未記入のことを「無回答」という。）を除いたものを示している。5年対象者、14年対象者のいずれも、「路上強盗」の比率が最も多く6割を優に超え、「おびき出し強盗」がそれに続いている。少年強盗事犯の大半が、これら2種の手口で占められていることがうかがえる。また、5年対象者に比べて14年対象者において、その傾向がより強まっていると言える。

図3-1-1-1 入所年別犯行手口の構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「その他非侵入強盗」とは、路上強盗、おびき出し強盗、自動車強盗以外の非侵入強盗をいう。

3 「その他侵入強盗」とは、居直り強盗、上がり込み強盗以外の侵入強盗をいう。

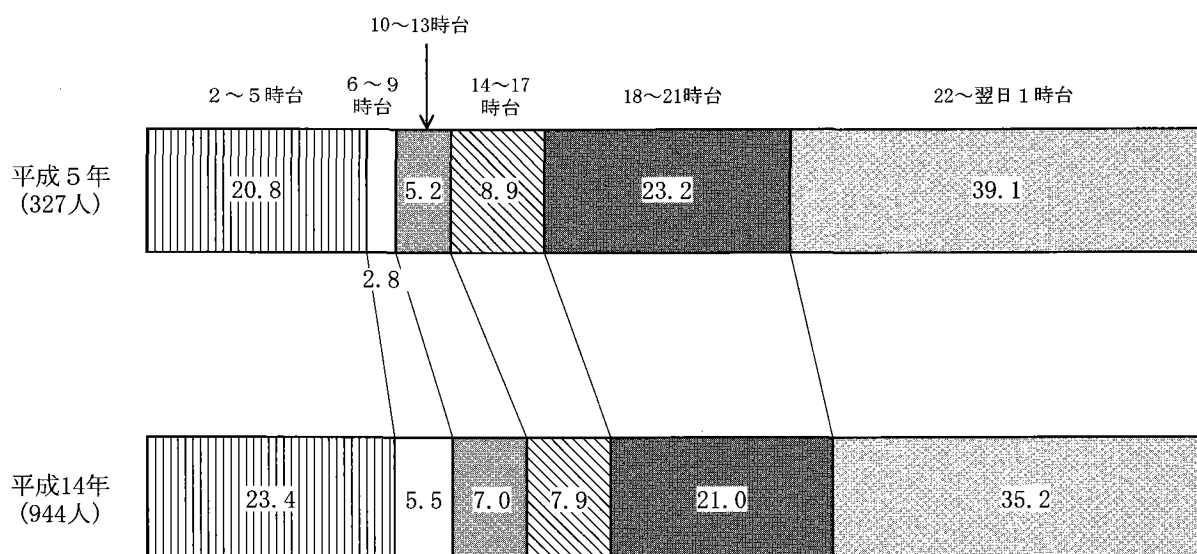
4 不詳、無回答を除く。

5 $\chi^2(6)=31.293$, $p<.001$ である。

犯行開始の時間帯について4時間ずつにまとめて分析した結果は、図3-1-1-2のとおりである。5年対象者、14年対象者のいずれも、「22～翌日1時台」の深夜に最も集中しており、4割近くを占めている。また、「2～5時台」や「18～21時台」の比率も高く、18～5時台（夜間の12時間）の比率は8割前後に至っている。一方、6～17時台（日中の12時間）の比率は2割前後にとどまっている。

10 事件についての分析であるが、本調査は、強盗事犯少年各人に対するものであったため、共犯事件の場合、同一事件が重複計上されている。

図 3 - 1 - 1 - 2 入所年別犯行開始の時間帯の構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答を除く。
 3 $\chi^2(5)=7.663$, $p<.05$ である。

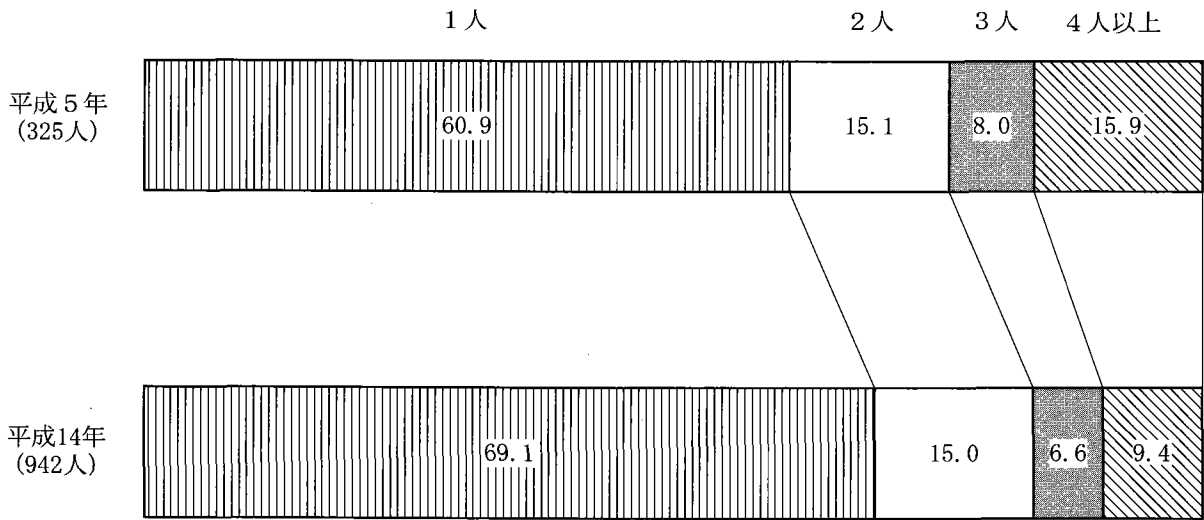
続いて、被害者の概要を見ると、まず、被害者数については、図3-1-1-3が示すように、5年対象者も14年対象者も「1人」が最も多いが、14年対象者の方が「1人」の比率がより高くなっている。また、被害者の性別については、図3-1-1-4が示すように、5年対象者も14年対象者も「男性のみ」を被害者とする比率が8割前後と高い。加えて、被害者を性別及び年齢層別で見ると、図3-1-1-5が示すように、男性被害者のうちでは、14～65歳が高率である。また、5年対象者では「14～19歳」と「20～65歳」の比率がほぼ同率であるのに対して、14年対象者では「14～19歳」に比べて「20～65歳」の比率の方が高く、未成年男性よりも成人男性を被害者とする傾向にあることがうかがえる。すなわち、14年対象者では、自らと同じ世代でない者を被害者として選択するようになってきていると言える。また、被害者との面識については、図3-1-1-6が示すように、5年対象者、14年対象者のいずれも、加害者（調査対象者自身ないし共犯がいる場合は共犯者のいずれか）が、被害者（被害者が複数の場合は被害者のいずれとも）と「面識なし」の比率が9割前後と極めて高くなっている。

被害者が負わされた死傷の程度については、図3-1-1-7が示すように、5年対象者、14年対象者のいずれも、「負傷なし」は2割前後にとどまっている。死傷の程度については、「全治1月未満の怪我（以下、「軽傷」という。）」の比率が高いが、この「軽傷」の比率は、5年対象者に比べて14年対象者では低くなっており、その分、「全治1月以上の怪我（以下、「重傷」という。）」の比率が高くなっている。すなわち、5年対象者に比べて14年対象者では、被害者を負傷させる場合、重傷に至らしめる比率が高くなっている傾向がうかがえる（被害者の死傷の程度の分析については、本節3項「少年強盗事犯についての被害者の死傷の程度からの分析」も参照）。

被害合計額については、図3-1-1-8が示すように、5年対象者、14年対象者のいずれも、「1万円以上10万円未満」の比率が高く、「1万円未満」がそれに続いており、双方を併せると8割近くとなっている。一方、「100万円以上」は2～3％程度にとどまっている。

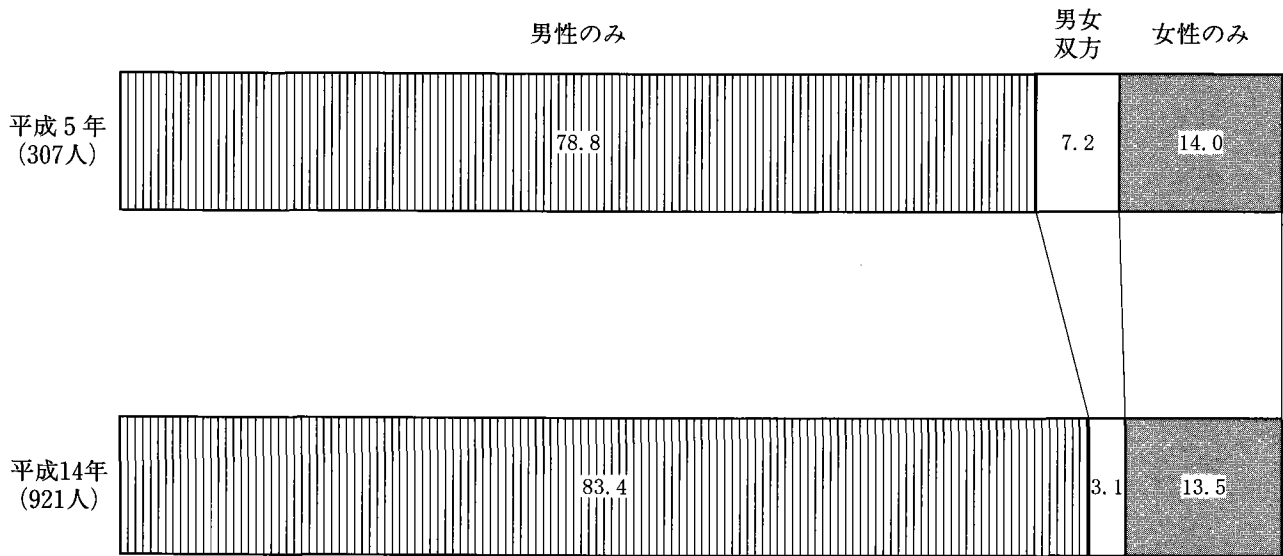
共犯関係の概要を見ると、まず、共犯者数については、図3-1-1-9が示すように、5年対象者、14年対象者のいずれも、「4人以上」が最も高い比率であり、一方、「単独」は2割にも達していない。加えて、14年対象者においては、5年対象者よりも「単独」の比率が減り、「4人以上」の比率が高まり、

図 3－1－1－3 入所年別被害者数の構成比



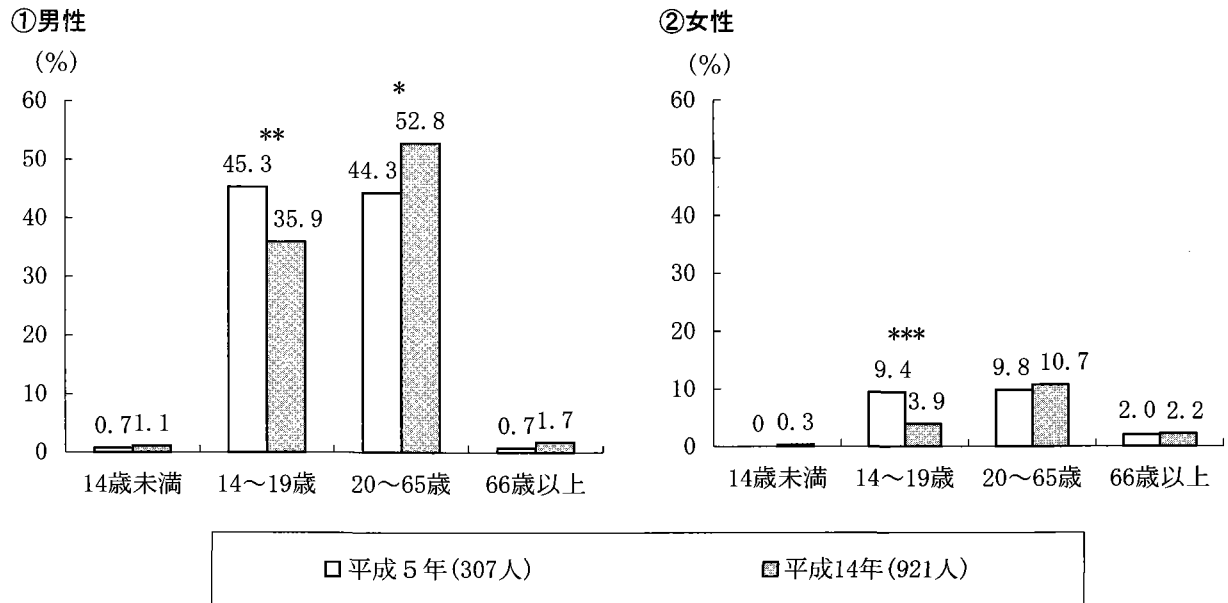
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答を除く。
3 $\chi^2(3)=12.812$, $p<.01$ である。

図 3－1－1－4 入所年別被害者の性別の構成比



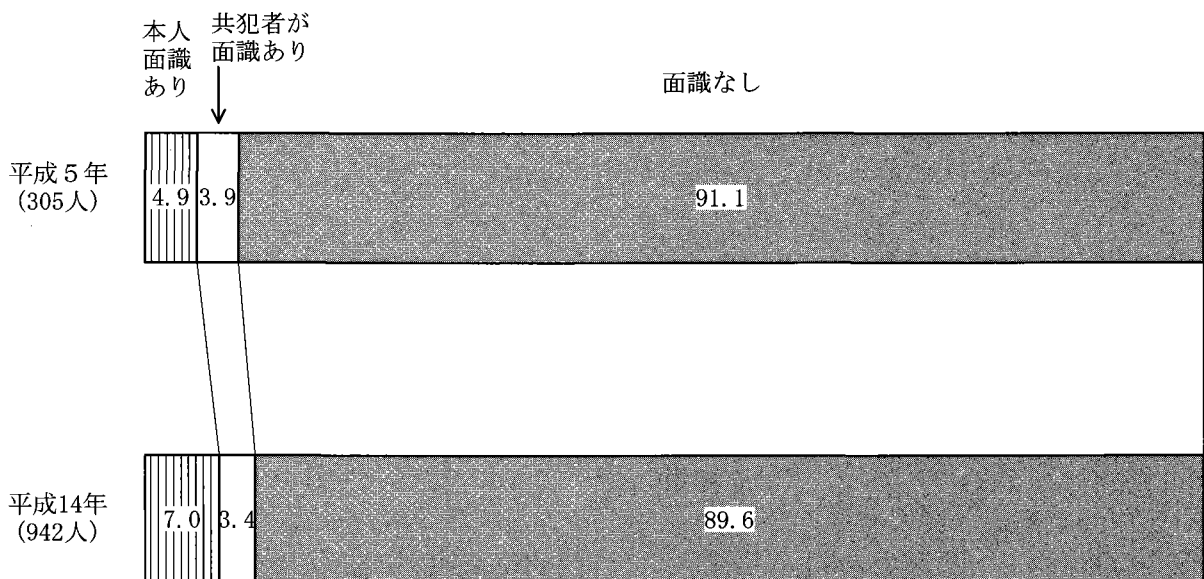
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 不詳，無回答を除く。
3 $\chi^2(2)=9.580$, $p<.01$ である。

図 3 - 1 - 1 - 5 入所年別被害者の性別・年齢層別分布



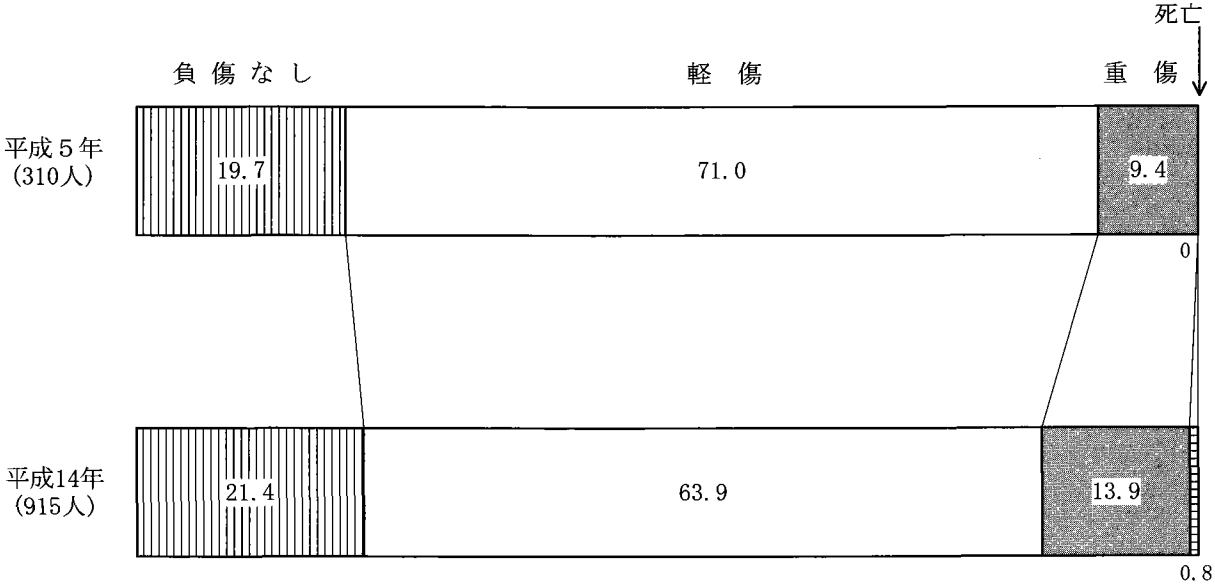
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 複数回答の結果である。
 3 入所年別に、不詳、無回答を除いた人数を母数とした場合の比率である。
 4 平成5年と平成14年の有意差が、*は $p < .05$ 、**は $p < .01$ 、***は $p < .001$ であることを示す。

図 3 - 1 - 1 - 6 入所年別被害者との面識の構成比



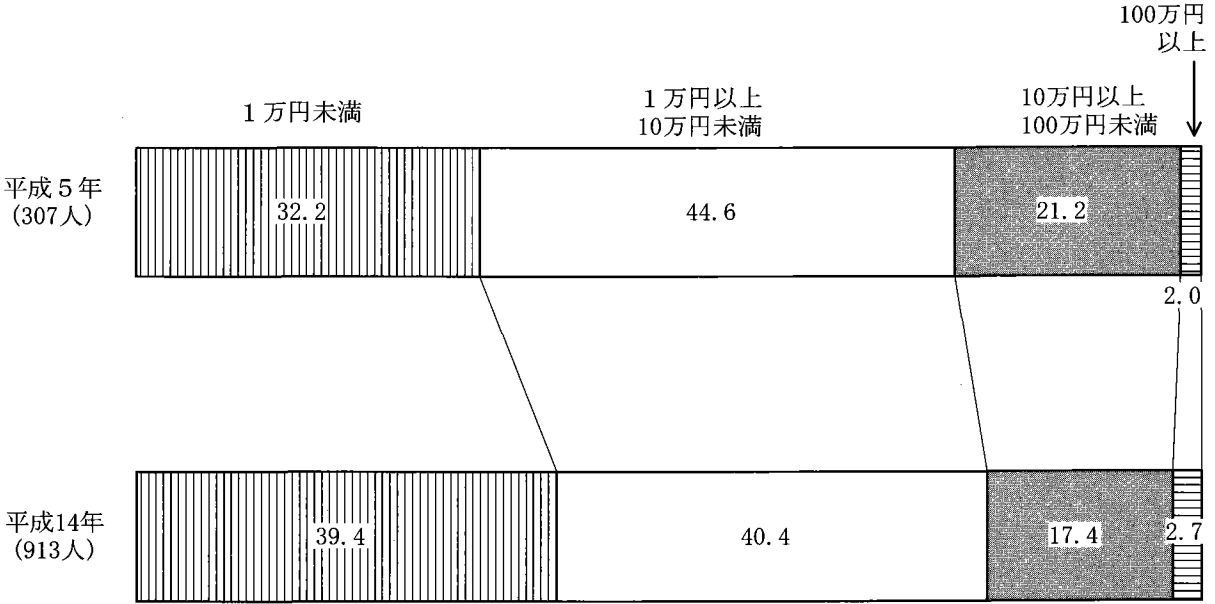
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 本人も共犯者も面識がある場合は、「本人面識あり」に計上している。
 3 不詳、無回答を除く。
 4 $\chi^2(2) = 1.797$, $p > .05$ である。

図 3 - 1 - 1 - 7 入所年別被害者の死傷の程度の構成比



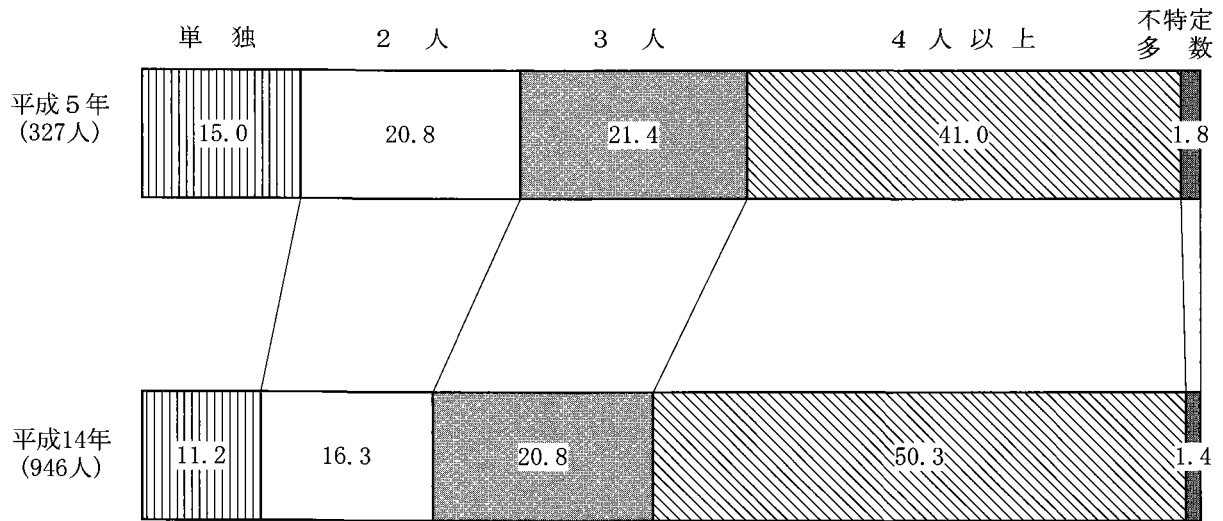
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 「軽傷」は、全治1月未満の負傷を、「重傷」は、全治1月以上の負傷をいう。
3 不詳、無回答を除く。
4 $\chi^2(3)=8.173, p<.05$ である。

図 3 - 1 - 1 - 8 入所年別被害合計額の構成比



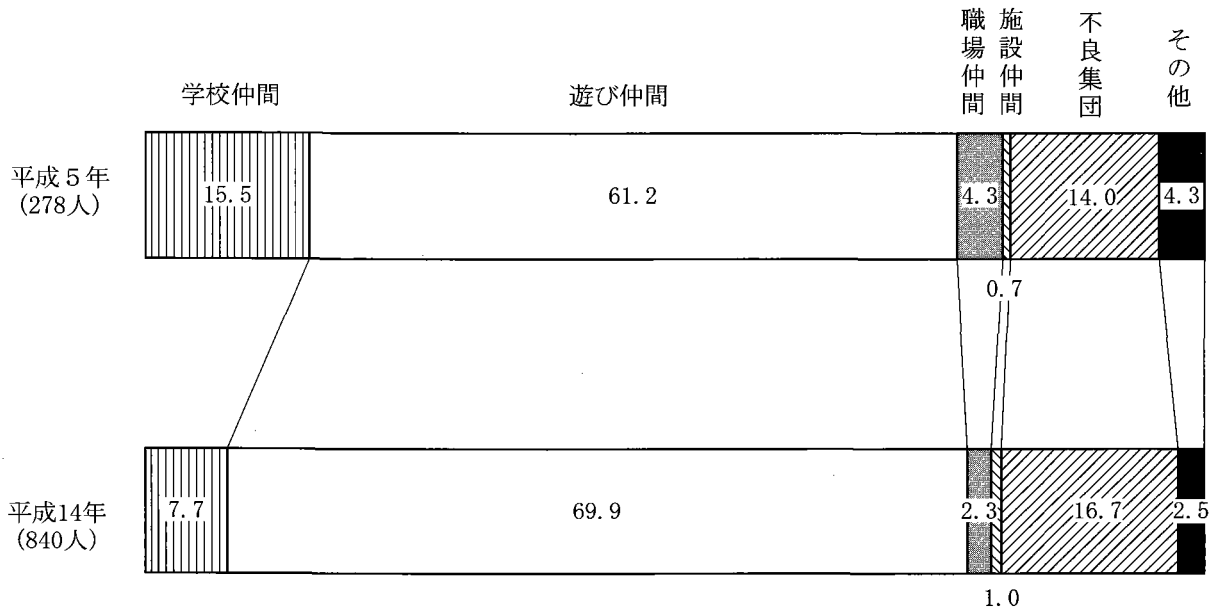
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 不詳、無回答を除く。
3 $\chi^2(3)=6.454, p>.05$ である。

図 3 - 1 - 1 - 9 入所年別共犯者数の構成比



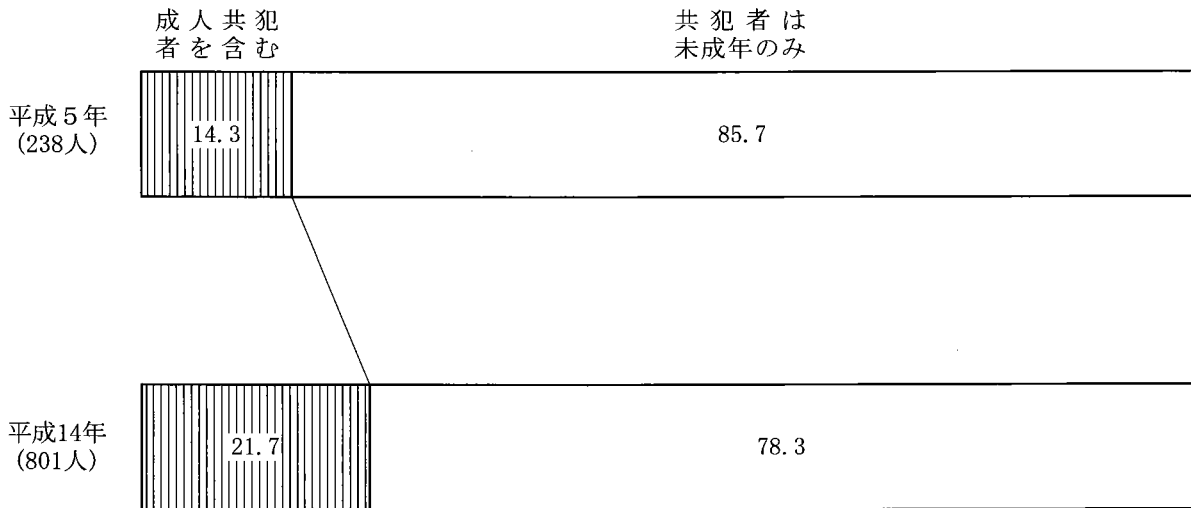
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 不詳を除く。
 3 $\chi^2(4)=10.500$, $p<.05$ である。

図 3 - 1 - 1 - 10 入所年別共犯の種類構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 共犯の場合を母集団（共犯者数不詳を除く）とする。
 3 「その他」には、親族、行きずりをも含む。
 4 不詳を除く。
 5 $\chi^2(5)=21.819$, $p<.01$ である。

図 3 - 1 - 1 - 11 入所年別成人共犯者の有無の構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 共犯の場合（共犯者数不詳を除く）を母集団とする。
 3 不詳，無回答を除く。
 4 $\chi^2(1)=6.338$, $p<.05$ である。

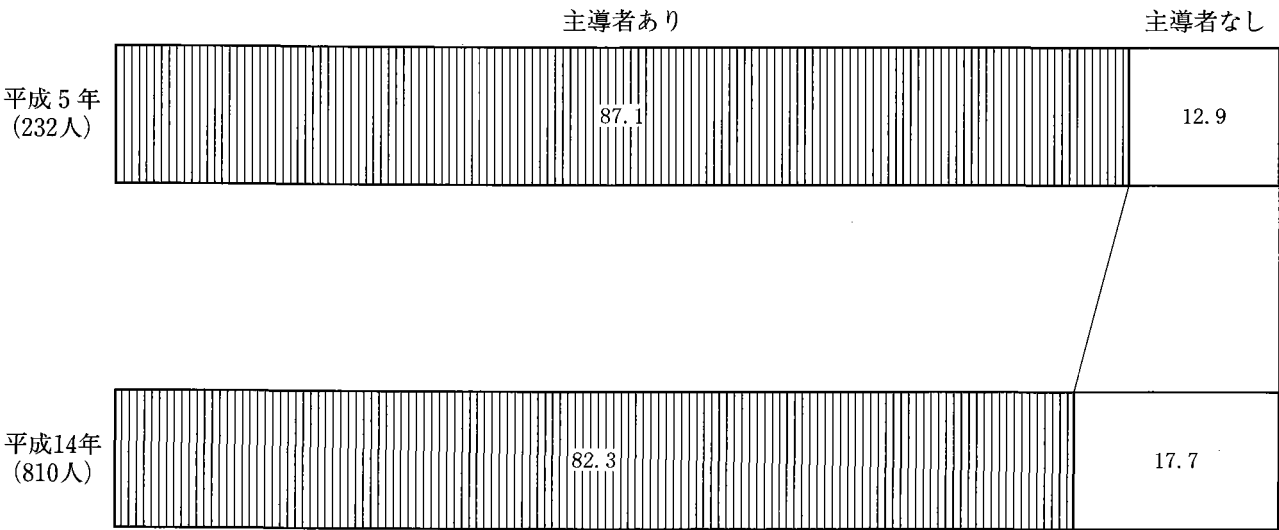
集団化傾向がより顕著になっていることがうかがえる。また，共犯の場合のその種類については，図 3 - 1 - 1 - 10 が示すとおり，5 年対象者，14 年対象者のいずれも，「遊び仲間」の比率が最も高く 6 割を超えている。加えて，14 年対象者においては，5 年対象者よりもその比率が高くなっている。また，共犯者の場合の成人共犯者の有無については，図 3 - 1 - 1 - 11 が示すように，5 年対象者，14 年対象者のいずれも，8 割近くが未成年同士で行っている。ただし，5 年対象者に比べて 14 年対象者は，成人共犯者を含む比率が有意に高くなっている。先に，5 年対象者に比べて 14 年対象者においては，未成年男性よりも成人男性を被害者とする傾向が強まっていることに言及したが，共犯関係についても，成人共犯者を含む傾向が強まっている様子である。

共犯の場合の犯行における主導者の有無については，図 3 - 1 - 1 - 12 が示すとおり，5 年対象者，14 年対象者のいずれも，主導者なしの比率は 2 割に及んでいない。また，共犯の場合，主導者の有無について成人主導者の有無別で見ると，図 3 - 1 - 1 - 13 が示すとおり，5 年対象者，14 年対象者のいずれも，成人を含む場合には，成人が主導者になる比率が高いが，5 年対象者に比べて 14 年対象者の比率は低くなっている。また，共犯が未成年のみの場合，5 年対象者，14 年対象者のいずれも，主導者なしよりも主導者ありの比率が高いが，5 年対象者に比べて 14 年対象者の比率は低くなっている。すなわち，5 年対象者に比べて 14 年対象者の方が，①共犯者が未成年のみの場合では，主導者なしの比率が上昇している，②共犯者に成人を含む場合では，成人が主導者である比率が低下し，未成年が主導者である比率が上昇している，などがうかがえる。

このほか，共犯の場合の共犯者との日ごろの関係については，図 3 - 1 - 1 - 14 が示すように，「付き合いがよくある」者同士で構成されている比率が 9 割前後と高い。ただし，5 年対象者に比べて 14 年対象者では，「付き合いがあまりない」者を含む比率が高まっている（共犯関係の分析については，本節 2 項「少年強盗事犯についての共犯関係からの分析」も参照）。

当該犯行に本人ないし共犯の場合は共犯者を含めて少年院歴ないし受刑歴を有する者が含まれていたかどうかについては，図 3 - 1 - 1 - 15 に示してある。強盗事犯とは凶悪犯であるが，少年院歴ないし受刑歴（以下，「犯歴」という。）のない者同士で行っている比率が，5 年対象者では 9 割弱，14 年対象

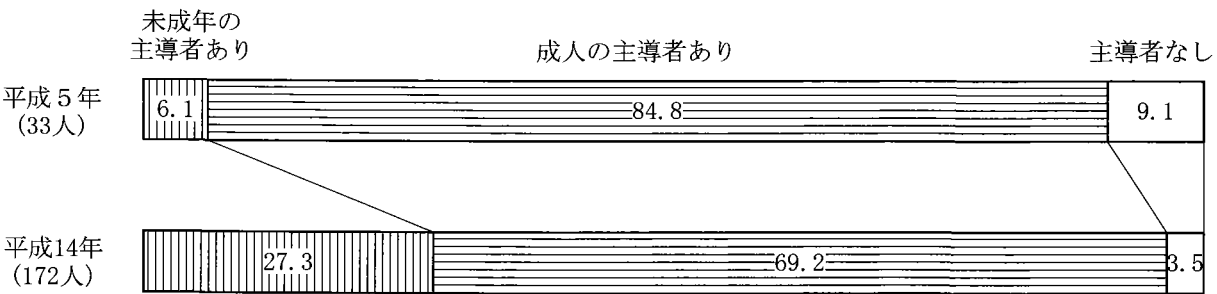
図 3 - 1 - 1 - 12 入所年別犯行における主導者の有無の構成比



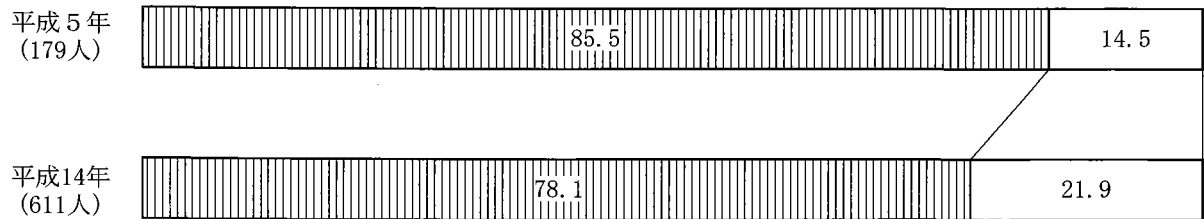
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 共犯の場合を母集団（共犯者数不詳を除く）とする。
3 不詳，無回答を除く。
4 $\chi^2(1)=2.906, p>.05$ である。

図 3 - 1 - 1 - 13 入所年別犯行における主導者の有無の構成比（成人共犯者の有無別）

①成人共犯者がいる場合

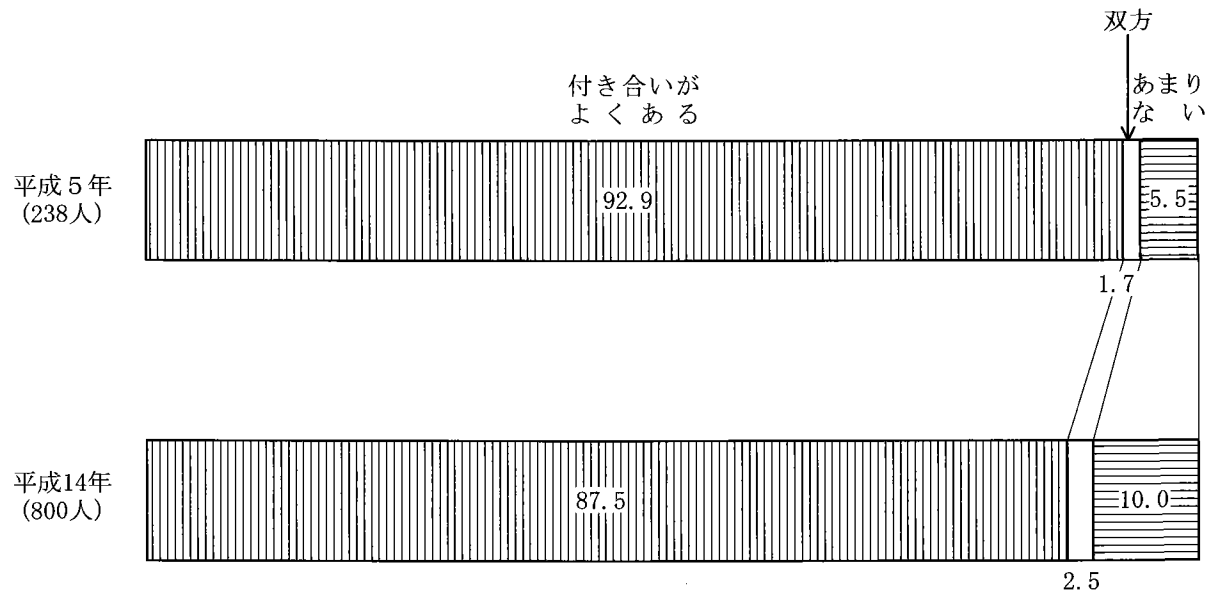


②成人共犯者がいない場合



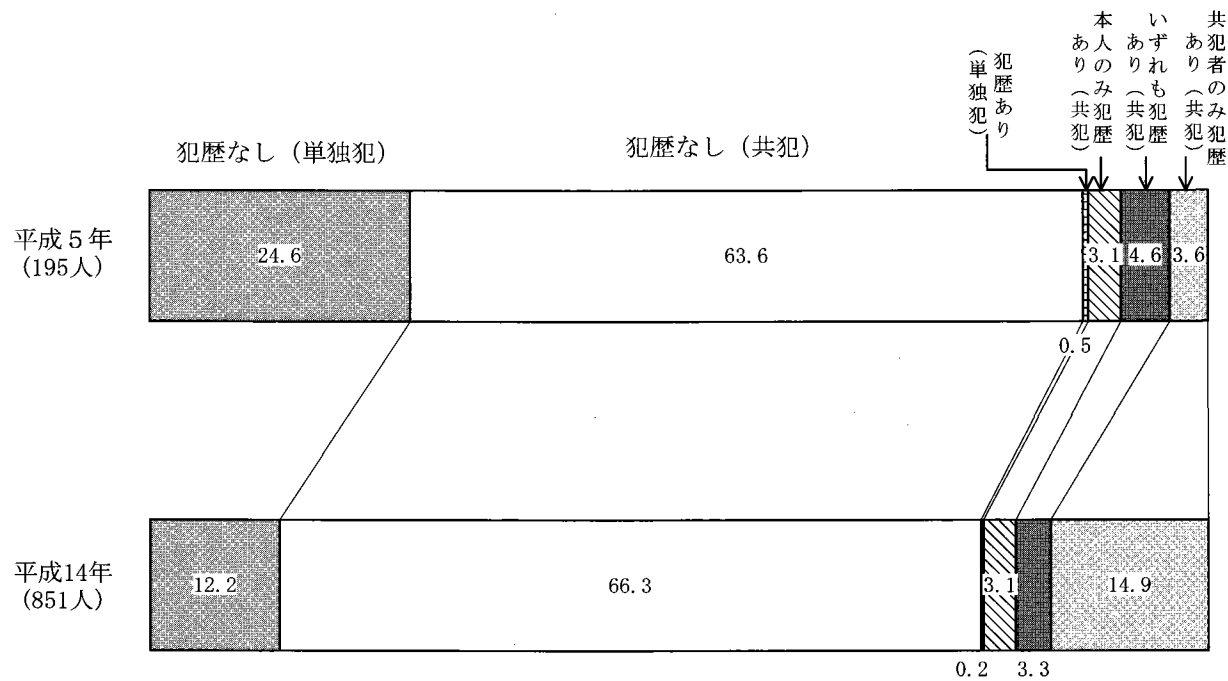
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 共犯の場合を母集団（共犯者数不詳を除く）とする。
3 不詳，無回答を除く。
4 成人共犯者がいる場合については， $\chi^2(1)=8.165, p<.05$ である。
5 成人共犯者がいない場合については， $\chi^2(1)=4.702, p<.05$ である。

図 3 - 1 - 1 - 14 入所年別共犯者との日ごろの関係の構成比



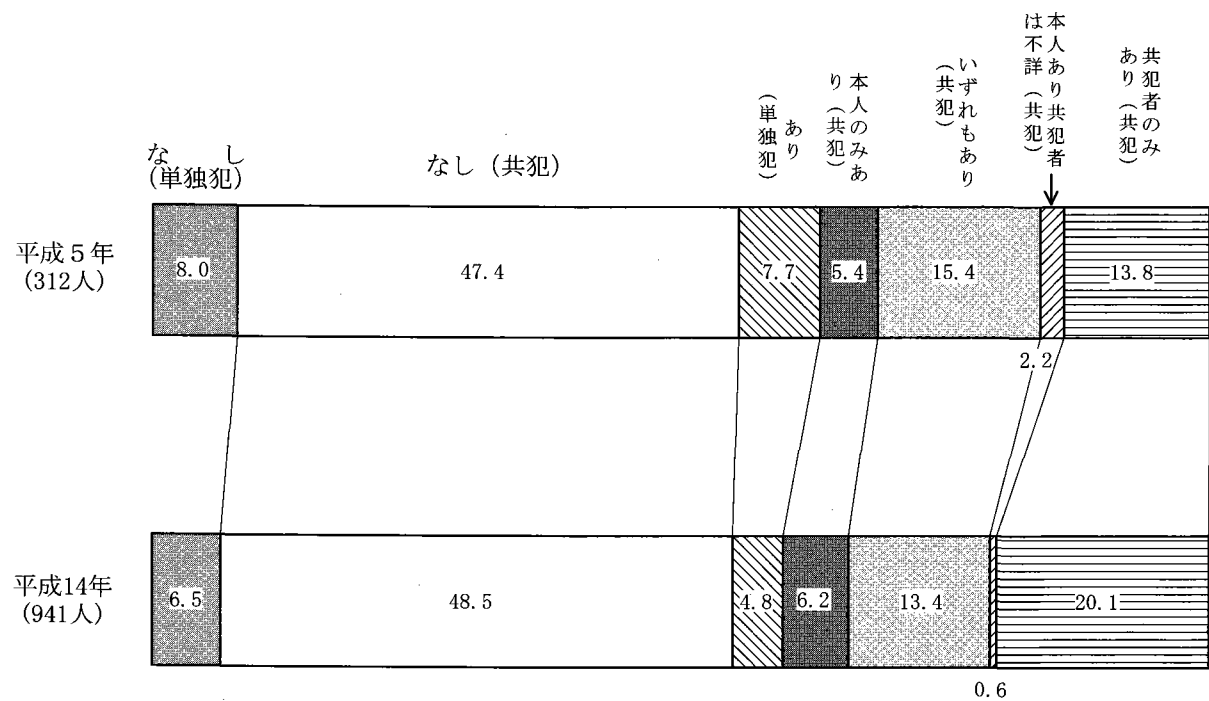
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 共犯の場合（共犯者数不詳を除く）を母集団とする。
3 「双方」とは、共犯者に、付き合いがよくある者、あまりない者の双方を含むことをいう。
4 不詳、無回答を除く。
5 $\chi^2(2)=5.342, p>.05$ である。

図 3 - 1 - 1 - 15 入所年別犯行に犯歴ありの者を含んでいたかについての構成比（単独犯・共犯別）



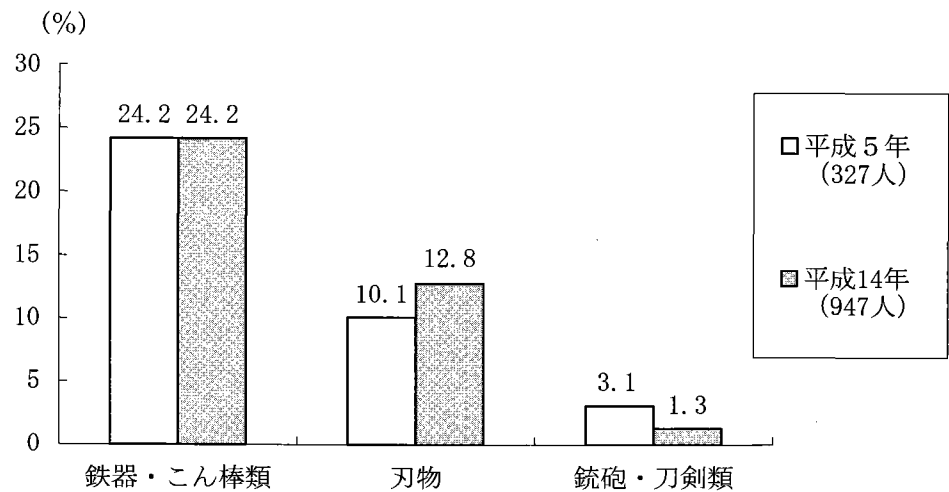
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 犯歴とは、少年院歴ないし受刑歴のあることを示す。
3 不詳、無回答を除く。
4 $\chi^2(5)=34.068, p<.001$ である。

図 3 - 1 - 1 - 16 入所年別凶器使用の有無の構成比



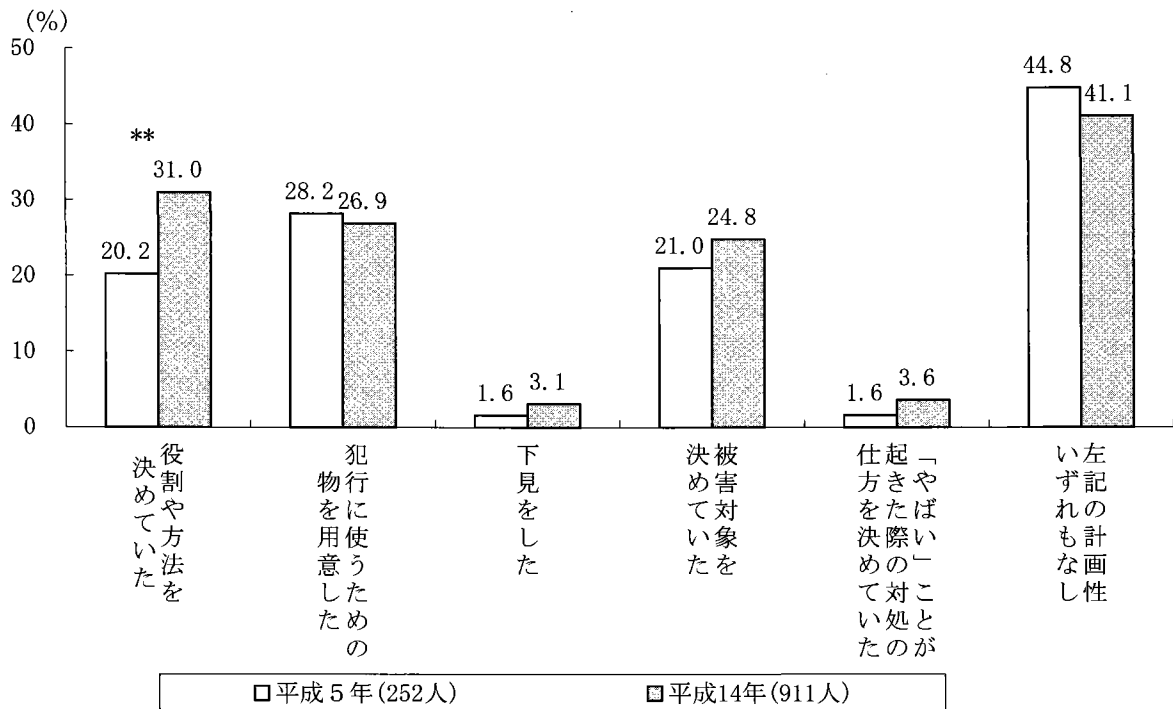
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 本人の凶器使用についての不詳，無回答を除く。
3 「あり」は凶器使用ありを，「なし」は凶器使用なしをいう。
4 $\chi^2(6)=16.177$ ， $p<.05$ である。

図 3 - 1 - 1 - 17 入所年別各凶器の使用率



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 複数回答の結果である。
3 入所年別に，分析対象者数を母数とし，本人あるいは共犯者が使用と回答した場合の比率である。
4 「鉄器・こん棒類」には，鉄パイプ，バット，木刀，竿等を含み，「刃物」「銃砲・刀剣類」に分類されるものは除く。
5 「刃物」には，ナイフ，かみそり等を含み，「銃砲・刀剣類」に分類されるものは除く。
6 「銃砲・刀剣類」には，模造を含む。ただし，玩具は除く。

図 3 - 1 - 1 - 18 入所年別犯行の計画性の比率



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 複数回答の結果である。
 3 入所年別に、不詳、無回答を除いた人数を母数とした場合の比率である。
 4 平成 5 年と平成14年との有意差が、*は $p < .05$ 、**は $p < .01$ 、***は $p < .001$ であることを示す。

者では 8 割弱と、圧倒的に高くなっている。ただし、5 年対象者に比べて14年対象者は、10%程度、その比率が低下しており、このことも注目に値する。先に、共犯者数が 4 人以上である比率が高まっていることに言及したが、共犯者の中に、犯歴を有する者が含まれている比率の上昇がうかがえる。

このほか、犯行時に凶器が使用されたかどうかについては、図 3 - 1 - 1 - 16 に示したとおりである。5 年対象者も14年対象者も「なし」が55%前後である。先に、被害者の死傷の程度について、「負傷なし」は 2 割前後にとどまることに言及したが、この結果からは、凶器を使用しなくても被害者を負傷させてしまうことが少なくないことがうかがえる。なお、14年対象者は 5 年対象者に比べて、共犯者のみが凶器を使用している比率が高く、一方、本人自身が凶器を使用している比率は、若干ではあるが低くなっている。なお、使用された凶器の種類は、図 3 - 1 - 1 - 17 に示したとおりである。5 年対象者、14 年対象者の間に大きな差はなく、犯行時、最も使用されている凶器は「鉄器・こん棒類」であり、4 分の 1 を占め、「刃物」は 1 割前後である。「銃砲・刀剣類」が使用される比率は極めて低くなっている。

また、犯行の計画性については、図 3 - 1 - 1 - 18 が示すように、計画性の内容としては、「役割や方法を決めていた」「犯行に使うための物を用意した」「被害対象を決めていた」の比率が高く、「下見をした」「『やばい』ことが起きた際の対処の仕方を決めていた」の比率は低い。このうち、「役割や方法を決めていた」については、5 年対象者に比べて14年対象者の比率が高くなっている。一方、これらいずれの計画性もない者が、5 年対象者、14 年対象者のいずれにおいても 4 割強を占めている。

ここまですら概括すると¹¹、少年強盗事犯とは、①路上強盗が大半を占めること、②夜間行われることが多いこと、③男性 1 人を被害者にすることが多いこと、④凶器使用の有無にかかわらず被害者を負傷させる場合が少なくないこと、⑤共犯の場合が多いこと、⑥遊び仲間同士が共犯となっていることが多く、

少年院歴や受刑歴を有しない者同士で行われることが大半であり、また、犯行に計画性がない比率も4割を超えていること、などの特徴を有するとまとめられる。また、5年対象者と14年対象者とを比べてみると、14年対象者においては、①共犯者数については4人以上の比率が増し、より集団化の傾向が見られる一方、被害者数については1人である比率が増しており、被害者を重傷に至らしめる比率も高まっていること、②20～65歳の男性を被害者とする比率が高まるとともに、共犯者についても成人を含む比率が高まっており、成人・未成年といった境界がボーダレス化の傾向にあること、などの変化が見られるとまとめられよう。

(2) 少年強盗事犯についての共犯関係からの分析

前項の図3-1-1-9において、少年強盗事犯では、単独犯は2割にも達しておらず、共犯の場合が多く、しかも、共犯者数4人以上の多数共犯の比率が高いとの特徴があることを示した。ところで、単独犯は共犯と違った特徴を有することが考えられる。そこで、本項では、共犯者数について「単独」「2・3人」「4人以上（不特定多数を含む。以下、同じ。）」の3群での比較検討の結果を示すこととする。

また、共犯の種類が、暴走族や暴力団等の「不良集団」である場合は、学校仲間、遊び仲間等の反社会集団とは必ずしも位置付けられない者同士の場合とは異なることも考えられることから、共犯の種類が不良集団である場合を取り上げ、その特徴についても触れることとする。

犯行手口については、図3-1-2-1が示すように、非侵入強盗の比率は、「単独」「2・3人」「4人以上」の順で高まり、「4人以上」では9割を優に超えている。一方、「単独」の場合は、非侵入強盗と侵入強盗の比率がほぼ同率になっており、その様相を異にしている。

犯行開始の時間帯については、図3-1-2-2が示すように、「22～翌日1時台」の比率は、「単独」「2・3人」「4人以上」の順で高まり、反対に、「6～9時台」「10～13時台」「14～17時台」の比率は、その順で低くなっている。すなわち、6～17時台（日中の12時間）に行われる比率は、「単独」では42.7%であるのに対して、「4人以上」の場合は12.3%と極めて少なく、大半が18～5時台（夜間の12時間）に行われている。

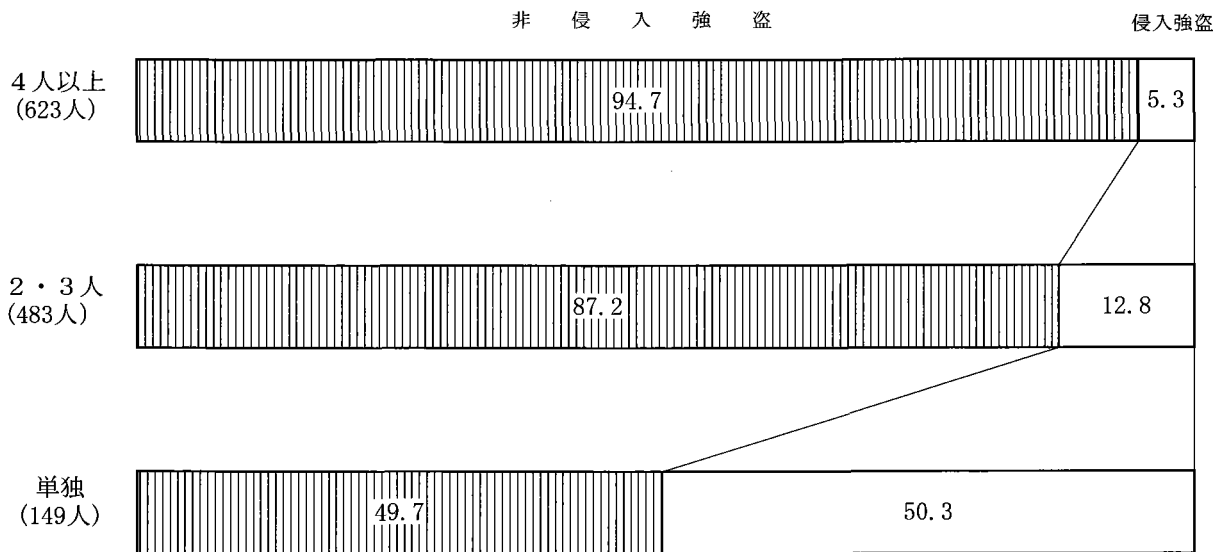
被害者数については、図3-1-2-3が示したとおりである。共犯者数が増えるにつれ、被害者数が増加する傾向にあるのは、ある意味で当然と言えるが、共犯者数が「4人以上」の場合でも、被害者数が「1人」である比率が最も高く、6割近くとなっており、被害者数が「4人以上」である比率は2割弱にとどまっている。集団が集団を襲うというよりも、多人数で少数の者を襲っている実態がうかがえる。

被害者との面識については、図3-1-2-4が示すように、共犯者数にかかわらず、「面識なし」が9割前後と高率を占めている。

被害者の死傷の程度については、図3-1-2-5が示すように、「単独」では4割強が被害者に負傷を負わせるには至っていないが、共犯者数が増えるにつれ、その比率は減少し、「4人以上」では、2割に達していない。反対に、共犯者数が増えるにつれ、「重傷」の比率が増加する傾向にある。すなわち、共犯者数が増えるにつれ、被害者を死傷に至らしめる比率が高まり、さらにその死傷の程度も重くなる

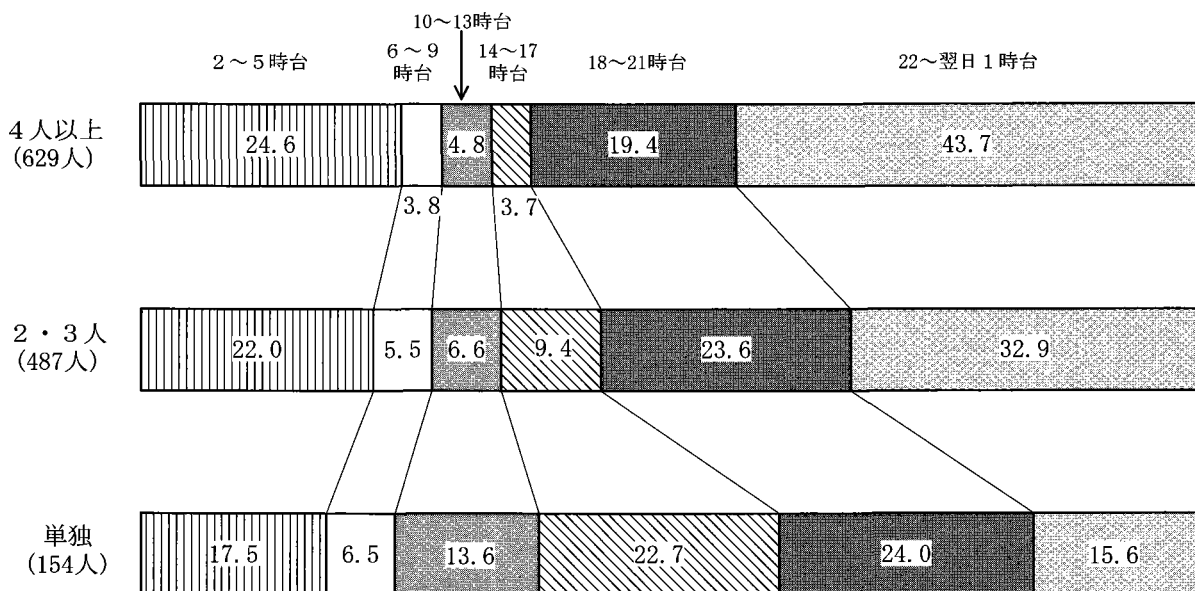
11 5年対象者327人のうち、その後受刑歴があった者25人となかった者302人の間に、本項で検討した各要因について有意差があるかを検討した。その結果、被害者数について、受刑歴がなかった者に比べてあった者の方が多いとの結果($p < .05$)が得られた。また、犯行の計画性のうち、「『やばい』ことが起きた際の対処の仕方を決めていた」に該当する者が、受刑歴がなかった者に比べてあった者の方が多いとの結果($p < .01$)も得られた。なお、それ以外の要因についての有意差は認められなかった。

図3-1-2-1 共犯者数別犯行手口（侵入／非侵入）の構成比



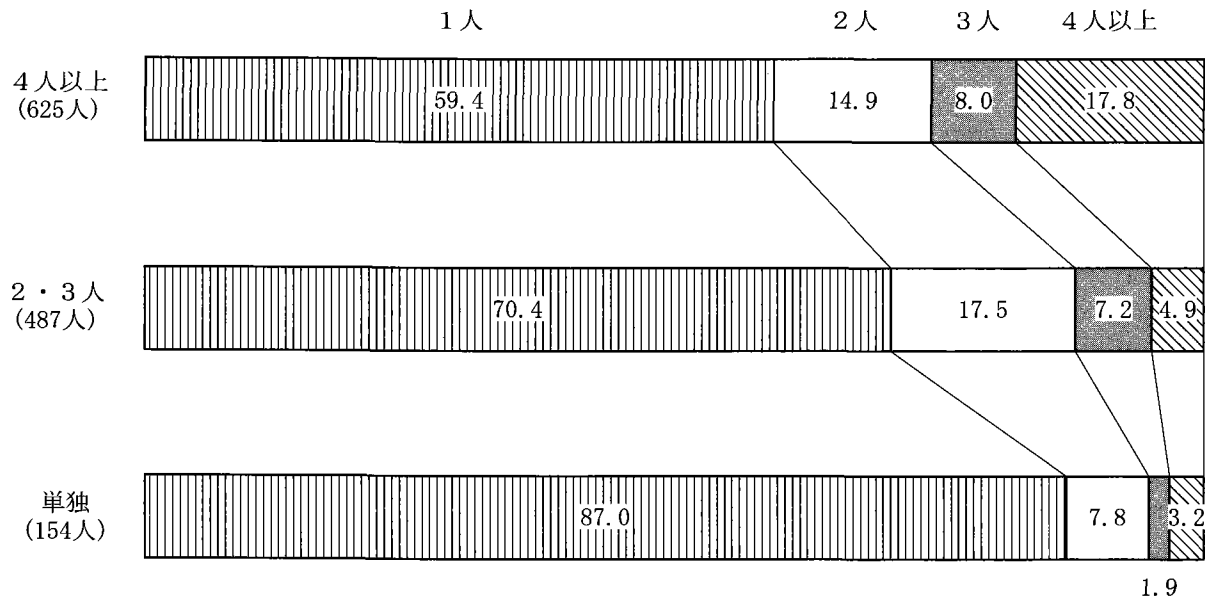
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 5年対象者と14年対象者の合計である。
3 共犯者数「4人以上」には、共犯者が不特定多数を含む。
4 不詳、無回答を除く。
5 $\chi^2(2)=208.612$, $p<.001$ である。

図 3-1-2-2 共犯者数別犯行開始の時間帯の構成比



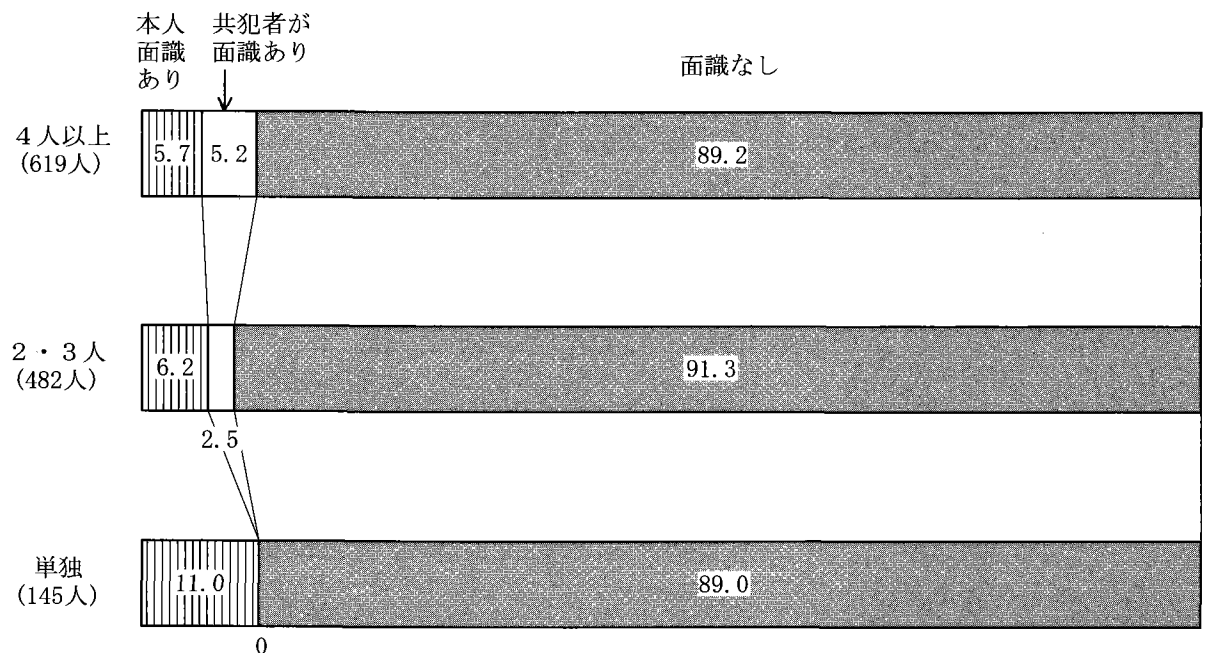
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 5年対象者と14年対象者の合計である。
3 共犯者数「4人以上」には、共犯者が不特定多数を含む。
4 無回答を除く。
5 $\chi^2(10)=109.273$, $p<.001$ である。

図 3-1-2-3 共犯者数別被害者数の構成比



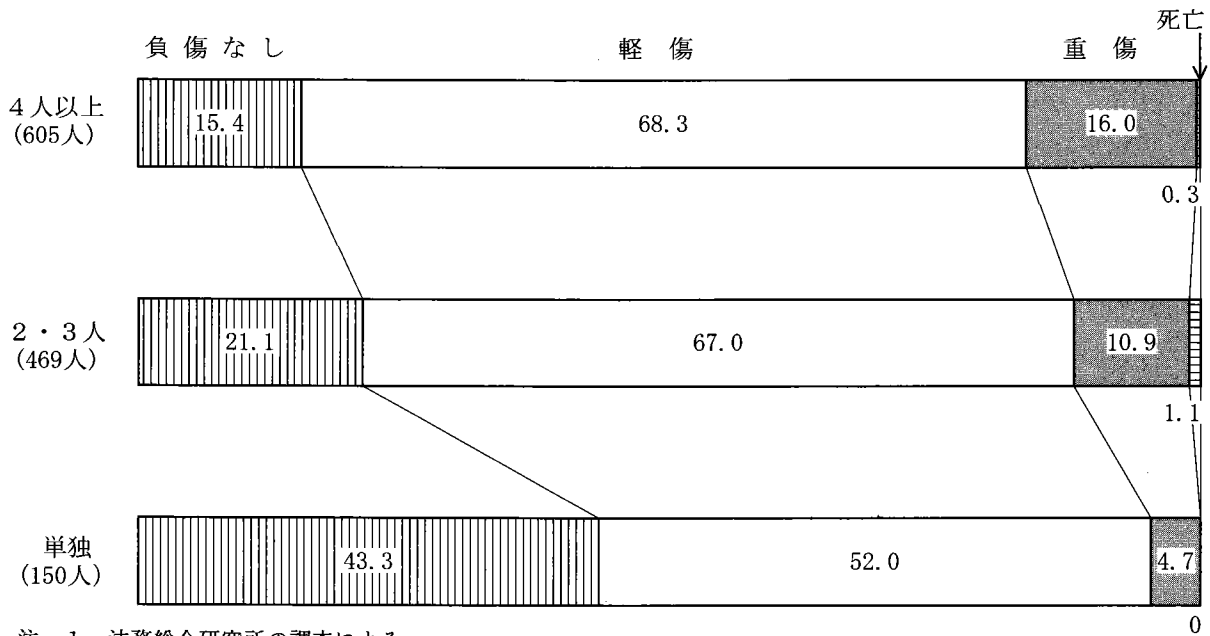
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 5年対象者と14年対象者の合計である。
 3 共犯者数「4人以上」には、共犯者が不特定多数を含む。
 4 無回答を除く。
 5 $\chi^2(6)=79.806$, $p<.001$ である。

図 3-1-2-4 共犯者数別被害者との面識の構成比



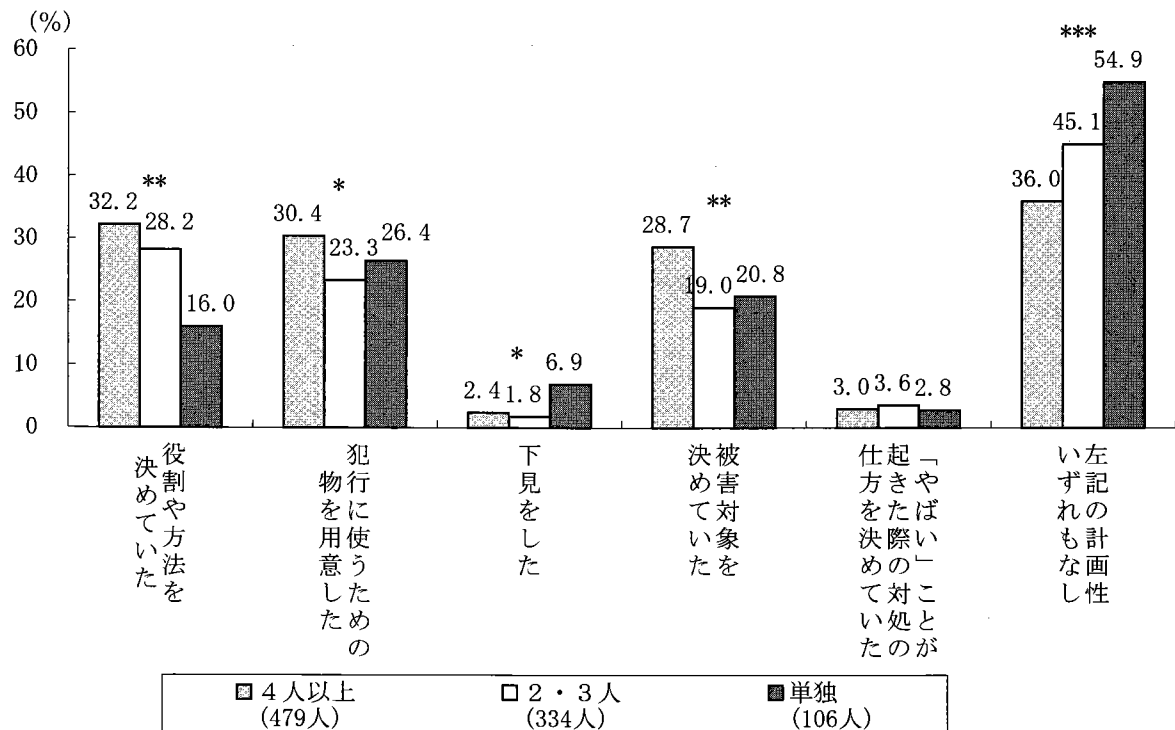
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 5年対象者と14年対象者の合計である。
 3 本人も共犯者も面識がある場合は、「本人面識あり」に計上している。
 4 共犯者数「4人以上」には、共犯者が不特定多数を含む。
 5 不詳、無回答を除く。
 6 $\chi^2(4)=16.783$, $p<.01$ である。

図 3 - 1 - 2 - 5 共犯者数別被害者の死傷の程度の構成比



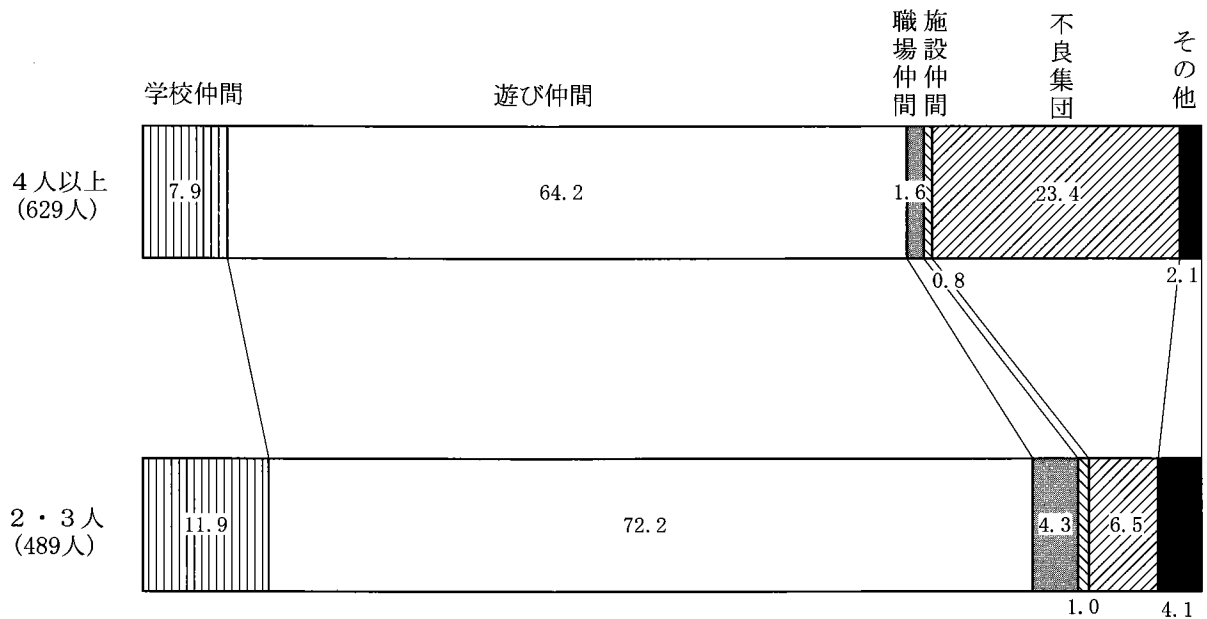
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 5年対象者と14年対象者の合計である。
 3 「軽傷」は、全治1月未満の負傷を、「重傷」は、全治1月以上の負傷をいう。
 4 共犯者数「4人以上」には、共犯者が不特定多数を含む。
 5 不詳、無回答を除く。
 6 $\chi^2(6)=67.420$, $p<.001$ である。

図 3 - 1 - 2 - 6 共犯者数別犯行の計画性の比率



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 5年対象者と14年対象者の合計である。
 3 複数回答の結果である。
 4 共犯者数「4人以上」には、共犯者が不特定多数を含む。
 5 共犯者数別に、不詳、無回答を除いた人数を母数とした場合の比率である。
 6 共犯者数による有意差が、*は $p<.05$, **は $p<.01$, ***は $p<.001$ であることを示す。

図 3 - 1 - 2 - 7 共犯者数別共犯の種類の構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 5年対象者と14年対象者の合計である。
 3 「その他」には、親族、行きずりをも含む。
 4 不詳を除く。
 5 $\chi^2(5)=66.816, p<.001$ である。

傾向にあると言える。

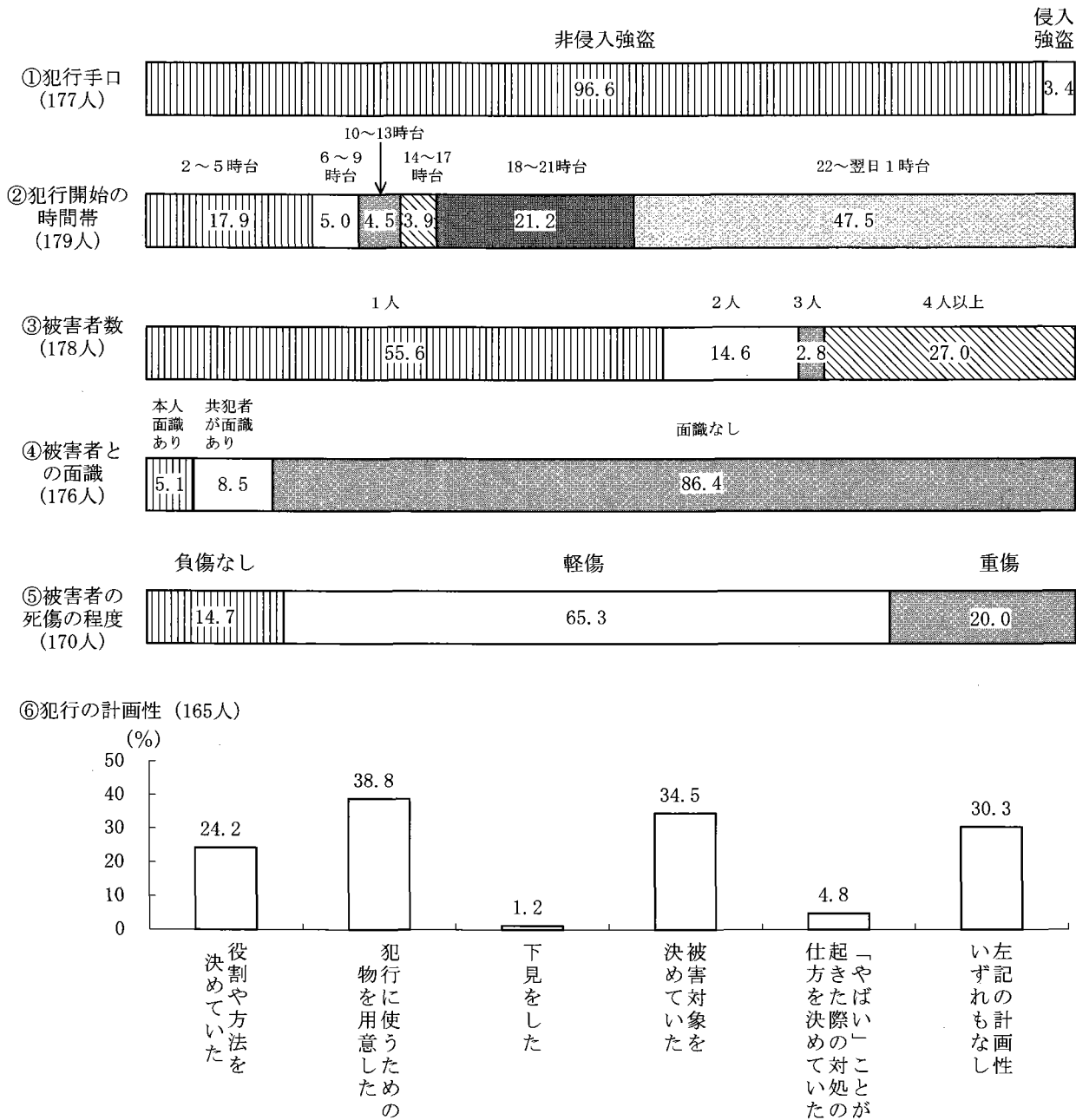
犯行の計画性については、図 3 - 1 - 2 - 6 が示すように、共犯者数「4人以上」では、「役割や方法を決めていた」「犯行に使うための物を用意した」「被害対象を決めていた」が高率になっている。一方、「下見をした」については、その比率自体は高くないものの、「単独」の比率は他に比べて高くなっている。このように、犯行形態によって、計画性の内容が異なることがうかがえる。また、いずれの計画性もない比率は、共犯者数が増えるにつれ、減っている。すなわち、「単独」では5割強がいずれの計画性もない一方、共犯者数「4人以上」の場合は3分の1となっている。

共犯の場合のその種類については、図 3 - 1 - 2 - 7 が示すように、「2・3人」に比べて「4人以上」では、共犯者が「不良集団」の比率が高率となっており、4分の1近くを占めている。

なお、共犯の種類が暴走族や暴力団等の不良集団の場合の特徴をまとめたものが、図 3 - 1 - 2 - 8 である。犯行手口については、侵入強盗はごくわずかとどまり、非侵入強盗が9割を優に超えていること、犯行開始の時間帯については、22～翌日1時台の深夜が5割近くを占め、6～17時台までの日中の比率は1割強にとどまり、その時間帯に著しい偏りが見られること、被害者数が4人以上といった者は4分の1強にとどまり、被害者1人が過半数であること、被害者と「面識あり」の比率は他の場合に比べてやや高めではあるものの15%弱にとどまること、被害者の負傷なしの比率は14.7%と低く、さらに、重傷を負わせる比率が2割にまで至っていること、犯行の計画性の中では、「犯行に使うための物を用意した」「被害対象を決めていた」の比率が多く、いずれの計画性もない比率は3分の1に満たない等の特徴がうかがえる。

以上を概括すると、単独犯と共犯者数が4人以上の犯行とでは、一口に強盗事犯と言っても、様相に相当な相違が見られる。すなわち、単独の場合の強盗事犯とは、非侵入強盗とは限らず、侵入強盗が行われる比率も少なくなく、犯行の時間帯も特別夜間に集中しているわけではなく、犯行の計画性がない

図 3 - 1 - 2 - 8 共犯の種類が不良集団の場合の各構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 5年対象者と14年対象者の合計である。
3 不詳，無回答を除く。
4 被害者との面識のうち，本人も共犯者も面識がある場合は，「本人面識あり」に計上している。
5 被害者の死傷の程度のうち，「軽傷」は，全治1月未満の負傷を，「重傷」は，全治1月以上の負傷をいう。
6 犯行の計画性については，共犯の種類が「不良集団」のうち，犯行の計画性について不詳・無回答を除いた人数を母数とした場合も比率である。

者が過半数を占め、被害者を死傷させる比率も共犯の場合ほどではない。一方、共犯者数が4人以上の場合は、専ら非侵入強盗を夜間行う傾向があり、被害者を死傷させる比率も高くなっている。なお、共犯の場合のその種類については、共犯者数にかかわらず遊び仲間が最も多くなっているが、共犯者数が4人以上の場合は、2・3人の場合よりも、共犯が不良集団である比率が高くなっている。また、共犯が不良集団の場合の強盗事犯の様相については、共犯者数が4人以上の場合と類似した結果となっている。

(3) 少年強盗事犯についての被害者の死傷の程度からの分析

本節第1項の図3-1-1-7において、少年強盗事犯では、被害者を死傷に至らしめない比率は2割前後にとどまり、強盗事犯少年の多くが、被害者を死傷させる事件にかかわっていることを示した。ところで、少年強盗事犯のうち、どのようなものが被害者をより死傷させているのであろうか。前項の図3-1-2-5では、共犯者数が増えるほど、被害者を死傷させる比率が高まること及びその死傷の程度が重くなることを示したが、このほかに、被害者の死傷にかかわる要因とはどのようなものがあるか。本項では、その点についての分析結果を示すこととする。

図3-1-3-1は、被害者の死傷の程度を犯行手口別に示したものである。まず、侵入強盗では「負傷なし」の者が4割強であるのに対して、非侵入強盗では2割未満となっており、非侵入強盗の方が明らかに被害者を死傷に至らしめる比率が高いことが分かる。さらに、非侵入強盗うち、少年強盗事犯に多い路上強盗とおびき出し強盗について見ると、特におびき出し強盗の場合、被害者に重傷ないし死亡（以下、「重傷・死亡」と表記する。）を負わせる者が3割近くにまで至っていることがうかがえる。

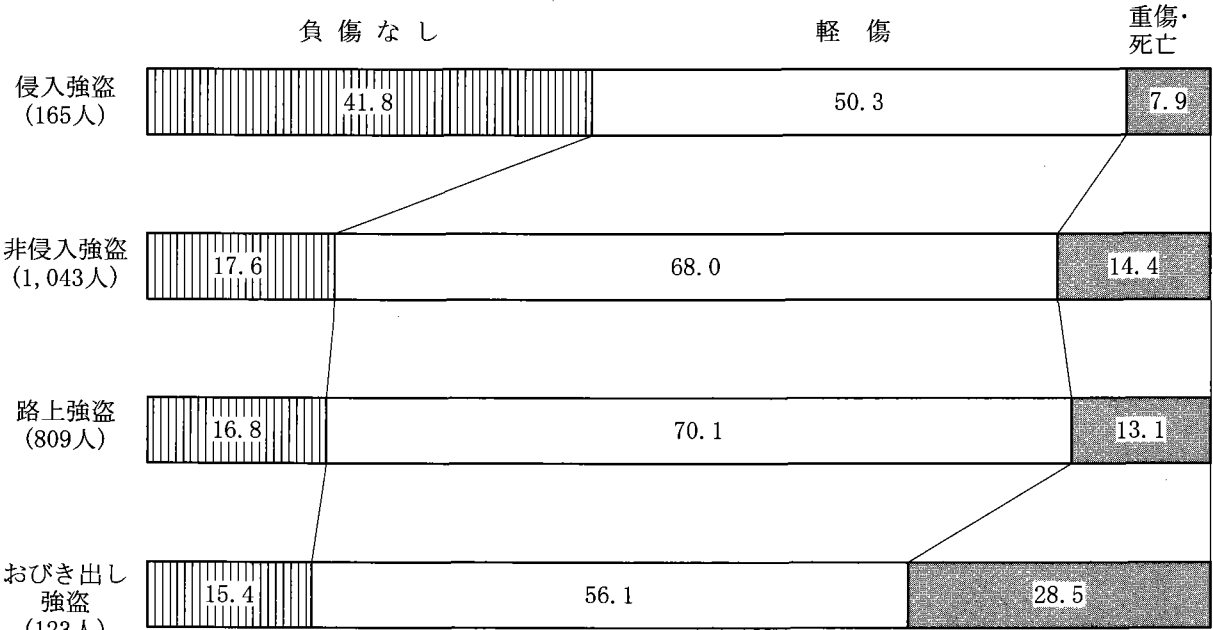
被害者数別に被害者の死傷の程度を示したのが、図3-1-3-2である。有意差を認めるには至っていないが、被害者数が増えるにつれ、「負傷なし」の比率が減り、「重傷・死亡」の比率が増える傾向がうかがえる。

図3-1-3-3は、犯行時の諸条件別に被害者の死傷の程度を示したものである。被害者との面識の有無に関しては、死傷の程度に顕著な差は見られない。また、凶器使用の有無に関しては、不使用より使用の方が、被害者を死傷に至らしめない比率、重傷・死亡を負わせる比率の双方が高い。この点については、凶器が被害者を畏怖させてその反撃を抑止するために用いられ、被害者が無抵抗となった結果、被害者を実際に死傷させるには至らない場合がある一方、ひとたび凶器が用いられるような状況に至った場合には、その威力によって被害者を重傷・死亡に至らしめることもあると解することができる。このほか、有意差を認めるには至っていないが、犯行に犯歴ありの者を含まないよりも含む方が、被害者を負傷させない比率が低い傾向にあること、また、共犯の場合、犯行における主導者がいないよりもいた方が、被害者を重傷・死亡に至らしめる比率が高い傾向にあることについては、予想された結果とも言えよう。すなわち、犯歴のある者が事件に関与しないよりも関与した方が、また、犯行を主導する者がいないよりもいた方が、それぞれ被害者の死傷の程度が重くなる傾向にあるといえる。

なお、被害者の死傷の有無（負傷なし／軽傷・重傷・死亡）について、分析対象者の少年鑑別所入所年次、犯行手口、共犯者数（単独、2・3人、4人以上の3カテゴリー）、被害者数（1人、2人、3人、4人以上の4カテゴリー）、加害者のいずれかと被害者のいずれかとの面識の有無、加害者のいずれかによる凶器使用の有無、犯歴ありの者を含むかどうか、犯行における主導者の有無を説明変数としてCHAID分析¹²

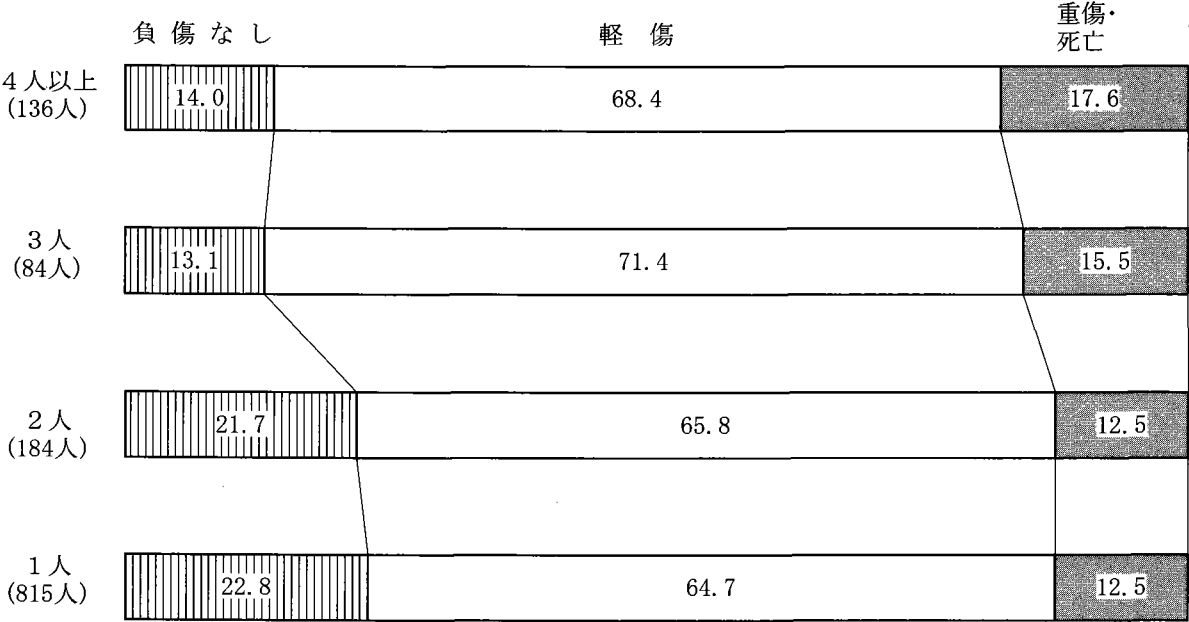
12 説明変数と目的変数との間の関係に基づいてデータセットを次々に分割し、目的変数にどの説明変数が最も強く関係しているかを示し、注目する特徴を持つケースがどのようなサブグループに集中するかを明らかにする手法である。多数の説明変数を扱えるようにデザインされ、かつ、標準的な線型モデルが容易に扱うことのできない関係（非線型の関係、複雑な交互作用など）を捉えることができる点で、伝統的な統計モデルに比べて優れているとされている手法である。

図 3 - 1 - 3 - 1 犯行手口別被害者の死傷の程度の構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 5年対象者と14年対象者の合計である。
3 「路上強盗」「おびき出し強盗」は、非侵入強盗の内数である。
4 「軽傷」は、全治1月未満の負傷を、「重傷」は、全治1月以上の負傷をいう。
5 不詳、無回答を除く。
6 犯行手口（侵入／非侵入）については、 $\chi^2(2)=51.012, p<.001$ である。

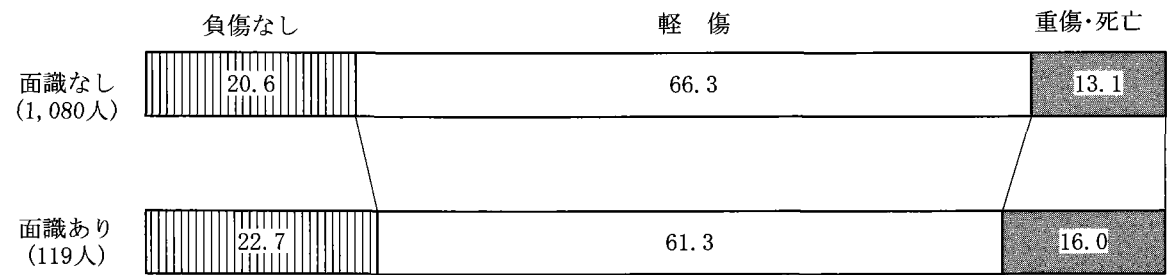
図 3 - 1 - 3 - 2 被害者数別被害者の死傷の程度の構成比



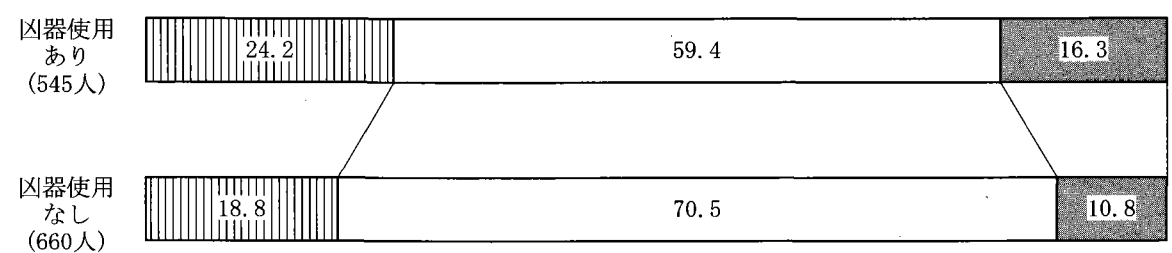
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 5年対象者と14年対象者の合計である。
3 「軽傷」は、全治1月未満の負傷を、「重傷」は、全治1月以上の負傷をいう。
4 不詳、無回答を除く。
5 $\chi^2(6)=10.437, p>.05$ である。

図 3 - 1 - 3 - 3 犯行時の諸条件別被害者の死傷の程度の構成比

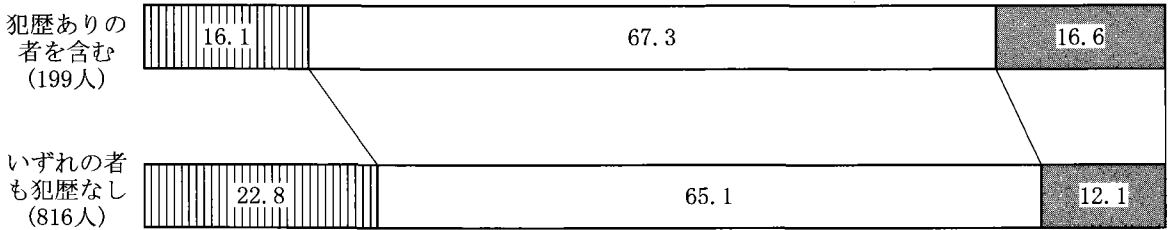
①被害者との面識の有無



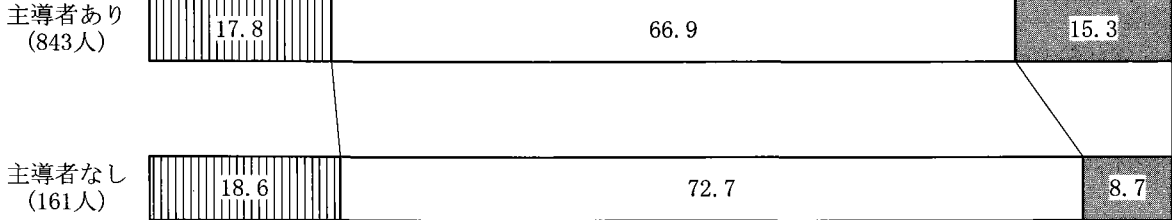
②凶器使用の有無



③犯歴の有無

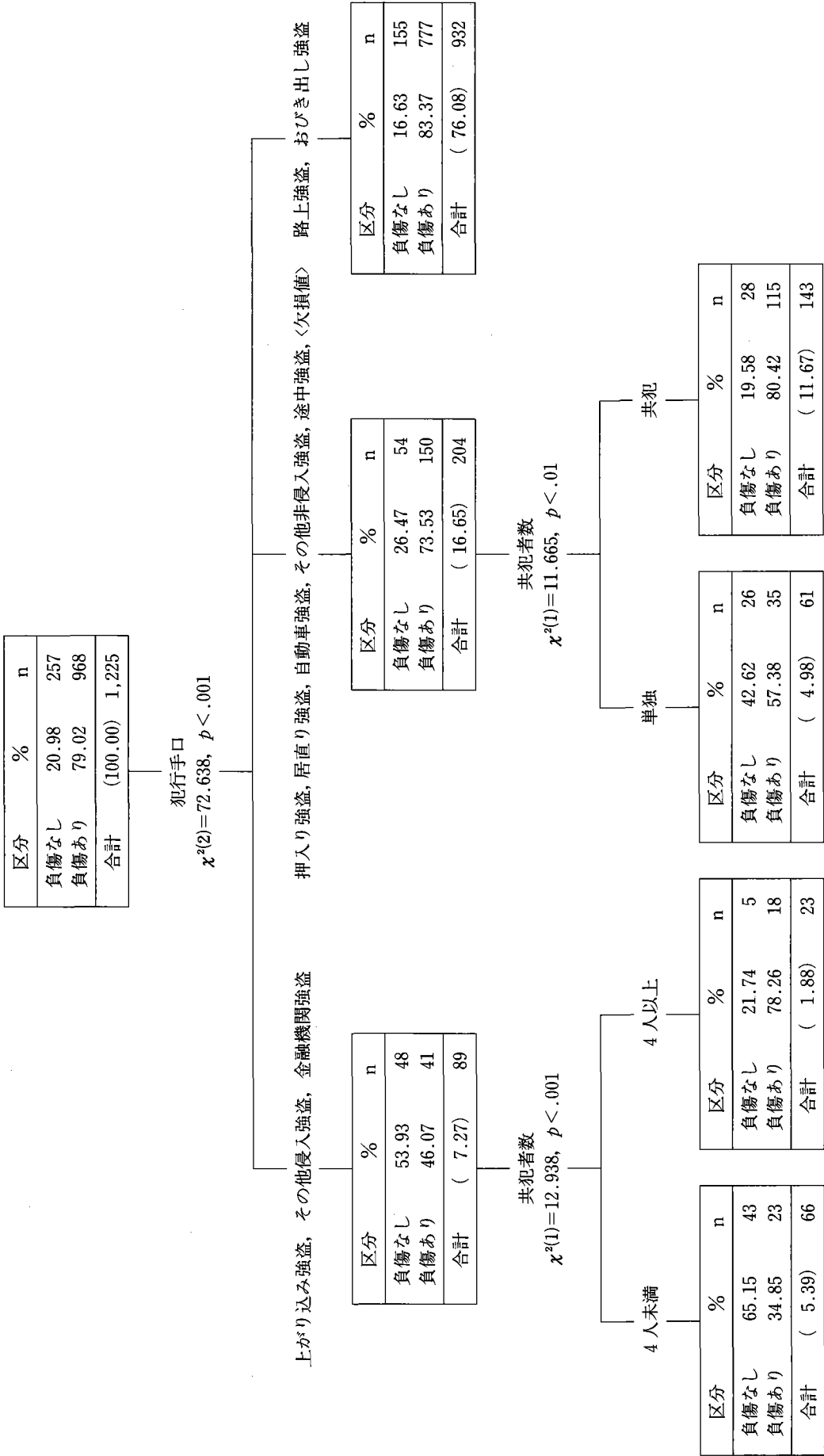


④主導者の有無



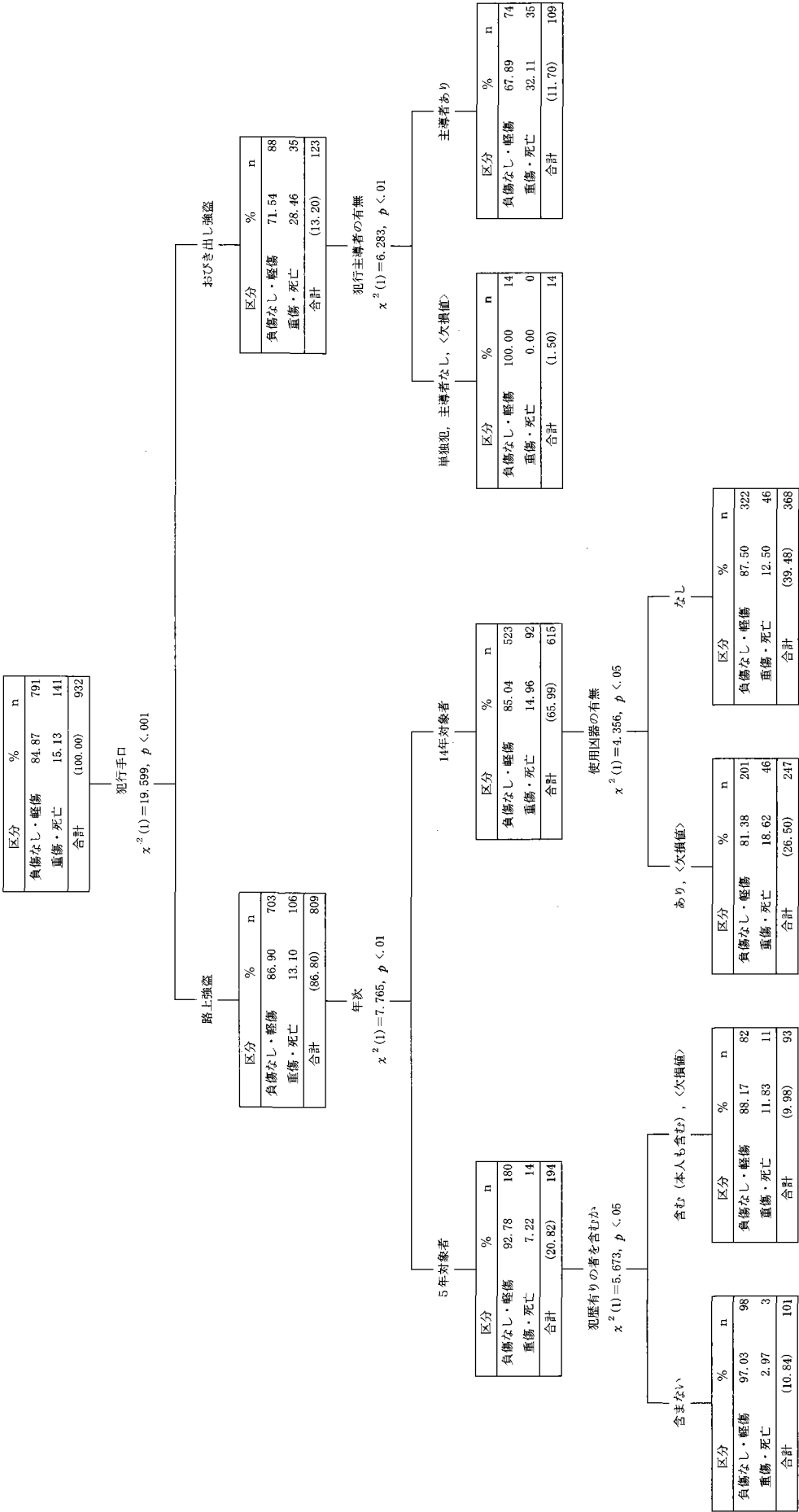
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 5年対象者と14年対象者の合計である。
3 不詳，無回答を除く。
4 「軽傷」は，全治1月未満の負傷を，「重傷」は，全治1月以上の負傷をいう。
5 被害者との面識ありとは，加害者のいずれかが被害者のいずれかと面識があることをいう。
6 凶器使用とは，加害者のいずれかが使用したことをいう。
7 犯歴とは，少年院歴・受刑歴を有することをいう。
8 主導者の有無については，共犯の場合（共犯者数不詳を除く。）を母集団とする。
9 被害者との面識の有無については， $\chi^2(2)=1.268$ ， $p>.05$ である。
10 凶器使用の有無については， $\chi^2(2)=16.649$ ， $p<.001$ である。
11 犯歴の有無については， $\chi^2(2)=5.919$ ， $p>.05$ である。
12 犯行における主導者の有無については， $\chi^2(2)=4.859$ ， $p>.05$ である。

図 3-1-1-3-4 被害者の死傷の有無についての樹木図



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 5年対象者と14年対象者の合計である。
3 ()内は全体に対する割合である。
4 「その他非侵入強盗」とは、路上強盗、おびき出し強盗、自動車強盗、途中強盗以外の非侵入強盗をいう。
5 「その他侵入強盗」とは、上がり込み強盗、押入り強盗、居直り強盗、金融機関強盗以外の侵入強盗をいう。

図 3－1－3－5 被害者の重傷・死亡の有無についての樹木図（犯行手口が路上強盗ないしおびき出し強盗の場合）



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 5年対象者と14年対象者の合計である。
3 () 内は全体に対する割合である。

(親ノード30, 子ノード15に設定)を行った結果の樹木図を, 図3-1-3-4に示している。

まず, 犯行手口においては, 「路上強盗」ないし「おびき出し強盗」では, 「負傷なし」が16.6%であるのに対し, 「押入り強盗」, 「居直り強盗」, 「路上強盗及びおびき出し強盗を除く非侵入強盗」では, 「負傷なし」が26.5%, 「居直り強盗及び押入り強盗を除く侵入強盗」では, 「負傷なし」が53.9%であることが分かる。さらに, 犯行手口が「押入り強盗」, 「居直り強盗」, 「路上強盗及びおびき出し強盗を除く非侵入強盗」の場合, 「単独犯」においては42.6%, 「共犯」においては19.6%が「負傷なし」であることが分かる。また, 犯行手口が「居直り強盗及び押入り強盗を除く侵入強盗」の場合, 共犯者数が「4人未満(単独犯を含む)」においては65.2%, 「4人以上」においては21.7%が「負傷なし」であることが分かる。

さらに, 被害者の死傷ありの比率が高かった路上強盗及びおびき出し強盗について, 被害者の重傷・死亡の有無(負傷なし・軽傷/重傷・死亡)について, 分析対象者の少年鑑別所入所年次, 犯行手口(路上強盗, おびき出し強盗のいずれか), 共犯者数(単独, 2・3人, 4人以上の3カテゴリー), 被害者数(1人, 2人, 3人, 4人以上の4カテゴリー), 加害者のいずれかと被害者のいずれかとの面識の有無, 加害者のいずれかによる凶器使用の有無, 犯歴ありの者を含むかどうか, 犯行における主導者の有無を説明変数としてCHAID分析(親ノード30, 子ノード10に設定)を行った結果の樹木図を, 図3-1-3-5に示している。

図3-1-3-1でも示したとおり, まず, 犯行手口においては, 「路上強盗」では「重傷・死亡」が13.1%であるのに対し, 「おびき出し強盗」では28.5%となっている。「路上強盗」について子細に見ていくと, 5年対象者においては, 「犯歴なし」では3.0%, 「犯歴あり」の者を含む場合は11.8%となっているのに対し, 14年対象者においては, 「凶器使用なし」の場合には12.5%であるのに対し, 「凶器使用あり」の場合には18.6%となっている。一方, 「おびき出し強盗」については, 「主導者あり」の場合は32.1%であるのに対し, その他の場合は0.0%となっている。

以上, 被害者の死傷の程度にかかわる要因についてまとめると, 一言で強盗と言っても, 犯行の手口により, その程度が大きく変わること, 具体的には, 「侵入強盗」に比べて「非侵入強盗」の方が, 被害者を死傷に至らしめない比率が高いこと, 一方, 非侵入強盗の中でも特に「おびき出し強盗」については, 被害者を重傷・死亡に至らしめる比率が高くなっていると言える。このほか, 共犯者数, 犯歴を有する者が犯行に加わったか, 犯行に主導者が存在していたか等も複雑に影響を及ぼし合っているとまとめることができよう。

2 強盗事犯少年の非行歴・処分歴等

強盗とは, 犯罪の中でも凶悪な犯罪であることから, 少年強盗事犯についても, 非行性の深化した者によって行われているとのイメージが一般に抱かれがちであるが, 果たして実態はどうなのであろうか。その点を検討するため, 本節では, 強盗事犯少年の非行歴(公的には未発覚であるものも含む)・処分歴等(本件強盗事犯に至る以前の少年院歴や保護観察歴など, 保護処分歴を中心に上げることとする。)について示すこととする。加えて, これまで示したように, 少年強盗事犯では共犯が多いことから, 犯行における本人の役割とこれら非行歴・処分歴との関係についても示すこととする。

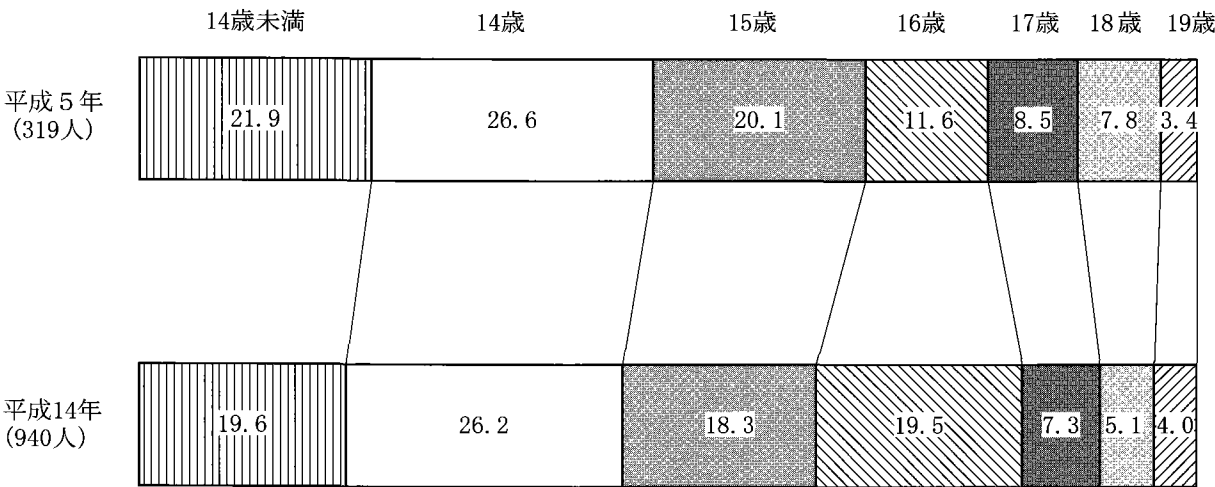
表3-2-1は, 非行歴・処分歴等をまとめたものである。まず, 処分歴を見ると, 強盗事犯少年といえども, その9割強は少年院歴がないことが分かる。さらに, 保護観察歴がない者も7割以上に及び, 強盗事犯の大半は, 保護処分歴のない少年によって行われているとの実態が浮かび上がる。ただし, 本件強盗事犯以前に, 公的には発覚していないものの何らかの罪を犯した経験がある, あるいはそれが発

表 3 - 2 - 1 非行歴・処分歴等

	5 年対象者 (%)	14 年対象者 (%)	検定結果
少年院歴なしの比率	91.4	93.3	$\chi^2(1)=1.337$
児童自立支援施設送致歴なしの比率	99.4	97.5	$\chi^2(1)=4.495^*$
保護観察歴なしの比率	84.1	73.9	$\chi^2(1)=14.025^{***}$
非行時の身上なしの比率	84.4	77.0	$\chi^2(1)=8.089^{**}$
少年鑑別所初回入所の比率	78.9	71.0	$\chi^2(1)=7.771^{**}$
非行歴（凶悪犯）ありの比率	8.5	10.7	$\chi^2(1)=1.255$
非行歴（粗暴犯）ありの比率	39.1	41.5	$\chi^2(1)=0.546$
非行歴（財産犯）ありの比率	61.2	70.3	$\chi^2(1)=9.027^{**}$
非行歴（性犯）ありの比率	4.4	2.1	$\chi^2(1)=4.619^*$
非行歴（薬物犯）ありの比率	28.7	14.5	$\chi^2(1)=32.381^{***}$
非行歴（交通犯）ありの比率	49.8	56.3	$\chi^2(1)=3.944^*$
本件初発の比率	8.8	10.3	$\chi^2(1)=0.562$

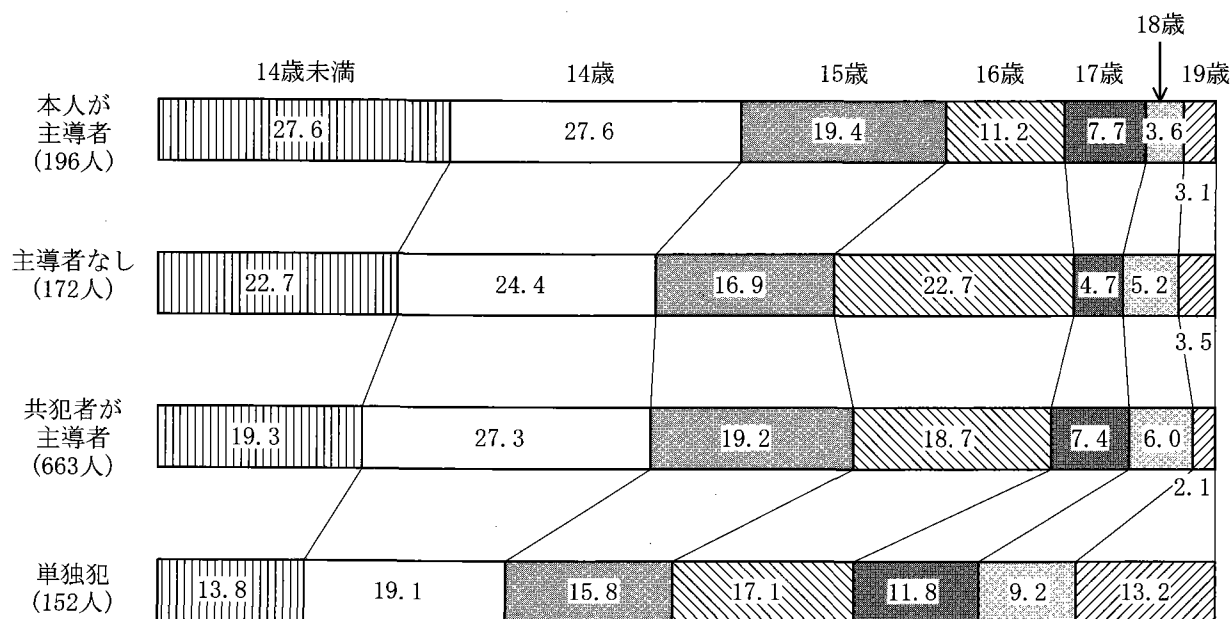
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 「非行時の身上なし」とは、本件時、保護観察中、試験観察中、刑執行猶予中、施設在所中のいずれでもないことをいう。
3 「凶悪犯」とは、殺人、強盗・同致死傷、強盗強姦・同致死をいう。
4 「粗暴犯」とは、傷害・同致死、暴行、脅迫、恐喝、凶器準備集合罪、暴力行為等処罰法違反をいう。
5 「財産犯」とは、窃盗、詐欺、横領、背任、盗品譲り受け等をいう。
6 「性犯」とは、強姦・同致死傷、強制わいせつ・同致死傷、公然わいせつ等をいう。
7 「薬物犯」とは、毒劇法違反、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬取締法違反等をいう。
8 「交通犯」とは、道路交通法違反、道路運送車両法違反、交通関係業過・同致死傷をいう。
9 非行歴には、公的には発覚していないものを含む。
10 不詳、無回答を除いた人数を母数とした比率である。
11 平成5年と平成14年との有意差が、*は $p<.05$ 、**は $p<.01$ 、***は $p<.001$ であることを示す。

図 3 - 2 - 1 入所年別初発非行年齢の構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 不詳、無回答を除く。
3 $\chi^2(6)=13.193$, $p<.05$ である。

図 3 - 2 - 3 犯行における本人の役割別初発非行年齢の構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 5年対象者と14年対象者の合計である。
 3 不詳，無回答を除く。
 4 $\chi^2(18) = 70.755, p < .001$ である。

は14年対象者において一層高くなっている。

非行歴・処分歴と犯行における本人の役割との関係については、図3-2-2に示したとおりである。本件強盗事犯が初発非行である者の比率が、単独犯においては比較的高いことがうかがえる。また、共犯者が主導者の場合についても、本件が初発非行である比率が高めである。非行歴のない者が共犯者にひっぱられる形で強盗事犯に加担する現象の一端が示されていると解釈できるかもしれない。

このほか、予想されたことではあるが、犯行における本人の役割が、本人が主導者の場合は、他に比べて、保護観察歴や少年院歴を有する比率が高くなっている。すなわち、ある程度非行経験を積んだ者が、犯行に関して主導者になる傾向にあると言える。

なお、図3-2-3は、犯行における本人の役割別に初発非行年齢の構成比を示したものであるが、図3-2-2と軌を一にする結果を示している。すなわち、本人が主導者の場合、初発非行年齢は低く、14歳以下が過半数を占めている。一方、単独犯の場合、初発非行年齢が各年齢に分散した結果となっている。

強盗事犯少年の非行歴・処分歴等についてまとめると¹⁴、強盗事犯とは非行経験を積んだ者によって行われていると想像されがちであるが、実際には、強盗事犯少年のうち少年院歴を有する者は1割弱にとどまり、反対に、本件強盗事犯が初発非行である者も1割程度存在している点を指摘できる。ただし、犯行における本人の役割と非行歴・処分歴には関係があり、犯行において主導者であった者においては、非行歴・処分歴を有する比率が高く、反対に、単独犯や共犯者が主導者であった者においては、その逆

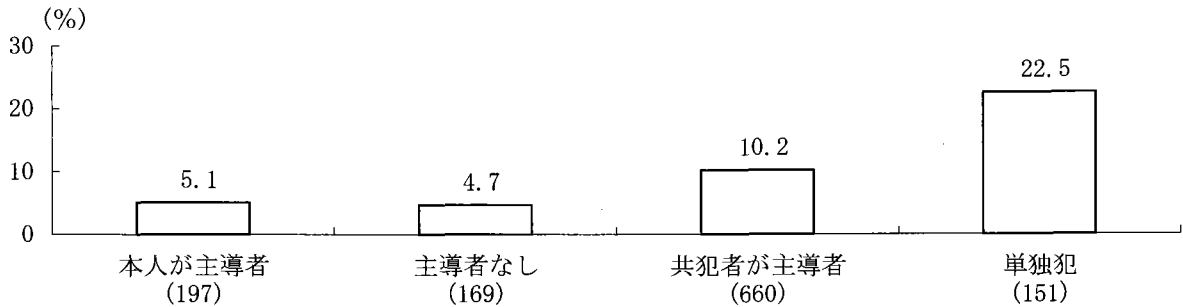
14 5年対象者327人のうち、その後受刑歴があった者25人となかった者302人の間に、本節で検討した各要因について有意差があるかを検討した。その結果、受刑歴がなかった者に比べてあった者の方が、保護観察歴、非行時の身上、少年鑑別所入所歴、少年院入院歴、性犯歴、薬物犯歴のそれぞれがあるとの結果（非行時の身上及び少年院入院歴は $p < .05$ ，保護観察歴，少年鑑別所入所歴，薬物犯歴は $p < .01$ ，性犯歴は $p < .001$ ）が得られた。なお、それ以外の要因についての有意差は認められなかった。

覚しても保護処分を受けるまでには至っていない少年は多数存在しており、本件強盗事犯が初発非行である者は1割前後にとどまっている。なお、初発非行年齢の構成比は、図3-2-1に示したとおりである。

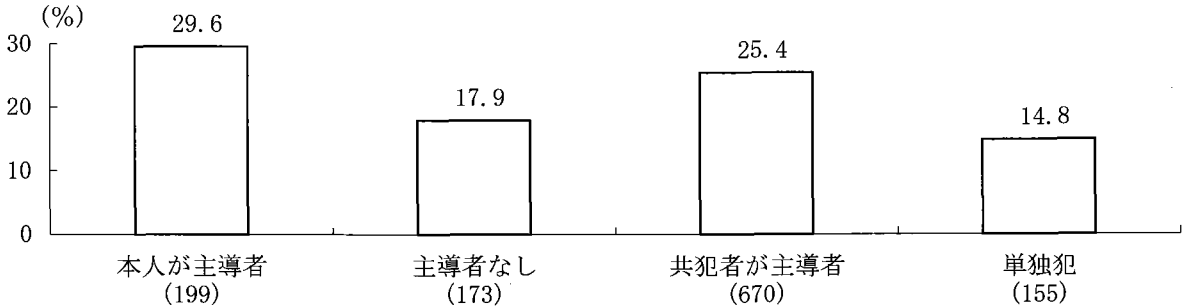
また、非行歴・処分歴等について、5年対象者と14年対象者とを比較すると¹³、本件強盗事犯が初発非行である者の比率に大きな差はなく、また、少年院歴を有する比率についても大きな差はない。しかし、保護観察歴を有する比率等については、14年対象者の方が高くなっている。また、非行歴における非行の範囲を比較すると、5年対象者も14年対象者も財産犯に係る非行歴を有する比率が高いが、その比率

図3-2-2 犯行における本人の役割別非行歴・処分歴の比率

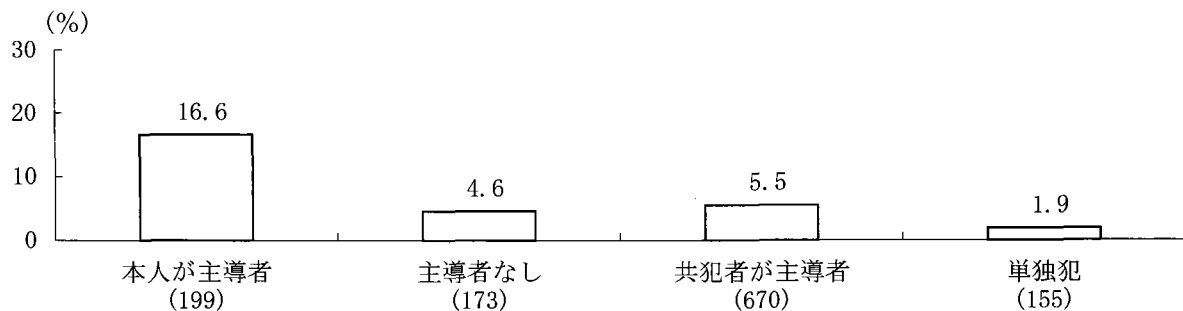
① 本件初発の比率



② 保護観察歴ありの比率



③ 少年院歴ありの比率



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 5年対象者と14年対象者の合計である。
 3 不詳、無回答を除いた人数を母数にした場合の比率である。
 4 () 内は、当該母数の人数である。
 5 本件初発かどうかについては、 $\chi^2(3)=36.443$, $p<.001$ である。
 6 保護観察歴の有無については、 $\chi^2(3)=14.881$, $p<.01$ である。
 7 少年院歴の有無については、 $\chi^2(3)=39.031$, $p<.001$ である。

13 平成5年から14年に少年鑑別所に入所した強盗事犯少年（鑑別終了者）の処分歴等の推移について法務省大臣官房司法法制部のデータを分析した結果は、資料3-1参照。

の傾向にある。なお、犯行において主導者であった者と並んで、強盗事犯少年の中でも非行性・犯罪性が進んでいると想像されがちな単独犯について、必ずしも、非行経験を積んだ少年の比率が高いわけではなく、本件が初発非行である者が2割以上存在していることも注目に値しよう。単独犯については、侵入強盗が半ばを占めるなど犯行の手口などにおいて共犯の場合と相当に異なる様相を示していることを既に述べたが、さらに、第7節「本件にかかわる資質の問題点についての分析」においては、単独犯について、その問題性の所在が共犯者を伴う者とは異なる傾向にあることなどに触れている。

3 強盗事犯少年の犯行手口の着想・犯行動機等について

(1) 強盗事犯少年の犯行手口の着想・犯行動機等の概要及び5年対象者と14年対象者との比較

第1節「少年強盗事犯の分析」では、少年強盗事犯の実態を明らかにしたが、強盗事犯少年それぞれは、どのようにして強盗事犯に至っているのでしょうか。加えて、少年が強盗事犯に至る経緯について、平成5年と平成14年で違いがあるだろうか。その点についての分析結果を、本項では示すこととする。

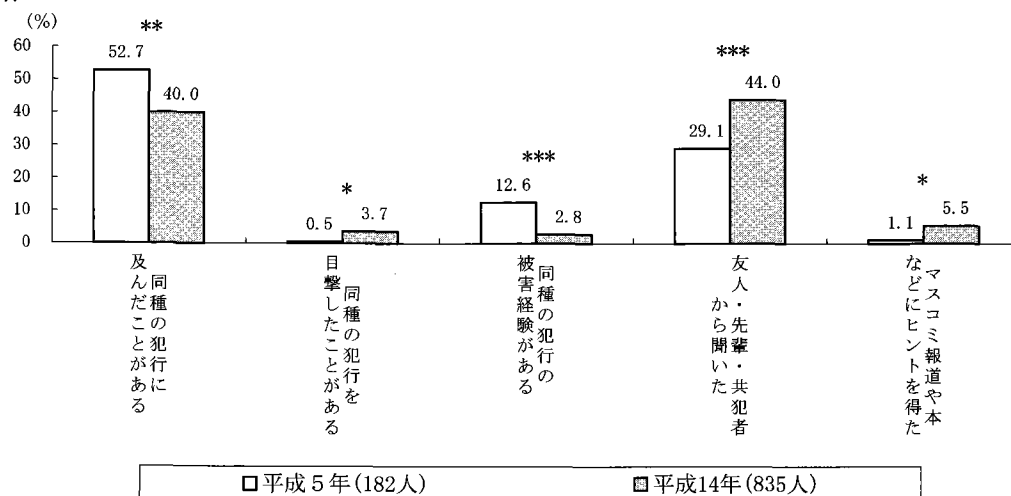
犯行手口の着想についてまとめたものが、図3-3-1-1～2であり、これらはそれぞれ、犯行手口の着想についての不詳、無回答を除いた者を母数とし、それぞれの犯行手口の着想について該当する者の比率を示したものとなっている。図3-3-1-1からは、5年対象者、14年対象者のいずれも、「同種の犯行に及んだことがある」「友人・先輩・共犯者から聞いた」の比率が高くなっていることが分かる。また、図3-3-1-2からは、犯行における本人の役割によって、着想が若干異なることがうかがえる。本人が主導者の場合、「同種の犯行に及んだことがある」が6割近くを占めている。一方、共犯者が主導者の場合、「友人・先輩・共犯者から聞いた」の比率が5割を超えている。他方、単独犯では、他に比べて「マスコミ報道や本などにヒントを得た」の比率が高くなっているとの特徴がうかがえる。

また、図3-3-1-1で5年対象者と14年対象者とを比較すると、「友人・先輩・共犯者から聞いた」の比率が伸びており、特に、共犯の場合は31.9%から48.3%と半数近くにまで及んでいる一方、「同種の犯行に及んだことがある」の比率は減少している。近年、強盗が仲間内で話題になっており、その結果、それまで同種の経験がない者であっても、それを話題のみにとどまらせるのではなく、実際の犯行にまで及んでいる実態がうかがえる。一方、単独犯については、有意差を認めるまでには至っていないものの「マスコミ報道や本などにヒントを得た」の比率が、5年対象者では4.5%であるのに対して、14年対象者では21.3%と増加しており、「同種の犯行に及んだことがある」に次いで比率の高いものとなっている。このところの強盗事犯の増加に伴い、マスコミ等で強盗を取り上げることも多くなっているが、近年の単独犯では、その取り上げられたことを着想源として、強盗に至っている比率が高くなっていると言える。すなわち、近年の強盗事犯少年の増加については、仲間内などで、あるいはマスコミなどをおして、少年たちの生活空間の身近な場所で強盗が話題となっており、このことが、少年にとっては、強盗が本来犯罪の中でも凶悪なものであるといった認識を低下させ、むしろ手軽に自らの諸欲求を満たすことができる手段と認識されるに至っていると解釈できるのではあるまいか。

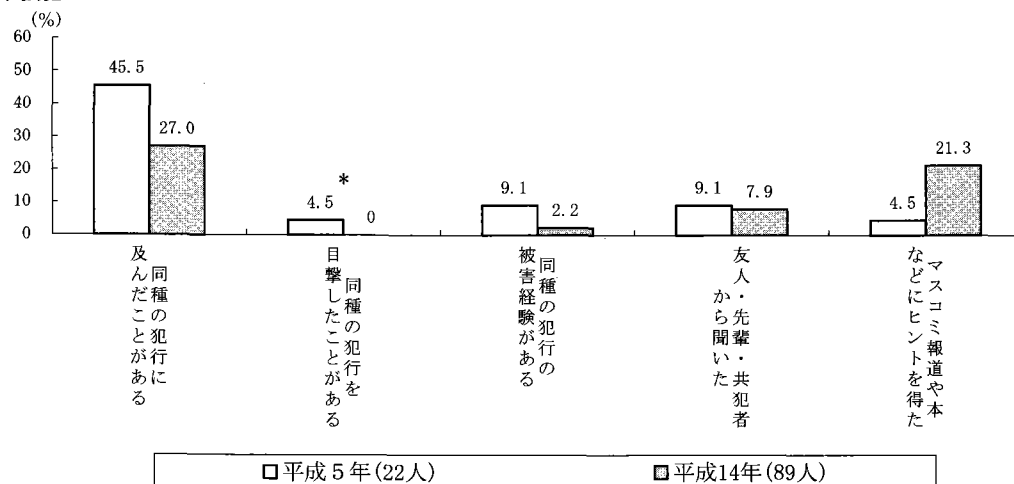
犯行場面での本人の最関心事については、図3-3-1-3～4にまとめてある。この最関心事については、前章第2節「方法」で言及したとおり、元々強盗とは、暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取することであるものの、強盗事犯少年の中には、被害者に暴力を振るうことや共犯者との関係を良好に保つこと等が最関心事である者もいると予想されたため、調査することにしたものである。図3-3-1-3からは、最関心事のうち、最も多いのは「金品奪取」であり、それが5割前後を占めてはいるものの、その一方、金品奪取以外とする者も相当数おり、ここに少年強盗事犯の特徴がうかがえる。また、犯行における本人の役割別に最関心事を見ると、図3-3-1-4のとおり、「単独犯」や「主導者なし」

図 3 - 3 - 1 - 1 入所年別犯行手口の着想の比率

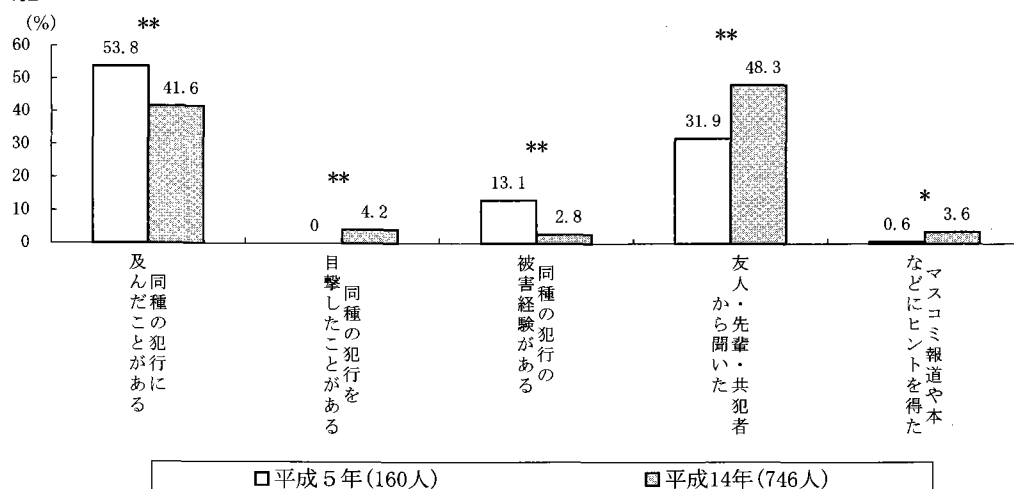
①全体



②単独犯



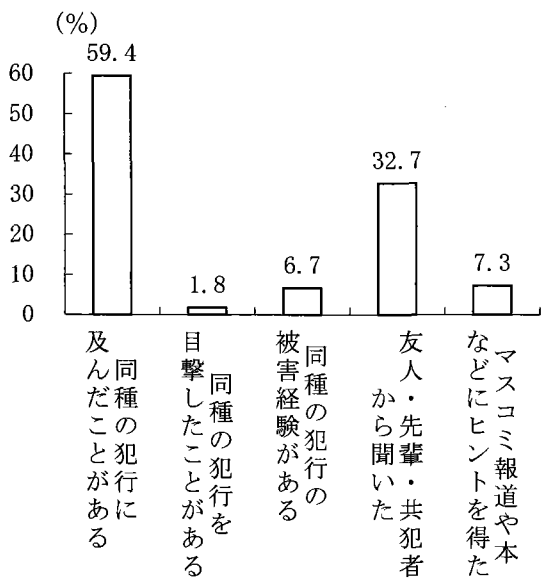
③共犯



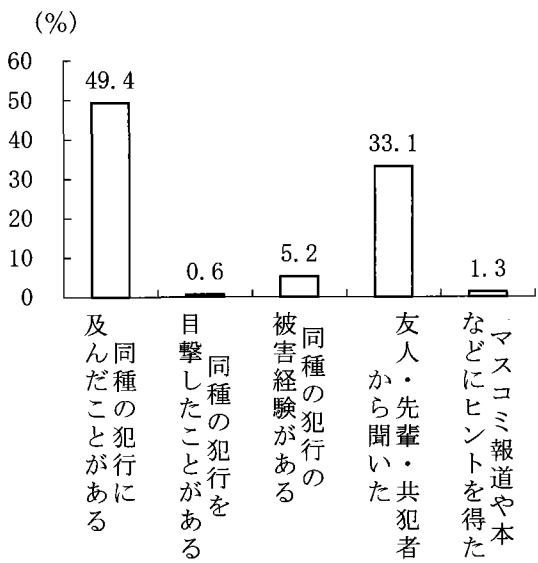
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 複数回答である。
 3 不詳，無回答を除いた人数を母数とした場合の比率である。
 4 平成5年と平成14年の有意差が，*は $p<.05$ ，**は $p<.01$ ，***は $p<.001$ であることを示す。

図 3 - 3 - 1 - 2 犯行における本人の役割別犯行手口の着想の比率

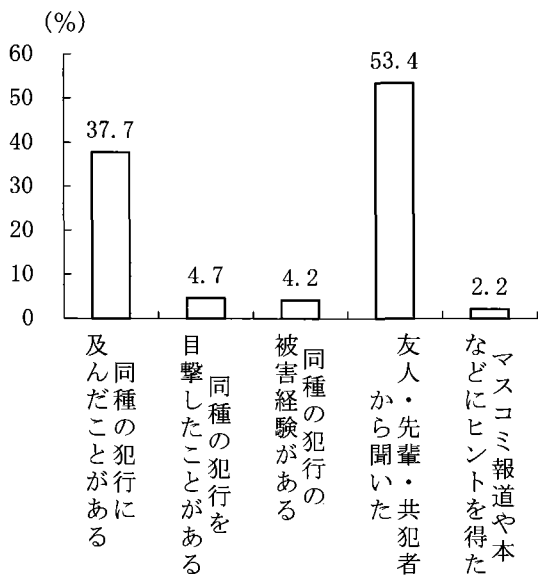
①本人が主導者（165人）



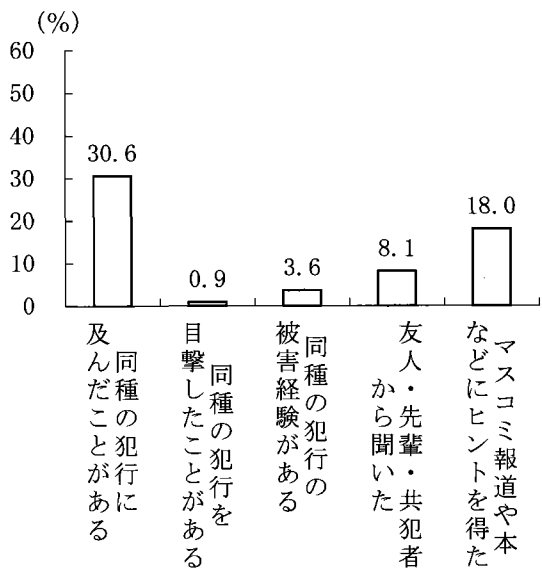
②主導者なし（154人）



③共犯者が主導者（554人）

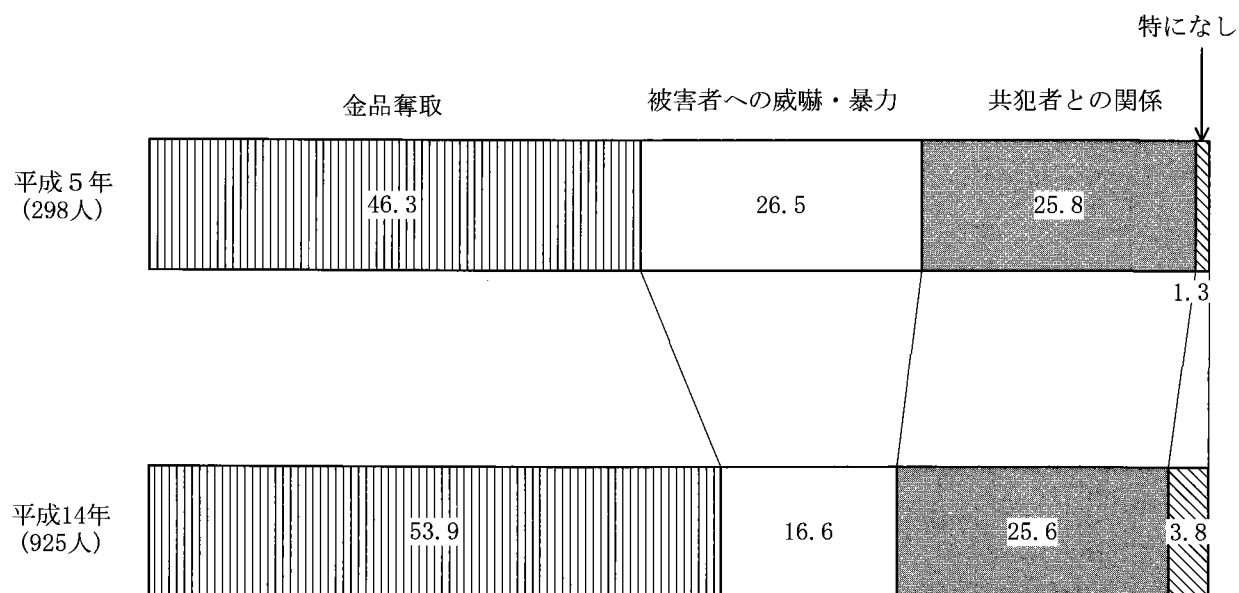


④単独犯（111人）



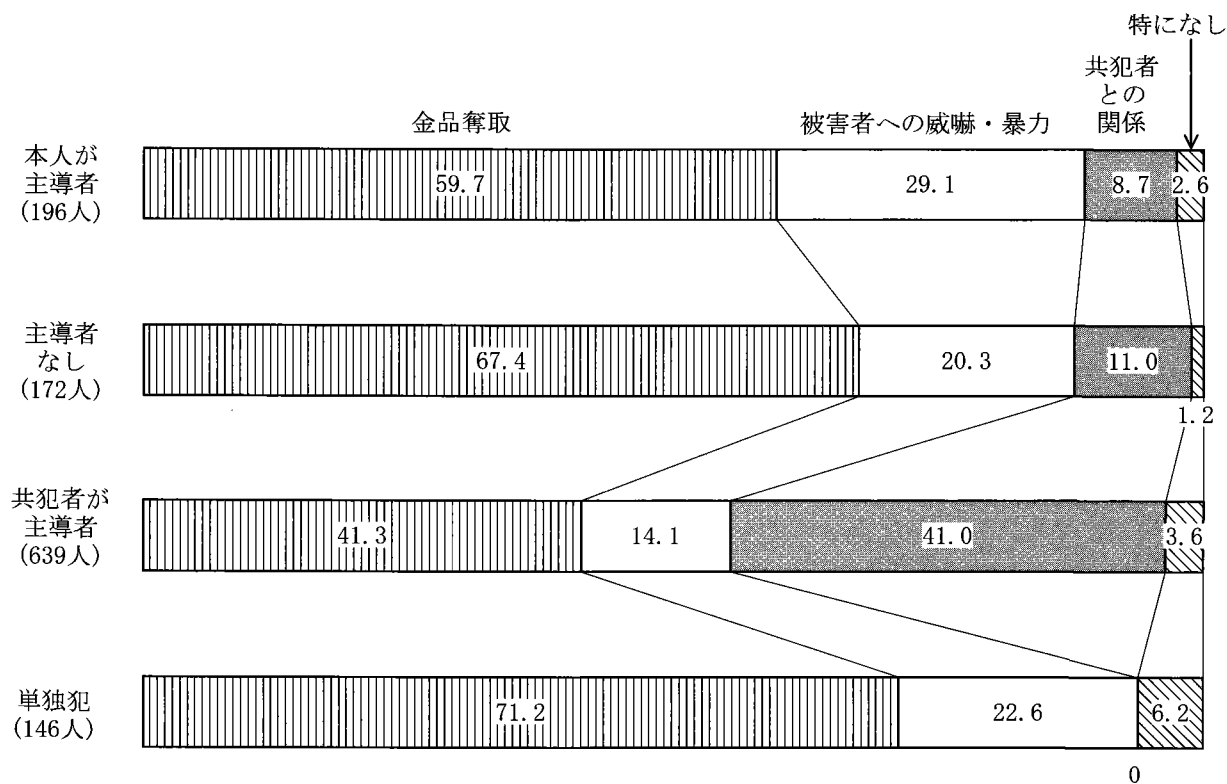
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 5年対象者と14年対象者の合計である。
3 複数回答の結果である。
4 不詳、無回答を除いた人数を母数とした場合の比率である。

図 3 - 3 - 1 - 3 入所年別犯行場面での最関心事の構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 不詳，無回答を除く。
 3 $\chi^2(3)=18.246$, $p<.001$ である。

図 3 - 3 - 1 - 4 犯行における本人の役割別犯行場面での最関心事の構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 5年対象者と14年対象者の合計である。
 3 不詳，無回答を除く。
 4 $\chi^2(9)=192.318$, $p<.001$ である。

においては、「金品奪取」が最関心事である比率が高く、一方、「共犯者が主導者」の場合は、「金品奪取」と「共犯者との関係」がほぼ同率であることがうかがえる。このほか、図3-3-1-3からは、5年対象者に比べて14年対象者においては、「金品奪取」の比率が高くなる一方、「被害者への威嚇・暴力」の比率が低くなっていることが分かる。近年の特徴として、金品奪取のために強盗に至っている実態がうかがえる。

強盗に至った際の金品奪取にかかわる動機、被害者への威嚇・暴力にかかわる動機、共犯者との関係にかかわる動機、のそれぞれの結果についてまとめたものが、図3-3-1-5～6である。先に、犯行場面での最関心事について言及したが、同じく前章第2節「方法」で言及したとおり、強盗に至る動機は単一とは限らない。また、金品奪取が最関心事の場合、必ずしも被害者に威嚇したり暴力を振るったりしなくてよいはずであるのに、すなわち、なぜ窃盗にとどまらず強盗に至ったのかを明らかにすることは肝要である。また、被害者への威嚇・暴力が最関心事の場合、それにとどまらず金品奪取にも至るのはどうしてなのかについても探りたい。加えて、少年強盗事犯の特徴として共犯が多いことが挙げられるが、この共犯同士は、どのような思いから結び付いているかを検討することも興味あるところである。そこで、最関心事の如何にかかわらず、金品奪取にかかわる動機、被害者への威嚇・暴力にかかわる動機、共犯者との関係にかかわる動機のそれぞれについて、どのような動機を有しているかを調査することとしたものである。

金品奪取にかかわる各種動機については、図3-3-1-5から、「遊興費欲しさ」が最も高い比率であり、次いで「簡単に金品が入るのなら欲しい」となっていることがうかがえる。一方、「生活費に困窮」「滞納金や借金等の支払いにあてる金がほしい」「不良者への上納金にあてる金が欲しい」といった差し迫った必要性を有する者の比率は低く、そのいずれかに該当する者は5年対象者では9.0%、14年対象者では9.6%であり¹⁵、いずれも1割にも満たない状況となっている。大半が、差し迫った必要性から金品奪取に至っているわけではないというのが実態と言える。また、犯行場面での本人の最関心事ごとに見ると、図3-3-1-6から、最関心事が「金品奪取」の場合は、「遊興費欲しさ」の比率が最も高いこと、一方、最関心事が「被害者への威嚇・暴力」や「共犯者との関係」の場合は、「遊興費欲しさ」と「簡単に金品が手に入るのなら欲しい」がほぼ同率となっていることがうかがえる。

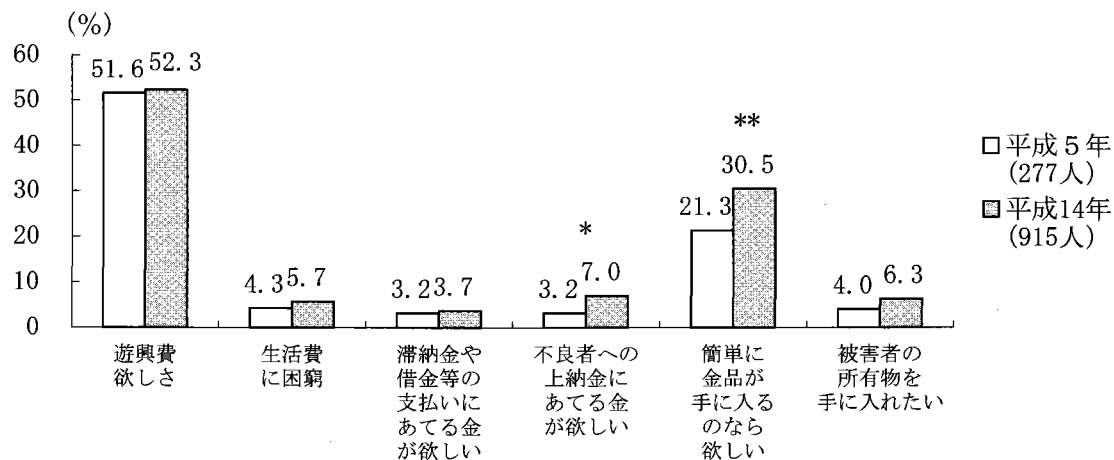
被害者への威嚇・暴力にかかわる各種動機については、図3-3-1-5から、「手っ取り早く金品を奪いたい」が最も高い比率になっていることがうかがえる。加えて、「うさ晴らし」「自分の強さを実感したい」など、被害者になんら関係がない専ら加害者側の事情から、被害者が威嚇されたり暴力を振るわれたりしている実態がうかがえる。また、犯行場面での本人の最関心事ごとに見ると、図3-3-1-6から、最関心事が「金品奪取」「共犯者との関係」の場合は、「手っ取り早く金品を奪いたい」の比率が最も高いこと、一方、最関心事が「被害者への威嚇・暴力」の場合は、「被害者への腹立ち」「うさ晴らし」「自分の強さを実感したい」「被害者への怨恨・報復」の比率が高いことがうかがえる。

共犯者との関係にかかわる各種動機については、図3-3-1-5から、「認められたい」「共犯者に誘われてその気になった」の比率が全般に高いことがうかがえる。また、犯行場面での本人の最関心事ごとに見ると、図3-3-1-6から、最関心事が「被害者への威嚇・暴力」の場合は、「認められたい」「共犯者に誘われてその気になった」の比率が高いこと、さらに「金品奪取」の場合には、これらに加えて「行動を共にすると分け前などの得をする」の比率も高いこと、一方、最関心事が「共犯者との関係」の場合は、最関心事が他の場合に比べて、「行動を共にしないと仕返しされる」「孤立したくない」「馬鹿

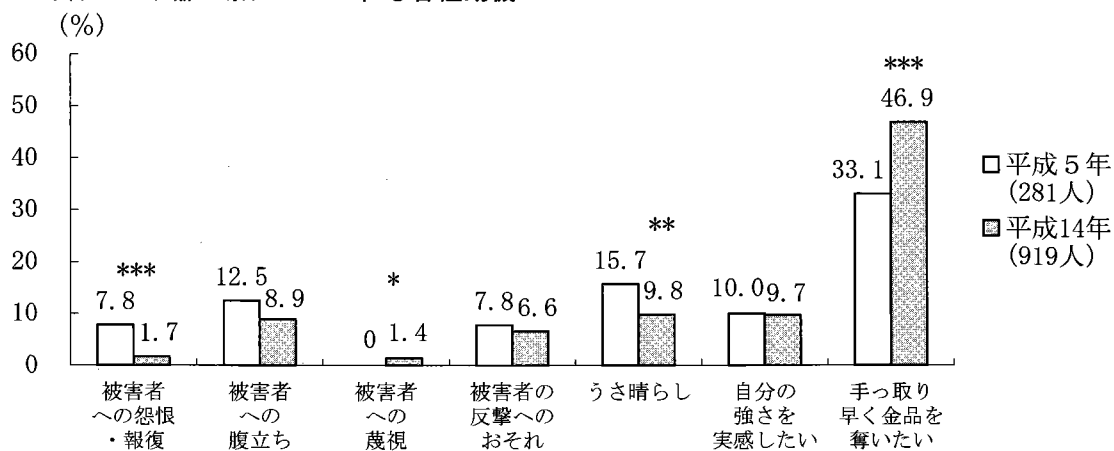
15 図3-3-1-5は複数回答の結果であるため、いずれかに該当する者についてを再計算した結果である。

図 3 - 3 - 1 - 5 入所年別犯行の各種動機

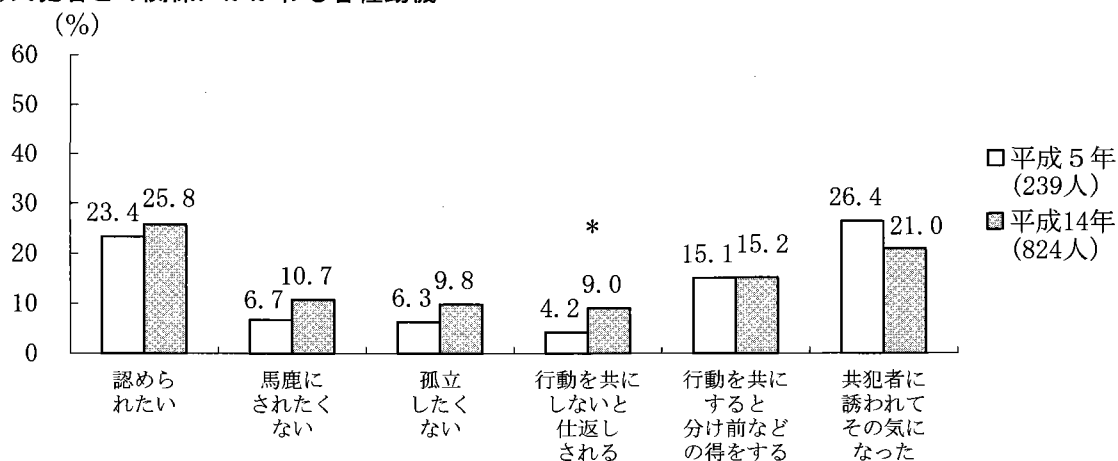
①金品奪取にかかわる各種動機



②被害者への威嚇・暴力にかかわる各種動機



③共犯者との関係にかかわる各種動機



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 複数回答の結果である。

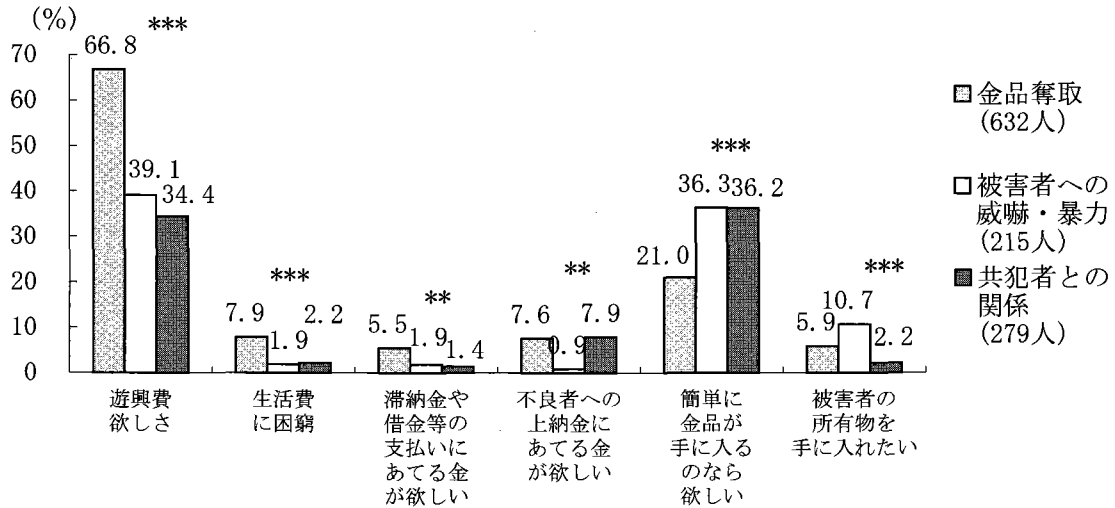
3 各種動機について、不詳、無回答を除いた人数を母数とした場合の比率である。

4 「③共犯者との関係にかかわる各種動機」では、単独犯を除いている。

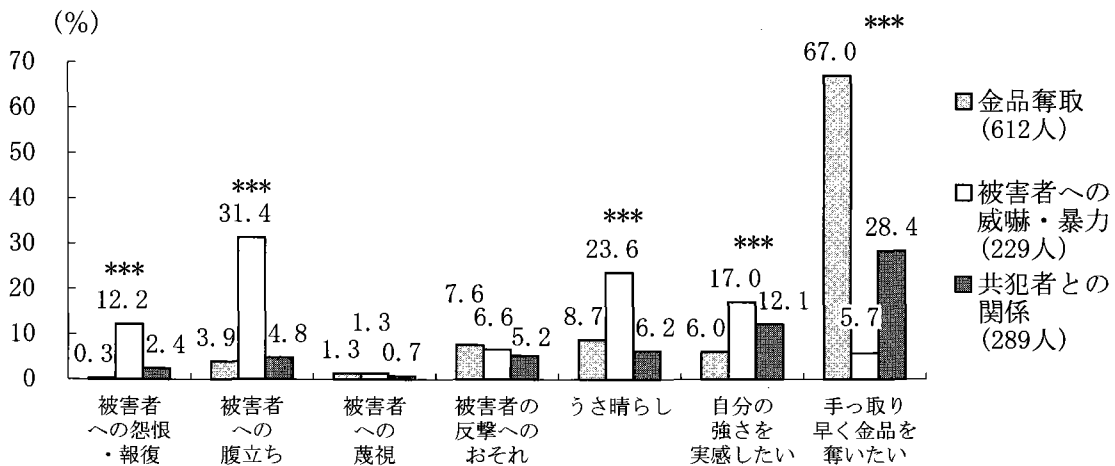
5 平成5年と平成14年との有意差が、*は $p < .05$ 、**は $p < .01$ 、***は $p < .001$ であることを示す。

図 3 - 3 - 1 - 6 犯行場面での最関心事別犯行の各種動機

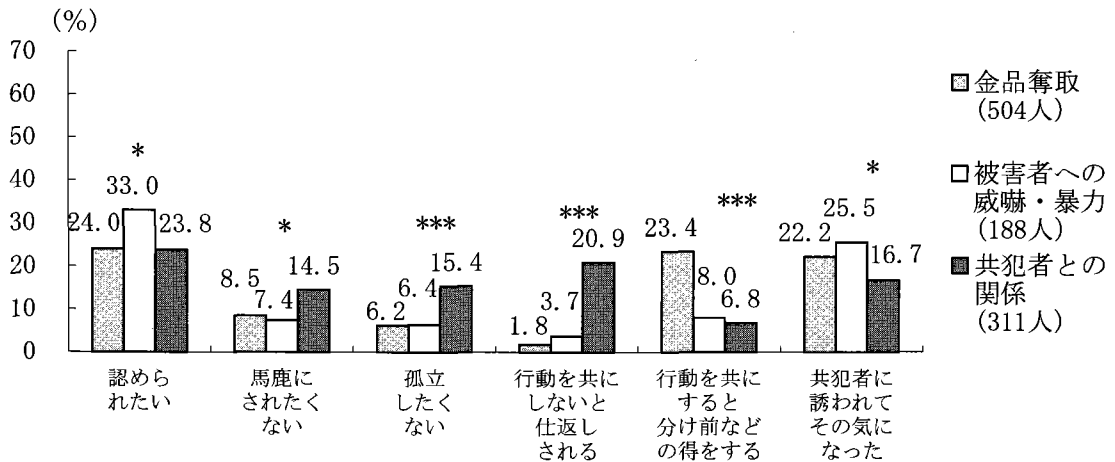
① 金品奪取にかかわる各種動機



② 被害者への威嚇・暴力にかかわる各種動機



③ 共犯者との関係にかかわる各種動機



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 5年対象者と14年対象者の合計である。
 3 複数回答の結果である。
 4 各種動機について、不詳、無回答を除いた人数を母数とした場合の比率である。
 5 「③共犯者との関係にかかわる各種動機」では、単独犯を除いている。
 6 犯行場面での最関心事それぞれについての有意差が、*は $p < .05$, **は $p < .01$, ***は $p < .001$ であることを示す。

にされたくない」の比率が高いといった特徴がうかがえる。なお、「行動を共にしないと仕返しされる」の比率について、共犯者との日ごろの関係が、「付き合いがよくある」群と「付き合いがあまりない」群で比較すると、後者で高い結果となっている。

このほか、5年対象者と14年対象者の各種動機を比べると、図3-3-1-5が示すように、金品奪取にかかわる各種動機の中では、「簡単に金品が入るのなら欲しい」の増加が目立っている。凶悪事犯である強盗を、安易に金品を入手できる手段ととらえるようになってきている風潮の一側面を示す結果と言える。

また、被害者への威嚇・暴力にかかわる各種動機の中では、「手っ取り早く金品を奪いたい」の比率が、5年対象者に比べて14年対象者において、顕著に増加している。手っ取り早く金品を奪うために安易に暴力を振るっており、このことが窃盗にとどまらず近年の強盗事犯の増加に関連する一因となっていると推測できる。

このほか、共犯者との関係にかかわる各種動機については、5年対象者に比べて14年対象者において、「行動を共にしないと仕返しされる」の比率が増えている。また、有意差を認めるには至っていないものの、「認められたい」「馬鹿にされたくない」「孤立したくない」についても、同様の傾向が認められる。上記のように、被害者に対しては、金品を奪取する対象として暴力まで振るう一方、共犯者との関係性には気を配っていることがうかがえ、ここに身近な他者とそれ以外の他者への心配りの落差といった、いびつな対人関係の特徴を見ることができよう。

強盗事犯の着想・動機等について、本項をまとめると¹⁶、まず、犯行手口の着想については、犯行における本人の役割によって異なっているが、「同種の犯行に及んだことがある」「友人・先輩・共犯者から聞いた」の比率が高いと言える。また、近年、「友人・先輩・共犯者から聞いた」「マスコミ報道や本などにヒントを得た」の比率が増加しており、強盗が身近で話題になっていることが、少年に強盗への抵抗感を低め、彼らの諸欲求を満たす行動の一形態とみなされるようになってきている可能性が指摘できる。一方、犯行場面での最関心事や犯行動機については、差し迫った必要性はないものの遊興費欲しさなどから金品奪取を最関心事とし、しかも、手っ取り早く奪おうとして被害者に威嚇したり暴力を振るったりする傾向が見られ、そのことが窃盗にとどまらず強盗事犯に発展し、近年の強盗の増加の一因となっていることがうかがえる。また、「簡単に金品が入るのなら欲しい」との比率も増加している。すなわち、強盗を安易に金品を入手できる可能性のある手段ととらえる者が増えている実態が示されている。

(2) 強盗事犯少年の犯行動機についてのクラスター分析¹⁷結果

強盗事犯少年の犯行動機について、前項では、各種動機について並列的に概括にするにとどめた。しかし、強盗事犯少年の犯行の各種動機の有無については、いくつかの群分けが可能であろう。そこで、各種動機のそれぞれの有無をもとにクラスター分析を行い、強盗事犯少年の群分けを試みた。さらに、それぞれの群に分類された強盗事犯少年が、それぞれどのような特徴を有するかについての分析も行った。以下に、その結果を示すこととする。

16 5年対象者327人のうち、その後受刑歴があった者25人となかった者302人の間に、本項で検討した各要因について有意差があるかを検討した。その結果、受刑歴がなかった者に比べてあった者の方が、被害者への威嚇・暴力にかかわる各種動機のうち「手っ取り早く金品を奪いたい」及び共犯者との関係にかかわる各種動機のうち「行動を共にすると分け前などの得をする」に該当する場合が多いとの結果（前者は $p<.01$ 、後者は $p<.05$ ）が得られた。なお、それ以外の要因についての有意差は認められなかった。

17 クラスター分析とは、類似しているもの同士をまとめて、いくつかの群に分類する手法である。

表 3-3-2-1 犯行の各種動機のクラスター分析の結果

	第1群 (280人)	第2群 (290人)	第3群 (338人)	第4群 (365人)	合計 (1,273人)
金品奪取にかかわる各種動機					
遊興費欲しさ	1.00	1.95	2.00	1.00	1.48
生活費に困窮	1.99	1.98	1.89	1.94	1.95
滞納金や借金等の支払いにあてる金が欲しい	1.98	1.99	1.91	1.98	1.96
不良者への上納金にあてる金が欲しい	1.97	1.98	1.84	1.97	1.94
簡単に金品が入るのなら欲しい	1.93	1.00	2.00	1.83	1.72
被害者の所有物を手に入れたい	1.97	1.98	1.84	1.98	1.94
被害者への威嚇・暴力にかかわる各種動機					
被害者への怨恨・報復	1.96	1.98	1.93	2.00	1.97
被害者への腹立ち	1.88	1.83	1.88	1.99	1.90
被害者への蔑視	1.98	1.99	1.99	1.99	1.99
被害者の反撃への恐れ	1.90	1.92	1.90	1.99	1.93
うき晴らし	1.69	1.89	1.95	1.98	1.89
自分の強さを実感したい	1.75	1.90	1.96	1.97	1.90
手っ取り早く金品を奪いたい	2.00	1.78	1.66	1.00	1.56
共犯者との関係にかかわる各種動機					
認められたい	1.64 (1.61)	1.84 (1.82)	1.86 (1.82)	1.76 (1.73)	1.78 (1.75)
馬鹿にされたくない	1.91 (1.90)	1.90 (1.89)	1.95 (1.94)	1.89 (1.88)	1.91 (1.90)
孤立したくない	1.94 (1.94)	1.91 (1.91)	1.92 (1.90)	1.91 (1.90)	1.92 (1.91)
行動を共にしないと仕返しされる	1.97 (1.97)	1.96 (1.96)	1.84 (1.80)	1.96 (1.96)	1.93 (1.92)
行動を共にすると分け前などの得をする	1.91 (1.90)	1.86 (1.85)	1.93 (1.91)	1.78 (1.76)	1.87 (1.85)
共犯者に誘われてその気になった	1.79 (1.77)	1.73 (1.70)	1.85 (1.81)	1.84 (1.82)	1.81 (1.78)
共犯の有無	1.93	1.91	1.79	1.90	1.88

注 1 共犯の有無は、単独犯を1、共犯を2、各種動機の変数については、その動機がある場合を1、ない場合を2とコード化している。なお、共犯者との関係にかかわる各種動機については、単独犯の場合、2とコード化している。

2 5年対象者と14年対象者の合計である。

3 K-means クラスター分析であり、欠損値については、ペアごとに除外してある。

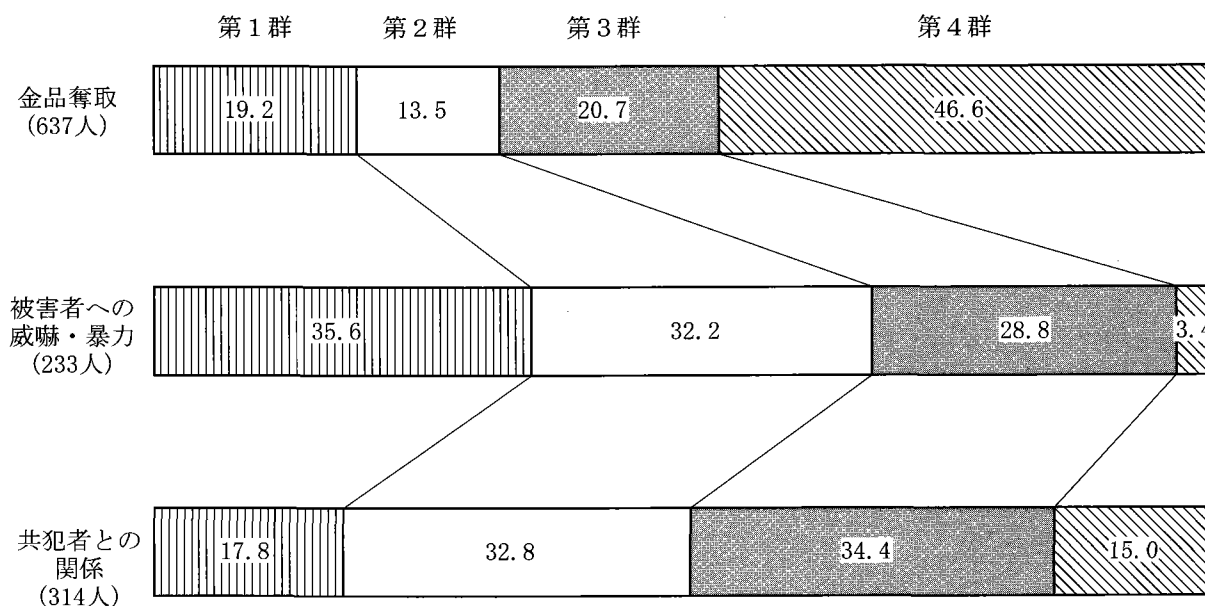
4 () 内は、共犯の場合のみを取り上げた結果である。

クラスター分析¹⁸ (K-means 法、ペアワイズ法による) の結果、4群に分類した際、それぞれの群に各種動機の有無がどの程度分布しているかを示したのが、表 3-3-2-1 である。

「第1群」「第4群」は共に「遊興費欲しさ」の動機がある群であり、さらに、「第4群」は「手っ取り早く金品を奪いたい」の動機がある群である一方、「第1群」は、「手っ取り早く金品を奪いたい」の動機がない群となっている。また、「第2群」は、「簡単に金品が入るのなら欲しい」の動機がある群である一方、「第3群」は「遊興費欲しさ」「簡単に金品が入るのなら欲しい」のいずれの動機もない群となっている。すなわち、「第4群」は、遊興費欲しさから金品奪取に至り、さらに手っ取り早く奪取するために被害者に対して威嚇したり暴力を振るったりしている群であること、一方、「第1群」は、遊興費欲しさの動機を有しているが、金品奪取のために被害者に対して威嚇したり暴力を振るったりしているわけではない群と言える。また、「第2群」は、金品奪取に関して、簡単に入るのなら欲しい程度で、奪取に執着しているわけではない群であり、「第3群」は、上記3つの群のいずれにも属さない者で構成されて

18 共犯者との関係にかかわる各種動機について、単独犯の場合は2とコード化し、単独犯か共犯かの区別を可能とするため、共犯の有無についての変数も投入した。

図 3-3-2-1 犯行場面での最関心事別クラスター分析による分類群の構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 5年対象者と14年対象者の合計である。
 3 第1～4群の内容は、表3-3-2-1を参照。
 4 不詳、無回答を除く。
 5 $\chi^2(6)=226.726$, $p<.001$ である。

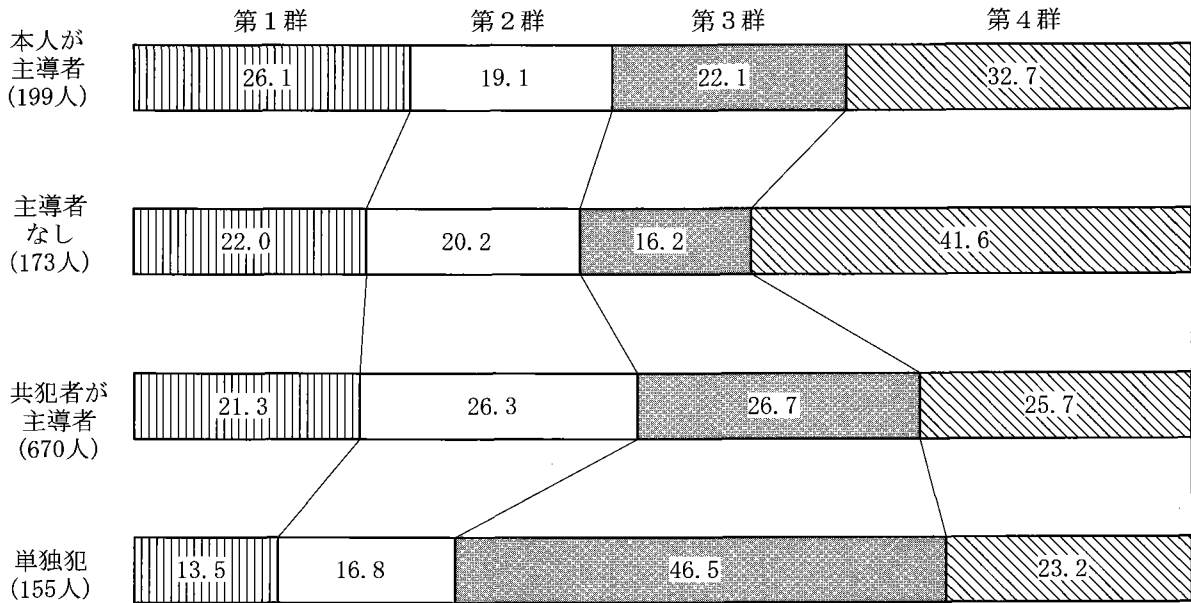
いる群と言える。

この4群について、犯行場面での本人の最関心事別の分布を見たものが、図3-3-2-1である。最関心事が「金品奪取」である者については、遊興費欲しさから手っ取り早く奪取するために被害者を威嚇したり暴力を振るっている「第4群」が半数近くを占めていることがうかがえる。一方、「簡単に金品が手に入るのなら欲しい」程度の気軽な気持ちで犯行に及んでいる「第2群」が1割強存在することも注目に値する。最関心事が「被害者への威嚇・暴力」である者については、上記「第4群」の比率が少なく、他の群については、類似の比率となっている。また、最関心事が「共犯者との関係」である者については、上記「第2群」と「遊興費欲しさ」「簡単に金品が入るのなら欲しい」のいずれの動機もない「第3群」が併せて3分の2を占めている。

また、犯行における本人の役割別の分布を見ると、図3-3-2-2が示すように、「主導者なし」では、「第4群」の比率が高い。共犯者同士が対等な関係の中で、手っ取り早く遊興費を入手しようとして犯行に至っている実態がうかがえる。また、「共犯者が主導者」の場合は他に比べて、「簡単に金品が入るのなら欲しい」とする「第2群」の比率が高く、共犯者が主導者の場合、気軽な気持ちで犯行に至っている者が少なからず存在していることがうかがえる。一方、「単独犯」は他に比べて、「遊興費欲しさ」を動機とする「第1群」及び「第4群」の比率が低く、さらに、「簡単に金品が入るのなら欲しい」の動機がある「第2群」の比率も低くなっている。単独犯については、「遊興費欲しさ」「簡単に金品が入るのなら欲しい」といった動機ではない、すなわち、気軽な遊び気分による犯行ではない可能性が示唆される。

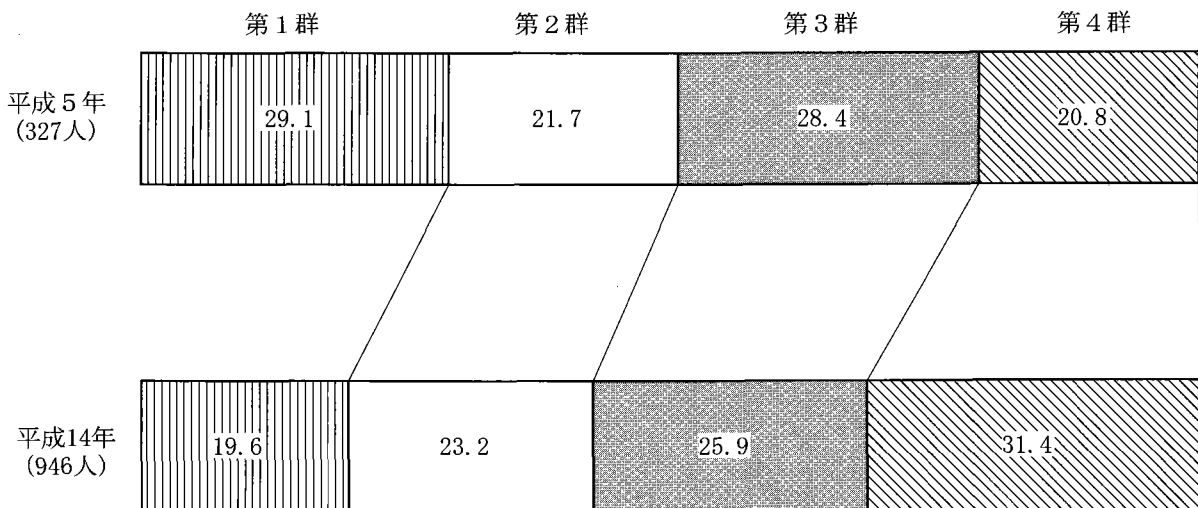
さらに、5年対象者と14年対象者との分布を比較したのが、図3-3-2-3である。5年対象者では「第1群」の比率が高く、「第4群」の比率が低く、14年対象者ではその逆となっている。すなわち、5年対象者は遊興費目的であっても、暴力を手っ取り早い手段としては認識していない一方、14年対象者ではそう認識する傾向にあることがうかがえる。

図 3-3-2-2 犯行における本人の役割別クラスター分析による分類群の構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 5年対象者と14年対象者の合計である。
 3 第1～4群の内容は、表3-3-2-1を参照。
 4 不詳、無回答を除く。
 5 $\chi^2(9)=60.093$, $p<.001$ である。

図 3-3-2-3 入所年別クラスター分析による分類群の構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 第1～4群の内容は、表3-3-2-1を参照。
 4 不詳を除く。
 5 $\chi^2(3)=20.297$, $p<.001$ である。

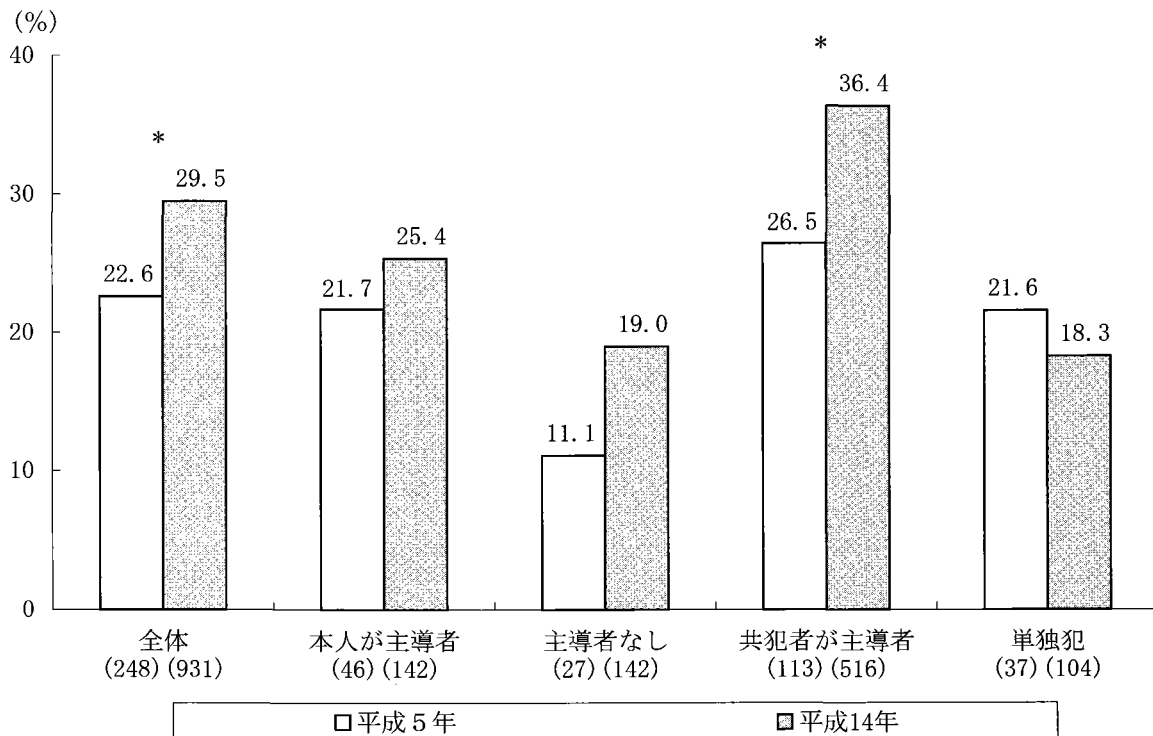
以上、本項をまとめると、犯行の各種動機の有無をもとに強盗事犯少年の群分けを試みたところ、「遊興費欲しさ」の動機があり、「手っ取り早く金品を奪いたい」の動機がない「第1群」,「遊興費欲しさ」「手っ取り早く金品を奪いたい」の双方の動機がある「第4群」,「簡単に金品が入るのなら欲しい」の動機がある「第2群」,「遊興費欲しさ」「簡単に金品が入るのなら欲しい」のいずれの動機もない「第3群」の4群に分類できた。これら4群の分布は、犯行場面での最関心事や犯行における本人の役割による相違が見られたほか、5年対象者に比べて14年対象者では、「第4群」の比率が高くなっており、被害者への威嚇・暴力について、遊興費獲得のための手っ取り早い手段と認識する者の増加がうかがえた。

4 犯行についての強盗事犯少年の認識にかかわる分析

強盗事犯少年は、自らの犯行について、どのような認識を有しているのだろうか。その点を明らかにするために、「自分が加害者であるとの認識」(以下、「加害者認識」という。)及び「犯行内容が、予想以上にエスカレートしたとの認識」(以下、「エスカレート認識」という。)についての調査結果を、以下に示すこととする。

加害者認識が乏しい者は、図3-4-1が示すように、5年対象者、14年対象者のいずれも3割に満たないが、5年対象者に比べて14年対象者の比率は増加している。また、犯行における本人の役割別に加害者認識が乏しい者の比率を見ると、「共犯者が主導者」の場合、その比率が高くなる傾向が見られ、特に、5年対象者に比べて14年対象者では、さらに約1割増加していることがうかがえる。

図3-4-1 入所年別加害者認識希薄の比率(犯行における本人の役割別)



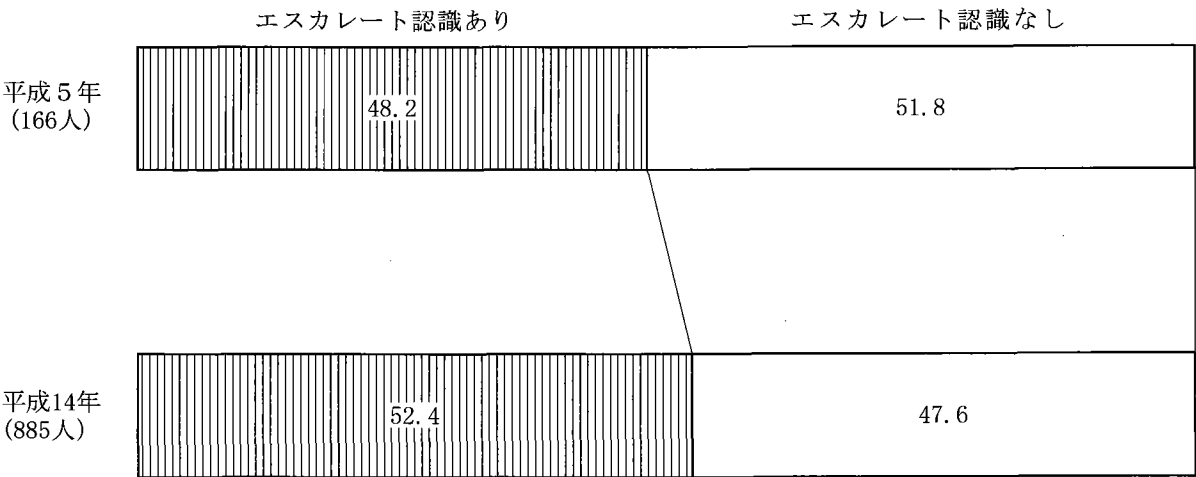
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 入所年別に、不詳、無回答を除いた人数を母数とした場合の比率である。

3 () 内は、当該母数の人数である。

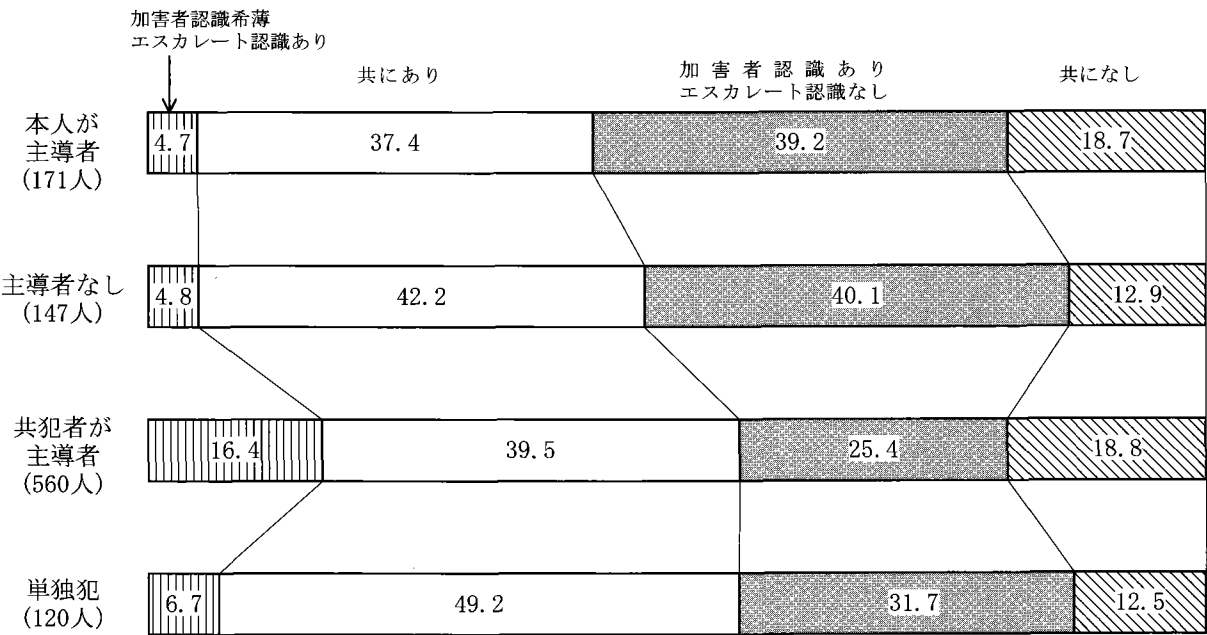
5 平成5年と平成14年との有意差が、*は $p<.05$ 、**は $p<.01$ 、***は $p<.001$ であることを示す。

図 3 - 4 - 2 入所年別エスカレート認識の有無の構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 不詳，無回答を除く。
3 $\chi^2(1)=1.005$, $p>.05$ である。

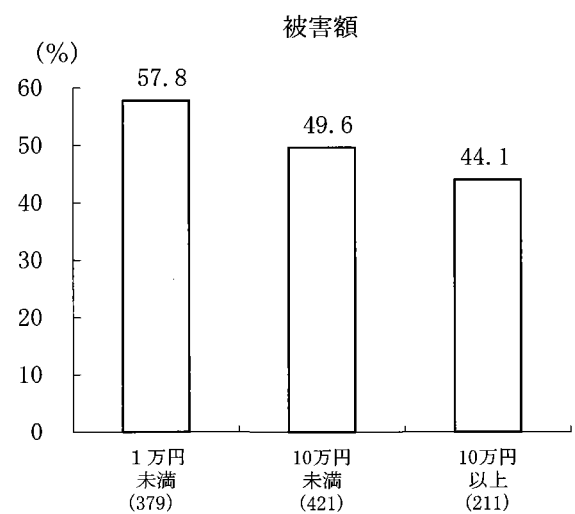
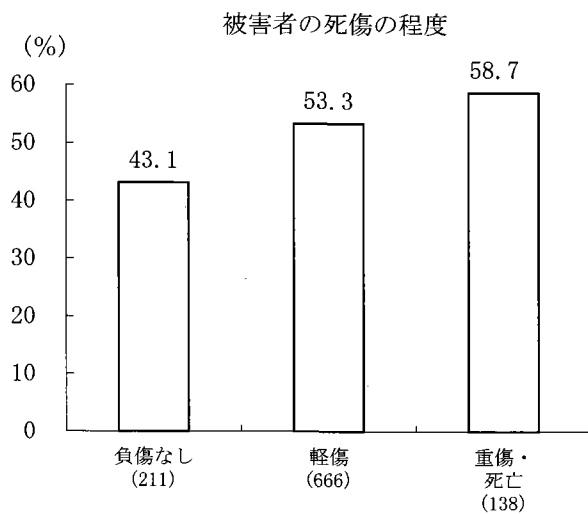
図 3 - 4 - 3 犯行における本人の役割別エスカレート認識及び加害者認識の有無の構成比



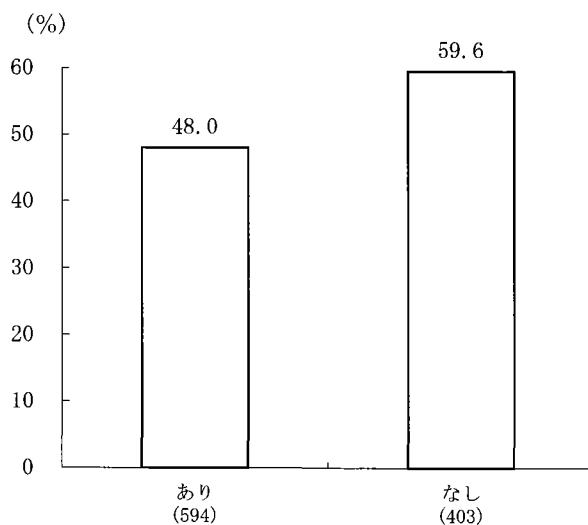
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 5 年対象者と 14 年対象者の合計である。
3 不詳，無回答を除く。
4 $\chi^2(9)=47.445$, $p<.001$ である。

図 3 - 4 - 4 諸条件別エスカレート認識ありの比率

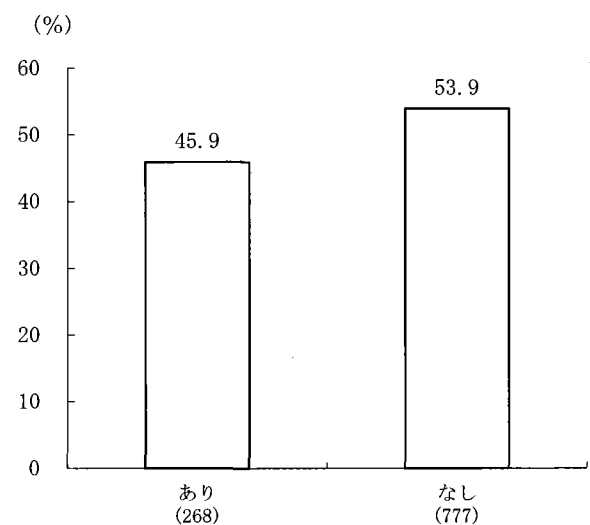
①被害の程度



②犯行の計画性



③本人の凶器使用の有無



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 5年対象者と14年対象者の合計である。

3 不詳、無回答を除く。

4 () 内は当該母数の人数である。

5 「軽傷」は、全治1月未満の負傷を、「重傷」は全治1月以上の負傷をいう。

6 犯行の計画性「あり」は「役割や方法を決めていた」「犯行に使うための物を用意した」「下見をした」「被害対象を決めていた」「『やばい』ことが起きた際の対処の方法を決めていた」のいずれかに相当した場合をいう。

7 被害者の死傷の程度については、 $\chi^2(2)=9.582$, $p<.01$ である。

8 被害額については、 $\chi^2(2)=11.228$, $p<.01$ である。

9 犯行の計画性については、 $\chi^2(1)=12.901$, $p<.001$ である。

10 本人の凶器使用については、 $\chi^2(1)=5.147$, $p<.05$ である。

エスカレート認識の有無については、図3-4-2が示すとおり、5年対象者、14年対象者のいずれも、半数前後の者がエスカレート認識を有する結果となっている。

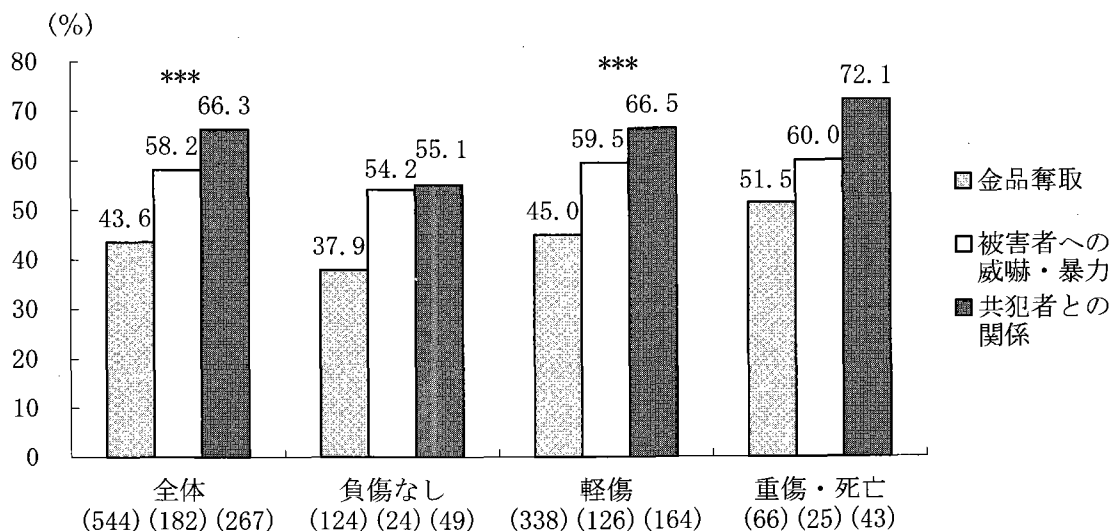
また、犯行における本人の役割別に、エスカレート認識の有無に加え、上記の加害者認識の有無を見たものが、図3-4-3である。本人が主導者の場合に比べて、共犯者が主導者の場合は、エスカレート認識を有する比率が高いほか、単独犯においても同程度の比率であることがうかがえる。さらに、共犯者が主導者の場合、加害者認識が乏しくエスカレート認識を有する比率が16.4%と、犯行時において他の役割を取る者に比べて高くなっている。なお、共犯者数別にエスカレート認識を有する比率を見ると、「単独」では55.8%、「2・3人」では50.2%、「4人以上」では52.0%であり、共犯者数よりも、犯行時の本人の役割によって、その認識に影響があることがうかがえる。

さらに、図3-4-4①は、被害の程度別にエスカレート認識を有する比率を示している。被害額については、被害額が大きいほどエスカレート認識を有する比率が高まるといった傾向はうかがえないが、被害者の死傷の程度別で見ると、被害者を死傷させる程度が重くなるにつれて、エスカレート認識を有する比率が高まることがうかがえる。

また、図3-4-4②から、犯行の計画性があった者よりはなかった者の方がエスカレート認識を有する比率が高いこと、図3-4-4③から、犯行時に凶器を使用した者よりは使用しなかった者の方が、エスカレート認識を有する比率が高い様子うかがえる。

このほか、図3-4-5は、犯行場面での最関心事別にエスカレート認識を見たものである。最関心事によってエスカレート認識を有する比率に相違があり、すなわち、「金品奪取」、「被害者への威嚇・暴力」、「共犯者との関係」の順で、エスカレート認識を有する比率が高まっており、この傾向は、被害者の死傷の程度を考慮してもうかがうことができる。例えば、被害者に軽傷を負わせた場合のエスカレート認識を有する比率を見ると、最関心事が「金品奪取」の者においては半数を超えないのに対して、「共犯者との関係」の者においては3分の2にまで至っている。

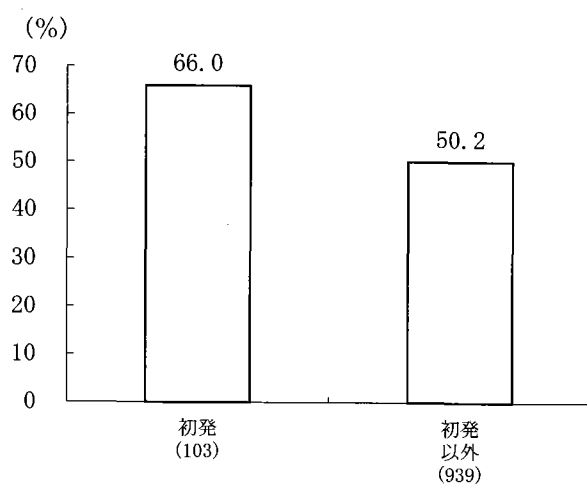
図3-4-5 犯行場面での最関心事別エスカレート認識ありの比率（被害者の死傷の程度別）



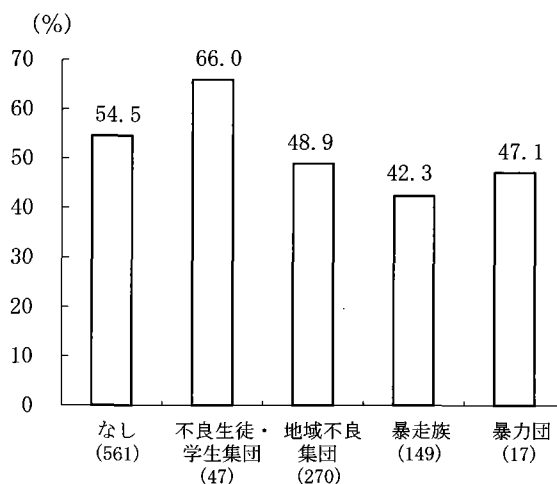
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 5年対象者と14年対象者の合計である。
 3 不詳、無回答を除いた人数を母数とした比率である。
 4 () 内は当該母数の人数である。
 5 犯行場面での最関心事それぞれについての有意差が、*は $p < .05$, **は $p < .01$, ***は $p < .001$ であることを示す。

図 3 - 4 - 6 非行歴等・処分歴別エスカレート認識ありの比率

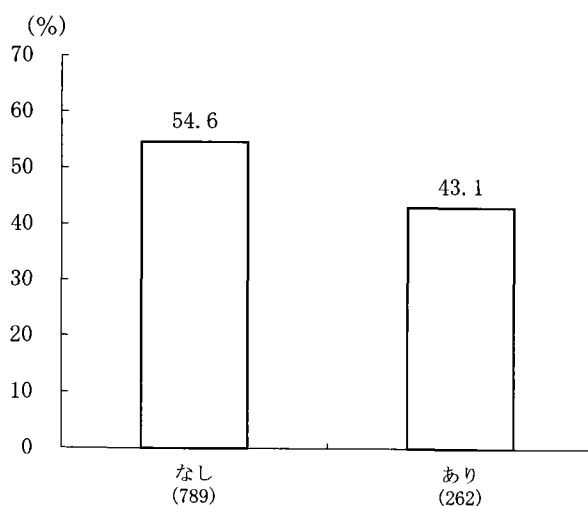
①本件が初発かどうか



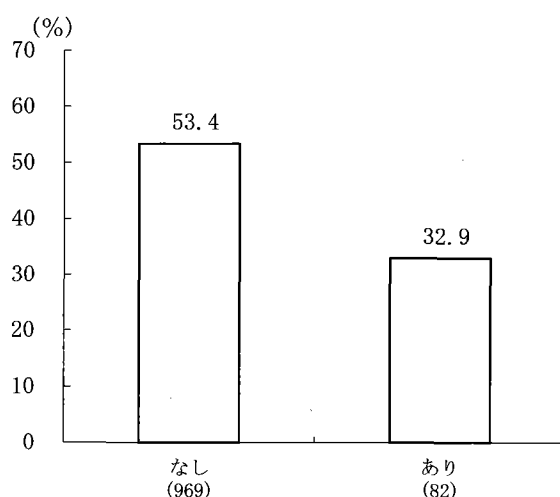
②所属不良集団別



③保護観察歴の有無



④少年院歴の有無



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 5年対象者と14年対象者の合計である。
 3 不詳，無回答を除いた人数を母数とした比率である。
 4 () 内は当該母数の人数である。
 5 本件が初発かどうかについては， $\chi^2(1)=9.350$ ， $p<.01$ である。
 6 所属不良集団別については， $\chi^2(4)=11.939$ ， $p<.05$ である。
 7 保護観察歴の有無については， $\chi^2(1)=10.411$ ， $p<.01$ である。
 8 少年院歴の有無については， $\chi^2(1)=12.634$ ， $p<.001$ である。

さらに、非行歴等・処分歴との関連でエスカレート認識を見たものが、図3-4-6である。概して、非行歴や処分歴が少ない者ほど、エスカレート認識を有する比率が高いことがうかがえ、本件が初発非行である者においては、66.0%がそのような認識を有するに至っている。

エスカレート認識の有無について、分析対象者の少年鑑別所入所年次、被害者の死傷の程度、被害額、犯行の計画性の有無、本人の凶器使用、共犯者数（単独、2・3人、4人以上の3カテゴリー）、犯行における本人の役割別、加害者認識の有無、犯行場面での最関心事、本件初発かどうか、所属不良集団の種類（なし、不良生徒・学生集団、地域不良集団、暴走族、暴力団の5カテゴリー）、保護観察歴の有無、少年院歴の有無を説明変数としてCHAID分析（親ノード30、子ノード15に設定）を行った結果の樹木図を、図3-4-7に示している。まず、エスカレート認識を有する比率については、犯行場面での最関心事について、「被害者への威嚇・暴力」や「共犯者との関係」とする者の方が、「金品奪取」等の者に比べて高くなっている。さらに、最関心事が「被害者への威嚇・暴力」あるいは「共犯者との関係」とする者の中で、加害者認識もあり、かつ犯行に計画性がない場合には、エスカレート認識を有する比率は79.6%に至っており、さらに、その中で、保護観察歴のない者の場合は84.5%になっている。また、最関心事が「共犯者との関係」であり、加害者認識があり、計画性がある者の場合は73.3%となっている。

まとめてみると¹⁹、強盗事犯少年のうち、自らの犯行について加害者認識が乏しい者は3割に満たないが、エスカレート認識を有する者は約5割となっている。さらに、これらを犯行における本人の役割別に見ると、「共犯者が主導者」の場合、加害者認識希薄の比率やエスカレート認識ありの比率が高くなっている。また、犯行場面での最関心事が「共犯者との関係」である場合や非行経験が浅かったり処分歴が（少）なかったりする者の方が、エスカレート認識を有する比率が高いことも明らかになった。自らの行為の意味や結果を十分に踏まえないまま犯行にかかわるこうした少年たちをいかに減少させていくかは課題と言える。

5 環境とのかかわり等について²⁰

(1) 家族

強盗事犯少年を取り巻く家庭環境とはどのようなものであろうか。ここでは、保護者の種類を始めとする家族の状況に加え、少年と家族との関係及び保護者の指導力の観点からの分析結果を示すことにする。

表3-5-1-1²¹は、強盗事犯少年の家族についてまとめたものである。まず、強盗事犯少年のうち、実父母がそろっている比率は6割弱であり、その状況については、5年対象者と14年対象者で大差はない。5年対象者と14年対象者で有意差が認められたものとしては、まず、保護者と同居している比率が挙げられ、5年対象者に比べて14年対象者において、同居している比率が高まっている。また、家庭生活程度（経済的水準）については、5年対象者に比べて14年対象者において、「中」の比率が減り、「下」の比率が高くなっており、14年対象者においては、生活程度が低い家庭の出身者が増えていることもう

19 5年対象者327人のうち、その後受刑歴があった者25人となかった者302人の間に、本節で検討した各要因について有意差があるかを検討したところ、有意差の認められる要因はなかった。

20 本研究は、少年鑑別所に収容された強盗事犯に焦点を当てたものである。強盗事犯に限定せず、さらに、身柄拘束をされるまでに至らなかった者をも含めた非行少年全般の環境とのかかわりの状況等については、資料6を参照。

21 平成5年から14年に少年鑑別所に入所した強盗事犯（鑑別終了者）の家族の推移等について法務省大臣官房司法法制部のデータを分析した結果は、資料3-2参照。

表 3 - 5 - 1 - 1 強盗事犯少年の家庭

	5 年対象者 (%)	14 年対象者 (%)	検定結果
実父母がそろっている比率	59.9	58.7	$\chi^2(1)=0.162$
保護者と同居している比率	73.1	85.1	$\chi^2(1)=23.744^{***}$
家庭の生活程度			
富裕	4.3	4.4	
中	83.5	74.5	$\chi^2(2)=12.752^{**}$
下	12.2	21.1	
家族との関係「問題なし」の比率	40.5	39.6	$\chi^2(1)=0.066$
保護者の指導力「問題なし」の比率	26.2	24.0	$\chi^2(1)=0.564$

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 不詳，無回答を除いた人数を母数とした比率である。

3 平成 5 年と平成 14 年との有意差が，*は $p < .05$ ，**は $p < .01$ ，***は $p < .001$ を示す。

かがえる。

一方，家族との関係について「問題なし」は 4 割前後，保護者の指導力について「問題なし」は 4 分の 1 程度であり，5 年対象者と 14 年対象者で大差はない。

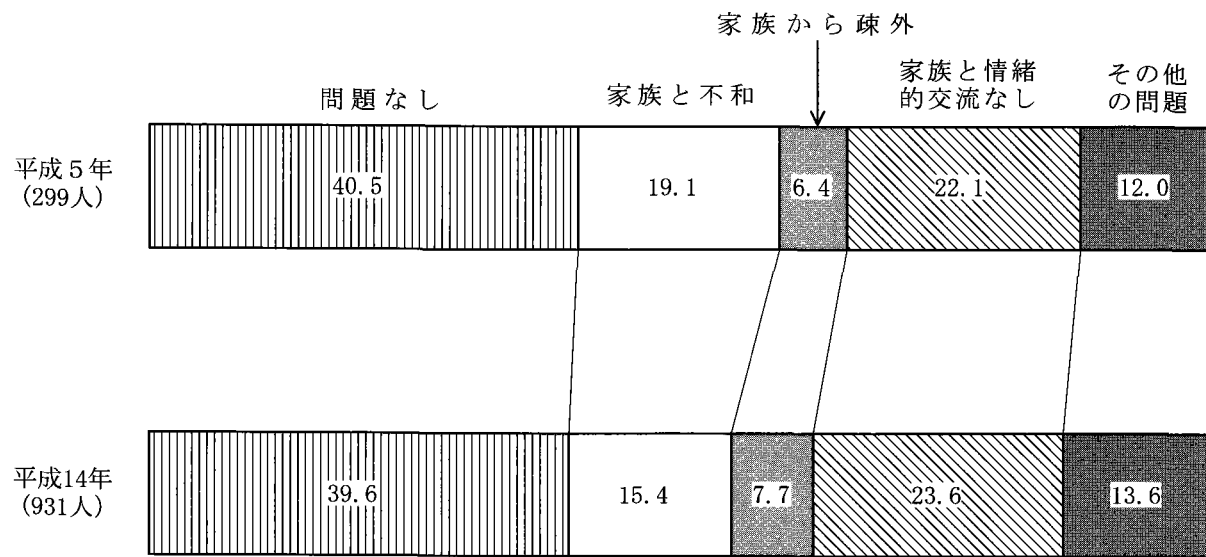
図 3 - 5 - 1 - 1 で，家族との関係の子細に見ると，家族との関係の問題のうち，最も比率が高いのは「家族と情緒的交流なし」であり，5 年対象者，14 年対象者のいずれも，「家族と不和」の比率を超えている。特に 14 年対象者においては，この「家族と情緒的交流なし」に「家族から疎外」を併せると 3 割を超え，「家族と不和」の 2 倍の比率になっている。いさかいを起こすなどあからさまな形で家族成員と対立してはいないものの，家族の一員として十分に組み込まれていると実感できない者が少なからず存在しており，一見問題がなく映る家庭であっても，実際の家族関係が希薄であるなどのことが少ない様子がうかがえる。

また，図 3 - 5 - 1 - 2 で，保護者の指導力について子細に見ると，「放任」の多さが目立つ。5 年対象者と 14 年対象者とでは，「放任」の比率に大差はない。しかし，先に示した表 3 - 5 - 1 で明らかにしたように，家族との同居の比率が高くなっていることを踏まえると，保護者が指導力を発揮できる状況下であるにもかかわらず，放任しているのではないかといった実態が推測される。

なお，実父母がそろっている家族における保護者の指導力について，5 年対象者と 14 年対象者では有意差を認めるには至っていないが，5 年対象者では「問題なし」が 36.5%，「放任」が 23.6%であるのに対し，14 年対象者では「問題なし」が 30.3%，「放任」が 30.3%であり，14 年対象者では，「問題なし」と「放任」の比率が同率になってしまっている。

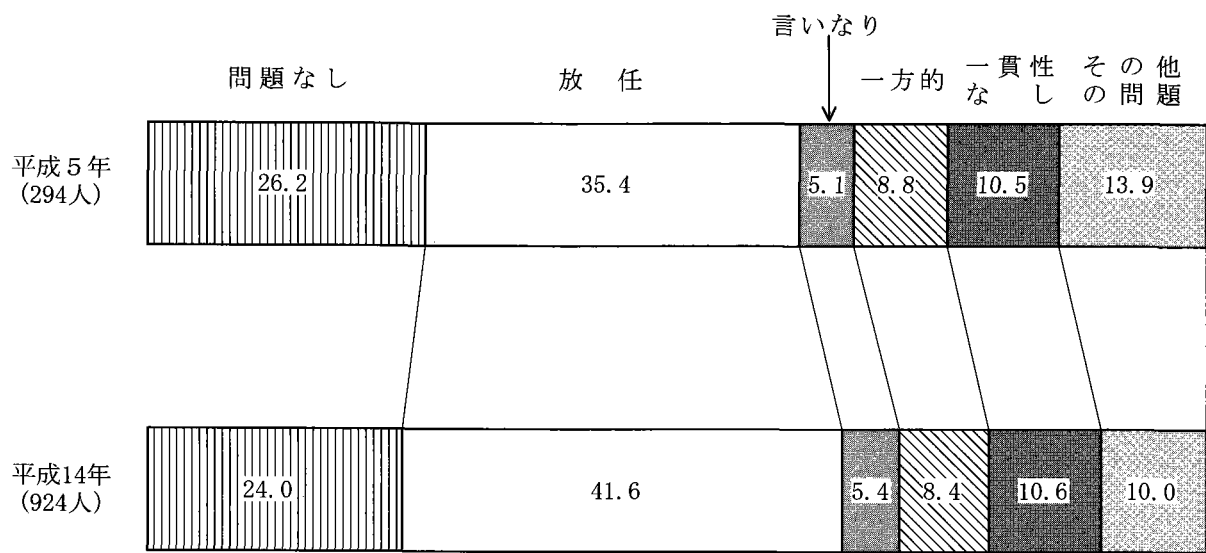
続いて，家族との関係別に保護者の指導力を見たものが，図 3 - 5 - 1 - 3 である。「家族と情緒的交流なし」の場合には「放任」が 7 割を超え，また，「家族と不和」の場合には「一貫性なし」と「一方的」がそれぞれ 2 割を超えるなど，本人と家族との関係によって，保護者の指導力に相違が認められる。さらに，家族との関係が「問題なし」の場合であっても，保護者が「放任」していたり，子どもの「言ひなり」になったりするなど，指導力を発揮できていない場合が少なくないことがうかがえる。なお，強盗事犯少年全体のうち，家族との関係及び保護者の指導力のいずれについても「問題なし」の比率は，22.6%にとどまっている。加えて，5 年対象者，14 年対象者を，それぞれ別に見ると，まず，家族との関係が「問題なし」のうち，保護者の指導力が「問題なし」の比率は，5 年対象者では 62.5%であるのに対して，14 年対象者では 54.9%と低下し，家族との関係が「問題なし」のうち保護者の指導力が「放

図 3 - 5 - 1 - 1 入所年別家族との関係の構成比



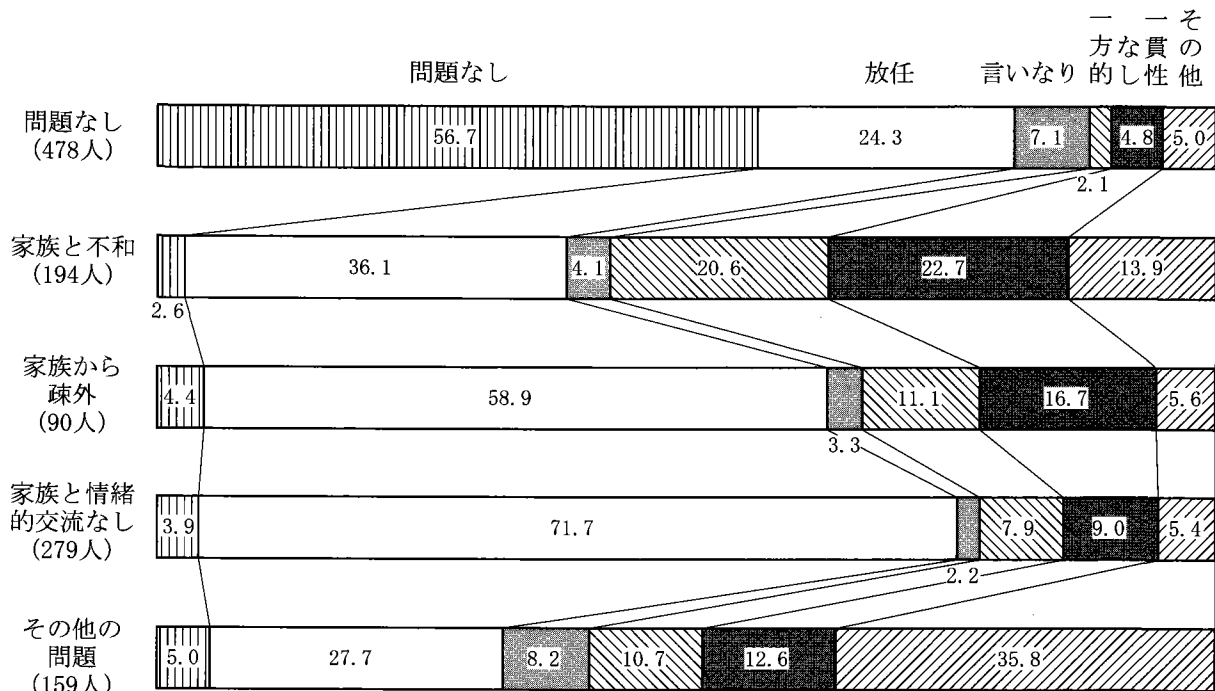
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 不詳，無回答，家族がいないなどの非該当を除く。
3 $\chi^2(4)=3.204, p>.05$ である。

図 3 - 5 - 1 - 2 入所年別保護者の指導力の構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 不詳，無回答，家族がいないなどの非該当を除く。
3 「言いなり」とは，保護者が子どもの言いなりになることをいう。
4 「一方的」とは，保護者が子どもの言い分に耳を貸すことなく一方的に指導することをいう。
5 $\chi^2(5)=4.208, p>.05$ である。

図 3-5-1-3 家族との関係別保護者の指導力



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 5年対象者と14年対象者の合計である。
 3 家族がいないなどの非該当、不詳、無回答を除く。
 4 「言いなり」とは、保護者が子どもの言いなりになることをいう。
 5 「一方的」とは、保護者が子どもの言い分に耳を貸すことなく一方的に指導することをいう。
 6 $\chi^2(20)=674.248, p<.001$ である。

任」の比率は、5年対象者では19.6%にとどまっているのに対し、14年対象者では25.7%と増加している。また、家族との関係が「家族と情緒的交流なし」の場合、保護者が「放任」している比率が著しく高いが、この比率については、5年対象者では61.9%であるのに対して、14年対象者では74.5%と増加している。

すなわち、「家族と不和」のようにあからさまな対立関係にある比率はさほど高くないものの、表面的には問題がなく映る家庭であっても、親が子の現状を直視せず放任したままでいたりするなど表面的にかかわるにとどめ、問題を露呈させずに現状を甘受する家庭が多く、健全な家族機能が働いていない場合が少なくないことがうかがえる。

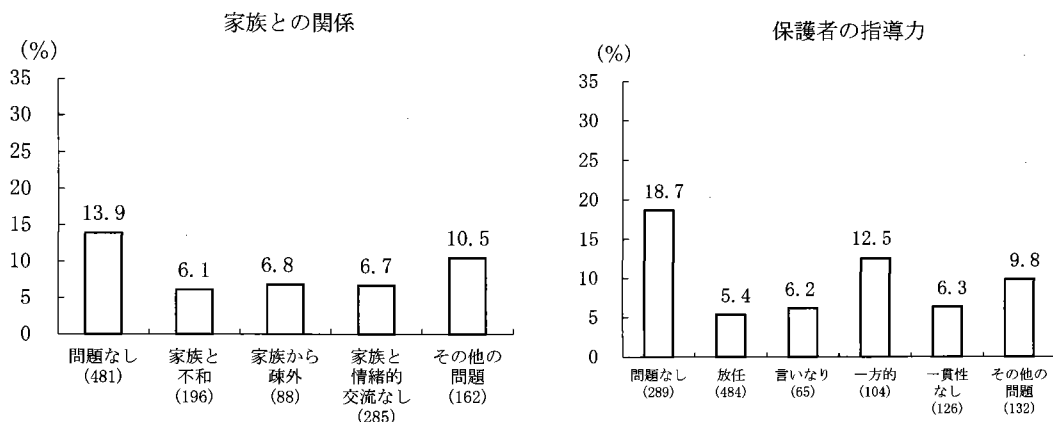
ところで、非行歴・処分歴について家族との関係や保護者の指導力の別に見たのが、図3-5-1-4である。まず、家族との関係が「問題なし」の場合は他に比べて、本件が初発非行である比率が高く、保護観察歴や少年院歴を有する比率が低いことがうかがえる。また、「家族と情緒的交流なし」のうち保護観察歴や少年院歴を有する比率は「家族と不和」のそれと近似しており、「家族と不和」のみならず「家族と情緒的交流なし」といった家族関係も大いに問題であることがうかがえる。

また、家族との関係が「問題なし」の傾向と同様、保護者の指導力が「問題なし」の場合は他に比べて、本件が初発非行である比率が高く、保護観察歴や少年院歴を有する比率が低くなっている。一方、「放任」では、保護観察歴や少年院歴を有する比率が他に比べて高くなっている。

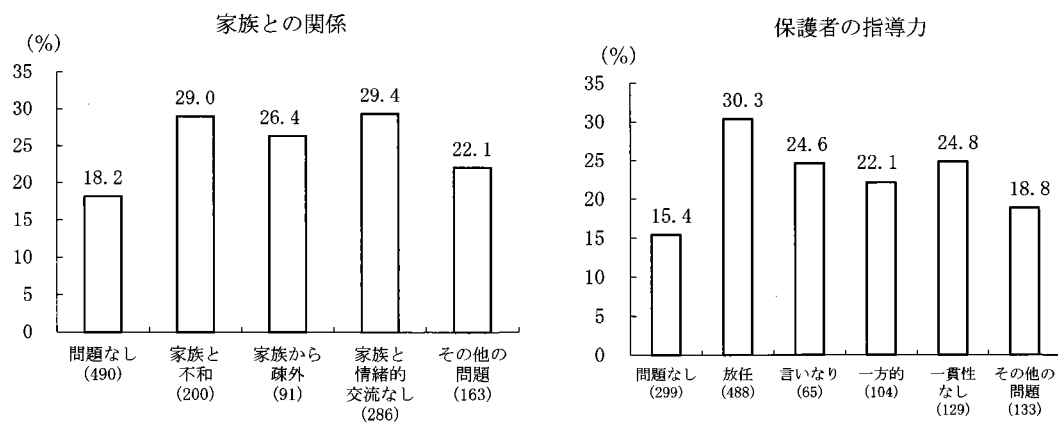
このほか、犯行における本人の役割別に家族との関係や保護者の指導力を見たものが、図3-5-1-5である。家族との関係が「問題なし」の比率を本人の役割別に比較してみると、「共犯者が主導者」「主導者なし」では高く、「本人が主導者」「単独犯」では低くなっている。家庭に深刻な問題を抱えていな

図 3 - 5 - 1 - 4 家族との関係・保護者の指導力別非行歴・処分歴の比率

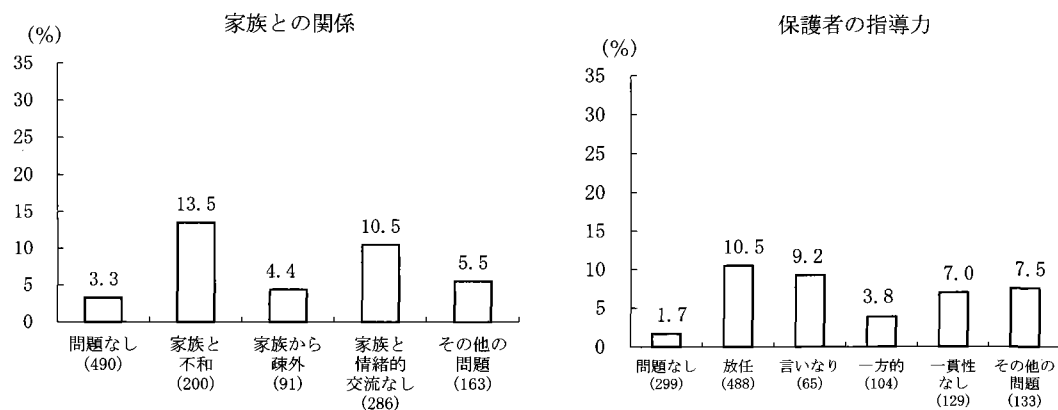
①初発非行の比率



②保護観察歴ありの比率



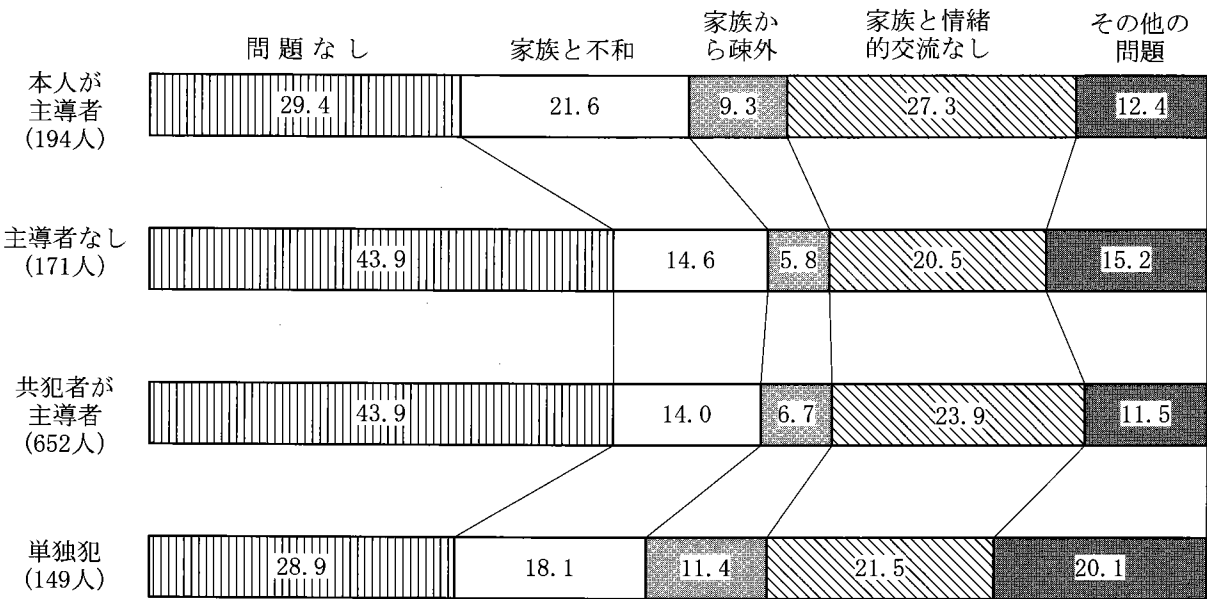
③少年院歴ありの比率



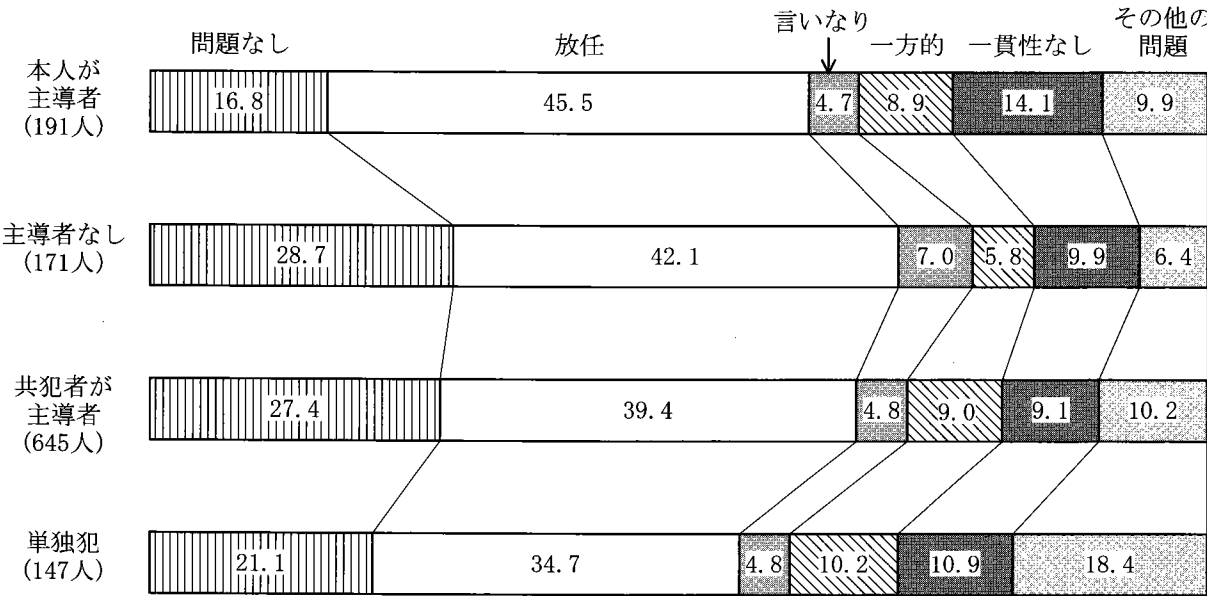
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 5年対象者と14年対象者の合計である。
 3 家族がいないなどの非該当、不詳、無回答を除く。
 4 () 内は当該母数の人数である。
 5 「言いなり」とは、保護者が子どもの言いなりになることをいう。
 6 「一方的」とは、保護者が子どもの言い分に耳を貸すことなく一方的に指導することをいう。
 7 初発非行の比率について、家族との関係では、 $\chi^2(4)=16.102$, $p<.01$, 保護者の指導力では、 $\chi^2(5)=39.957$, $p<.001$ である。
 8 保護観察歴ありの比率について、家族との関係では、 $\chi^2(4)=17.113$, $p<.01$, 保護者の指導力では、 $\chi^2(5)=25.230$, $p<.001$ である。
 9 少年院歴ありの比率について、家族との関係では、 $\chi^2(4)=30.356$, $p<.001$, 保護者の指導力では、 $\chi^2(5)=24.172$, $p<.001$ である。

図 3－5－1－5 犯行における本人の役割別家族との関係・保護者の指導力

①家族との関係



②保護者の指導力



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 5年対象者と14年対象者の合計である。
3 保護者がいないなどの非該当、不詳、無回答を除く。
4 「言いなり」とは、保護者が子どもの言いなりになることをいう。
5 「一方的」とは、保護者が子どもの言い分に耳を貸すことなく一方的に指導することをいう。
6 家族との関係については、 $\chi^2(12)=33.906, p<.01$ である。
7 保護者の指導力については、 $\chi^2(15)=29.636, p<.05$ である。

い少年が共犯に追従・迎合して犯行に及ぶことは十分に推察され、その結果が「共犯者が主導者」の場合の家族との関係が「問題なし」である比率の高さにつながっていること、また、「主導者なし」とは共犯同士に主従の差がないまま遊びの延長線上で非行に至っていることであり、このことが家族との関係が「問題なし」である比率の高さにつながっていると解釈できるのではあるまいか。反対に、家族との関係に何らかの問題がある場合には、早期から非行に至り、非行経験をも踏まえ、犯行場面においても主導的役割を果たすことから、本人が主導者の場合、家族との関係に「問題なし」の比率が低いことがうかがえる。一方、第2節「強盗事犯少年の非行歴・処分歴等」において、犯行における本人の役割別に非行歴・処分歴を見た場合、単独犯は非行歴が少なかったり処分歴が少なかったりと傾向を示したが、この単独犯についての家族との関係のうち「問題なし」の比率は、「本人が主導者」の場合と同様に低くなっている。

また、犯行における本人の役割別に保護者の指導力を見ると、家族との関係同様、「主導者なし」「共犯者が主導者」の場合は他に比べて、「問題なし」の比率が高くなっている。なお、単独犯における保護者の指導力については他に比べて、「放任」の比率が低くなっている。

以上、強盗事犯少年の家族についてまとめると²²、実父母がそろっている少年は6割弱である一方、家族との関係及び保護者の指導力の双方に問題のない少年は2割強に過ぎず、情緒的交流を保てていない家族関係であったり、保護者から放任されたままでもいたる少年が多く、健全な家族機能が働いていない場合が少なくないことが明らかになったと言える。このほか、家族との関係や保護者の指導力について、非行歴や保護処分歴、あるいは犯行における本人の役割の観点から見ると、それぞれ「問題なし」の場合の方が、非行歴や保護処分歴が少ないこと、また、犯行時、共犯に追従・迎合して犯行に至っている比率が高いことも示された。

(2) 社会適応状況

強盗事犯少年はどのような生活を送っているのでしょうか。その点を明らかにするためには、学職のみならず、そこでの適応状況を検討する必要がある。また、これまでの人生での被害体験も彼らの社会適応に何らかの影響を及ぼしている可能性がある。したがって、以下では、この観点からの分析結果を示すことにする。

強盗事犯少年の本件当時の学職状況について、5年対象者と14年対象者とを比較したものが、図3-5-2-1²³である。5年対象者、14年対象者のいずれにおいても、「無職者」が4割近く存在していることが分かる。このほか、5年対象者に比べて14年対象者においては、「有職者」の比率が低く、学生・生徒（以下、「学生」という。）の比率²⁴が高くなっている。

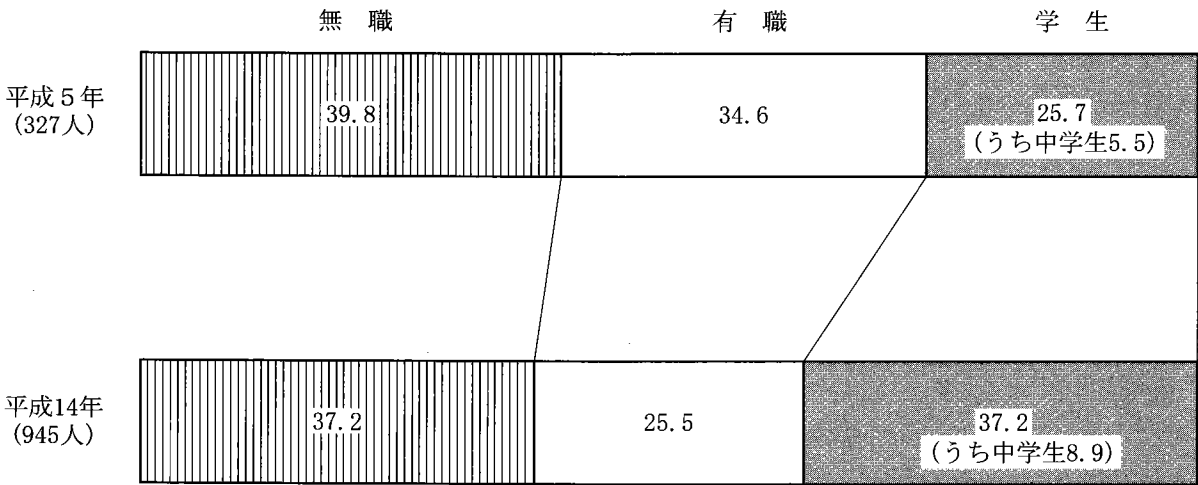
図3-5-2-2は、本件時における学生の学校適応状態及び有職者の職場適応状態を示したものである。まず、学生については、「登校不適応者」と「不登校者」が高い比率を占め、「登校適応者」は4割に達していない。また、有職者についても、学生ほどではないものの、「出勤不適応者」や「怠勤者」

22 5年対象者327人のうち、その後受刑歴があった者25人となかった者302人の間に、本項で検討した各要因について有意差があるかを検討した。その結果、受刑歴がなかった者に比べてあった者の方が保護者と同居している比率及び家族との関係「問題なし」の比率がそれぞれ低いとの結果（いずれも $p<.05$ ）が得られた。なお、それ以外の要因についての有意差は認められなかった。

23 平成5年から14年に少年鑑別所に入所した強盗事犯（鑑別終了者）の学職状況の推移について法務省大臣官房司法法制部のデータを分析した結果は、資料3-3参照。

24 平成5年の学生（84人）の内訳は、中学生18人（21.4%）、高校生61人（72.6%）、大学生5人（6.0%）であり、平成14年の学生（352人）の内訳は、中学生84人（23.9%）、高校生252人（71.6%）、高等専門学校生1人（0.3%）、短期大学生3人（0.9%）、大学生12人（3.4%）である。

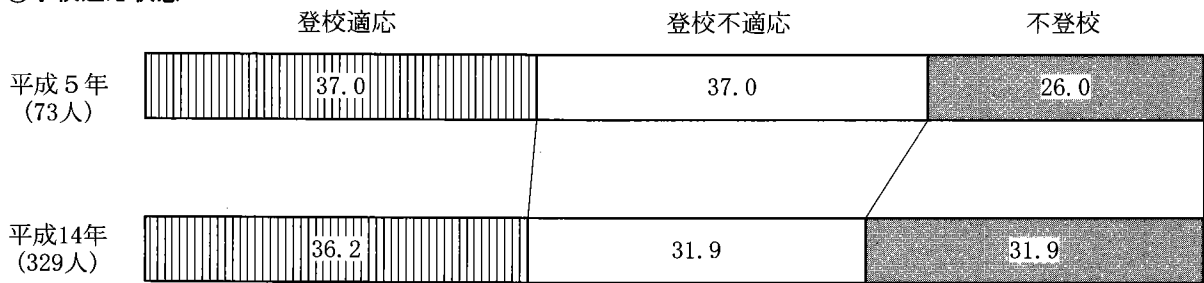
図 3 - 5 - 2 - 1 入所年別学識構成比



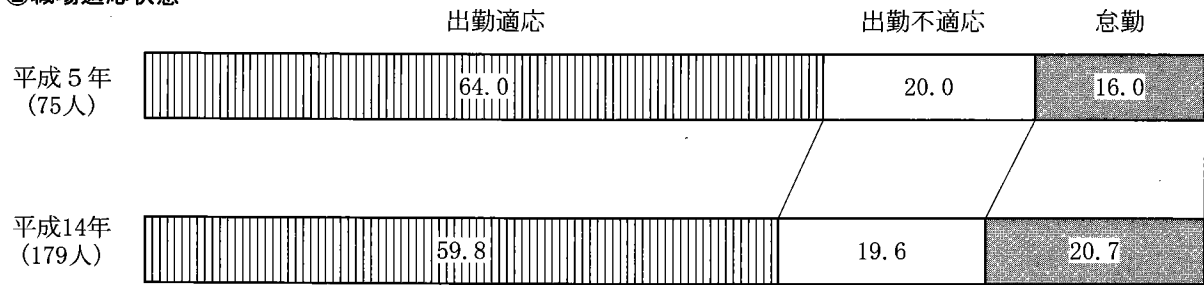
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 不詳を除く。
3 $\chi^2(2)=17.031, p<.001$ である。

図 3 - 5 - 2 - 2 入所年別学識適応状態

①学校適応状態



②職場適応状態



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 学校適応状態は学生を、職場適応状態は有識者を母集団とし、適応状態についての不詳、無回答を除く。
3 学校適応状況については、 $\chi^2(2)=1.150, p>.05$ である。
4 職場適応状況については、 $\chi^2(2)=.757, p>.05$ である。

があり、「出勤適応者」は6割前後にとどまっている。学生で学校適応している者ないし有職者で職場適応している者は、強盗事犯少年全体の3割前後にとどまっていることになる。無職者の問題に加えて、単に学校や職場に所属しているかどうかにとどまらず、そこでの適応をどのように促していくかも課題であると言えよう。このほか、5年対象者と14年対象者とで、学校適応状態の分布、職場適応状態の分布を比較すると、有意差を認めるには至っていないものの、14年対象者においては、「不登校者」、「怠勤者」の比率がやや高くなる傾向がうかがえる。

さらに、学生のうち、義務教育期間中である中学生を取り上げてみると、5年対象者（登校適応状態が明らかである17名）においては、「登校適応者」が5名（29.4%）、「登校不適応者」が5名（29.4%）、「不登校者」が7名（41.2%）となっており、14年対象者（登校適応状態が明らかである80名）においては、「登校適応者」が12名（15.0%）、「登校不適応者」が25名（31.3%）、「不登校者」が43名（53.8%）となっている。これらの結果を図3-5-2-2①と比較すると、義務教育期間修了後の在学学生に比べて中学生は、学校適応状態が悪いことがうかがえる。この点については、中学は義務教育であるので、適応の如何にかかわらず籍を置くことになるのに対し、義務教育修了後は、学校適応できない者は進学しなかったり、一旦は進学しても怠学に至ったりしている結果と解釈できよう。すなわち、本調査結果からは、学校適応の問題は、特に中学生において深刻であり、さらにその程度は、5年対象者に比べて14年対象者において、より顕著となっていることがうかがえる。

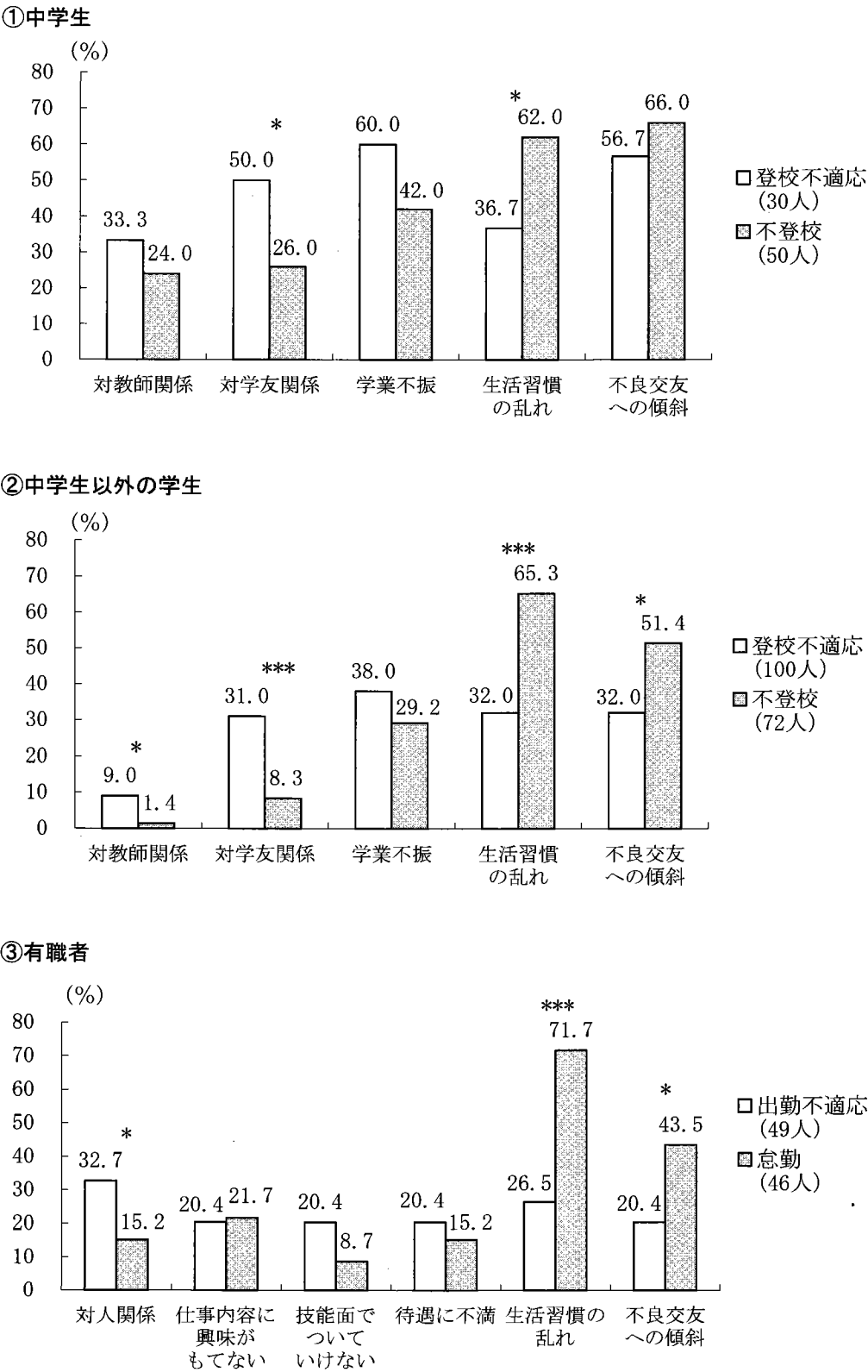
図3-5-2-3は、学校や職場に適応できない原因について示したものである。「登校不適応者」とは、学校に行きながら学校に適応できない者であるので、当然の結果とも言えるが、「学業不振」「対学友関係」「対教師関係」という学校内での要因を挙げる比率が、「不登校者」に比べて高くなっている。特に、中学生において、「学業不振」は6割となっており、「対学友関係」も5割となっている。一方、「不登校者」や「怠勤者」においては、「生活習慣の乱れ」「不良交友への傾斜」という原因が目立つ。学業や学友に興味を持てない「登校不適応者」が、次第に不良交友へ傾斜し生活習慣も乱れるようになり「不登校者」に移行していくこと、さらには、学校といった枠組みを外れ、就労の機会を得ることもなく「無職者」となっていくこと、あるいは就労の機会を得ても、それまでの生活習慣の乱れを立て直すことができず「怠勤者」となっては再度「無職者」になっていくのではないかと推測される。

また、前項で取り上げた家族との関係や保護者の指導力と学職適応状態との関係については、図3-5-2-4のとおりである。家族との関係について「問題なし」の比率は、「登校適応者」や「出勤適応者」で高く、「無職者」で低くなっている。また、保護者の指導力について「問題なし」の比率は、同じく「登校適応者」や「出勤適応者」で高く、「不登校者」、「怠勤者」、「無職者」で低くなっている。すなわち、家庭の状況と学職適応状態には関連があると言える。なお、学校ないし職場に適応し、かつ家族との関係に問題がない者は15.8%、学校ないし職場に適応し、かつ保護者の指導力に問題がない者は12.0%であり、学校ないし職場に適応し、家族との関係及び保護者の指導力のいずれについても問題のない者は11.1%にとどまるとの結果であった。

非行歴・処分歴について学職適応状態別を見たのが、図3-5-2-5である。まず、「登校適応者」においては、本件が初発非行である者の比率が高く、保護観察歴ありや少年院歴ありの比率が低くなっている。また、「不登校者」の初発非行の比率は低いものの、「登校不適応者」や「不登校者」の保護観察歴ありや少年院歴ありの比率も低くなっている。すなわち、学生においては処分歴を有する者の比率が低い。一方、「無職者」及び「怠勤者」においては、保護観察歴ありや少年院歴ありの比率が高くなっている。

このほか、犯行における本人の役割別に学職適応状態を見たのが、図3-5-2-6である。「本人が

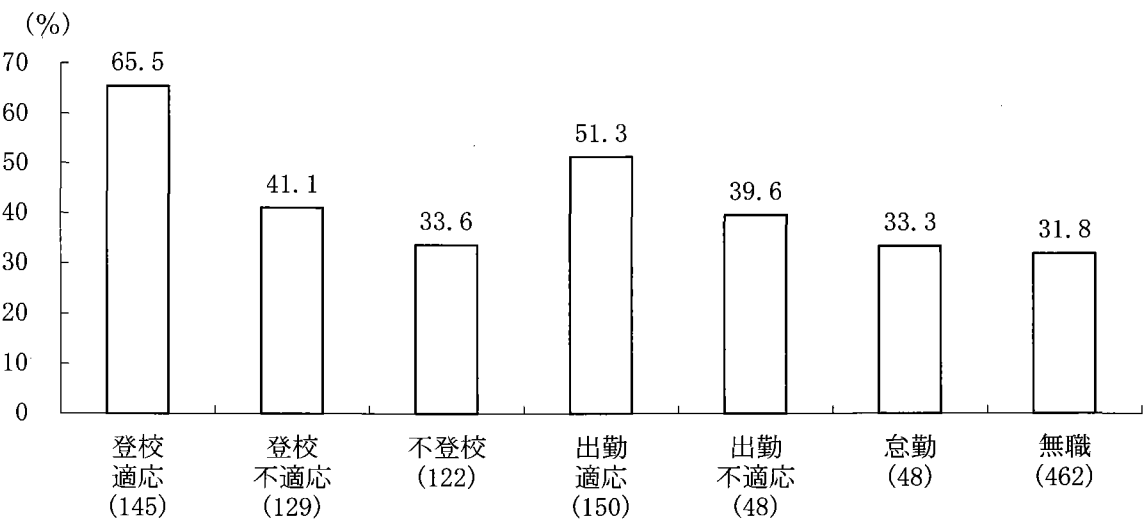
図 3 - 5 - 2 - 3 学校・職場に適應できない原因



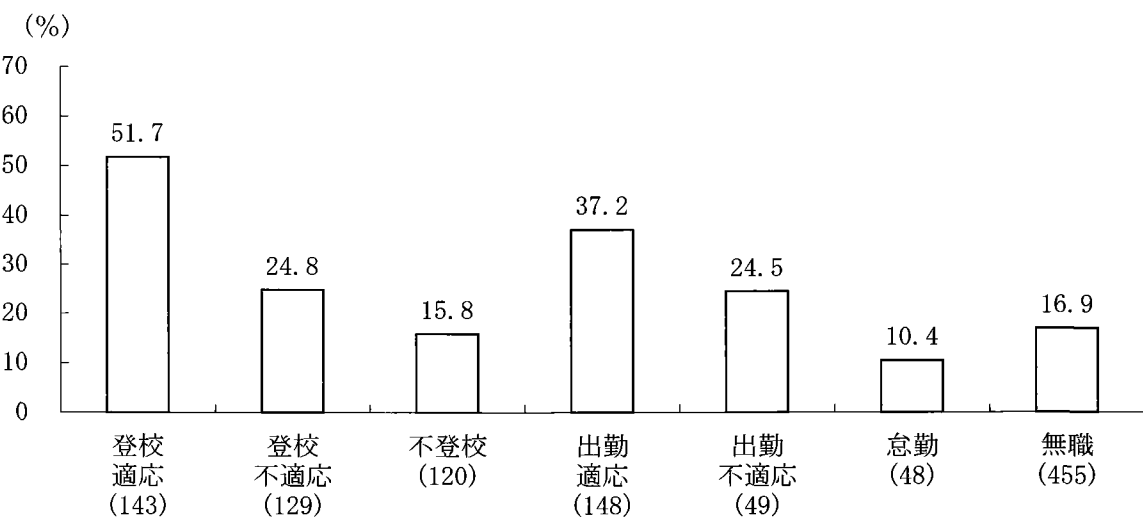
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 5年対象者と14年対象者の合計である。
3 複数回答の結果である。
4 学校・職場に適應できない者のうち、その原因について不詳、無回答を除いた人数を母数とした場合の比率である。
5 *は $p < .05$, **は $p < .01$, ***は $p < .001$ を示す。

図 3－5－2－4 学識適応状態別家族との関係・保護者の指導力における「問題なし」の比率

①家族との関係「問題なし」の比率



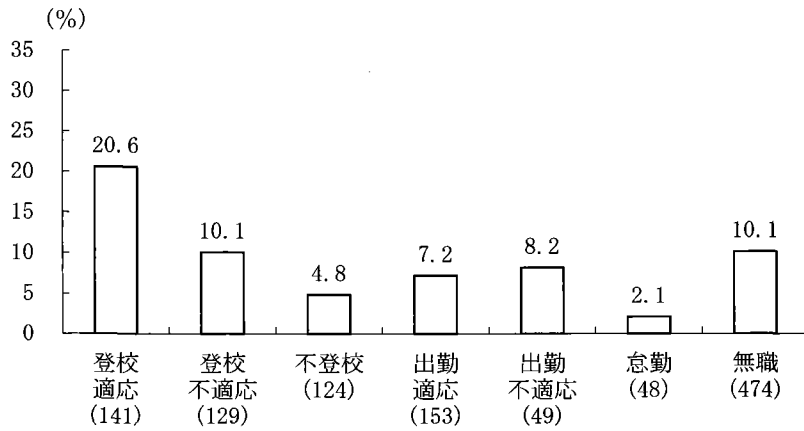
②保護者の指導力「問題なし」の比率



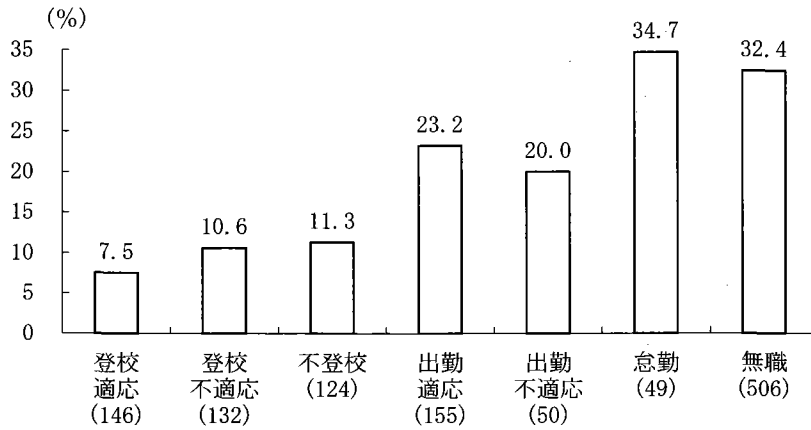
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 5年対象者と14年対象者の合計である。
3 不詳，無回答を除いた人数を母数とした場合の比率である。
4 () 内は当該母数の人数である。
5 家族との関係「問題なし」については， $\chi^2(6)=62.837$ ， $p<.001$ である。
6 保護者の指導力「問題なし」については， $\chi^2(6)=92.674$ ， $p<.001$ である。

図 3 - 5 - 2 - 5 学識適応状態別非行歴・処分歴の比率

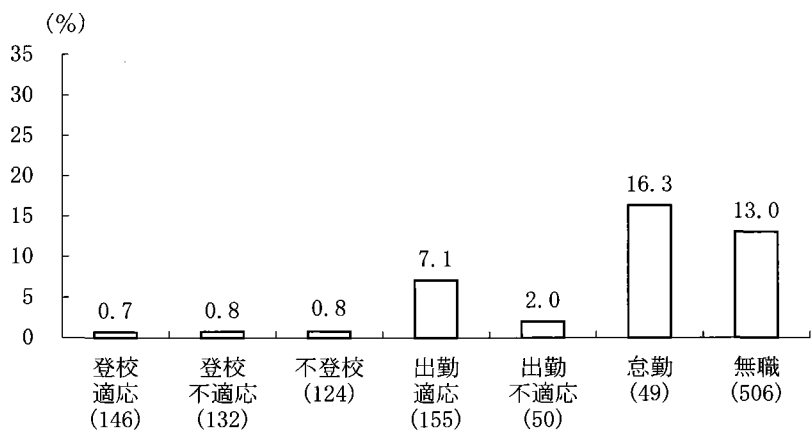
①初発非行の比率



②保護観察歴ありの比率

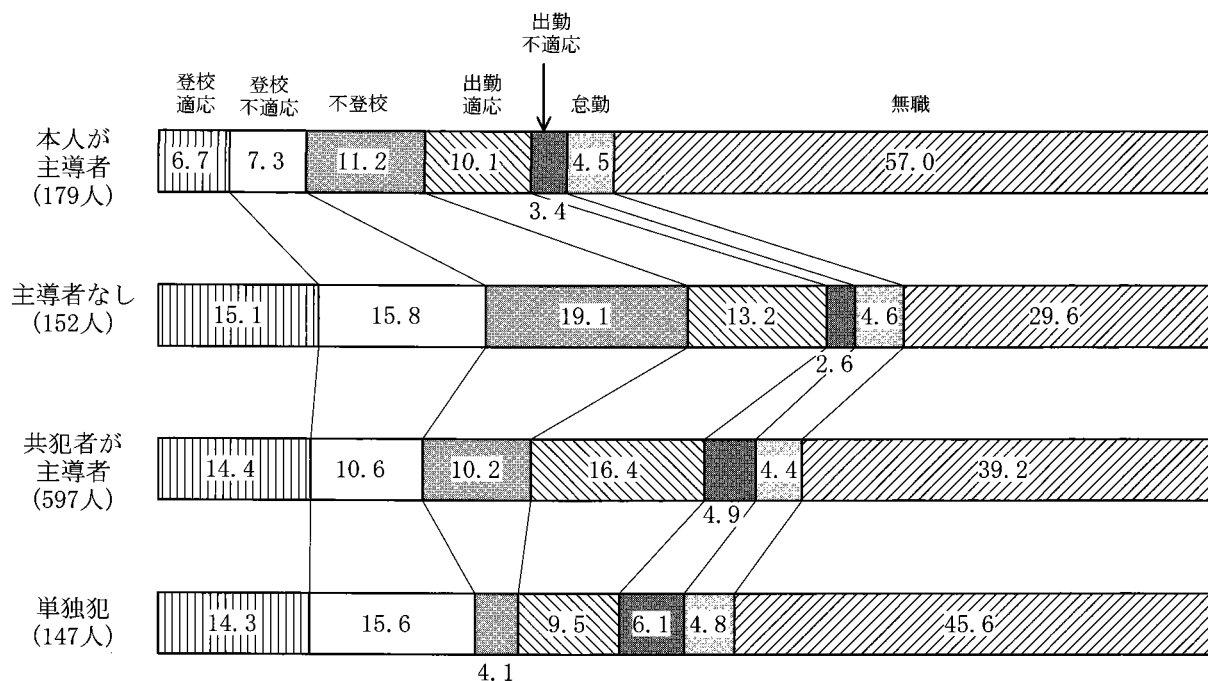


③少年院歴ありの比率



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 5年対象者と14年対象者の合計である。
 3 不詳、無回答を除いた人数を母数とした場合の比率である。
 4 () 内は当該母数の人数である。
 5 初発非行については、 $\chi^2(6)=26.002$, $p<.001$ である。
 6 保護観察歴については、 $\chi^2(6)=70.341$, $p<.001$ である。
 7 少年院歴については、 $\chi^2(6)=55.443$, $p<.001$ である。

図 3 - 5 - 2 - 6 犯行における本人の役割別学識適応状態



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 5年対象者と14年対象者の合計である。
 3 不詳，無回答を除く。
 4 $\chi^2(18) = 57.155, p < .001$ である。

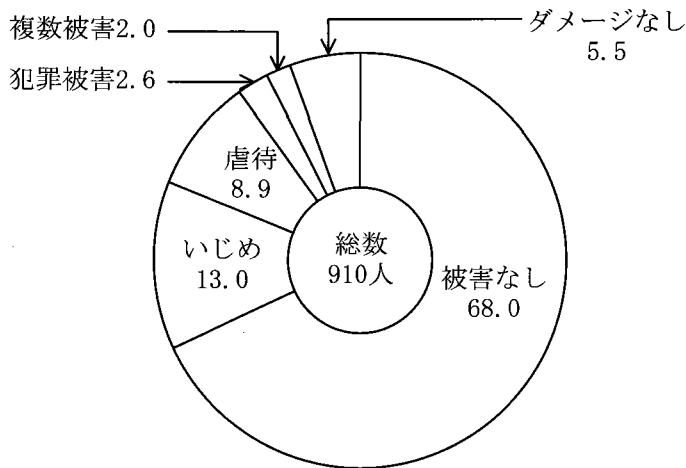
「主導者」の場合、「無職者」である比率は6割近くとなっている。一方、「主導者なし」の場合，他に比べて，学生である比率が高く，無職者の比率を上回っている。しかし，その学生の内実については，「不登校者」である比率が他に比べて高くなっている点も看過できない。すなわち，「主導者なし」の犯行とは，一応学校に在籍はしているものの，学校に通わない者同士で行っている場合が少なくないことがうかがえる。

続いて，強盗事犯少年の，いじめ，虐待，犯罪の被害体験等について検討する。被害体験等については，14年対象者についてのみ調査したので，以下は，14年対象者についての結果となっている。

まず，図3-5-2-7は，強盗事犯少年の各被害体験の分布を示したものである。3割強の者が，何らかの被害体験を有していることがうかがえる。

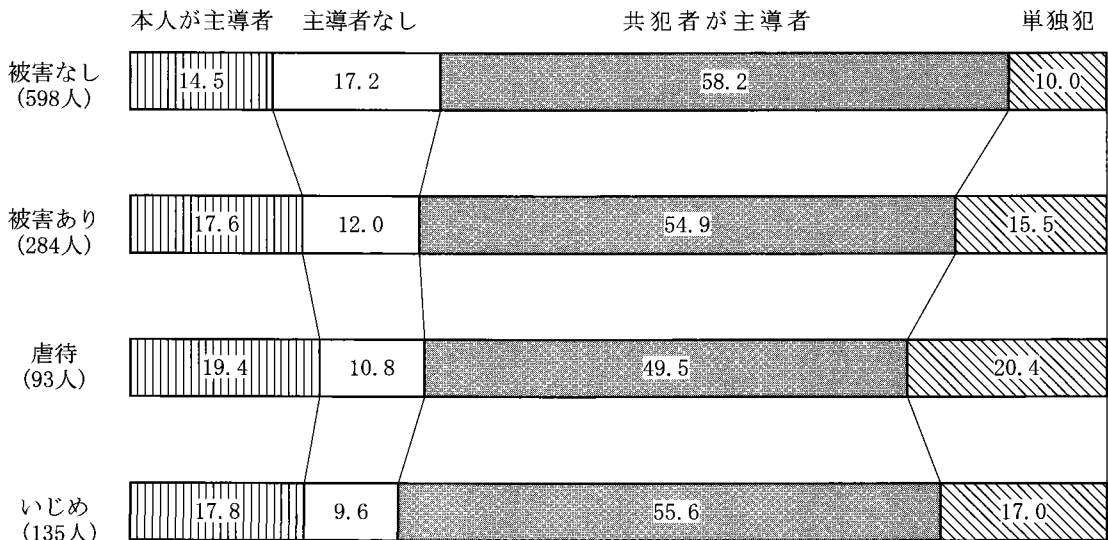
また，図3-5-2-8は，これらの被害体験別に，犯行における本人の役割についての構成比を見たものである。何らかの被害体験がある者はない者に比べて単独犯となる比率が高いこと，一方，共犯の場合には「主導者なし」といった関係で犯行に加わる比率が低いことがうかがえる。特に，被害の中でも，虐待され精神的ダメージを受けた者においては，単独犯の比率が2割を超えている。共犯関係を結ぶということは，他者と行動を共にできる程度の他者関係を結ぶことを意味する。他者から被害を受けた結果，他者を警戒しがちになり，単独で行動するようになることは十分に推測できることで，この結果は，こうしたことを反映していると解釈することも可能であろう。また，共犯の場合であっても，共犯者と対等な関係を有する「主導者なし」の比率が低くなっている。他者関係のうち，上下の関係は，力づくで展開することがある程度可能である一方，対等な他者関係とは，他者の反応に応じて，適度に自己を表出・主張できる，より柔軟な対応が求められるものである。他者から被害を受け傷つけられた者は，より高度な対人スキルを要する対等な他者関係を展開することが難しくなることを指し示す結果

図 3 - 5 - 2 - 7 被害状況等の分布



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 14年対象者の結果である。
3 不詳，無回答を除く。
4 「いじめ」「虐待」「犯罪被害」は，それぞれの被害を受け，かつ，これらによる精神的ダメージを受けたことをいう。
5 「複数被害」は，上記の複数の被害を受け，かつ，これらによる精神的ダメージを受けたことをいう。
6 「ダメージなし」は，被害を受けたものの精神的ダメージを受けてはいないことをいう。

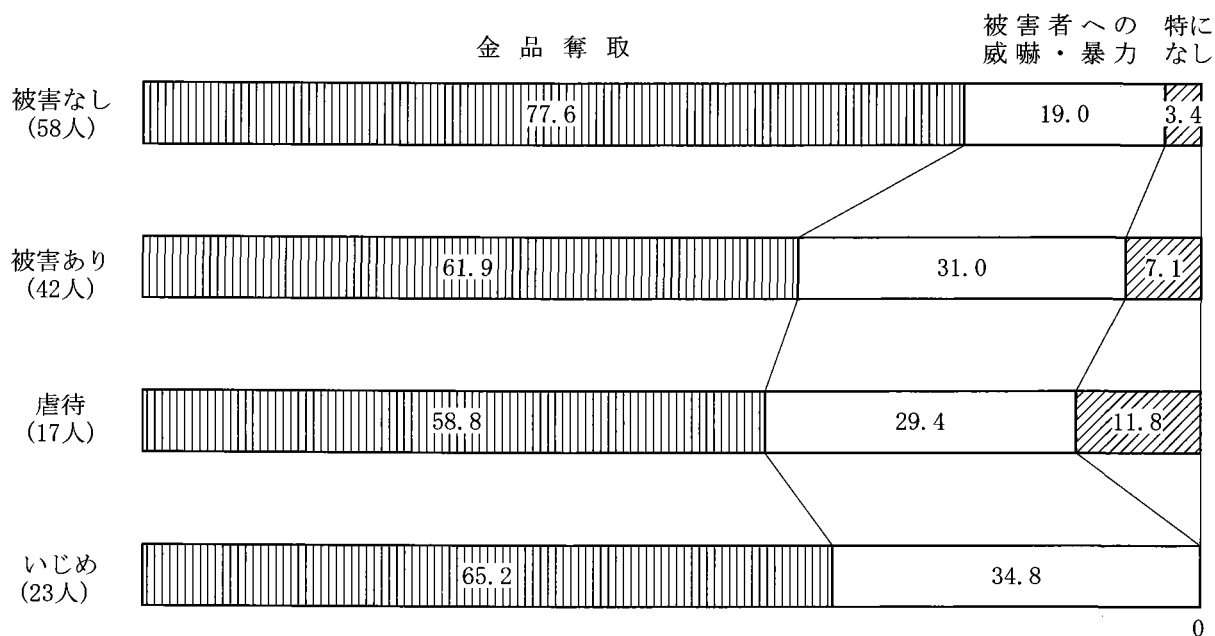
図 3 - 5 - 2 - 8 被害体験別犯行における本人の役割の構成比



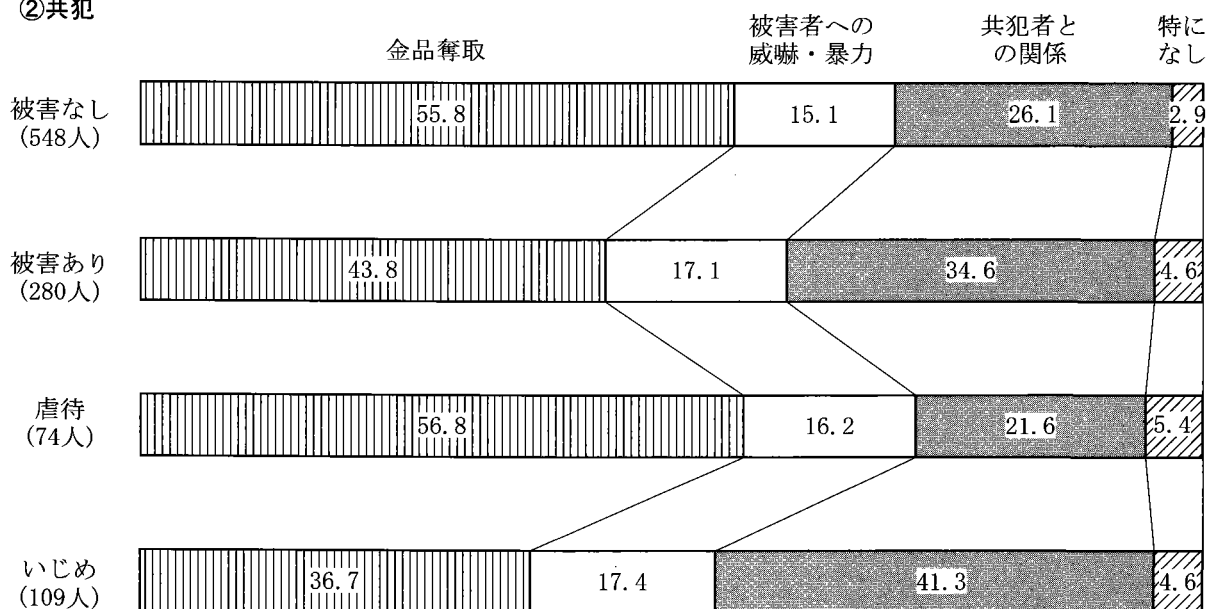
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 14年対象者の結果である。
3 不詳，無回答を除く。
4 「被害なし」は，いじめ，虐待，犯罪被害のいずれの被害もないこと，「被害あり」は，そのいずれかがあることをいう。
5 「虐待」「いじめ」は，虐待ないいじめを受け，かつ，これらによる精神的ダメージを受けた者をいう。また，「虐待」「いじめ」は，「被害あり」の内数である。
6 被害の有無については， $\chi^2(3)=9.805$ ， $p<.05$ である。

図 3 - 5 - 2 - 9 被害体験別犯行場面での最関心事の構成比（単独犯・共犯別）

①単独犯



②共犯



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 14年対象者の結果である。

3 不詳，無回答を除く。

4 「被害なし」は，いじめ，虐待，犯罪被害のいずれの被害もないこと，「被害あり」は，そのいずれかがあることをいう。

5 「虐待」「いじめ」は，虐待ないじめを受け，かつ，これらによる精神的ダメージを受けた者をいう。また，「虐待」「いじめ」は，「被害あり」の内数である。

6 単独犯の場合の被害の有無については， $\chi^2(2)=2.967$ ， $p>.05$ である。

7 共犯の場合の被害の有無については， $\chi^2(3)=10.616$ ， $p<.05$ である。

であると解釈することが可能であるかもしれない。

加えて、図3-5-2-9は、単独犯、共犯のそれぞれについて、被害体験ごとに犯行場面での最関心事を見たものである。単独犯においては、有意差を認めるには至っていないものの、何らかの被害体験がある者はない者に比べ、「被害者への威嚇・暴力」の比率が高い傾向がうかがえる。特に、いじめられて精神的ダメージを受けた者においては、35%近くを占めるに至っている。一方、共犯においては、何らかの被害体験がある者はない者に比べ、「金品奪取」の比率が低く、「共犯者との関係」の比率が高くなっている。特に、被害の中でも、いじめによって精神的ダメージを受けた者においては、「共犯者との関係」とする比率が「金品奪取」の比率よりも高く、4割を超えるに至っている。このように、被害体験の別で、犯行時の対応の仕方や犯行に求めるものが異なることがうかがえる。

このほか、何らかの被害体験がある者となない者で少年院歴を有する比率を比較すると、前者は9.3%、後者は4.7%で有意差が認められ、いじめられて精神的ダメージを受けた者においては9.6%、虐待されて精神的ダメージを受けた者においては13.7%となっていた。

強盗事犯少年の生活状況についてまとめると²⁵、学校や職場に所属しており、かつ、そこで適応している者は全体の3割前後にとどまり、無職者及び学校や職場に所属していてもそこに適応していない者が多く存在する実態が明らかになった。また、学校や職場に適応し、かつ、家族との関係や保護者の指導力の問題も抱えていない者は1割強に過ぎず、強盗事犯少年の大半が何らかの不適応状況を抱えていることが示された。なお、学校や職場に適応できない原因について、登校不適応者や出勤不適応者と不登校者や怠勤者とは、その原因に相違が見られた。さらに、学職適応状態がよい者の非行歴・処分歴は少ない傾向にあるなど、学校適応状態と非行歴・処分歴とに関連があることも認められた。このほか、強盗事犯少年のうち、いじめ、虐待、犯罪の被害体験などのある者が3割強存在すること、そして、そのような被害体験のある強盗事犯少年は、ない強盗事犯少年に比べて、他者関係についての問題性をより一層抱えている可能性があることが示された。

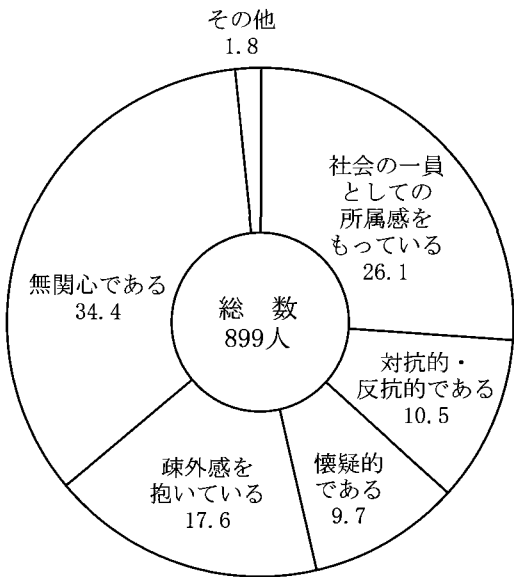
6 社会観についての分析

強盗事犯少年は、どのような社会観を有しているのだろうか。非行・犯罪とは、社会規範を破ることであるが、彼らは社会をどのようにとらえているのだろうか。また、彼らは、自らの人生の中で、現在をどのように位置付けているのだろうか。以下に、彼らのいわゆる世間への態度、及び将来への態度について示すこととするが、これらは14年対象者についてのみ調査したので、以下は、14年対象者についての結果となっている。

図3-6-1は、強盗事犯少年のいわゆる世間への態度の分布を示している。「社会の一員としての所属感をもっている」者（以下、「所属感あり」という。）は4分の1程度にとどまっている。社会に自らが組み込まれていると実感できる者が多くないことがうかがえる。また、社会の一員としての所属感を持っていない者について見ると、世間に対して「対抗的・反抗的である」者（以下、「対抗的」という。）と「懐疑的である」者（以下、「懐疑的」という。）が併せて2割程度、一方、世間について「無関心である」者（以下、「無関心」という。）は3割を超え、「疎外感を抱いている」者（以下、「疎外感」という。）も2割弱存在している。犯罪とは社会規範を破る行為であることから、そうした行為に至る者が、社会に

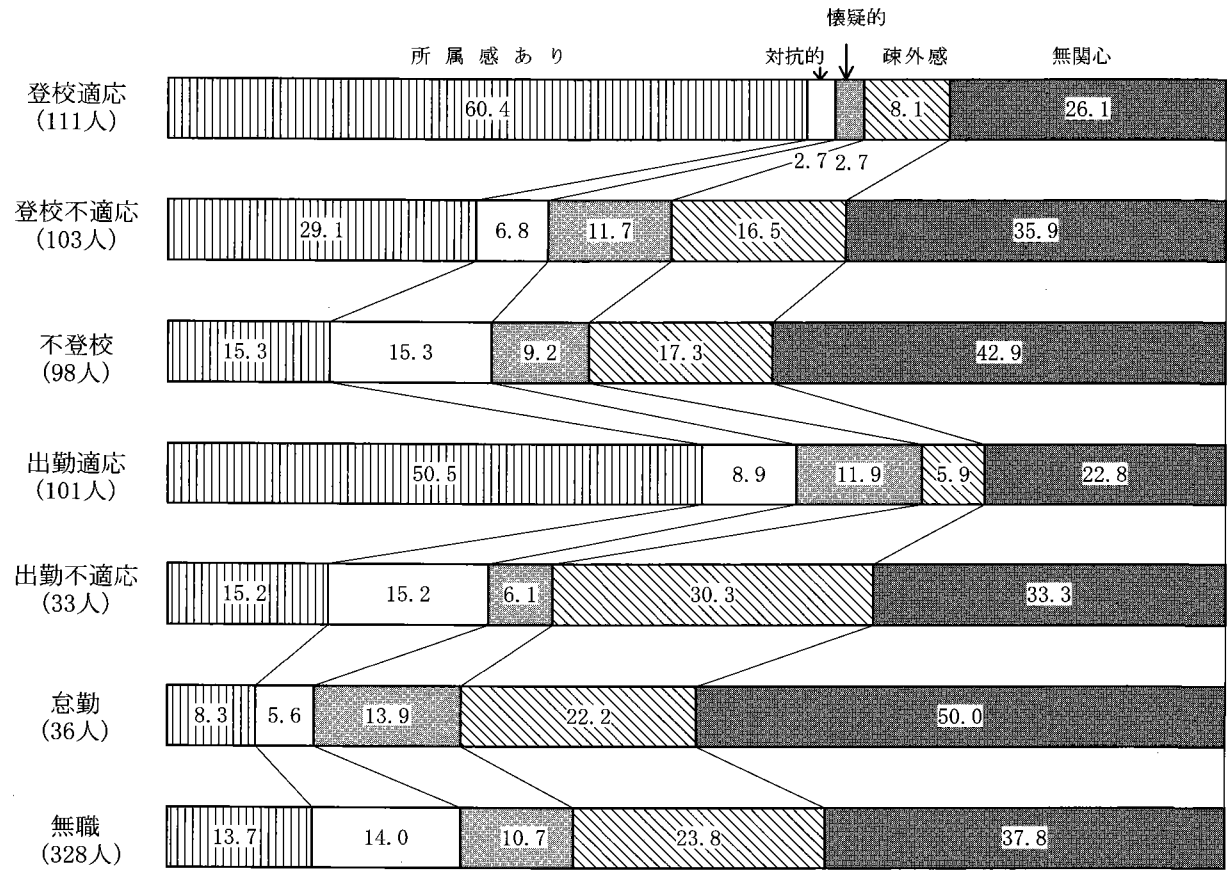
25 5年対象者327人のうち、その後受刑歴があった者25人となかった者302人の間に、学職について有意差があるかを検討したところ、受刑歴がなかった者に比べてあった者の方が、無職者の比率が高く、学生の比率が低いとの結果($p<.05$)が得られた。

図 3 - 6 - 1 世間への態度の分布



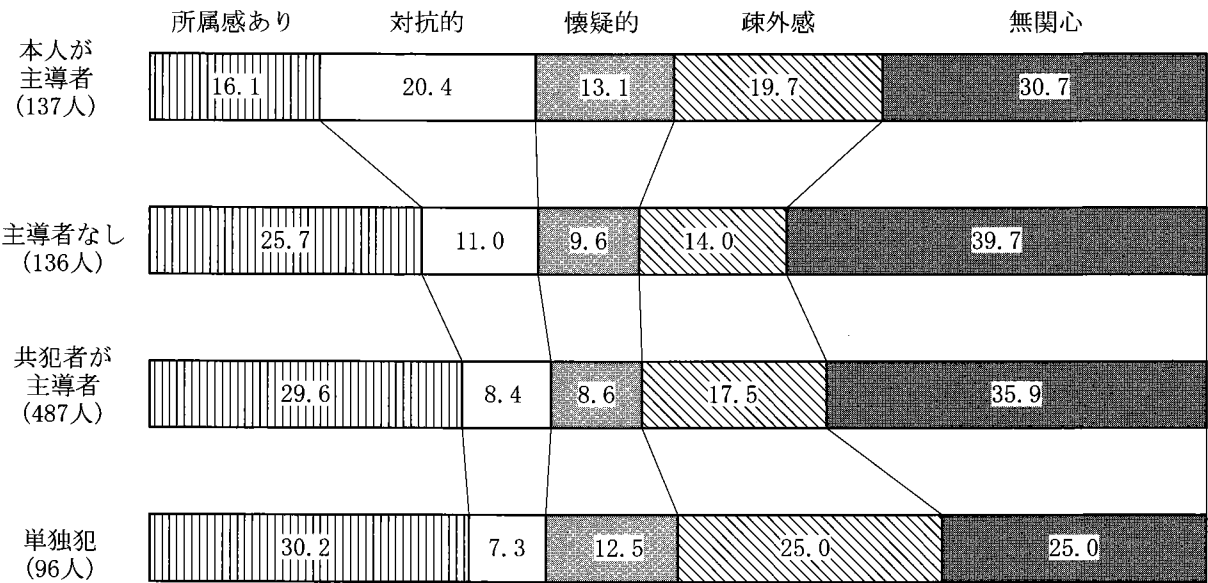
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 14年対象者の結果である。
3 不詳，無回答を除く。

図 3 - 6 - 2 学識適応状態別世間への態度の構成比



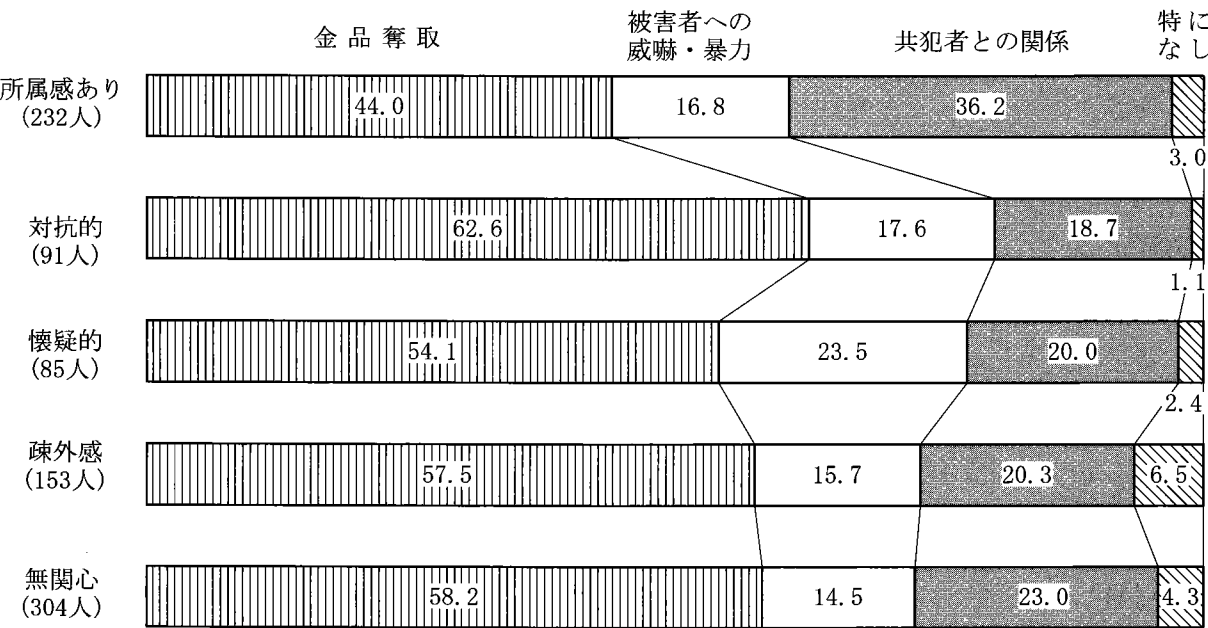
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 14年対象者の結果である。
3 不詳，無回答を除く。
4 「所属感あり」は「社会の一員としての所属感をもっている」，「対抗的」は「対抗的・反抗的である」，「懐疑的」は「懐疑的である」，「疎外感」は「疎外感を抱いている」，「無関心」は「無関心である」をいう。
5 $\chi^2(4)=159.028, p<.001$ である。

図 3 - 6 - 3 犯行における本人の役割別世間への態度の構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 14年対象者の結果である。
3 不詳，無回答を除く。
4 「所属感あり」は「社会の一員としての所属感をもっている」，「対抗的」は「対抗的・反抗的である」，「懐疑的」は「懐疑的である」，「疎外感」は「疎外感を抱いている」，「無関心」は「無関心である」をいう。
5 $\chi^2(12)=34.895, p<.001$ である。

図 3 - 6 - 4 世間への態度別犯行場面での最関心事の構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 14年対象者の結果である。
3 不詳，無回答を除く。
4 「所属感あり」は「社会の一員としての所属感をもっている」，「対抗的」は「対抗的・反抗的である」，「懐疑的」は「懐疑的である」，「疎外感」は「疎外感を抱いている」，「無関心」は「無関心である」をいう。
5 $\chi^2(12)=31.647, p<.01$ である。

対して反発や疑念から所属感を持とうとしないことは予想されるところであるが、そのような思いを有するわけでもなく、ただ自らを取り巻く社会に対して無関心である者が多く、これに、社会から疎外されてしまっていると感じている者を併せると5割を超えている。すなわち、現実の社会から浮遊したところで日々の生活を送っていると感じている少年の実態が浮かび上がる。

これらについて前節2項「社会適応状況」で触れた学職適応状態別に見たものが、図3-6-2である。「所属感あり」の比率は、「登校適応者」が最も高いが、それでも6割にとどまっており、それに続く「出勤適応者」でも5割にとどまっている。「怠勤者」や「無職者」では1割前後となっている。

また、図3-6-3は、犯行における本人の役割別に世間への態度の構成比を見たものである。「本人が主導者」の場合、「所属感あり」は2割に満たず、「対抗的」と「懐疑的」を併せると3分の1を超えている。一方、「単独犯」の場合、「所属感あり」が3割と高めである一方、「疎外感」も4分の1と比較的高い比率を占めている。また、「主導者なし」や「共犯者が主導者」では、「無関心」の比率が高くなっている。

さらに、図3-6-4は、世間への態度別に犯行場面での最関心事の構成比を見たものである。「所属感あり」は他に比べて、「金品奪取」の比率が低く、「共犯との関係」の比率が高くなっていること、一方、「対抗的」は、その逆の傾向にあることがうかがえる。

つづいて、図3-6-5は、強盗事犯少年の将来への態度の分布を示している。将来に対して「具体的な目標があり、努力している」者（以下、「目標あり努力あり」という。）は1割弱にとどまること、一方、「将来のことはあまり考えていない」者（以下、「将来に無頓着」という。）が4割近くいること、さらに、「将来に目標や希望がもてない」者（以下、「目標なし」という。）も少なからずいることがうかがえる。将来を念頭に置いて、現在の延長線上に将来があるとの認識を持つことができずにいる少年が多いことがうかがえる。

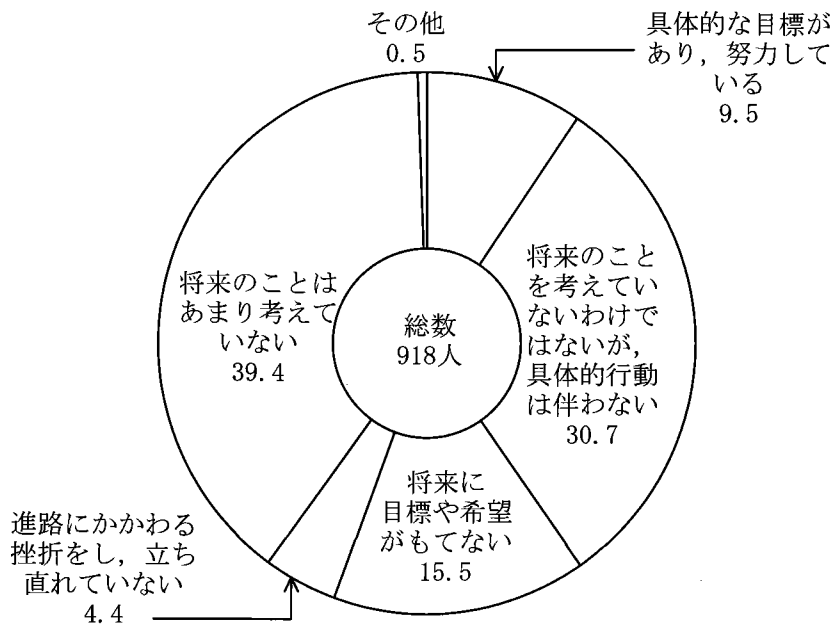
同じく前節2項「社会適応状況」で触れた学職適応状態別に見たものが、図3-6-6である。「目標あり努力あり」の者の比率が最も高いのは「登校適応者」であるが、それでも4分の1程度にとどまり、それに続く「出勤適応者」では2割にとどまっている。一方、「不登校者」、「怠勤者」、「無職者」については、「将来に無頓着」が半数近くとなっている。

また、図3-6-7は、犯行における本人の役割別に将来への態度の構成比を見たものである。「本人が主導者」の場合、「目標あり努力あり」の比率が低く、「将来に無頓着」の比率が高く、一方、「単独犯」では他に比べて、「目標あり努力あり」の比率が高く、「将来に無頓着」の比率が低く、逆の傾向を示している。なお、「主導者なし」や「共犯者が主導者」では他に比べて、「将来のことを考えていないわけではないが、具体的行動は伴わない」者（以下、「行動なし」という。）の比率が高くなっている。

さらに、図3-6-8は、将来への態度別に犯行場面での最関心事の構成比を見たものである。「将来に無頓着」や「目標なし」では、「金品奪取」の比率が高くなっている。将来のことを視野に入れない分、即時的な金物欲を満たそうとの欲求が高まる結果と解釈できるかもしれない。一方、「進路にかかわる挫折をし、立ち直れていない」者（以下、「挫折中」という。）では、「被害者への威嚇・暴力」の比率が、他に比べて高くなっている。挫折に伴う感情を整理できず、他者に攻撃的に振る舞っていると解釈できるかもしれない。

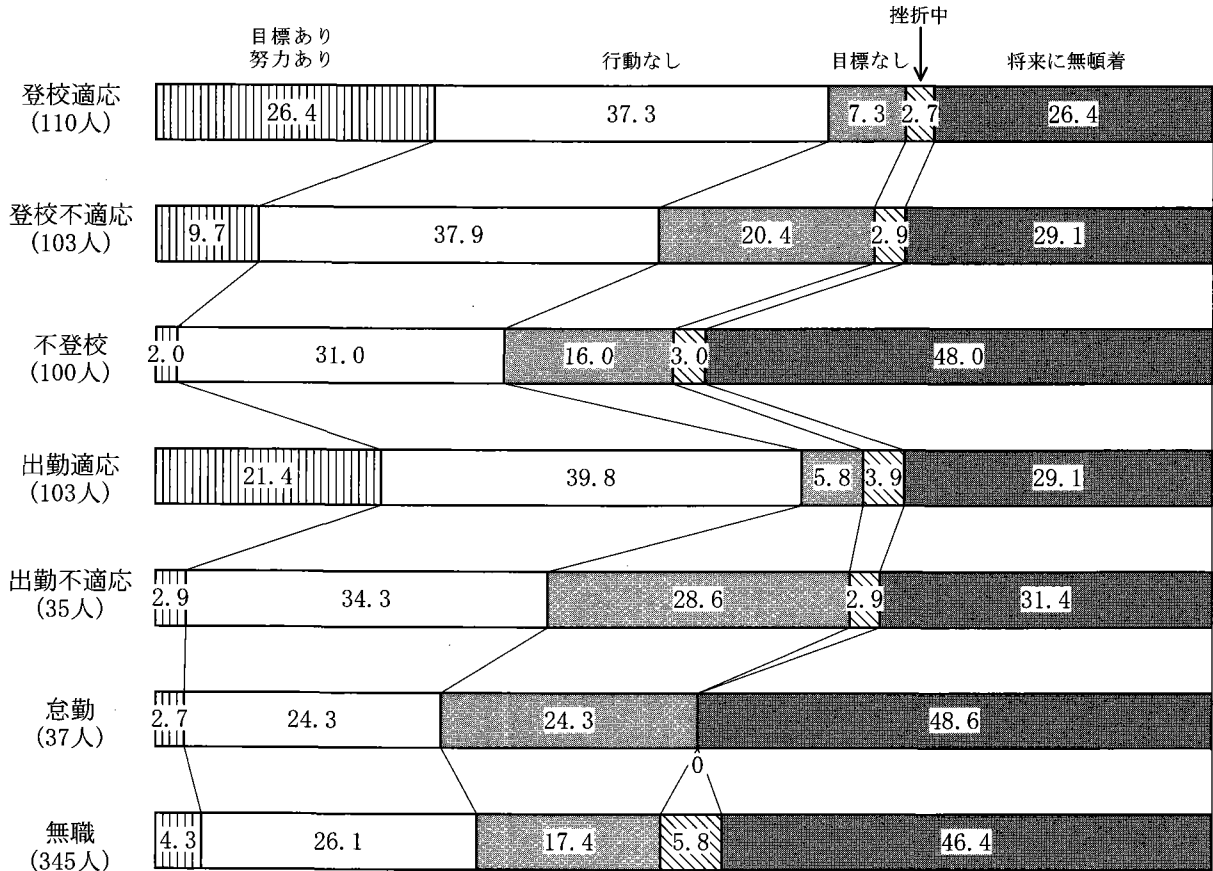
なお、図3-6-9は、世間への態度のそれぞれについて、将来への態度の分布を見たものである。世間への態度が「所属感あり」のうち、「目標あり努力あり」の占める比率は3割近くになっているが、この強盗事犯少年全体に占める比率は7.4%に過ぎない。世間への態度が「所属感あり」については、具体的行動が伴わない「行動なし」と併せると、将来を視野に入れている者は4分の3近くを占めてはい

図 3 - 6 - 5 将来への態度の分布



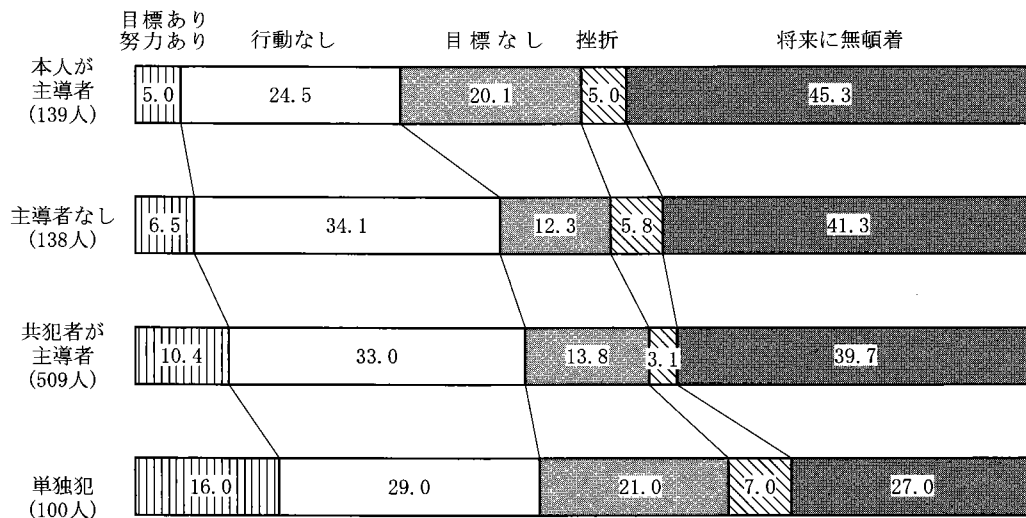
注 1 法務総合研究所の調査による。
2 14年対象者の結果である。
3 不詳、無回答を除く。

図 3 - 6 - 6 学識適応状態別将来への態度の構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 14年対象者の結果である。
3 不詳、無回答を除く。
4 「目標あり 努力あり」は「具体的な目標があり、努力している」、「行動なし」は「将来のことを考えていないわけではなく、具体的な行動は伴わない」、「目標なし」は「将来に目標や希望がもてない」、「挫折中」は「進路にかかわる挫折をし、立ち直れていない」、「将来に無頓着」は「将来のことをあまり考えていない」をいう。
5 $\chi^2(4)=117.205, p<.001$ である。

図 3 - 6 - 7 犯行における本人の役割別将来への態度の構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。

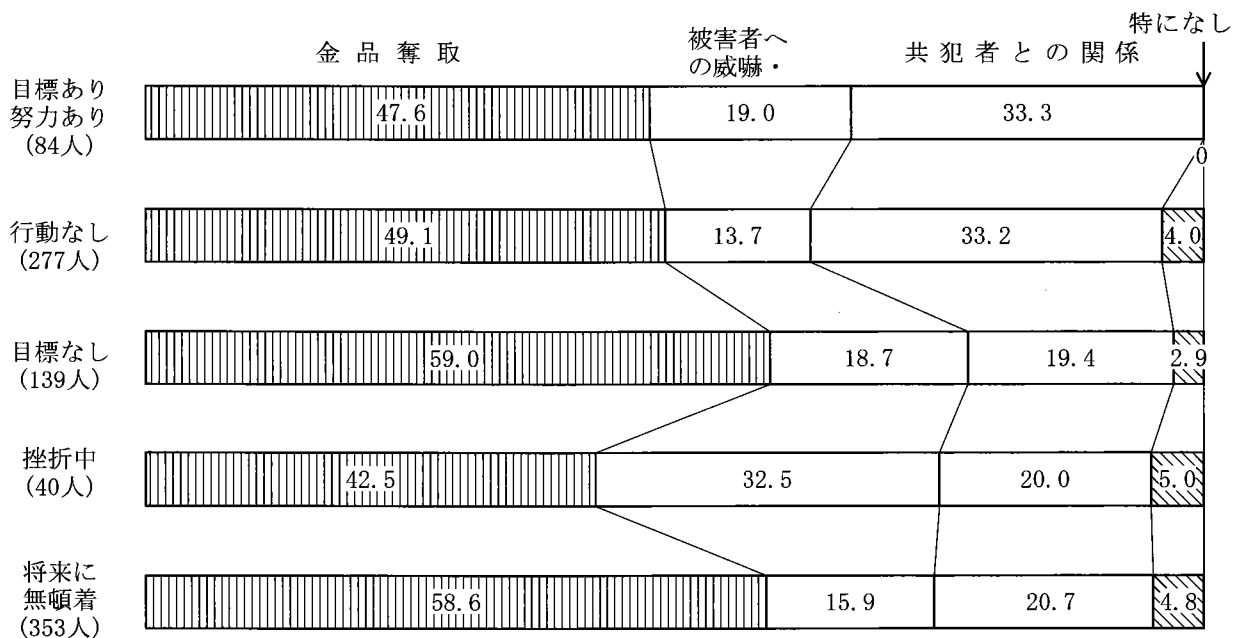
2 14年対象者の結果である。

3 不詳，無回答を除く。

4 「目標あり努力あり」は「具体的な目標があり，努力している」，「行動なし」は「将来のことを考えていないわけではないが，具体的な行動は伴わない」，「目標なし」は「将来に目標や希望がもてない」，「挫折中」は「進路にかかわる挫折をし，立ち直れていない」，「将来に無頓着」は「将来のことをあまり考えていない」をいう。

5 $\chi^2(12)=27.343, p<.01$ である。

図 3 - 6 - 8 将来への態度別犯行場面での最関心事の構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。

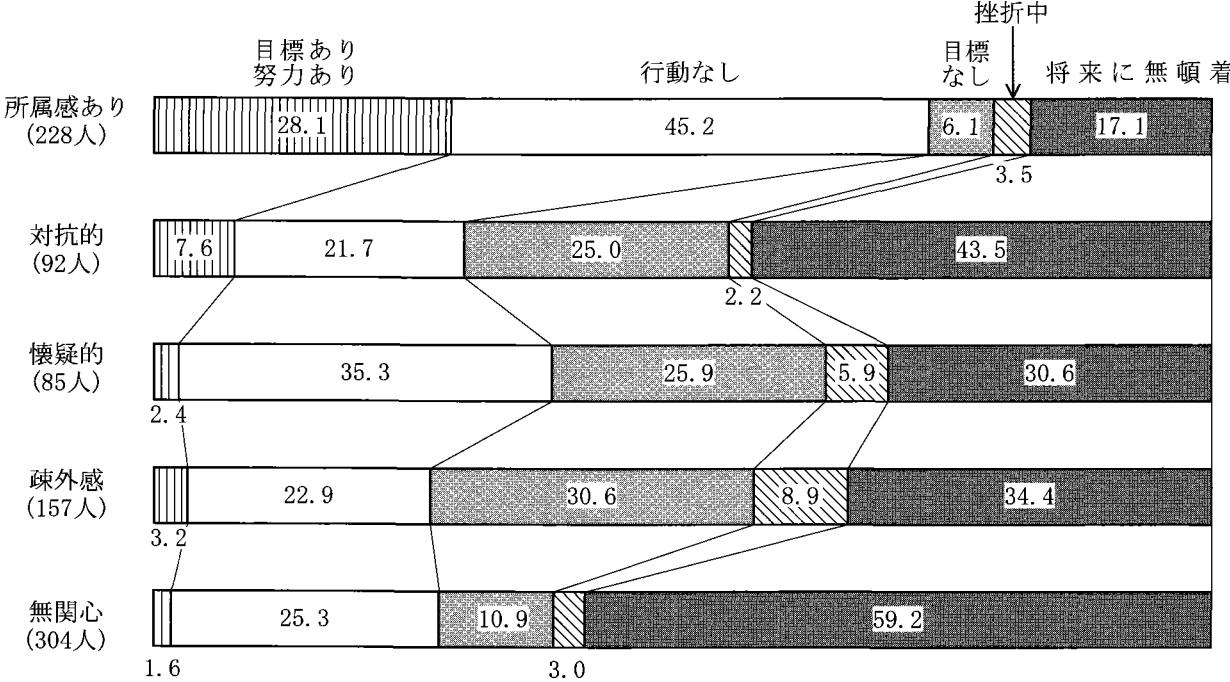
2 14年対象者の結果である。

3 不詳，無回答を除く。

4 「目標あり努力あり」は「具体的な目標があり，努力している」，「行動なし」は「将来のことを考えていないわけではないが，具体的な行動は伴わない」，「目標なし」は「将来に目標や希望がもてない」，「挫折中」は「進路にかかわる挫折をし，立ち直れていない」，「将来に無頓着」は「将来のことをあまり考えていない」をいう。

5 $\chi^2(12)=31.912, p<.01$ である。

図 3 - 6 - 9 世間への態度別将来への態度の構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 14年対象者の結果である。
3 不詳，無回答を除く。
4 「所属感あり」は「社会の一員としての所属感をもっている」，「対抗的」は「対抗的・反抗的である」，「懐疑的」は「懐疑的である」，「疎外感」は「疎外感を抱いている」，「無関心」は「無関心である」をいう。
5 「目標あり努力あり」は「具体的な目標があり，努力している」，「行動なし」は「将来のことを考えていないわけではないが，具体的な行動は伴わない」，「目標なし」は「将来に目標や希望がもてない」，「挫折中」は「進路にかかわる挫折をし，立ち直れていない」，「将来に無頓着」は「将来のことをあまり考えていない」をいう。
6 $\chi^2(10)=259.644, p<.001$ である。

るが，他方，世間への態度が「無関心」の場合，将来に対して「目標あり努力あり」は皆無に近くなっている。そして，反対に，「将来に無頓着」が6割近くを占めている。

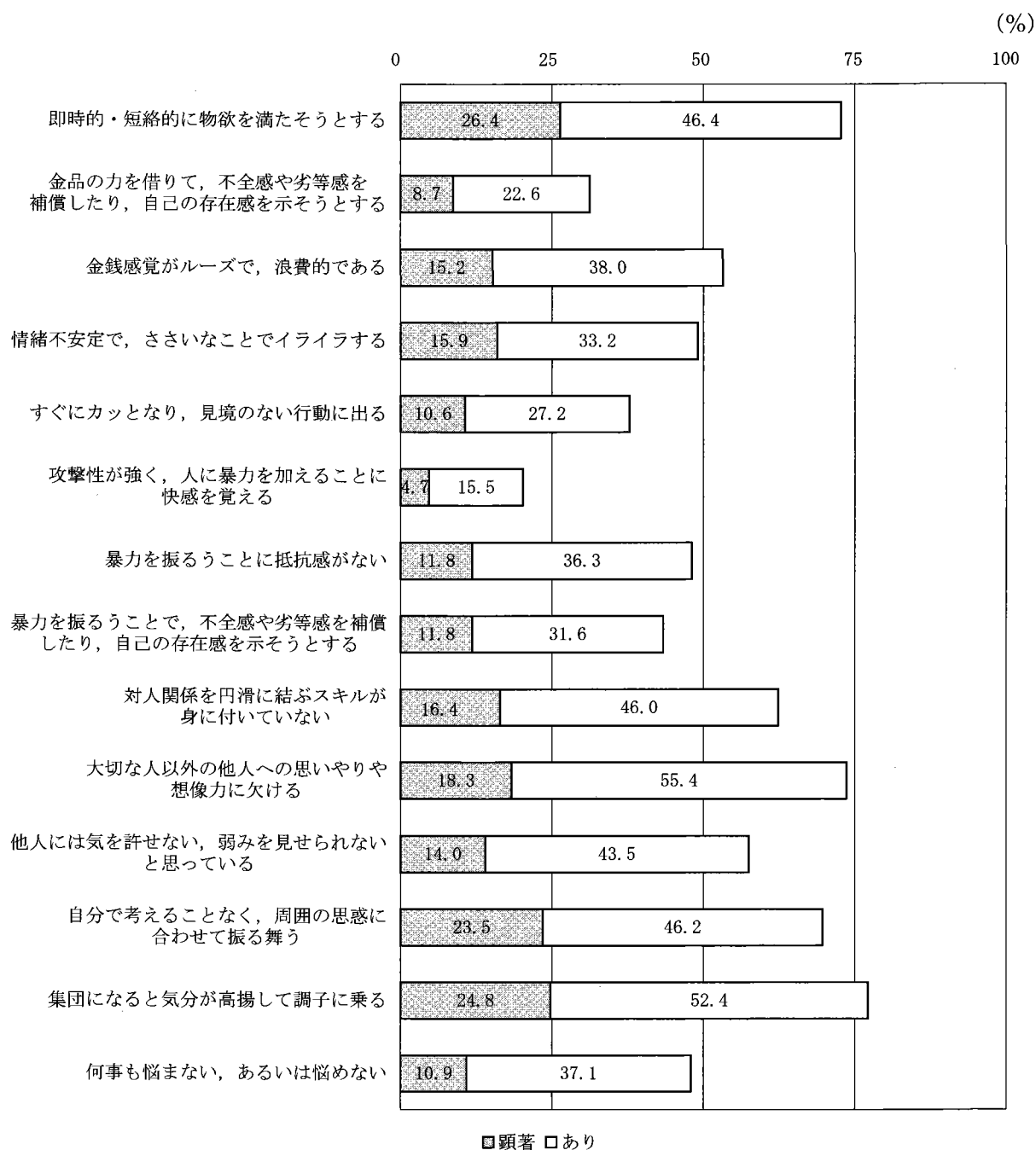
強盗事犯少年の社会観をまとめると，まず，社会の一員としての所属感を有している者は4分の1程度にとどまり，自らを取り巻く社会に無関心であったり社会から疎外されていると感じたりする者，すなわち，現実の社会から浮遊したところで日々の生活を送っている者が半数を超えていた。また，将来に対して具体的な目標があり，努力している者は1割に満たなかった。なお，こうした社会観は，社会適応状態によって異なっていることに加え，犯行時の本人の役割や犯行場面での最関心事によっても相違が見られることが明らかになった。

7 本件にかかわる資質の問題点についての分析

強盗事犯少年のどのような資質が，彼らを強盗に至らしめているのであろうか。その点を明らかにするために，鑑別の結果，明らかにされた資質のうち，強盗事犯を起こすのに関連があると予測された14項目について調査分析した結果について，以下に示すことにする。

図 3 - 7 - 1 は，それぞれの項目の問題点について，強盗事犯少年のうち，どの程度が有しているかについてまとめたものである。「顕著に認められる」問題点としては，「即時的・短絡的に物欲を満たそうとする」が4分の1を超えている。また，「集団になると気分が高揚して調子に乗る」「自分で考えることなく，周囲の思惑に合わせて振る舞う」についても4分の1近くとなっている。また，顕著とまで

図 3 - 7 - 1 本件非行にかかわる本人の問題点を有する比率



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 14年対象者の結果である。

3 「顕著」は「顕著に認められる」を、「あり」は「認められる」を示す。

4 「顕著に認められる」「認められる」「認められない」の総計における「顕著に認められる」「認められる」の比率である。

表 3-7-1 犯行場面での最関心事別本件非行にかかわる本人の問題点の分布

本件非行に関わる 本人の問題点		金品奪取			被害者への威嚇・暴力			共犯者との関係			検定結果
		度数	比率	調整済 残差	度数	比率	調整済 残差	度数	比率	調整済 残差	
即時的・短絡的に物欲を満た そうとする	顕著	183	37.1	△ 7.8	32	21.5	-1.6	19	8.3	▼ -7.4	$\chi^2(4)=152.681^{***}$
	あり	245	49.7	1.9	76	51.0	1.1	88	38.3	-3.1	
	なし	65	13.2	▼ -10.0	41	27.5	0.4	123	53.5	△ 10.9	
	計	493			149			230			
金品の力を借りて、不安全感や 劣等感を補償したり、自己の 存在感を示そうとする	顕著	58	12.2	△ 3.6	7	4.9	-1.9	12	5.3	▼ -2.3	$\chi^2(4)=33.052^{***}$
	あり	128	26.9	△ 2.9	37	25.7	0.8	31	13.7	▼ -4.0	
	なし	289	60.8	▼ -4.8	100	69.4	0.5	184	81.1	△ 5.0	
	計	475			144			227			
金銭感覚がルーズで、浪費的 である	顕著	107	22.5	△ 6.4	11	8.0	▼ -2.7	12	5.4	▼ -4.9	$\chi^2(4)=87.690^{***}$
	あり	210	44.2	△ 3.9	51	37.2	-0.3	61	27.2	▼ -4.1	
	なし	158	33.3	▼ -8.4	75	54.7	△ 2.3	151	67.4	△ 7.5	
	計	475			137			224			
情緒不安定で、ささいなこと でイライラする	顕著	92	18.7	△ 2.3	29	19.3	1.2	20	8.6	▼ -3.6	$\chi^2(4)=40.461^{***}$
	あり	171	34.7	0.7	66	44.0	△ 2.9	58	24.9	▼ -3.3	
	なし	230	46.7	▼ -2.4	55	36.7	▼ -3.6	155	66.5	△ 5.8	
	計	493			150			233			
すぐにカッとなり、見境のな い行動に出る	顕著	60	12.2	1.7	21	14.1	1.5	12	5.2	▼ -3.2	$\chi^2(4)=48.877^{***}$
	あり	140	28.5	1.1	60	40.3	△ 4.0	36	15.5	▼ -4.6	
	なし	291	59.3	▼ -2.1	68	45.6	▼ -4.6	184	79.3	△ 6.3	
	計	491			149			232			
攻撃性が強く、人に暴力を加 えることに快感を覚える	顕著	28	5.8	1.4	10	6.8	1.2	4	1.7	▼ -2.6	$\chi^2(4)=24.526^{***}$
	あり	81	16.7	0.7	35	24.0	△ 2.9	21	9.1	▼ -3.3	
	なし	375	77.5	-1.4	101	69.2	▼ -3.3	206	89.2	△ 4.4	
	計	484			146			231			
暴力を振るうことに抵抗感が ない	顕著	65	13.3	1.2	23	15.4	1.4	17	7.3	▼ -2.6	$\chi^2(4)=52.424^{***}$
	あり	184	37.6	0.6	79	53.0	△ 4.6	56	24.1	▼ -4.6	
	なし	241	49.2	-1.4	47	31.5	▼ -5.3	159	68.5	△ 6.1	
	計	490			149			232			
暴力を振るうことで、不安全感 や劣等感を補償したり、自己 の存在感を示そうとする	顕著	57	11.8	-0.4	29	19.5	△ 3.0	19	8.3	▼ -2.1	$\chi^2(4)=31.247^{***}$
	あり	139	28.8	-2.6	67	45.0	△ 3.6	73	32.0	-0.2	
	なし	287	59.4	△ 2.7	53	35.6	▼ -5.3	136	59.6	1.5	
	計	483			149			228			
対人関係を円滑に運ぶスキル が身に付いていない	顕著	81	16.7	1.0	20	13.7	-0.7	34	14.7	-0.5	$\chi^2(4)=6.814$
	あり	240	49.5	1.8	64	43.8	-0.8	99	42.9	-1.4	
	なし	164	33.8	▼ -2.6	62	42.5	1.3	98	42.4	1.8	
	計	485			146			231			
大切な人以外の他人への思い やりや想像力に欠ける	顕著	104	21.4	△ 3.1	28	18.9	0.4	23	9.9	▼ -3.7	$\chi^2(4)=27.228^{***}$
	あり	275	56.7	0.2	89	60.1	1.0	125	53.6	-1.0	
	なし	106	21.9	▼ -2.9	31	20.9	-1.4	85	36.5	△ 4.4	
	計	485			148			233			
他人に気を許せない、弱みを 見せられないと思っている	顕著	76	15.9	1.5	13	8.7	▼ -2.1	34	14.7	0.2	$\chi^2(4)=6.035$
	あり	209	43.6	-0.4	75	50.3	1.6	97	41.8	-0.9	
	なし	194	40.5	-0.6	61	40.9	-0.1	101	43.5	0.8	
	計	479			149			232			
自分で考えることなく、周囲 の思惑に合わせて振る舞う	顕著	91	18.7	▼ -3.6	21	14.1	▼ -2.9	91	38.6	△ 6.5	$\chi^2(4)=53.119^{***}$
	あり	235	48.4	1.2	67	45.0	-0.4	103	43.6	-1.0	
	なし	160	32.9	△ 2.0	61	40.9	△ 3.1	42	17.8	▼ -4.9	
	計	486			149			236			
集団になると気分が高揚して 調子に乗る	顕著	129	26.4	1.1	33	22.1	-0.9	55	23.6	-0.6	$\chi^2(4)=5.123$
	あり	251	51.4	-0.7	74	49.7	-0.8	132	56.7	1.5	
	なし	108	22.1	-0.3	42	28.2	1.8	46	19.7	-1.2	
	計	488			149			233			
何事も悩まない、あるいは悩 めない	顕著	58	12.0	2.2	13	9.0	-0.4	15	6.5	▼ -2.1	$\chi^2(4)=23.870^{***}$
	あり	206	42.7	△ 3.3	38	26.4	▼ -3.1	81	34.9	-1.1	
	なし	219	45.3	▼ -4.5	93	64.6	△ 3.3	136	58.6	△ 2.3	
	計	483			144			232			

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 14年対象者の結果である。

3 「顕著」は「顕著に認められる」、「あり」は「認められる」、「なし」は「認められない」を示す。

4 不詳、無回答を除く。

5 ▼は期待値より有意に少ないことを、△は多いことを示す。

6 *は $p<.05$ を、**は $p<.01$ を、***は $p<.001$ を示す。

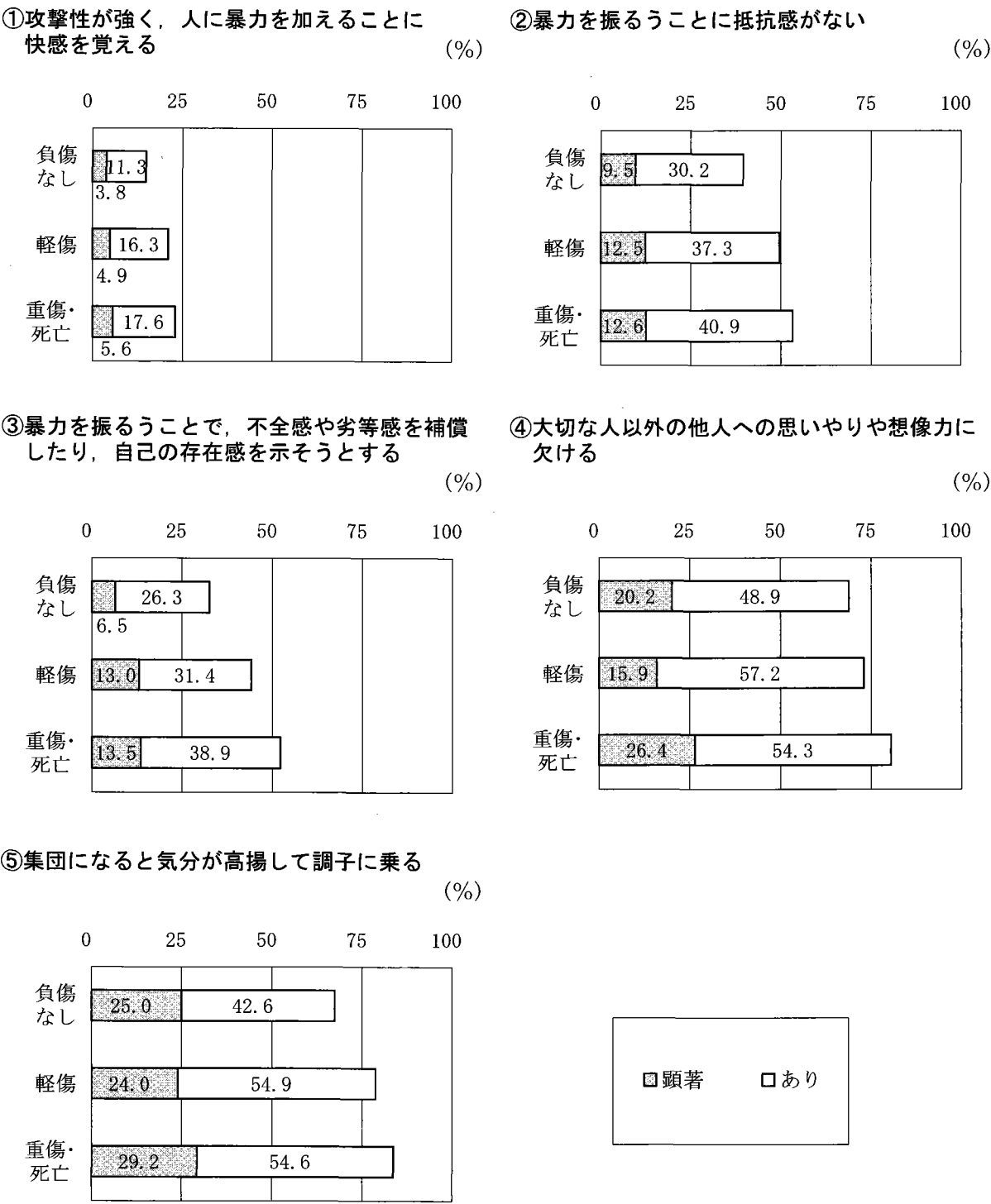
言えるかどうかは別として「認められる」問題点、すなわち、「顕著に認められる」と「認められる」を併せた比率を見ると、「集団になると気分が高揚して調子に乗る」が4分の3を超え、「大切な人以外の他人への思いやりや想像力に欠ける」「即時的・短絡的に物欲を満たそうとする」も4分の3近くとなっている。また、「自分で考えることなく、周囲の思惑に合わせて振る舞う」も7割近くとなっており、「対人関係を円滑に結ぶスキルが身に付いていない」も6割を超えている。強盗事犯少年の多くが、集団場面では気分が高揚し慎重な行動選択が困難であること、身近な人以外の立場を考えていないこと、手段を選ばずにその時々物欲を満たそうとする傾向を有することなどがうかがえる。また、暴力にかかわる問題点として、「暴力を振るうことに抵抗感がない」も5割近くになっている。ただし、「攻撃性が強く、人に暴力を加えることに快感を覚える」といった問題点については、「顕著に認められる」は4.7%と極めて少なく、「認められる」を併せても20.2%にとどまっており、暴力に快感を覚えるような著しい攻撃性を有する少年は比較的少ないと言える。

犯行場面での最関心事と少年の資質の問題点との関係について分析した結果は、表3-7-1のとおりである。最関心事を「共犯者との関係」とする者の場合は他に比べて、「自分で考えることなく、周囲の思惑に合わせて振る舞う」問題点を有する比率が高いものの、その他の問題については、比較的低い水準にとどまっている。一方、最関心事を「被害者への威嚇・暴力」とする者の場合、「暴力を振るうことで、不全感や劣等感を補償したり、自己の存在感を示そうとする」の問題点については、「顕著に認められる」「認められる」の双方の比率が他に比べて高いことがうかがえる。このほか、「情緒不安定で、ささいなことでイライラする」「すぐにカッとなり、見境のない行動に出る」などの感情統制が不十分である傾向、「暴力を振るうことに抵抗感がない」といった暴力への抵抗感の乏しさ、さらに「攻撃性が強く、人に暴力を加えることに快感を覚える」のように暴力に肯定的意味合いを見出す傾向についても、「認められる」の比率が高くなっている。また、最関心事を「金品奪取」とする者の場合は、「即時的・短絡的に物欲を満たそうとする」「金銭感覚がルーズで、浪費的である」などその時々で物欲を満たそうとする傾向や「金品の力を借りて、不全感や劣等感を補償したり、自己の存在感を示そうとする」など金品の力にものを言わせようとする傾向が強いことに加えて、「大切な人以外の他人への思いやりや想像力に欠ける」といった身近な人以外の立場を考えない傾向や「情緒的に不安定で、ささいなことでイライラする」といった情緒の安定性を欠く傾向も認められる。加えて、「何事も悩まない、あるいは悩めない」の比率も高くなっている。

また、図3-7-2は、本件非行にかかわる問題点のうち、被害者の死傷の程度別で有意差が認められたものを示したものである。被害者の死傷の程度が重くなるにつれ、暴力を振るうことにかかわる問題点を有する比率が高まる様子がうかがえ、特に「暴力を振るうことで、不全感や劣等感を補償したり、自己の存在感を示そうとする」比率は、「顕著に認められる」「認められる」を併せて、「負傷なし」で32.8%、「軽傷」で44.4%、「重傷・死亡」で52.4%と顕著に増えている。一方、「攻撃性が強く、人に暴力を加えることに快感を覚える」者の比率は、重傷を負わせたり死亡させたりしている者の中でも2割強程度にとどまっている。加えて、「集団になると気分が高揚して調子に乗る」といった問題点も、被害者の死傷の程度にかかわっていることが示されている。共犯と一緒に高揚した気分となり調子に乗ってしまった結果、犯行がエスカレートして被害者の死傷の程度がより重くなってしまうといった、少年による強盗事犯の実態がうかがえよう。

続いて、表3-7-2は、第3節2項「強盗事犯少年の犯行動機についてのクラスター分析結果」において分類された4群について、本件非行にかかわる問題点を比較検討した結果を示している。同項で示したように「第1群」は、遊興費欲しさの動機を有しているが、金品奪取のために被害者を威嚇した

図 3－7－2 被害者の死傷の程度別で有意差が認められた本件非行にかかわる本人の問題点



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 14年対象者の結果である。
3 有意差とは、 $p<.05$ であることを示す。
4 「軽傷」は、全治1月未満の負傷を、「重傷」は、全治1月以上の負傷をいう。
5 「顕著」は「顕著に認められる」を、「あり」は「認められる」を示す。
6 「顕著に認められる」「認められる」「認められない」の総計における「顕著に認められる」「認められる」の比率である。

表3-7-2 犯行の各種動機のクラスター分析による分類群別本件非行にかかわる本人の問題点の分布

本件非行に関わる 本人の問題点	第1群			第2群			第3群			第4群			検定結果
	度数	比率	調整済 残差	度数	比率	調整済 残差	度数	比率	調整済 残差	度数	比率	調整済 残差	
即時的・短絡的に物 欲を満たそうとする	42 91 48 計181	23.2 50.3 26.5	-1.1 1.2 -0.2	41 100 70 計211	19.4 47.4 33.2	▼-2.6 0.3 △ 2.2	38 103 101 計242	15.7 42.6 41.7	▼-4.4 -1.4 △ 5.9	124 136 33 計293	42.3 46.4 11.3	△ 7.5 0.0 ▼ -7.4	$\chi^2(6)=93.541^{***}$
金品の力を借りて、 不全感や劣等感を補 償したり、自己の存 在感を示そうとする	16 51 105 計172	9.3 29.7 61.0	0.3 △ 2.4 ▼ -2.4	11 45 154 計210	5.2 21.4 73.3	▼ -2.0 -0.5 1.7	8 37 185 計230	3.5 16.1 80.4	▼ -3.3 ▼ -2.8 △ 4.5	43 70 172 計285	15.1 24.6 60.4	△ 4.6 0.9 ▼ -3.7	$\chi^2(6)=41.881^{***}$
金銭感覚がルーズ で、浪費的である	18 74 77 計169	10.7 43.8 45.6	-1.8 1.7 -0.3	14 86 108 計208	6.7 41.3 51.9	▼ -3.9 1.1 1.7	19 58 148 計225	8.4 25.8 65.8	▼ -3.3 ▼ -4.4 △ 6.6	84 119 81 計284	29.6 41.9 28.5	△ 8.2 1.6 ▼ -7.5	$\chi^2(6)=108.299^{***}$
情緒不安定で、ささ いなことイライラ する	34 73 73 計180	18.9 40.6 40.6	1.2 △ 2.3 ▼ -3.1	39 63 113 計215	18.1 29.3 52.6	1.0 -1.4 0.5	29 81 132 計242	12.0 33.5 54.5	▼ -2.0 0.1 1.3	46 91 155 計292	15.8 31.2 53.1	-0.1 -0.9 0.9	$\chi^2(6)=13.116^*$
すぐにカッとなり、 見境のない行動に出 る	20 60 99 計179	11.2 33.5 55.3	0.3 △ 2.1 ▼ -2.1	27 58 131 計216	12.5 26.9 60.6	1.0 -0.1 -0.5	21 55 162 計238	8.8 23.1 68.1	-1.0 -1.7 △ 2.2	30 79 184 計293	10.2 27.0 62.8	-0.2 -0.1 0.3	$\chi^2(6)=8.429$
攻撃性が強く、人に 暴力を加えることに 快感を覚える	11 44 123 計178	6.2 24.7 69.1	1.0 △ 3.8 ▼ -3.9	7 28 177 計212	3.3 13.2 83.5	-1.1 -1.1 1.5	7 31 196 計234	3.0 13.2 83.8	-1.4 -1.1 1.8	18 39 233 計290	6.2 13.4 80.3	1.5 -1.2 0.3	$\chi^2(6)=19.952^{**}$
暴力を振るうことに 抵抗感がない	26 80 70 計176	14.8 45.5 39.8	1.4 △ 2.8 ▼ -3.6	23 81 110 計214	10.7 37.9 51.4	-0.5 0.5 -0.2	24 67 149 計240	10.0 27.9 62.1	-1.0 ▼ -3.1 △ 3.7	36 107 150 計293	12.3 36.5 51.2	0.3 0.1 -0.3	$\chi^2(6)=20.914^{**}$
暴力を振るうことで、 不全感や劣等感を補 償したり、自己の存 在感を示そうとする	35 76 64 計175	20.0 43.4 36.6	△ 3.7 △ 3.8 ▼ -5.9	26 70 116 計212	12.3 33.0 54.7	0.2 0.5 -0.6	19 61 154 計234	8.1 26.1 65.8	▼ -2.0 ▼ -2.1 △ 3.3	28 81 182 計291	9.6 27.8 62.5	-1.4 -1.7 △ 2.5	$\chi^2(6)=43.145^{***}$
対人関係を円滑に運 ぶスキルが身に付い ていない	33 76 66 計175	18.9 43.4 37.7	1.0 -0.8 0.0	39 98 74 計211	18.5 46.4 35.1	0.9 0.1 -0.9	34 99 103 計236	14.4 41.9 43.6	-1.0 -1.5 △ 2.2	44 147 100 計291	15.1 50.5 34.4	-0.7 1.9 -1.4	$\chi^2(6)=7.918$
大切な人以外の他人 への思いやりや想像 力に欠ける	29 111 36 計176	16.5 63.1 20.5	-0.7 △ 2.3 ▼ -2.0	38 115 61 計214	17.8 53.7 28.5	-0.2 -0.6 0.8	40 118 83 計241	16.6 49.0 34.4	-0.8 ▼ -2.4 △ 3.3	61 166 62 計289	21.1 57.4 21.5	1.5 0.8 ▼ -2.3	$\chi^2(6)=17.308^{**}$
他人に気を許せない、 弱みを見せられ ないと思っている	24 89 65 計178	13.5 50.0 36.5	-0.2 △ 2.0 -1.8	24 90 96 計210	11.4 42.9 45.7	-1.2 -0.2 1.0	25 88 121 計234	10.7 37.6 51.7	-1.7 ▼ -2.1 △ 3.3	54 128 105 計287	18.8 44.6 36.6	△ 2.9 0.5 ▼ -2.5	$\chi^2(6)=20.358^{**}$
自分で考えることなく、 周囲の思惑に合 わせて振る舞う	34 80 64 計178	19.1 44.9 36.0	-1.6 -0.4 1.8	51 95 70 計216	23.6 44.0 32.4	0.0 -0.7 0.8	62 102 74 計238	26.1 42.9 31.1	1.1 -1.2 0.3	70 149 71 計290	24.1 51.4 24.5	0.3 △ 2.1 ▼ -2.6	$\chi^2(6)=10.212$
集団になると気分が 高揚して調子に乗る	43 97 40 計180	23.9 53.9 22.2	-0.3 0.5 -0.2	44 121 48 計213	20.7 56.8 22.5	-1.6 1.5 -0.1	50 114 73 計237	21.1 48.1 30.8	-1.5 -1.5 △ 3.4	92 151 49 計292	31.5 51.7 16.8	△ 3.2 -0.3 ▼ -3.0	$\chi^2(6)=21.196^{**}$
何事も悩まない、あ るいは悩めない	16 52 108 計176	9.1 29.5 61.4	-0.8 ▼ -2.3 △ 2.8	25 75 111 計211	11.8 35.5 52.6	0.5 -0.5 0.2	17 76 143 計236	7.2 32.2 60.6	▼ -2.1 -1.8 △ 3.1	41 135 112 計288	14.2 46.9 38.9	△ 2.2 △ 4.2 ▼ -5.4	$\chi^2(6)=34.253^{***}$

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 14年対象者の結果である。
3 第1～4群の内容は、表3-3-2-1を参照。
4 「顕著」は「顕著に認められる」、「あり」は「認められる」、「なし」は「認められない」を示す。
5 不詳、無回答を除く。
6 ▼は期待値より有意に少ないことを、△は多いことを示す。
7 *は $p<.05$ を、**は $p<.01$ を、***は $p<.001$ を示す。

り暴力を振るったりしているわけではない群であり、「第4群」は、遊興費欲しさから金品奪取に至り、さらに手っ取り早く奪取するために被害者を威嚇したり暴力を振るったりしている群である。また、「第2群」は、金品奪取に関して、簡単に入るのなら欲しい程度で、奪取に執着しているわけではない群であり、「第3群」は、上記3つの群のいずれにも属さない者で構成されている群である。

表3-7-2からは、「第1群」に比べて「第4群」では、「即時的・短絡的に物欲を満たそうとする」「金銭感覚がルーズで、浪費的である」「集団になると気分が高揚し調子に乗る」「何事も悩まない、あるいは悩めない」といった傾向を有していることがうかがえる。また、「金品の力を借りて、不全感や劣等感を補償したり、自己の存在感を示そうとする」「他人に気を許せない、弱みを見せられないと思っている」傾向についても、「第1群」に比べて「第4群」では、より顕著に認められることがうかがえる。一方、「第4群」に比べて「第1群」では、「情緒不安定で、ささいなことでイライラする」「攻撃性が強く、人に暴力を加えることに快感を覚える」「暴力を振るうことに抵抗感がない」「暴力を振るうことで、不全感や劣等感を補償したり、自己の存在感を示そうとする」など、暴力にかかわる問題を多く抱えていることがうかがえる。このほか、「第1群」「第4群」のいずれも、他の群に比べて、「大切な人以外の他人への思いやりや想像力に欠ける」問題点を有しない比率が低くなっている。すなわち、「第1群」も「第4群」も遊興費欲しさから金品奪取に至っているものの、抱えている問題には相違が見られ、「第4群」では、金品欲にかかわる問題をより有していること、一方、「第1群」では、粗暴性の問題を有していることがうかがえよう。

また、表3-7-3は、犯行における本人の役割別に、本件非行にかかわる問題点を比較検討した結果を示している。共犯の場合、「自分で考えることなく、周囲の思惑に合わせて振る舞う」問題点については、「本人が主導者」「主導者なし」「共犯者が主導者」の順でその問題が高まる傾向にあることがうかがえる。一方、他の項目については、概ね「共犯者が主導者」「主導者なし」「本人が主導者」の順でその問題が高まる傾向にあることがうかがえる。加えて、単独犯においては、まずもって「対人関係を円滑に運ぶスキルが身に付いていない」とする比率が高くなっている。このほか、「情緒不安定で、ささいなことでイライラする」「すぐにカッとなり、見境のない行動に出る」といった問題点を抱えている者も少なくないことがうかがえる。

また、保護者の指導力別に本件非行にかかわる本人の問題点を比較したものが、表3-7-4である。保護者の指導力が「問題なし」の場合は、本件非行にかかわる本人の各問題点について概ね「認められない」比率が高くなっている。一方、保護者の指導力が「放任」の場合には、その逆の傾向が示されている。また、保護者が「言いなり」の場合には、「即時的・短絡的に物欲を満たそうとする」「金銭感覚がルーズで、浪費的である」「大切な人以外の他人への思いやりや想像力に欠ける」「何事も悩まない、あるいは悩めない」について、そのような問題が認められないとする比率が低くなっている。保護者が「一方的」の場合には、「情緒不安定で、ささいなことでイライラする」「他人に気を許せない、弱みを見せられないと思っている」について、そのような問題が認められないとする比率が最も低くなっている。このほか、保護者が「一貫性なし」の場合には、「金銭感覚がルーズで、浪費的である」「情緒不安定で、ささいなことでイライラする」「すぐにカッとなり、見境のない行動に出る」「暴力を振るうことに抵抗感がない」「対人関係を円滑に運ぶスキルが身に付いていない」「大切な人以外の他者への思いやりや想像力に欠ける」「何事も悩まない、あるいは悩めない」のそれぞれについて、「顕著に認められる」比率が最も高くなっている。すなわち、保護者の指導力ごとに、本件非行にかかわる本人の問題点が異なっていることがうかがえる。

このほか、いじめ等の何らかの被害体験の有無別に本件非行にかかわる本人の問題点を比較したもの

表 3 - 7 - 3 犯行における本人の役割別本件非行にかかわる問題点の分布

本件非行に関わる 本人の問題点	本人が主導者			主導者なし			共犯者が主導者			単独犯			検定結果	
	度数	比率	調整済 残差	度数	比率	調整済 残差	度数	比率	調整済 残差	度数	比率	調整済 残差		
即時的・短絡的に物 欲を満たそうとする	顕著	76	54.3	△ 8.2	42	29.8	1.0	90	17.5	▼ -6.9	29	27.9	0.4	$\chi^2(6)=86.888^{***}$
	あり	49	35.0	▼ -2.9	71	50.4	1.0	251	48.9	1.8	45	43.3	-0.7	
	なし	15	10.7	▼ -4.8	28	19.9	▼ -2.2	172	33.5	△ 4.9	30	28.8	0.4	
	計	140			141			513			104			
金品の力を借りて、 不全感や劣等感を補 償したり、自己の存 在感を示そうとする	顕著	27	19.3	△ 5.0	6	4.6	-1.7	29	5.8	▼ -3.3	12	11.8	1.3	$\chi^2(6)=49.062^{***}$
	あり	40	28.6	1.8	42	32.3	△ 2.8	91	18.3	▼ -3.7	25	24.5	0.4	
	なし	73	52.1	▼ -4.6	82	63.1	-1.5	378	75.9	△ 5.3	65	63.7	-1.2	
	計	140			130			498			102			
金銭感覚がルーズ で、浪費的である	顕著	39	28.1	△ 4.7	23	17.7	0.9	49	10.0	▼ -4.8	18	18.4	1.0	$\chi^2(6)=39.071^{***}$
	あり	54	38.8	0.2	56	43.1	1.3	188	38.3	0.2	28	28.6	▼ -2.0	
	なし	46	33.1	▼ -3.6	51	39.2	-1.9	254	51.7	△ 3.2	52	53.1	1.3	
	計	139			130			491			98			
情緒不安定で、ささ いなことイライラ する	顕著	49	34.8	△ 6.7	24	17.3	0.5	46	8.9	▼ -6.6	23	22.1	1.9	$\chi^2(6)=85.070^{***}$
	あり	51	36.2	0.9	45	32.4	-0.1	155	29.9	▼ -2.1	45	43.3	△ 2.4	
	なし	41	29.1	▼ -5.8	70	50.4	-0.3	317	61.2	△ 6.8	36	34.6	▼ -3.7	
	計	141			139			518			104			
すぐにカッとなり、 見境のない行動に出 る	顕著	36	25.4	△ 6.6	10	7.2	-1.2	29	5.6	▼ -5.1	15	14.4	1.6	$\chi^2(6)=98.313^{***}$
	あり	57	40.1	△ 3.8	39	28.3	0.3	109	21.1	▼ -4.8	40	38.5	△ 2.7	
	なし	49	34.5	▼ -7.6	89	64.5	0.5	378	73.3	△ 7.5	49	47.1	▼ -3.5	
	計	142			138			516			104			
攻撃性が強く、人に 暴力を加えることに 快感を覚える	顕著	21	15.2	△ 6.6	2	1.5	-1.9	12	2.4	▼ -3.6	5	4.8	0.2	$\chi^2(6)=76.246^{***}$
	あり	39	28.3	△ 4.5	25	18.4	1.0	64	12.5	▼ -2.8	9	8.7	▼ -2.0	
	なし	78	56.5	▼ -7.5	109	80.1	0.0	434	85.1	△ 4.4	90	86.5	1.8	
	計	138			136			510			104			
暴力を振るうことに 抵抗感がない	顕著	35	24.8	△ 5.4	15	10.9	-0.3	44	8.6	▼ -3.2	9	8.7	-0.9	$\chi^2(6)=81.129^{***}$
	あり	75	53.2	△ 4.6	60	43.5	1.9	165	32.1	▼ -3.0	25	24.3	▼ -2.7	
	なし	31	22.0	▼ -7.8	63	45.7	-1.7	305	59.3	△ 4.9	69	67.0	△ 3.2	
	計	141			138			514			103			
暴力を振るうことで、 不全感や劣等感を補 償したり、自己の存 在感を示そうとする	顕著	41	29.1	△ 7.4	14	10.3	-0.4	38	7.5	▼ -4.1	6	6.0	-1.7	$\chi^2(6)=84.231^{***}$
	あり	54	38.3	1.9	56	41.2	△ 2.6	148	29.1	-1.8	21	21.0	▼ -2.4	
	なし	46	32.6	▼ -6.5	66	48.5	▼ -2.3	323	63.5	△ 4.3	73	73.0	△ 3.4	
	計	141			136			509			100			
対人関係を円滑に運 ぶスキルが身に付い ていない	顕著	30	21.7	△ 2.0	15	11.0	-1.8	62	12.2	▼ -3.7	36	34.6	△ 5.5	$\chi^2(6)=49.945^{***}$
	あり	63	45.7	-0.2	72	52.9	1.6	228	44.8	-1.2	50	48.1	0.3	
	なし	45	32.6	-1.2	49	36.0	-0.3	219	43.0	△ 4.1	18	17.3	▼ -4.5	
	計	138			136			509			104			
大切な人以外の他人 への思いやりや想像 力に欠ける	顕著	49	34.8	△ 5.6	14	10.2	▼ -2.6	75	14.7	▼ -3.1	24	23.3	1.4	$\chi^2(6)=48.492^{***}$
	あり	70	49.6	-1.6	95	69.3	△ 3.5	281	55.1	-0.4	50	48.5	-1.5	
	なし	22	15.6	▼ -3.1	28	20.4	-1.7	154	30.2	△ 3.2	29	28.2	0.5	
	計	141			137			510			103			
他人に気を許せない い、弱みを見せられ ないと思っている	顕著	41	30.1	△ 5.9	8	5.8	▼ -3.0	56	11.0	▼ -2.9	18	17.8	1.2	$\chi^2(6)=43.755^{***}$
	あり	54	39.7	-0.9	63	46.0	0.7	221	43.6	0.3	42	41.6	-0.3	
	なし	41	30.1	▼ -3.3	66	48.2	1.4	230	45.4	1.7	41	40.6	-0.5	
	計	136			137			507			101			
自分で考えることなく、 周囲の思惑に合 わせて振る舞う	顕著	16	11.3	▼ -3.8	32	23.5	-0.1	157	30.3	△ 5.3	8	8.1	▼ -3.9	$\chi^2(6)=123.255^{***}$
	あり	50	35.5	▼ -2.8	65	47.8	0.4	267	51.5	△ 3.8	30	30.3	▼ -3.3	
	なし	75	53.2	△ 6.5	39	28.7	-0.4	94	18.1	▼ -9.1	61	61.6	△ 7.3	
	計	141			136			518			99			
集団になると気分が 高揚して調子に乗る	顕著	47	33.1	△ 2.5	46	33.6	△ 2.6	119	23.1	-1.4	10	10.0	▼ -3.6	$\chi^2(6)=149.726^{***}$
	あり	73	51.4	-0.3	75	54.7	0.6	301	58.4	△ 4.1	21	21.0	▼ -6.7	
	なし	22	15.5	▼ -2.2	16	11.7	▼ -3.3	95	18.4	▼ -3.5	69	69.0	△ 11.8	
	計	142			137			515			100			
何事も悩まない、あ るいは悩めない	顕著	21	15.3	1.9	15	10.9	0.1	49	9.6	-1.2	10	9.9	-0.3	$\chi^2(6)=13.937^*$
	あり	44	32.1	-1.3	57	41.6	1.2	200	39.4	1.8	25	24.8	▼ -2.7	
	なし	72	52.6	0.1	65	47.4	-1.2	259	51.0	-0.9	66	65.3	△ 2.8	
	計	137			137			508			101			

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 14年対象者の結果である。

3 「顕著」は「顕著に認められる」、「あり」は「認められる」、「なし」は「認められない」を示す。

4 不詳、無回答を除く。

5 ▼は期待値より有意に少ないことを、△は多いことを示す。

6 *は $p<.05$ を、**は $p<.01$ を、***は $p<.001$ を示す。

表3-7-4 保護者の指導力別本件非行にかかわる本人の問題点の分布

本件非行に関わる 本人の問題点		問題なし			放任			言いなり			一方的			一貫性なし			検定結果
		度数	比率	調整済 残差	度数	比率	調整済 残差	度数	比率	調整済 残差	度数	比率	調整済 残差	度数	比率	調整済 残差	
即時的・短絡的に物 欲を満たそうとする	顕著	32	14.9	▼-4.6	124	32.7	△ 3.5	18	36.0	1.5	15	19.7	-1.5	31	32.0	1.2	$\chi^2(8)=60.343^{***}$
	あり	89	41.4	-1.9	174	45.9	-0.5	25	50.0	0.5	45	59.2	△ 2.3	50	51.5	1.0	
	なし	94	43.7	△ 6.8	81	21.4	▼-2.9	7	14.0	▼-2.0	16	21.1	-1.1	16	16.5	▼-2.3	
	計	215			379			50			76			97			
金品の力を借りて、 不全感や劣等感を補 償したり、自己の存 在感を示そうとする	顕著	8	3.9	▼-2.8	43	11.7	△ 2.8	1	2.0	-1.7	6	8.0	-0.2	11	11.3	1.0	$\chi^2(8)=47.800^{***}$
	あり	21	10.3	▼-5.1	100	27.3	△ 2.5	15	30.6	1.3	17	22.7	-0.1	31	32.0	△ 2.2	
	なし	174	85.7	△ 6.3	223	60.9	▼-3.9	33	67.3	-0.1	52	69.3	0.3	55	56.7	▼-2.5	
	計	203			366			49			75			97			
金銭感覚がルーズ で、浪費的である	顕著	15	7.3	▼-3.9	72	20.0	△ 3.0	8	16.3	0.1	5	6.8	▼-2.2	23	24.5	△ 2.5	$\chi^2(8)=80.615^{***}$
	あり	49	23.8	▼-5.2	159	44.2	△ 2.8	28	57.1	△ 2.7	37	50.7	△ 2.2	31	33.0	-1.3	
	なし	142	68.9	△ 7.9	129	35.8	▼-5.0	13	26.5	▼-2.7	31	42.5	-0.5	40	42.6	-0.6	
	計	206			360			49			73			94			
情緒不安定で、ささ いなことイライラ する	顕著	15	6.9	▼-4.2	73	19.4	△ 2.5	9	18.0	0.4	9	11.7	-1.1	24	24.7	△ 2.5	$\chi^2(8)=54.705^{***}$
	あり	52	24.1	▼-3.2	135	35.8	1.7	12	24.0	-1.4	39	50.6	△ 3.5	30	30.9	-0.4	
	なし	149	69.0	△ 6.1	169	44.8	▼-3.4	29	58.0	1.0	29	37.7	▼-2.5	43	44.3	-1.5	
	計	216			377			50			77			97			
すぐにカッとなり、 見境のない行動に出 る	顕著	13	6.1	▼-2.6	47	12.5	△ 1.4	3	6.0	-1.1	6	7.8	-0.9	19	19.6	△ 3.0	$\chi^2(8)=33.807^{***}$
	あり	38	17.8	▼-3.6	113	30.0	1.7	17	34.0	1.1	25	32.5	1.1	28	28.9	0.4	
	なし	163	76.2	△ 4.9	217	57.6	▼-2.5	30	60.0	-0.3	46	59.7	-0.4	50	51.5	▼-2.3	
	計	214			377			50			77			97			
攻撃性が強く、人に 暴力を加えることに 快感を感じる	顕著	4	1.9	▼-2.3	26	7.0	△ 2.8	1	2.0	-0.9	2	2.7	-0.9	5	5.2	0.2	$\chi^2(8)=15.472$
	あり	25	11.8	-1.7	61	16.4	0.7	6	12.0	-0.7	12	16.0	0.2	20	20.6	1.5	
	なし	183	86.3	△ 2.7	286	76.7	▼-2.1	43	86.0	1.1	61	81.3	0.3	72	74.2	-1.5	
	計	212			373			50			75			97			
暴力を振るうことに 抵抗感がない	顕著	12	5.7	▼-3.3	56	14.7	△ 2.3	4	8.2	-0.8	6	8.0	-1.1	19	19.6	△ 2.5	$\chi^2(8)=59.006^{***}$
	あり	46	21.7	▼-5.1	159	41.8	△ 3.1	24	49.0	1.9	30	40.0	0.7	36	37.1	0.2	
	なし	154	72.6	△ 7.1	165	43.4	▼-4.5	21	42.9	-1.3	39	52.0	0.0	42	43.3	-1.8	
	計	212			380			49			75			97			
暴力を振るうことで、 不全感や劣等感を補 償したり、自己の存 在感を示そうとする	顕著	14	6.6	▼-2.7	57	15.2	△ 2.8	2	4.1	-1.7	10	13.2	0.4	12	12.5	0.2	$\chi^2(8)=34.796^{***}$
	あり	49	23.1	▼-3.3	138	36.9	△ 2.6	20	40.8	1.3	19	25.0	-1.4	34	35.4	0.7	
	なし	149	70.3	△ 4.9	179	47.9	▼-4.3	27	55.1	-0.1	47	61.8	1.1	50	52.1	-0.8	
	計	212			374			49			76			96			
対人関係を円滑に運 ぶスキルが身に付い ていない	顕著	12	5.7	▼-4.8	73	19.5	△ 2.4	9	18.4	0.4	12	16.0	0.0	24	24.7	△ 2.5	$\chi^2(8)=39.473^{***}$
	あり	90	43.1	-1.3	183	48.8	1.0	22	44.9	-0.3	41	54.7	1.4	42	43.3	-0.8	
	なし	107	51.2	△ 5.0	119	31.7	▼-2.8	18	36.7	0.0	22	29.3	-1.4	31	32.0	-1.1	
	計	209			375			49			75			97			
大切な人以外の他人 への思いやりや想像 力に欠ける	顕著	13	6.1	▼-5.2	72	19.1	1.1	11	22.0	0.8	14	18.2	0.1	33	34.4	△ 4.6	$\chi^2(8)=59.004^{***}$
	あり	122	57.0	-0.2	224	59.6	1.0	35	70.0	1.8	41	53.2	-0.8	47	49.0	-1.8	
	なし	79	36.9	△ 4.8	80	21.3	▼-2.1	4	8.0	▼-2.8	22	28.6	0.8	16	16.7	-1.9	
	計	214			376			50			77			96			
他人に気を許せな い、弱みを見せられ ないと思っている	顕著	17	8.1	▼-2.7	57	15.4	1.5	6	12.0	-0.3	14	18.4	1.3	14	14.7	0.4	$\chi^2(8)=21.858^{**}$
	あり	84	39.8	-1.5	171	46.1	0.9	18	36.0	-1.2	41	53.9	1.8	42	44.2	0.0	
	なし	110	52.1	△ 3.4	143	38.5	▼-2.0	26	52.0	1.4	21	27.6	▼-2.7	39	41.1	-0.2	
	計	211			371			50			76			95			
自分で考えることな く、周囲の思惑に合 わせて振る舞う	顕著	54	25.0	0.2	95	25.4	0.6	14	28.0	0.6	11	14.3	▼-2.2	25	25.8	0.3	$\chi^2(8)=9.955$
	あり	110	50.9	1.6	163	43.6	-1.4	23	46.0	0.0	40	51.9	1.1	40	41.2	-1.0	
	なし	52	24.1	▼-2.0	116	31.0	1.0	13	26.0	-0.5	26	33.8	0.9	32	33.0	0.8	
	計	216			374			50			77			97			
集団になると気が分 高揚して調子に乗る	顕著	43	19.8	▼-2.4	106	28.4	1.6	18	36.7	1.8	11	14.3	▼-2.4	32	33.0	1.7	$\chi^2(8)=17.875^*$
	あり	117	53.9	0.7	192	51.5	-0.3	21	42.9	-1.3	48	62.3	1.9	45	46.4	-1.2	
	なし	57	26.3	1.7	75	20.1	-1.3	10	20.4	-0.3	18	23.4	0.3	20	20.6	-0.4	
	計	217			373			49			77			97			
何事も悩まない、あ るいは悩めない	顕著	15	7.1	▼-2.4	50	13.4	1.4	8	16.3	1.0	1	1.3	▼-2.9	20	21.3	△ 3.1	$\chi^2(8)=38.890^{***}$
	あり	68	32.1	▼-2.4	155	41.6	1.5	26	53.1	△ 2.1	34	45.3	1.2	29	30.9	-1.7	
	なし	129	60.8	△ 3.9	168	45.0	▼-2.3	15	30.6	▼-2.7	40	53.3	0.7	45	47.9	-0.3	
	計	212			373			49			75			94			

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 14年対象者の結果である。

3 「言いなり」とは、保護者が子どもの言いなりになることをいう。

4 「一方的」とは、保護者が子どもの言い分に耳を貸すことなく一方的に指導することをいう。

5 「顕著」は「顕著に認められる」、「あり」は「認められる」、「なし」は「認められない」を示す。

6 非該当、不詳、無回答を除く。

7 ▼は期待値より有意に少ないことを、△は多いことを示す。

8 *は $p<.05$ を、**は $p<.01$ を、***は $p<.001$ を示す。

表 3 - 7 - 5 被害体験の有無別本件非行にかかわる本人の問題点の分布

本件非行に関わる 本人の問題点		被害あり			被害なし			検定結果
		度数	比率	調整済 残差	度数	比率	調整済 残差	
即時的・短絡的に物欲を満たそうとする	顕著	81	28.2	1.3	147	24.2	-1.3	$\chi^2(2)=2.753$
	あり	124	43.2	-1.6	297	48.8	1.6	
	なし	82	28.6	0.5	164	27.0	-0.5	
	計	287			608			
金品の力を借りて、不全感や劣等感を補償したり、自己の存在感を示そうとする	顕著	28	10.1	1.0	47	8.0	-1.0	$\chi^2(2)=10.553^{**}$
	あり	79	28.4	$\triangle$ 2.9	116	19.7	$\blacktriangledown$ -2.9	
	なし	171	61.5	$\blacktriangledown$ -3.2	426	72.3	$\triangle$ 3.2	
	計	278			589			
金銭感覚がルーズで、浪費的である	顕著	41	15.0	0.1	86	14.8	-0.1	$\chi^2(2)=4.641$
	あり	91	33.2	$\blacktriangledown$ -2.1	235	40.5	$\triangle$ 2.1	
	なし	142	51.8	$\triangle$ 2.0	259	44.7	$\blacktriangledown$ -2.0	
	計	274			580			
情緒不安定で、ささいなことでイライラする	顕著	59	20.6	$\triangle$ 2.8	81	13.3	$\blacktriangledown$ -2.8	$\chi^2(2)=34.579^{***}$
	あり	122	42.5	$\triangle$ 4.1	175	28.7	$\blacktriangledown$ -4.1	
	なし	106	36.9	$\blacktriangledown$ -5.9	353	58.0	$\triangle$ 5.9	
	計	287			609			
すぐにカッとなり、見境のない行動に出る	顕著	45	15.8	$\triangle$ 3.7	47	7.7	$\blacktriangledown$ -3.7	$\chi^2(2)=17.211^{***}$
	あり	83	29.2	1.0	158	25.9	-1.0	
	なし	156	54.9	$\blacktriangledown$ -3.3	404	66.3	$\triangle$ 3.3	
	計	284			609			
攻撃性が強く、人に暴力を加えることに快感を感じる	顕著	16	5.7	1.2	23	3.8	-1.2	$\chi^2(2)=5.515$
	あり	53	18.7	1.9	83	13.8	-1.9	
	なし	214	75.6	$\blacktriangledown$ -2.3	494	82.3	$\triangle$ 2.3	
	計	283			600			
暴力を振るうことに抵抗感がない	顕著	44	15.4	$\triangle$ 2.6	57	9.4	$\blacktriangledown$ -2.6	$\chi^2(2)=12.141^{**}$
	あり	113	39.5	1.5	207	34.3	-1.5	
	なし	129	45.1	$\blacktriangledown$ -3.1	340	56.3	$\triangle$ 3.1	
	計	286			604			
暴力を振るうことで、不全感や劣等感を補償したり、自己の存在感を示そうとする	顕著	46	16.4	$\triangle$ 3.1	56	9.3	$\blacktriangledown$ -3.1	$\chi^2(2)=15.971^{**}$
	あり	98	35.0	1.7	176	29.2	-1.7	
	なし	136	48.6	$\blacktriangledown$ -3.6	370	61.5	$\triangle$ 3.6	
	計	280			602			
対人関係を円滑に運ぶスキルが身に付いていない	顕著	74	26.0	$\triangle$ 5.6	67	11.2	$\blacktriangledown$ -5.6	$\chi^2(2)=57.255^{***}$
	あり	148	51.9	$\triangle$ 2.4	259	43.3	$\blacktriangledown$ -2.4	
	なし	63	22.1	$\blacktriangledown$ -6.7	272	45.5	$\triangle$ 6.7	
	計	285			598			
大切な人以外の他人への思いやりや想像力に欠ける	顕著	63	22.2	$\triangle$ 2.3	96	15.8	$\blacktriangledown$ -2.3	$\chi^2(2)=5.445$
	あり	151	53.2	-0.9	341	56.3	0.9	
	なし	70	24.6	-1.0	169	27.9	1.0	
	計	284			606			
他人に気を許せない、弱みを見せられないと思っている	顕著	50	17.9	$\triangle$ 2.4	71	11.9	$\blacktriangledown$ -2.4	$\chi^2(2)=15.693^{**}$
	あり	135	48.4	$\triangle$ 2.1	245	40.9	$\blacktriangledown$ -2.1	
	なし	94	33.7	$\blacktriangledown$ -3.8	283	47.2	$\triangle$ 3.8	
	計	279			599			
自分で考えることなく、周囲の思惑に合わせて振る舞う	顕著	67	23.7	0.2	141	23.2	-0.2	$\chi^2(2)=8.117^*$
	あり	115	40.6	$\blacktriangledown$ -2.5	302	49.7	$\triangle$ 2.5	
	なし	101	35.7	$\triangle$ 2.6	165	27.1	$\blacktriangledown$ -2.6	
	計	283			608			
集団になると気分が高揚して調子に乗る	顕著	65	22.9	-1.0	158	26.0	1.0	$\chi^2(2)=2.994$
	あり	145	51.1	-0.5	321	52.9	0.5	
	なし	74	26.1	1.7	128	21.1	-1.7	
	計	284			607			
何事も悩まない、あるいは悩めない	顕著	29	10.4	-0.3	66	11.0	0.3	$\chi^2(2)=12.375^{**}$
	あり	82	29.3	$\blacktriangledown$ -3.3	245	40.8	$\triangle$ 3.3	
	なし	169	60.4	$\triangle$ 3.4	289	48.2	$\blacktriangledown$ -3.4	
	計	280			600			

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 14年対象者の結果である。

3 「被害なし」は、いじめ、虐待、犯罪被害のいずれの被害もないこと、「被害あり」は、そのいずれかがあることをいう。

4 「顕著」は「顕著に認められる」、「あり」は「認められる」、「なし」は「認められない」を示す。

5 不詳、無回答を除く。

6 $\blacktriangledown$ は期待値より有意に少ないことを、 $\triangle$ は多いことを示す。7 *は $p<.05$ を、**は $p<.01$ を、***は $p<.001$ を示す。

表 3-7-6 本件非行にかかわる本人の問題点についての因子分析結果（構造行列）

本件非行にかかわる本人の問題点	因子1 粗暴傾向	因子2 金品欲優位傾向	因子3 迎合傾向
すぐにカッとなり、見境のない行動に出る	0.84	0.40	-0.17
情緒不安定で、ささいなことでイライラする	0.79	0.37	-0.10
暴力を振るうことに抵抗感がない	0.72	0.48	-0.05
攻撃性が強く、人に暴力を加えることに快感を覚える	0.68	0.35	-0.11
暴力を振るうことで、不全感や劣等感を補償したり、自己の存在感を示そうとする	0.62	0.29	0.04
他人には気を許せない、弱みを見せられないと思っている	0.49	0.24	0.08
対人関係を円滑に結ぶスキルが身に付いていない	0.37	0.26	0.14
即時的・短絡的に物欲を満たそうとする	0.41	0.75	0.03
金銭感覚がルーズで、浪費的である	0.36	0.74	0.07
金品の力を借りて、不全感や劣等感を補償したり、自己の存在感を示そうとする	0.44	0.49	0.07
大切な人以外の他人への思いやりや想像力に欠ける	0.45	0.48	0.23
何事も悩まない、あるいは悩めない	0.11	0.44	0.34
自分で考えることなく、周囲の思惑に合わせて振る舞う	-0.15	0.00	0.76
集団になると気分が高揚して調子に乗る	0.20	0.27	0.52

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 14年対象者の結果である。

3 不詳を除く。

4 「顕著に認められる」= 3, 「認められる」= 2, 「認められない」= 1 とコード化した結果である。

が、表 3-7-5 である。何らかの被害体験がない者は、ある者に比べて、「自分で考えることなく、周囲の思惑に合わせて振る舞う」「何事も悩まない、あるいは悩めない」など、熟慮することなく、即時的・短絡的に行動選択する傾向を有すること、一方、何らかの被害体験がある者の場合、不全感や劣等感を金品や暴力で補償しようとしたり、感情統制が不十分であったり、暴力への抵抗感が乏しかったり、また、他者に対して警戒的であったり、さらには、対人スキルが十分に身に付いていないなどの傾向があることがうかがえる。被害体験が、彼らの本件非行にかかわる問題点といった人格面に影響を及ぼしていることを示唆する結果である。

このほか、これら本件非行にかかわる本人の問題点14項目についての因子分析（最尤法、プロマックス回転、ペアワイズ法）を行った結果、3因子が抽出され、その構造行列については、表 3-7-6 に示したとおりとなっている。因子1については、「すぐにカッとなり、見境のない行動に出る」「情緒不安定で、ささいなことでイライラする」などの項目についての負荷量が高く、自重的に振る舞いにくい因子、すなわち粗暴傾向因子と言えよう。また、因子2については、「即時的・短絡的に物欲を満たそうとする」「金銭感覚がルーズで、浪費的である」などの項目についての負荷量が高く、金品欲優位傾向因子と言えよう。また、因子3については、「自分で考えることなく、周囲の思惑に合わせて振る舞う」「集団になると気分が高揚して調子に乗る」などの項目についての負荷量が高く、迎合傾向因子と言えよう。

そして、このそれぞれの因子の因子得点について、第5節2項「社会適応状況」で触れた学職適応状態で差があるかどうかを分析した結果が、表 3-7-7 である。粗暴傾向及び金品欲優位傾向について有意差が認められ、登校適応に比べて無職等は、その傾向が強いことがうかがえる。一方、迎合傾向については、有意差は認められない。

同じくそれぞれの因子の因子得点について、非行歴・処分歴等で差があるかどうかを分析した結果が、

表 3-7-7 本件非行にかかわる本人の問題点についての因子得点に対する学職適応状態からの分析

	登校 適応 (100人)	登校 不適応 (94人)	怠学 (90人)	出勤 適応 (95人)	出勤 不適応 (30人)	怠勤 (30人)	無職 (306人)	F 値	多重比較 (登校適応=1, 登校不適応=2, 怠学=3, 出勤適応=4, 出勤不 適応=5, 怠勤=6, 無職=7)
粗暴傾向因子得点	-0.53	-0.16	0.08	-0.27	-0.31	0.26	0.19	10.501***	1 < 3, 7*** 1 < 6** 2 < 7* 4 < 7**
金品欲優位傾向因子得点	-0.57	-0.10	0.17	-0.43	-0.04	0.52	0.22	17.809***	1 < 2, 3, 6, 7*** 1 < 5* 2 < 6** 2 < 7* 4 < 3, 6, 7***
迎合傾向因子得点	-0.09	0.01	0.07	-0.20	0.24	-0.20	-0.01	1.558	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 14年対象者の結果である。
 3 不詳, 無回答を除く。
 4 *は $p < .05$, **は $p < .01$, ***は $p < .001$ を示す。

表 3-7-8 本件非行にかかわる本人の問題点についての因子得点に対する
非行歴・処分歴等からの分析

①本件が初発かどうか

	初発 (82人)	初発以外 (720人)	t 値
粗暴傾向因子得点	-0.50	0.03	6.232***
金品欲優位傾向因子得点	-0.45	0.05	4.794***
迎合傾向因子得点	-0.35	0.02	3.873***

②保護観察歴の有無

	なし (594人)	あり (219人)	t 値
粗暴傾向因子得点	-0.13	0.25	-4.780***
金品欲優位傾向因子得点	-0.11	0.27	-5.433***
迎合傾向因子得点	-0.02	-0.01	-0.166

③少年院歴の有無

	なし (756人)	あり (57人)	t 値
粗暴傾向因子得点	-0.08	0.73	-5.623***
金品欲優位傾向因子得点	-0.06	0.61	-5.527***
迎合傾向因子得点	-0.02	0.01	-0.247

④今回の処分

	保護観察 (274人)	少年院 短期 (125人)	少年院 長期 (272人)	F 値	多重比較 (保護観察=1, 少年院短期=2, 少年院長期=3)
粗暴傾向因子得点	-0.43	-0.12	0.41	66.142***	1 < 3*** 1 < 2** 2 < 3***
金品欲優位傾向因子得点	-0.38	-0.13	0.38	59.501***	1 < 2* 1, 2 < 3***
迎合傾向因子得点	-0.00	-0.04	-0.04	0.162	

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 14年対象者の結果である。
 3 不詳, 無回答を除く。
 4 *は $p < .05$, **は $p < .01$, ***は $p < .001$ を示す。

表 3-7-8 である。本件が初発非行かどうかで見ると、粗暴傾向、金品欲優位傾向、迎合傾向のいずれについても、初発非行である場合の方が、その傾向が低いことがうかがえる。また、保護観察歴や少年院歴の有無で比較すると、それぞれの歴を有しない方が、粗暴傾向、金品欲優位傾向が低いことがうかがえる。加えて、今回の審判結果について見ると、処分歴で見られた傾向と同様、すなわち、少年院長期処遇、少年院短期処遇、保護観察の順で、粗暴傾向、金品欲優位傾向は低くなっていること、一方、迎合傾向については、有意差は認められないといった結果となっている。

強盗事犯少年の本件にかかわる資質の問題点についてまとめると、多くの少年において、集団場面では気分が高揚し慎重に行動を選択しなくなること、身近な人以外に対しては無頓着であること、その時々物欲を短絡的な手段で満たすこと等の問題点を有していることが明らかになった。また、犯行場面での関心事や犯行動機によって、加えて、保護者の指導力や被害体験等によって、さらには、単独犯か共犯かによって、本件にかかわる問題点のうち、どの点が特に問題であるかに相違が見られることが示された。このほか、非行歴や処分歴がある者ほど、より資質の問題が深刻であることも示された。

第4 まとめ

本研究によって明らかにされたことについて、以下にまとめることとする。

1 少年強盗事犯の特徴

一言で強盗事犯と言っても、成人によるものと少年によるものとは相違があることが予想されたことから、本調査では、少年による強盗事犯の特徴の実態を明らかにすることを試みた。

強盗事犯少年の手口については、路上強盗が最も多く、路上強盗を含め非侵入強盗を行う者が大半を占めること、犯行時間帯については、夜間である者が大半であること、加害者（のいずれも）が被害者（のいずれも）に対して面識がない者が大半であること、犯行1件当たりの被害者数は1人の者が多いこと、被害者を死傷させるには至らなかった者の比率が低いこと、一方、犯行に少年院歴や受刑歴を有する者を含まない者が大半で、犯行の計画性についても必ずしもあるとは限らないこと、等の特徴が示された。

さらに、強盗事犯少年については、単独犯が少なく、大半が共犯を伴うとの特徴も示された。そして、事件の様相等は、共犯と単独犯で異なり、上記の非侵入強盗が多いこと、夜間の犯行が多いこと、被害者を死傷に至らしめることが多いことといった特徴については、共犯を伴う場合、中でも多数共犯の場合、強まることが明らかになった。なお、共犯を伴う場合の共犯の種類については、共犯者数が増えるにつれて暴走族や暴力団等の不良集団である者が増える傾向にはあったが、共犯者数の如何にかかわらず遊び仲間が多かった。これらのことから、少年強盗事犯については、共犯事件及び共犯関係を抜きに語ることはできないと言えよう。

また、近年の強盗事犯少年の増加にかんがみ、5年対象者と14年対象者を比較することも、本調査の目的の一つであったが、14年対象者においては、共犯者数が4人以上である者の比率が増し、より集団化の傾向が見られる一方、被害者数が1人である比率が増えており、多数の者で1人を襲うという現象が顕著になっていることがうかがえた。そして、このことが、5年対象者に比べて14年対象者において、被害者を死傷に至らしめる比率が高くなっていることにも関連していると思われる。加えて、5年対象者と比較して14年対象者においては、共犯に成人を含む比率が増えると同時に、被害者についても成人を選択する比率が増えていた。強盗事犯少年の他者選択に関して、成人・未成年といった境界のボーダレス化がうかがえるとまとめられよう。

2 強盗事犯少年の非行歴等

強盗事犯とは、犯罪の中でも特に凶悪なものであることから、非行性・犯罪性が深まった者が行っていると想像されがちである。この点について検討するため、本調査では、強盗事犯少年の非行歴・処分歴について分析した。

その結果、強盗事犯少年のうち少年院歴を有する者は1割弱にとどまり、反対に、本件強盗事犯が初発非行である者も1割程度存在していた。すなわち、強盗事犯は、非行経験を重ねた少年ばかりが行っているわけではないことが示された。ただし、共犯を伴い、本人が主導者であった者は、他の者に比べて、非行歴・処分歴を有する傾向にあることがうかがえた。一方、単独犯については、他に比べて非行歴・処分歴を有する傾向にあるわけではなく、本件が初発非行である者が2割を越えることが示された。

また、強盗事犯少年が増加する前の5年対象者と増加した後の14年対象者を比較すると、本件強盗事

犯が初発非行である者の比率や少年院歴を有する者の比率に大差はなく、5年対象者と14年対象者として強盗事犯にかかわる少年の非行歴・処分歴に著しい変化が生じているわけではないことがうかがえた。ただし、5年対象者に比べて14年対象者では、財産犯に係る非行歴を有する比率が増していた。

3 強盗事犯少年の犯行の経緯等

強盗事犯少年が、どのようにして犯行に至ったかを明らかにすることを目的として、本調査では、5年対象者と14年対象者を比較しながら、犯行手口の着想、犯行場面での最関心事、犯行についての各種動機の有無、犯行についての認識について分析した。

その結果、事後、犯行内容が予想以上にエスカレートしたと認識する者が約半数を占め、自らの行為の意味や結果を十分に踏まえないまま犯行に至っている実態が示された一方、犯行手口の着想については、本件前にすでに「同種の犯行に及んだことがある」ほか、「友人・先輩・共犯者から聞いた」の比率が高いことが示された。特に共犯の場合、「友人・先輩・共犯者から聞いた」は高率であり、さらに、5年対象者よりも14年対象者において、その比率が増えていた。また、単独犯では、5年対象者に比べて14年対象者において、「マスコミ報道や本などにヒントを得た」の比率が増えていた。平成5年当時と比べて、強盗事犯が増加した近年では、強盗が仲間内やマスコミ等で取り沙汰されるなど身近な話題になっている様子であり、これらを通して犯行のヒントを得て強盗事犯に至る者も少なくない状況にあると推察できる結果と言えよう。

また、強盗とは、暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取することであるものの、強盗事犯にかかわった少年一人一人の心理過程においては、必ずしも、財物の獲得が最関心事であるとは限らないと予想し、本調査では、犯行場面での最関心事について分析した。その結果、「金品奪取」が最関心事である者の比率は半数前後であること、ただし、5年対象者に比べて14年対象者では、その比率が増えていることが明らかになった。前項で、5年対象者に比べて14年対象者では、財産犯に係る非行歴を有する比率が増えていることを指摘したが、これらの結果を併せ考えると、14年対象者においては、財産犯の発展した犯行形態として強盗が行われる比率が高くなっているのではないかと推測される。

このほか、金品奪取の動機については、差し迫った必要性からとする比率は低く、遊興費欲しさの比率が高いこと、また、5年対象者に比べて14年対象者では、被害者への威嚇・暴力を遊興費獲得のための手っ取り早い手段と認識する者の比率の増加がうかがえた。このような認識が、近年における強盗事犯少年の増加の一因と考えられるが、先にも述べたように、強盗が身近な話題になっていることが、強盗という凶悪な犯罪への抵抗感を低下させ、むしろ、彼らの諸欲求を手軽に満たすことができる手段であると認識させていることにつながっているのではあるまいか。

4 強盗事犯少年と社会との関係

強盗事犯少年が、彼らを取り巻く社会をどのようにとらえ、どのような社会生活を送っているかを明らかにするため、本調査では、彼らの家庭状況や学校・職場での適応状況、加えて、彼らの社会観を分析した。

その結果、家庭状況については、少年と家族があからさまに対立している家庭はさほど多くないものの、保護者が十分な指導力を発揮できていなかったり、あるいは、少年自身が家族成員として十分に組み込まれていると実感できないなど家族関係が希薄である場合が少なくなかったりと、家族機能が満足に働いていない場合が多いことが明らかになった。また、彼らの生活状況については、無職、あるいは、学校や職場に所属してはいるもののそこに適応していない場合が大半であった。学校や職場に適応し、

かつ、上記の家族機能に問題がない者は1割強に過ぎず、強盗事犯少年の大半が何らかの不適応状況にいたることが示された。

また、14年対象者の社会観については、自らを社会の一員と位置付けている者は4分の1程度にとどまり、社会に無関心であったりあるいは社会から疎外されていると感じていたりする者が半数を超えることが示された。既存の社会にあえて所属感を持つとしないわけではないものの、社会の一員と実感できず、現実の社会から浮遊したところで日々の生活を送っていると感じている少年の実態が浮かび上がった。また、将来への態度についても、将来のことをあまり考えていないとする者などが多く、将来を念頭において現在の生活を送っている者はわずかであることも示された。

こうした現象が、強盗事犯少年に特有のものであるかどうかは定かではない。しかし、社会との結び付きを実感したり自覚したりできなければ、社会の迷惑を考えることなく、自己本位に振る舞うことは十分想像できることである。加えて、明るい将来観が持てなければ、現実場面における諸欲求の充足ばかりを優先させることも十分予想されるところである。すなわち、こうした社会における在り様の延長線上に、強盗事犯が行われていると解釈することが可能であろう。

5 強盗事犯少年の資質

強盗事犯少年のどのような資質が、彼らを強盗に至らしめているかを明らかにするために、14年対象者について、本件にかかわる資質の問題点について分析を行った。

その結果、「強盗事犯少年」の語感からは凶悪・粗暴な者を想像しがちであるが、人に暴力を加えることに快感を覚えるような著しい攻撃性を有する少年はあまり多くないこと、一方、強盗事犯少年の多くが抱える問題点としては、集団場面で気分が高揚し慎重に行動を選択しなくなること、大切な人以外の他人への思いやりや想像力に欠けること、その時々物欲を短絡的な手段で満たすこと等が挙げられることが明らかになった。

また、本件にかかわる資質の問題点のうち、被害者の死傷の程度と関連のある問題点としては、様々な暴力観に加えて、大切な人以外の他人への思いやりや想像力に欠けること、集団場面になると気分が高揚して調子に乗ることが挙げられることが明らかになった。すなわち、歪んだ暴力観に加えて、被害者の気持ちに思いをはせないこと、集団場面で集団力動が作用して軽率な行動を取りがちとなること等が、事件に歯止めを掛けにくくさせ、被害者の死傷の程度をより深刻にさせる結果となっていることが示された。

このほか、どのような資質の問題点があるかについては、様々な条件による差異が認められた。犯行動機について5年対象者と14年対象者を比べると、14年対象者では、遊興費欲しさから金品奪取に至り、さらに手っ取り早く奪取するために被害者に威嚇・暴力を行う者の増加がうかがえたが、こうした犯行動機を有する者の資質としては、金物欲に関する問題点を抱えていることと同時に、集団場面で軽佻になりやすいこと、悩むことをしないことといった問題点を有している比率が高いことが示された。また、犯行における本人の役割別で見ると、共犯者が主導者であるとする者の場合、迎合性の問題を有する比率が高いこと、本人が主導者の場合には、概してそれ以外の問題を有する比率が高いこと、単独犯の場合には、対人スキルの問題点に加えて感情統制の不十分さの問題を有する傾向にあること、などが示された。また、保護者の指導の仕方や、本人自身の被害体験の有無によっても、問題となる資質に相違が見られることが明らかになったほか、非行歴・処分歴を重ねた者や社会適応状態が悪い者ほど、より広範囲の資質の問題を抱えていることも示された。

資料 1

記入票

鑑別所名	年 次	鑑別番号
	平成 年	

← 初めに記入願います。

該当する記号に○印を付け（「複数可」「該当箇所すべて」と明示してある場合を除き、該当箇所1つに○印）、（ ）内には、当てはまる数字を記入してください。

問1 本件強盗事件の概要（本件が複数ある場合は、主たるもの1つについて）

- 1 犯行遂行状況 ①既遂 ②未遂 ③予備 ④不詳
- 2 犯行手口（それぞれの定義は「記入要領」を参照）
①路上強盗 ②おびき出し強盗 ③自動車強盗 ④途中強盗
⑤その他の非侵入強盗 ⑥居直り強盗 ⑦上がり込み強盗 ⑧押入り強盗
⑨金融機関強盗 ⑩その他の侵入強盗 ⑪不詳
- 3 犯行場所
①道路上 ②駐車場 ③広場・公園 ④ゲームセンター等の遊興施設 ⑤学校構内
⑥自動車等の乗り物内 ⑦加害者宅（共犯者宅を含む） ⑧被害者宅 ⑨宿泊施設
⑩暴力団事務所 ⑪金融機関 ⑫コンビニ ⑬その他の店舗 ⑭その他 ⑮不詳
- 4 犯行開始の時間帯（0～23の数字を記入）（ ）時台
- 5 被害者の人数（ ）人
- 6 被害者の性別及び年齢層（被害者が複数の場合は、該当箇所すべてに○印）
①14歳未満男性 ②14～19歳男性 ③20～65歳男性 ④66歳以上男性
⑤14歳未満女性 ⑥14～19歳女性 ⑦20～65歳女性 ⑧66歳以上女性 ⑨不詳
- 7 被害者の死傷の程度（被害者が複数の場合は、死傷の程度が最も重い者について）
①負傷なし ②全治1月未満 ③全治1月以上 ④死亡 ⑤不詳
- 8 被害合計額（物品は時価で計算）
①1万円未満 ②1万～10万円未満 ③10万～100万円未満 ④100万円以上 ⑤不詳
- 9 被害者との面識（該当箇所すべてに○印）
①面識なし ②面識のある者がいた ③共犯者と面識のある者がいた ④不詳

- 10 使用凶器（それぞれの定義は「記入要領」を参照）記入要領には、p.22の図3-1-1-17の注4～6が記載されている。
- (1) 本人 ①なし ②鉄器・こん棒類 ③刃物 ④銃砲・刀剣類 ⑤その他 ⑥不詳
- (2) 共犯者（共犯者が複数の場合、複数可。共犯者なしの場合、⑥に○印）
- ①なし ②鉄器・こん棒類 ③刃物 ④銃砲・刀剣類 ⑤その他 ⑥非該当 ⑦不詳
- 11 成人共犯者の有無（共犯者なしの場合、③に○印）
- ①成人の共犯者あり ②共犯者は未成年のみ ③非該当 ④不詳
- 12 少年院歴・受刑歴を有する共犯者の有無（共犯者なしの場合、③に○印）
- ①あり ②なし ③非該当 ④不詳
- 13 犯行の計画性（該当箇所すべてに○印）
- ①役割や方法を決めていた ②犯行に使うための物を用意した ③下見をした
- ④被害対象を決めていた ⑤「やばい」ことが起きた際の対処の仕方を決めていた
- ⑥①～⑤のいずれも非該当 ⑦不詳
- 14 犯行における主導者の有無（共犯者なしの場合、⑤に○印）
- ①本人が主導者 ②共犯者（未成年）が主導者 ③共犯者（成人）が主導者
- ④主導者なし ⑤非該当 ⑥不詳

問2 本件強盗事件（問1で取り上げた事件）の経緯等

- 1 犯行手口の着想（複数可）
- ①同種の犯行に及んだことがある ②同種の犯行を目撃したことがある
- ③同種の犯行の被害経験がある ④友人・先輩・共犯者から聞いた
- ⑤マスコミ報道や本などにヒントを得た ⑥その他 ⑦不詳
- 2 犯行についての本人の認識
- (1) 自分が加害者であるとの認識 ①あり ②希薄 ③不詳
- (2) 犯行内容が、予想以上にエスカレートしたとの認識 ①あり ②なし ③不詳
- 3 犯行場面における本人の最関心事
- ①金品奪取 ②被害者への威嚇・暴力 ③共犯者との関係 ④特になし ⑤不詳
- 4 金品奪取にかかわる動機（複数可）
- ①遊興費欲しさ ②生活費に困窮 ③滞納金や借金等の支払いにあてる金が欲しい
- ④不良者への上納金にあてる金が欲しい ⑤簡単に金品が手に入るのなら欲しい
- ⑥被害者の所有物を手に入れたい ⑦その他 ⑧不詳
- 5 被害者への威嚇・暴力にかかわる動機（複数可）

- ①被害者への怨恨・報復 ②被害者への腹立ち ③被害者への蔑視
 ④被害者の反撃へのおそれ ⑤うさ晴らし ⑥自分の強さを実感したい
 ⑦手っ取り早く金品を奪いたい ⑧なんとなく ⑨その他 ⑩不詳

6 共犯者との関係にかかわる動機（共犯者なしの場合，⑨に○印，複数可）

- ①認められたい ②馬鹿にされたくない ③孤立したくない
 ④行動を共にしないと仕返しされる ⑤行動を共にすると分け前などの得をする
 ⑥共犯者に誘われてその気になった ⑦なんとなく ⑧その他 ⑨非該当 ⑩不詳

7 共犯者との日ごろの関係（共犯者なしの場合，③に○印。共犯者が複数の場合，複数可）

- ①付き合いがよくある ②付き合いがあまりない ③非該当 ④不詳

8 本人の非行歴

(1) 非行初発年齢 () 歳

(2) 本件以前に本人が犯した非行の範囲（公的には未発覚でも本人が申告したものは含め，該当箇所すべてに○印。それぞれの定義は「記入要領」を参照）
記入要領は、p.36の表3-2-1の注3-8が記載されている。

- ①凶悪 ②粗暴 ③財産 ④性 ⑤薬物 ⑥交通 ⑦その他 ⑧本件初発
 ⑨不詳

問3 本件当時の社会適応状況等

1 家庭での状況

(1) 保護者の指導力（保護者なしの場合，⑦に○印）

- ①問題なし ②放任 ③言いなり ④一方的 ⑤一貫性なし
 ⑥その他の問題 ⑦非該当 ⑧不詳

(2) 家族との関係（家族なしの場合，⑥に○印）

- ①問題なし ②家族と不和 ③家族から疎外 ④家族と情緒的交流なし
 ⑤その他の問題 ⑥非該当 ⑦不詳

2 学校での状況（常態的に登校する学校について）

(1) 登校状況等（学校に所属していない場合，④に○印）

- ①ほとんど登校し，適応していた ②登校していたが，適応していなかった
 ③登校しないことが多かった ④非該当 ⑤不詳

(2) 上記(1)で②又は③と回答した場合，その原因（複数可）

- ①対教師関係 ②対学友関係 ③学業不振
 ④生活習慣の乱れ ⑤不良交友への傾斜 ⑥その他 ⑦不詳

3 職場での状況（常態的に出勤する職場について）

(1) 出勤状況等（職場に所属していない場合，④に○印）

- ①ほとんど出勤し，適応していた ②出勤していたが，適応していなかった

③出勤しないことが多かった ④非該当 ⑤不詳

(2) 上記(1)で②又は③と回答した場合、その原因（複数可）

①対人関係 ②仕事内容に興味をもてない ③技能面でついていけない
④待遇に不満 ⑤生活習慣の乱れ ⑥不良交友への傾斜 ⑦その他 ⑧不詳

4 いじめ、虐待、犯罪の被害体験と、これらによる精神的ダメージ（複数可）

①いじめによるダメージあり ②虐待によるダメージあり ③犯罪被害によるダメージあり
④いずれかの被害体験はあるが、ダメージなし ⑤いずれの被害体験もなし ⑥不詳

5 いわゆる「世間」への態度

①社会の一員としての所属感をもっている ②対抗的・反抗的である
③懐疑的である ④疎外感を抱いている ⑤無関心である ⑥その他 ⑦不詳

6 将来への態度

①具体的な目標があり、努力している
②将来のことを考えていないわけではないが、具体的行動は伴わない
③将来に目標や希望がもてない ④進路にかかわる挫折をし、立ち直れていない
⑤将来のことはあまり考えていない ⑥その他 ⑦不詳

7 本件非行にかかわる本人の問題点

（「顕著に認められる」は①、「認められる」は②、「認められない」は③、「不詳」は④に○印）

- | | | | | |
|---|---|---|---|---|
| (1) 即時的・短絡的に物欲を満たそうとする | ① | ② | ③ | ④ |
| (2) 金品の力を借りて、不全感や劣等感を補償したり、自己の存在感を示そうとする | ① | ② | ③ | ④ |
| (3) 金銭感覚がルーズで、浪費的である | ① | ② | ③ | ④ |
| (4) 情緒不安定で、ささいなことでイライラする | ① | ② | ③ | ④ |
| (5) すぐにカッとなり、見境のない行動に出る | ① | ② | ③ | ④ |
| (6) 攻撃性が強く、人に暴力を加えることに快感を覚える | ① | ② | ③ | ④ |
| (7) 暴力を振るうことに抵抗感がない | ① | ② | ③ | ④ |
| (8) 暴力を振るうことで、不全感や劣等感を補償したり、自己の存在感を示そうとする | ① | ② | ③ | ④ |
| (9) 対人関係を円滑に運ぶスキルが身に付いていない | ① | ② | ③ | ④ |
| (10) 大切な人以外の他人への思いやりや想像力に欠ける | ① | ② | ③ | ④ |
| (11) 他人には気を許せない、弱みを見せられないと思っている | ① | ② | ③ | ④ |
| (12) 自分で考えることなく、周囲の思惑に合わせて振る舞う | ① | ② | ③ | ④ |
| (13) 集団になると気分が高揚して調子に乗る | ① | ② | ③ | ④ |
| (14) 何事も悩まない、あるいは悩めない | ① | ② | ③ | ④ |

これで終わります。

御協力ありがとうございました。

資料 2

入所時調査票の項目

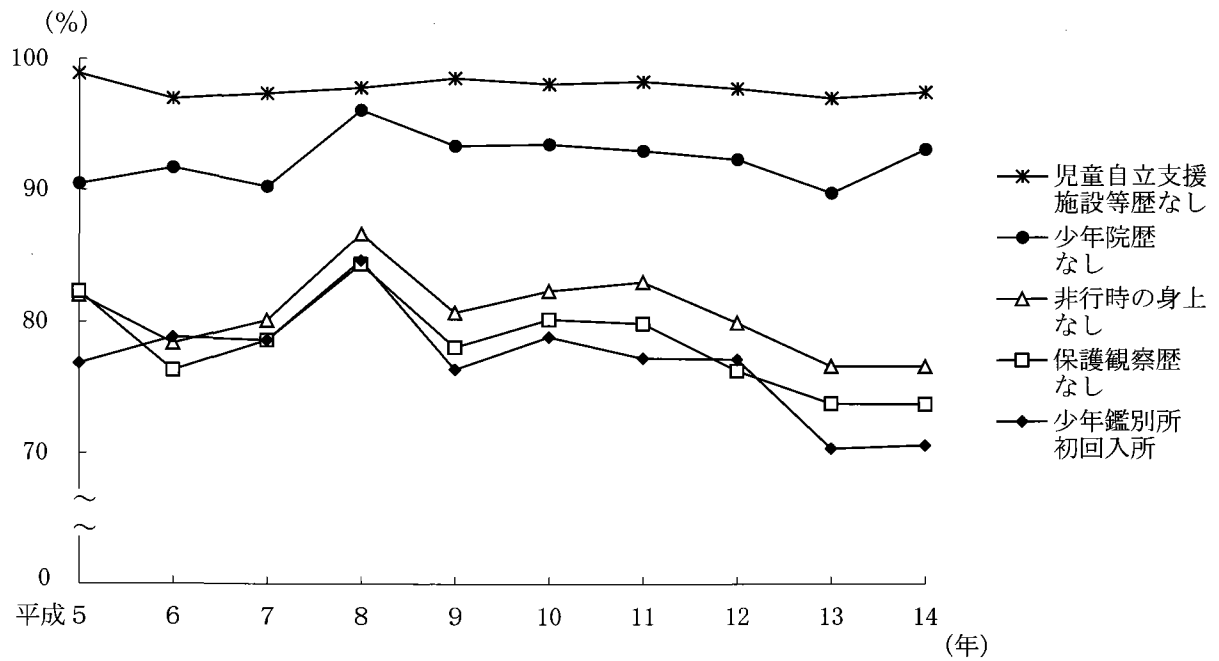
- 1 退所少年鑑別所名
- 2 入所年月・退所年月
- 3 入所番号
- 4 性別
- 5 退所時年齢
- 6 事件種別（一般／交通）・非行名
- 7 少年鑑別所入所回数
- 8 居住地
- 9 非行時の身上（1号観察中／2号観察中／試験観察中補導委託／試験観察在宅／刑執行猶予中／施設在所中／該当なし／不詳）
- 10 保護処分歴（保護観察の回数／児童自立支援施設等送致の回数／少年院送致の回数）
- 11 共犯者数及びその種類（学校仲間／遊び仲間／職場仲間／施設仲間／親族／行きずり／不良集団／その他／なし／不詳）
- 12 不良集団関係（不良生徒・学生集団／地域不良集団／暴走族／暴力団／なし／不詳）
- 13 薬物等使用関係（麻薬・あへん／大麻／覚せい剤／有機溶剤／その他／なし／不詳）
- 14 国籍
- 15 居住状態（家族と居住／同棲／アパート・下宿・間借り・寮／住込み／作業員宿舎／知人宅／施設／不良者の居所／浮浪／旅館・ホテル／不定／その他／不詳）
- 16 保護者（実父母／実父／実母／実父義母／義父実母／養父(母)／その他／なし／不詳）
- 17 保護者の職業（専門的・技術的職業／管理的職業／事務／販売／サービス職業／保安職業／農林漁業／運輸・通信／技能工，採掘・製造・建設作業及び労務作業／無職者／不詳）
- 18 本人の職業（事務／販売／サービス職業＜調理関係／接客関係／その他＞／農林漁業／運輸・通信／技能工，採掘・製造・建設作業及び労務作業＜製造関係／建設関係／労務関係／その他＞／その他の職業／無職＜学生・生徒／その他＞／不詳）
- 19 家庭の生活程度（富裕／普通／貧困／不詳）
- 20 教育程度（最終学歴及び就学状況）
- 21 精神診断（精神障害なし／知的障害／精神病質／神経症／その他の精神障害／不詳）
- 22 知能指数
- 23 医療措置（要／不要／未了）
- 24 鑑別判定・審判決定等

資料 3

強盗事犯少年（鑑別終了者）の推移

資料 3 - 1 処分歴等の推移

(平成 5 年～14 年)



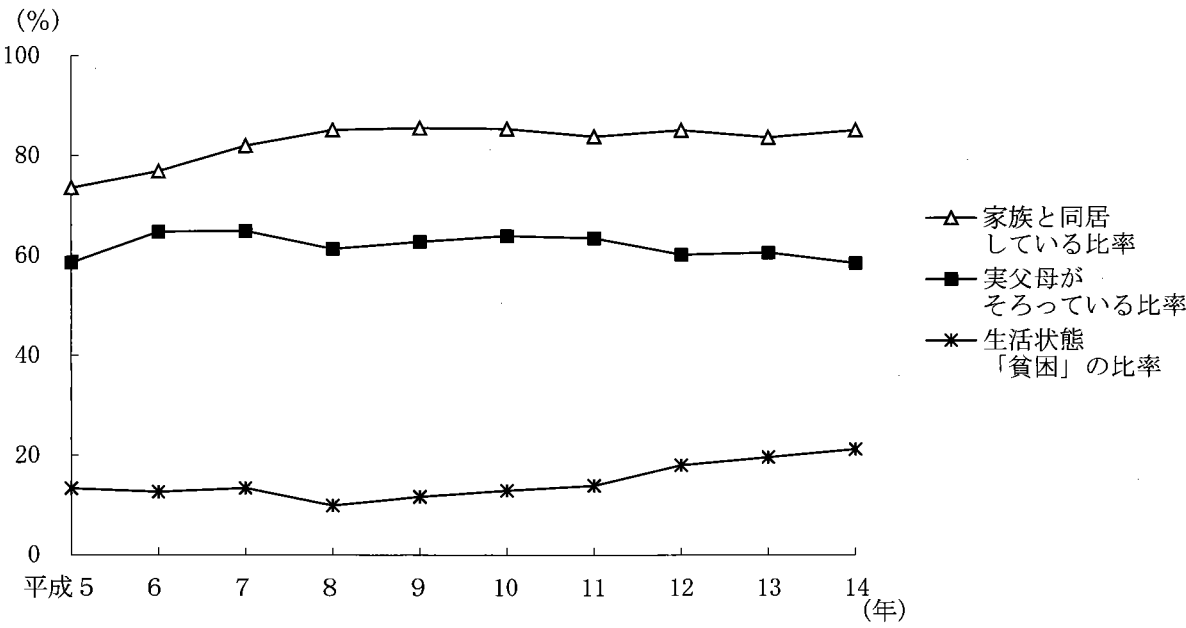
注 1 法務省大臣官房司法法制部のデータを法務総合研究所で分析した結果である。

2 入所年毎に、強盗事犯男子少年の鑑別終了者のうち不詳を除いた人数を母数にした場合の比率である。ただし、平成14年については、同年退所者に限る。

3 「非行時の身上なし」とは、本件時、保護観察中、試験観察中、刑執行猶予中、施設在所中のいずれでもないことをいう。

資料 3 - 2 家族の推移

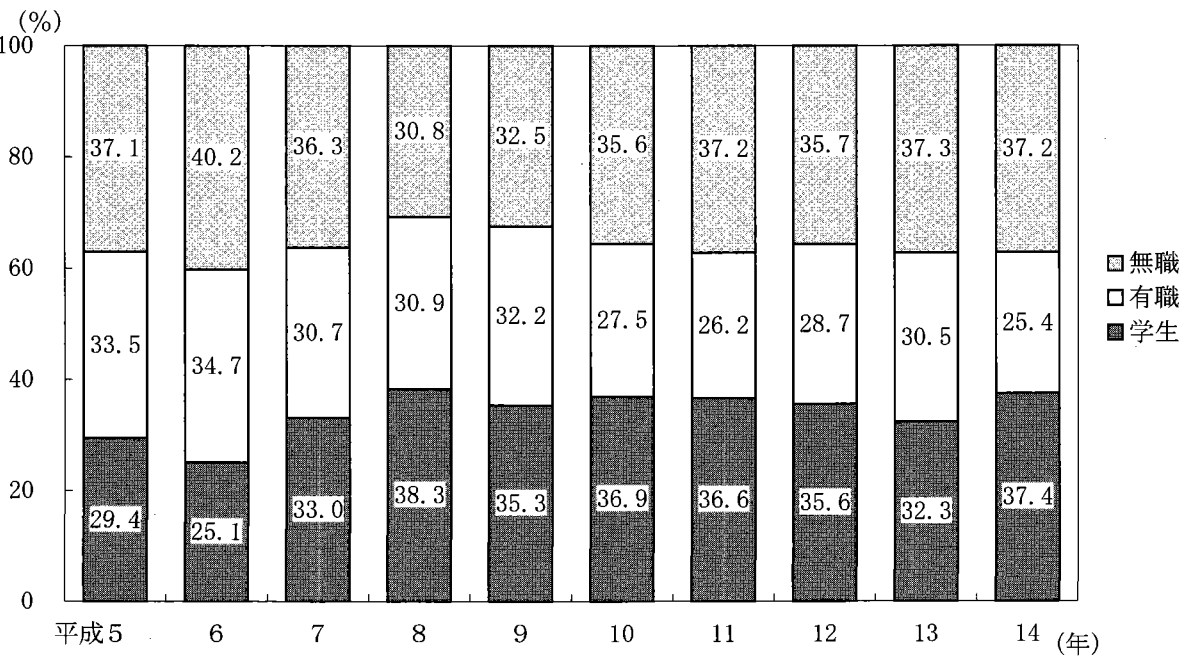
(平成 5 年～14 年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部のデータを法務総合研究所で分析した結果である。
2 入所年毎に、強盗事犯男子少年の鑑別終了者のうち不詳を除いた人数を母数にした場合の比率である。
ただし、平成14年については、同年退所者に限る。

資料 3 - 3 学職の推移

(平成 5 年～14 年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部のデータを法務総合研究所で分析した結果である。
2 入所年毎に、強盗事犯男子少年の鑑別終了者のうち不詳を除いた人数を母数にした場合の比率である。
ただし、平成14年については、同年退所者に限る。

資料 4

平成14年少年院出院者（強盗事犯少年）の少年院における処遇に係る統計資料

近年における強盗事犯に係る少年検挙人員の急増に対応して、強盗事犯に係る少年保護事件の家庭裁判所終局処理における少年院送致の比率も平成9年ころに急上昇し、14年には44.2%（刑事処分相当としての検察官送致，少年院送致，保護観察，児童自立支援施設等送致，知事等送致，不処分，審判不開始の和を母数とした数値）と，昭和57年以降では最も高くなっている。このような趨勢を背景に，本研究における調査対象者のうちの「14年対象者」（平成14年1月1日以降全国の少年鑑別所に入所し，同年中に退所した強盗事犯に係る男子少年のうち鑑別所終了者）についても，その5割弱が，少年院送致となっている。

上記の状況にかんがみ，以下では，本研究の参考資料の一つとして，平成14年に全国の少年院を出院した強盗事犯男子少年について，少年院における処遇に係る統計資料（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）の一端を，別表のとおり示すこととした。表は，入院時の罪名によって，「強盗事件」（強盗致死傷及び強盗強姦を含む。）と「強盗事件以外」とに区分し，処遇区分についても，特修短期処遇（以下，「短期」又は「特修短期」という。），一般短期処遇（以下，「短期」又は「一般短期」という。），長期処遇（以下，「長期」という。）の処遇区分別に表示している。また，数値はすべて男子のみに関するものであり，女子は除いている。

なお，統計資料を検討する上での参考として，以下に，これを概観した結果をまとめとして付することとした。総じて，処遇区分による相違が目立ち，強盗事犯と強盗事犯以外との別による相違の程度はこれよりも小さいが，ここでは，強盗事犯と強盗事犯以外との比較結果に焦点を当てている。なお，具体的な数値については，個々の表を参照されたい。

＜平成14年少年院出院者に関する統計資料のまとめ＞

- ① 強盗事犯であるか否かを問わず，出院者のほとんどが仮退院による出院であり，出院後は，保護観察に付されることとなる。
- ② 強盗事犯少年の出院時の年齢は強盗事犯以外の少年よりも低く，長期処遇では17歳，短期処遇では16歳と17歳が多い。
- ③ 長期処遇における仮退院者の在院期間を見ると，強盗事犯であるか否かを問わず，少年個々によるばらつきが大きい，強盗事犯少年は強盗事犯以外の少年に比べて，在院期間が長期間に及ぶ傾向にある。
- ④ 出院者の処遇状況について，在院中の賞の状況を見る限り，強盗事犯少年は強盗事犯以外の少年に比べて，賞を受けた者の比率が若干高いとの傾向を示しており，処遇経過がより不良であることを示す指標は認められない。
- ⑤ 職業補導について，出院者の職業補導種目を見ると，強盗事犯少年は強盗事犯以外の少年に比べて，木工，農業等が多い。同様に免許・資格の取得率について，強盗事犯少年と強盗事犯以外の少年とを比較すると，長期処遇においては，強盗事犯少年の取得率がより高い傾向にあり，短期処遇においては，強盗事犯少年の取得率がより低い傾向にある。
- ⑥ 面会について，親族による面会の状況を見ると，強盗事犯少年の方が強盗事犯以外の少年よりも，面会がよくなされている傾向にある。他方，保護司による面会の状況を見ると，短期処遇よりも長期処遇において，面会がなされた者の比率が高く，かつ，長期処遇について強盗事犯少年と強盗事

犯以外の少年とを比較すると、親族による面会がより少ない傾向にある強盗事犯以外の少年について、保護司による面会がなされている比率が高い。

⑦ 出院者の引受人については、強盗事犯少年の方が強盗事犯少年以外よりも「実父母」である比率が高く、「雇主」又は「更生保護施設・保護司」である比率が低い。上記⑥も併せ考えると、概して、強盗事犯少年の方が強盗事犯以外の少年よりも、保護環境において恵まれている傾向にあることがうかがえる。

⑧ 出院者の出院後の進路については、強盗事犯少年の方が強盗事犯以外の少年よりも、「復学」や「進学希望」といった学業関係である比率が高く、職業関係である比率が低い。このような傾向は、長期処遇よりも短期処遇において、より顕著である。

仮退院者の在所期間について、上記③に記載のとおり、強盗事犯少年の方が強盗事犯以外の少年よりも、長期間に及ぶ傾向にあることについては、多様な要因が考えられるが、④及び⑦に記載の処遇経過及び保護状況に関する資料等を勘案すると、処遇経過の不良や保護調整の難航といった理由によるよりも、強盗事犯に係る問題性の複雑・深刻性などに対応して、当初から、じっくり処遇する方向で処遇計画を設定したケースが多いためではないかと推察される。

なお、強盗事犯少年では相対的に少ないとはいえ、引受人が雇主や更生保護施設等である者は、平成14年の出院者中171人（3.2％）であり、「その他」（親、雇主、更生保護施設等以外）が313人（5.8％）に及ぶことや、引受人「なし」も8人（0.1％）存在することなどを勘案すると、少年院を出院して社会での生活を始めるに当たって、家庭に生活基盤を求め得ない少年が少なくない現状がうかがえるところである。

資料 4－1 出院事由

		総 計	仮 退 院	退 院			
				小 計	満 齢	期間満了	委員会の決定
総 計		5,418 (100.0)	5,231 (96.5)	187 (3.5)	21 (0.4)	166 (3.1)	— —
特修短期処遇	強盗事件	34 (100.0)	34 (100.0)	— —	— —	— —	— —
	強盗事件以外	159 (100.0)	159 (100.0)	— —	— —	— —	— —
一般短期処遇	強盗事件	152 (100.0)	152 (100.0)	— —	— —	— —	— —
	強盗事件以外	1,755 (100.0)	1,755 (100.0)	— —	— —	— —	— —
長期処遇	強盗事件	340 (100.0)	322 (94.7)	18 (5.3)	2 (0.6)	16 (4.7)	— —
	強盗事件以外	2,978 (100.0)	2,809 (94.3)	169 (5.7)	19 (0.6)	150 (5.0)	— —

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 () 内は構成比である。

資料４－２ 出院時年齢

		総計	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上
総計		5,418 (100.0)	14 (0.3)	285 (5.3)	646 (11.9)	1,105 (20.4)	1,326 (24.5)	1,155 (21.3)	887 (16.4)
特修短期処遇	強盗事件	34 (100.0)	— —	1 (2.9)	14 (41.2)	12 (35.3)	5 (14.7)	2 (5.9)	— —
	強盗事件以外	159 (100.0)	1 (0.6)	15 (9.4)	23 (14.5)	37 (23.3)	47 (29.6)	30 (18.9)	6 (3.8)
一般短期処遇	強盗事件	152 (100.0)	3 (2.0)	11 (7.2)	39 (25.7)	53 (34.9)	23 (15.1)	17 (11.2)	6 (3.9)
	強盗事件以外	1,755 (100.0)	9 (0.5)	122 (7.0)	272 (15.5)	458 (26.1)	485 (27.6)	320 (18.2)	89 (5.1)
長期処遇	強盗事件	340 (100.0)	— —	7 (2.1)	26 (7.6)	81 (23.8)	80 (23.5)	66 (19.4)	80 (23.5)
	強盗事件以外	2,978 (100.0)	1 (0.0)	129 (4.3)	272 (9.1)	464 (15.6)	686 (23.0)	720 (24.2)	706 (23.7)

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 () 内は構成比である。

資料４－３ 仮退院者在院期間

		総計	64～ 77日	78～ 98日	99～ 119日	120～ 140日	141～ 161日	162～ 182日	183日 以上	
特修短期処遇	強盗事件	34 (100.0)	12 (35.3)	22 (64.7)	— —	— —	— —	— —	— —	
	強盗事件以外	159 (100.0)	62 (39.0)	93 (58.5)	4 (2.5)	— —	— —	— —	— —	
一般短期処遇	強盗事件	152 (100.0)	— —	— —	1 (0.7)	48 (31.6)	87 (57.2)	13 (8.6)	3 (2.0)	
	強盗事件以外	1,755 (100.0)	— —	— —	4 (0.2)	448 (25.5)	1,091 (62.2)	184 (10.5)	28 (1.6)	
長期処遇			151～ 180日	181～ 270日	271～ 360日	361～ 450日	451～ 540日	541～ 630日	631～ 720日	721日 以上
	強盗事件	322 (100.0)	— —	5 (1.6)	130 (40.4)	124 (38.5)	31 (9.6)	16 (5.0)	8 (2.5)	8 (2.5)
	強盗事件以外	2,809 (100.0)	1 (0.0)	45 (1.6)	1,321 (47.0)	1,061 (37.8)	250 (8.9)	72 (2.6)	31 (1.1)	28 (1.0)

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 () 内は構成比である。

資料 4－4 出院者の職業補導種目

	総 計	特修短期処遇		一般短期処遇		長期処遇	
		強盗事件	強盗事件以外	強盗事件	強盗事件以外	強盗事件	強盗事件以外
総 計	5,418(100.0)	34(100.0)	159(100.0)	152(100.0)	1,755(100.0)	340(100.0)	2,978(100.0)
木 工	691(12.8)	－ ー	1(0.6)	31(20.4)	291(16.6)	60(17.6)	308(10.3)
窯 業	647(11.9)	－ ー	1(0.6)	23(15.1)	347(19.8)	30(8.8)	246(8.3)
建 築	20(0.4)	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	5(1.5)	15(0.5)
園 芸	566(10.4)	8(23.5)	68(42.8)	6(3.9)	103(5.9)	28(8.2)	353(11.9)
溶 接	722(13.3)	－ ー	－ ー	4(2.6)	37(2.1)	74(21.8)	607(20.4)
板 金	31(0.6)	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	5(1.5)	26(0.9)
職 業 指 導	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー
自動車整備	30(0.6)	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	5(1.5)	25(0.8)
情 報 処 理	63(1.2)	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	6(1.8)	57(1.9)
電 気 工 事	36(0.7)	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	3(0.9)	33(1.1)
印 刷	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー
技 術 家 庭	63(1.2)	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	2(0.6)	61(2.0)
事務・ワープロ	646(11.9)	7(20.6)	19(11.9)	31(20.4)	391(22.3)	19(5.6)	179(6.0)
建設機械運転	19(0.4)	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	1(0.3)	18(0.6)
農 業	836(15.4)	10(29.4)	18(11.3)	44(28.9)	442(25.2)	34(10.0)	288(9.7)
土 木 建 築	380(7.0)	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	26(7.6)	354(11.9)
応接サービス	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー
手 工 芸	142(2.6)	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	9(2.6)	133(4.5)
配 管	24(0.4)	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	4(1.2)	20(0.7)
介護サービス	37(0.7)	1(2.9)	15(9.4)	－ ー	－ ー	2(0.6)	19(0.6)
クリーニング	84(1.6)	－ ー	－ ー	2(1.3)	18(1.0)	7(2.1)	57(1.9)
理 容	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー
そ の 他	158(2.9)	5(14.7)	7(4.4)	4(2.6)	52(3.0)	10(2.9)	80(2.7)
な し	223(4.1)	3(8.8)	30(18.9)	7(4.6)	74(4.2)	10(2.9)	99(3.3)

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 ()内は構成比である。
3 複数職業補導を行っている場合は主なもの1つを計上している。

資料４－５ 出院者の取得資格・免許（職業補導に関連のあるもの）

	総 計	特修短期処遇		一般短期処遇		長期処遇	
		強盗事件	強盗事件以外	強盗事件	強盗事件以外	強盗事件	強盗事件以外
総 計	5,418(100.0)	34(100.0)	159(100.0)	152(100.0)	1,755(100.0)	340(100.0)	2,978(100.0)
ガ ス 溶 接 技 能 講 習	206(3.8)	— —	— —	3(2.0)	22(1.3)	28(8.2)	153(5.1)
アーク溶接 特 別 教 育	112(2.1)	— —	— —	— —	— —	13(3.8)	99(3.3)
手 アーク 溶 接 検 定	152(2.8)	— —	— —	— —	— —	13(3.8)	139(4.7)
半 自 動 溶 接 検 定	59(1.1)	— —	— —	— —	— —	5(1.5)	54(1.8)
ステンレス鋼 等溶接検定	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
珠 算 検 定 (3 級 以 上)	1(0.0)	— —	— —	— —	— —	— —	1(0.0)
珠 算 検 定 (4 級 以 下)	2(0.0)	— —	— —	— —	— —	— —	2(0.1)
自動車整備士	4(0.1)	— —	— —	— —	— —	2(0.6)	2(0.1)
基 本 情 報 技 術 者	3(0.1)	— —	— —	— —	— —	— —	3(0.1)
電 気 工 事 士	17(0.3)	— —	— —	— —	— —	2(0.6)	15(0.5)
危険物取扱者	109(2.0)	— —	— —	1(0.7)	17(1.0)	11(3.2)	80(2.7)
パソコン検定	26(0.5)	— —	— —	— —	3(0.2)	1(0.3)	22(0.7)
ワープロ検定	114(2.1)	— —	— —	6(3.9)	24(1.4)	6(1.8)	78(2.6)
大型特殊自動車 運 転 免 許	23(0.4)	— —	— —	— —	— —	2(0.6)	21(0.7)
車両系建設機械 運 転 技 能 講 習	89(1.6)	— —	— —	— —	— —	7(2.1)	82(2.8)
小 型 車 両 系 建 設 機 械 運 転 特 別 教 育	238(4.4)	— —	1(0.6)	1(0.7)	8(0.5)	25(7.4)	203(6.8)
販 売 士	2(0.0)	— —	— —	— —	— —	— —	2(0.1)
簿 記 検 定	6(0.1)	— —	— —	— —	— —	1(0.3)	5(0.2)
消 防 設 備 士	7(0.1)	— —	— —	— —	— —	1(0.3)	6(0.2)
訪 問 介 護 員 養 成 研 修	5(0.1)	— —	— —	— —	— —	1(0.3)	4(0.1)
クリーニング師	20(0.4)	— —	— —	— —	— —	2(0.6)	18(0.6)
そ の 他	610(11.3)	— —	— —	— —	1(0.1)	63(18.5)	546(18.3)
な し	3,613(66.7)	34(100.0)	158(99.4)	141(92.8)	1,680(95.7)	157(46.2)	1,443(48.5)

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 () 内は構成比である。

3 複数取得している場合は主なもの1つを計上している。

資料 4－6 出院者の取得資格・免許（職業補導に関連のないもの）

	総 計	特修短期処遇		一般短期処遇		長期処遇	
		強盗事件	強盗事件以外	強盗事件	強盗事件以外	強盗事件	強盗事件以外
総 計	5,418(100.0)	34(100.0)	159(100.0)	152(100.0)	1,755(100.0)	340(100.0)	2,978(100.0)
ガ ス 溶 接 技 能 講 習	16(3.0)	－ ー	2(1.3)	3(2.0)	68(3.9)	9(2.6)	81(2.7)
アーク溶接 特 別 教 育	38(0.7)	－ ー	2(1.3)	－ ー	34(1.9)	－ ー	2(0.1)
手 アーク 溶 接 検 定	1(0.0)	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	1(0.0)
半 自 動 溶 接 検 定	1(0.0)	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	1(0.0)
ステンレス鋼 等溶接検定	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー
珠 算 検 定 (3 級 以 上)	131(2.4)	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	15(4.4)	116(3.9)
珠 算 検 定 (4 級 以 下)	425(7.8)	－ ー	－ ー	1(0.7)	12(0.7)	40(11.8)	372(12.5)
自動車整備士	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー
基 本 情 報 技 術 者	1(0.0)	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	1(0.3)	－ ー
電 気 工 事 士	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー
危険物取扱者	565(10.4)	－ ー	－ ー	6(3.9)	96(5.5)	51(15.0)	412(13.8)
パソコン検定	15(0.3)	－ ー	3(1.9)	－ ー	4(0.2)	1(0.3)	7(0.2)
ワープロ検定	26(0.5)	－ ー	1(0.6)	3(2.0)	5(0.3)	－ ー	17(0.6)
大型特殊自動 車 運 転 免 許	1(0.0)	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	1(0.3)	－ ー
車両系建設機械 運転技能講習	14(0.3)	－ ー	1(0.6)	－ ー	1(0.1)	1(0.3)	11(0.4)
小 型 車 両 系 建設機械運転 特 別 教 育	476(8.8)	1(2.9)	17(10.7)	25(16.4)	328(18.7)	12(3.5)	93(3.1)
販 売 士	7(0.1)	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	7(0.2)
簿 記 検 定	8(0.1)	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	8(0.3)
消 防 設 備 士	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー
訪 問 介 護 員 養 成 研 修	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー
クリーニング師	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー	－ ー
そ の 他	627(11.6)	1(2.9)	3(1.9)	10(6.6)	164(9.3)	50(14.7)	399(13.4)
な し	2,919(53.9)	32(94.1)	130(81.8)	104(68.4)	1,043(59.4)	159(46.8)	1,451(48.7)

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 () 内は構成比である。
3 複数取得している場合は主なものを1つを計上している。

資料 4 - 7 出院者の賞の状況

		賞 票				殊 遇			
		総計	なし	1 回	2 回以上	総計	なし	1 回	2 回以上
総 計		5,418 (100.0)	2,320 (42.8)	1,016 (18.8)	2,082 (38.4)	5,418 (100.0)	4,795 (88.5)	446 (8.2)	177 (3.3)
特修短期処遇	強盗事件	34 (100.0)	21 (61.8)	9 (26.5)	4 (11.8)	34 (100.0)	32 (94.1)	2 (5.9)	— —
	強盗事件以外	159 (100.0)	126 (79.2)	26 (16.4)	7 (4.4)	159 (100.0)	156 (98.1)	2 (1.3)	1 (0.6)
一般短期処遇	強盗事件	152 (100.0)	89 (58.6)	35 (23.0)	28 (18.4)	152 (100.0)	145 (95.4)	5 (3.3)	2 (1.3)
	強盗事件以外	1,755 (100.0)	1,075 (61.3)	370 (21.1)	310 (17.7)	1,755 (100.0)	1,662 (94.7)	52 (3.0)	41 (2.3)
長期処遇	強盗事件	340 (100.0)	95 (27.9)	68 (20.0)	177 (52.1)	340 (100.0)	283 (83.2)	41 (12.1)	16 (4.7)
	強盗事件以外	2,978 (100.0)	914 (30.7)	508 (17.1)	1,556 (52.2)	2,978 (100.0)	2,517 (84.5)	344 (11.6)	117 (3.9)

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 賞票とは、賞状を与えることであり、殊遇とは、賞として特別な処遇（外出等）を行うことである。

3 () 内は構成比である。

資料 4 - 8 親族・保護司の面会回数

		総 計	親 族					保 護 司				
			なし	1 回	2～4回	5～7回	8回以上	なし	1 回	2～4回	5～7回	8回以上
総 計		5,418 (100.0)	270 (5.0)	301 (5.6)	1,702 (31.4)	1,296 (23.9)	1,849 (34.1)	4,058 (74.9)	1,188 (21.9)	161 (3.0)	7 (0.1)	4 (0.1)
特修短期処遇	強盗事件	34 (100.0)	— —	4 (11.8)	24 (70.6)	6 (17.6)	— —	33 (97.1)	1 (2.9)	— —	— —	— —
	強盗事件以外	159 (100.0)	3 (1.9)	26 (16.4)	111 (69.8)	17 (10.7)	2 (1.3)	138 (86.8)	21 (13.2)	— —	— —	— —
一般短期処遇	強盗事件	152 (100.0)	1 (0.7)	7 (4.6)	84 (55.3)	54 (35.5)	6 (3.9)	118 (77.6)	32 (21.1)	1 (0.7)	1 (0.7)	— —
	強盗事件以外	1,755 (100.0)	44 (2.5)	106 (6.0)	872 (49.7)	607 (34.6)	126 (7.2)	1,369 (78.0)	362 (20.6)	23 (1.3)	— —	1 (0.1)
長期処遇	強盗事件	340 (100.0)	20 (5.9)	15 (4.4)	62 (18.2)	59 (17.4)	184 (54.1)	253 (74.4)	74 (21.8)	12 (3.5)	— —	1 (0.3)
	強盗事件以外	2,978 (100.0)	202 (6.8)	143 (4.8)	549 (18.4)	553 (18.6)	1,531 (51.4)	2,147 (72.1)	698 (23.4)	125 (4.2)	6 (0.2)	2 (0.1)

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 () 内は構成比である。

資料 4－9 出院者の引受人

		総計	実父母	実父	実母	実父 義母	義父 実母	養父 (母)	雇主	更生保護 施設・ 保護司	その他	なし
総 計		5,418 (100.0)	2,437 (45.0)	609 (11.2)	1,449 (26.7)	127 (2.3)	279 (5.1)	25 (0.5)	33 (0.6)	138 (2.5)	313 (5.8)	8 (0.1)
特修短期処遇	強盗事件	34 (100.0)	25 (73.5)	4 (11.8)	1 (2.9)	2 (5.9)	1 (2.9)	－ －	－ －	－ －	1 (2.9)	－ －
	強盗事件以外	159 (100.0)	89 (56.0)	14 (8.8)	38 (23.9)	3 (1.9)	11 (6.9)	－ －	－ －	－ －	4 (2.5)	－ －
一般短期処遇	強盗事件	152 (100.0)	79 (52.0)	27 (17.8)	31 (20.4)	－ －	12 (7.9)	－ －	－ －	－ －	3 (2.0)	－ －
	強盗事件以外	1,755 (100.0)	891 (50.8)	230 (13.1)	445 (25.4)	23 (1.3)	80 (4.6)	5 (0.3)	1 (0.1)	11 (0.6)	69 (3.9)	－ －
長期処遇	強盗事件	340 (100.0)	143 (42.1)	30 (8.8)	91 (26.8)	15 (4.4)	27 (7.9)	1 (0.3)	3 (0.9)	9 (2.6)	21 (6.2)	－ －
	強盗事件以外	2,978 (100.0)	1,210 (40.6)	304 (10.2)	843 (28.3)	84 (2.8)	148 (5.0)	19 (0.6)	29 (1.0)	118 (4.0)	215 (7.2)	8 (0.3)

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 () 内は構成比である。

資料 4－10 出院者の進路

		総計	就職決定	就職希望	復学決定		進学希望	その他	未定
					中学校	高等学校			
総 計		5,418 (100.0)	1,897 (35.0)	2,523 (46.6)	94 (1.7)	125 (2.3)	567 (10.5)	50 (0.9)	162 (3.0)
特修短期処遇	強盗事件	34 (100.0)	11 (32.4)	4 (11.8)	－ －	5 (14.7)	12 (35.3)	1 (2.9)	1 (2.9)
	強盗事件以外	159 (100.0)	69 (43.4)	42 (26.4)	11 (6.9)	8 (5.0)	26 (16.4)	1 (0.6)	2 (1.3)
一般短期処遇	強盗事件	152 (100.0)	56 (36.8)	46 (30.3)	6 (3.9)	8 (5.3)	29 (19.1)	3 (2.0)	4 (2.6)
	強盗事件以外	1,755 (100.0)	742 (42.3)	627 (35.7)	39 (2.2)	73 (4.2)	202 (11.5)	18 (1.0)	54 (3.1)
長期処遇	強盗事件	340 (100.0)	100 (29.4)	181 (53.2)	－ －	3 (0.9)	41 (12.1)	1 (0.3)	14 (4.1)
	強盗事件以外	2,978 (100.0)	919 (30.9)	1,623 (54.5)	38 (1.3)	28 (0.9)	257 (8.6)	26 (0.9)	87 (2.9)

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 () 内は構成比である。

資料 5

平成14年強盗事犯少年に対する保護観察処遇の状況

14年対象者のうち、家庭裁判所における審判の結果、保護観察に付された者は311人(32.2%)である。これらの少年に対しては、その改善更生を図るため、全国の保護観察所において、指導監督と補導援護を行っている。保護観察は、非行を犯した少年に通常の社会生活を営ませながら行うものであり、多くの場合、更生保護に関する専門的知識を持つ保護観察官と地域に精通した民間篤志家である保護司が協力しながら指導監督・補導援護を行う協働態勢によって実施されている。

強盗事犯少年に関しては、前述のとおり、犯行の手口や犯行時間帯、共犯の状況、犯行の経緯や動機、彼らを取り巻く家庭状況や学校・職場での適応状況、さらには彼らの社会観等について様々な問題点を指摘してきたところであるが、彼らに対する実際の処遇はどのようになされ、また、その後の予後や成行きはいかなるものなのであろうか。

処遇の状況については、調査対象事例の中から任意に抽出した保護観察事件について、保護観察の実施機関である保護観察所に保管されている保護観察事件記録から、これまでに明らかになった強盗事犯少年の資質や意識の特徴を踏まえて、個々の少年の問題性に応じた個別的な教育や指導がどのように展開されているのか調査を行った事例を紹介する。また、成行きについては、14年対象者にあっては保護観察開始後間もない者も多く、予後を観察するには十分な経過期間を経ていないので、代替的に、法務省大臣官房司法法制部のデータを集計し、平成14年中に保護観察を終了した強盗事犯保護観察処分少年及び少年院仮退院者の終了事由及び保護観察期間中の再非行状況について紹介することとする。

1 事例の概要

以下は、強盗事犯保護観察少年につき、事例ごとに、事案の概要、保護観察開始時に指摘された問題点、保護観察状況を記載した。なお、ここに記載した事例は、プライバシー保護のために必要な加除修正を行っている。

事例 1 交友関係の健全化のために BBS を活用した事例

(対象者) 受理時16歳

(事案の概要)

繁華街で集団で遊ぶ仲間と一緒に、深夜、酒気を帯びて歩く成人男性から金品を奪ういわゆる「オヤジ狩り」を行ったもの。本人が仲間うちで「金がほしいな」と言ったところ、手っ取り早く金銭を得る方法としてオヤジ狩りに話が及び、本件に至った。

(本件惹起までの本人の問題点)

実父母は健在であり、家庭には葛藤や不和等の特段の問題はない。本人自身は、高校には在学していたものの登校しないことが多く、夜間の繁華街での遊び中心の生活であった。遊興費欲しさに楽して金が手に入ると思い、共犯に追従した。

(保護観察の状況)

高校に復学し、コンビニエンスストアでのアルバイトを両立した。交友関係の改善のために、保護観察所の指導で BBS 会でのグループワークに参加した。担当保護司との接触も維持され、保護観察成績は一貫して良好である。

事例 2 身近な目標を設定し、成功体験を積むことによって自信を獲得した事例

(対象者) 受理時17歳

(事案の概要)

遊び友達と一緒に、深夜、路上で面識のない成人男性から金銭強奪したもの。遊び仲間である共犯者と過ごしているときに、「オヤジ狩りをやろう」と言われ、手っ取り早く金品が手に入ると思い、加担した。

(本件惹起までの本人の問題点)

実母と本人との母子家庭。本人自身は、高校には在学していたものの、学業不振から学校には適応していなかった。本件の数ヶ月前にも、同様の事件を惹起した体験がある。仲間と盛り上がった雰囲気の中で楽しい気分になり、一緒にゲームをしている気分となり、抵抗感なく本件に及んでいる。

(保護観察の状況)

本件で休学していた定時制高校に復学し、コンビニエンスストアでのアルバイトを開始したが、次第に学業より仕事に関心が高まり、高校を退学した。担当保護司は、「携帯電話の費用を自分で払う」「運転免許を取得する」等の身近な目標についての実現に向けて努力する本人を支えて指導し、保護観察成績は良好状態を継続した。

事例 3 余暇の健全な活用のために地域での祭りに参加させた事例

(対象者) 受理時16歳

(事案の概要)

学校仲間から、成人男性をターゲットとして金品を奪ういわゆる「オヤジ狩り」を誘われ、簡単に金品が奪えると聞いて参加したが、夕刻ということもあり、ターゲットになる中年男性が見当たらなかったため、通りすがりの女性から金を強奪したもの。共犯者の一人は、学校仲間の友人であり、事件当初対面だった。

(本件惹起までの本人の問題点)

義父実母の家庭で、家庭内には葛藤や不和等の特段の問題はない。本人自身は、高校には在学し、学校生活にも適応していた。しかし、その学校で親和している仲間から容易に金品を手に入れられる方法として「オヤジ狩り」を誘われ、捕まらないで容易に金が得られるという安易な気持ちだった。高校には在学していたものの登校しないことが多く、夜間の繁華街での遊び中心の生活であり、遊興費欲しさに楽して金が手に入ると、共犯に追従した。

(保護観察の状況)

本件で高校退学となったが、本人は学業継続に意欲を持ち、通信制高校に編入した。そのかわり、両親は家業であるラーメン店を手伝わせ、生活全般の監督を行った。本件の女性被害者からは弁償や謝罪を拒否されたため、それに代替する手段として、本件による被害者の恐怖心や人を思いやる気持ちについて話し合った。また、健全な余暇の過ごし方の一環として、地元の祭りで神輿をかつぐなどした。担当保護司との接触も維持され、保護観察成績は一貫して良好である。

事例 4 父母への働き掛けで家族機能の向上を図った事例

(対象者) 受理時17歳

(事案の概要)

本人は地元の暴走族に加入しており、仲間と一緒に、夜間、暴走族の真似をしてバイクを運転してい

る少年に暴力を振るったり金品を奪ういわゆる「もぐり狩り」を行ったもの。

(本件惹起までの本人の問題点)

実父母は健在。本人自身は、生活習慣の乱れから高校を中退後は無職の状態で、地元の暴走族に加入し、遊び中心の生活を送っていた。仲間との会話の中で、「地元で、暴走族のようにノーヘル、二人乗りする者を放置したら地元の暴走族として面子がつぶれる」として本件に及んでいる。「地元のルールを守らない者が悪い」という反社会的集団でしか通用しない価値基準に支配され、共犯者と行動を共にしないと仕返しされるというおそれもあり、本件を惹起している。

(保護観察の状況)

本人は大工見習いとして就労。父母も食事を一緒にとったり、弁当を用意するなどして、本人と一緒に過ごす時間を増やしたり、就労継続を支える努力をした。本人は暴走族を離脱し、親しい女友達と目標を定めて貯金をするなど、目標のある生活をしており、保護観察成績は一貫して良好である。

事例5 家庭外の協力者を求めた事例

(対象者) 受理時16歳

(事案の概要)

地元の遊び仲間と一緒に、夜間、「もぐり狩り」を行ったもの。本人は共犯者から「見張りに来るよう」と言われ、本件に加担。共犯者とともに、被害少年に対して、全治1か月以上の怪我を負わせた。本件後、共犯者同志が口裏合わせを話し合ういわゆる「バックレ会議」にも参加した。

(本件惹起までの本人の問題点)

実父との父子家庭である。中学卒業後、就労経験なく、ずるずると気ままな生活を送るうち、地元の不良交友との付き合いが広がっていた。共犯者と行動をともにしないと仕返しされるとの思いから、共犯に追従した。

(保護観察の状況)

父のみでは本人の監督に目が行き届かないことから、近隣に住む叔父夫婦を協力者と位置付け、本人の監督を行った。また、父自身も自らの仕事であるトラックの運転に、本人を助手として乗せるなど、本人に対する監督に意欲を見せた。本人は、余暇を親しい女友達と過ごしたり、運転免許の取得を目標にして貯金をするなど、問題なく生活している。担当保護司との接触も維持され、保護観察成績は一貫して良好である。

事例6 被害弁償の責任の自覚を促した事例

(対象者) 受理時17歳

(事案の概要)

地元の遊び仲間と一緒に、夜間、「もぐり狩り」を行ったもの。本人は共犯者から「ターゲットを見つけたら、連れてくるだけでいい」と言われ、被害者を拉致し、本件に加担。共犯者とともに、被害少年に対して、全治1か月以上の怪我を負わせた。

(本件惹起までの本人の問題点)

実父母は健在。本人自身も高校に在学し、学校生活にも適応していた。しかし、昼夜逆転の自由気ままな生活を送るうち、地元の不良仲間である共犯者から「もぐり狩り」を持ちかけられ、本件犯行に及んでいる。本件当初、「連れて行くだけ」と加害者意識は稀薄であり、悪いことをすると深刻には考えられなかった。

(保護観察の状況)

本件を機に、バイクを処分し、携帯電話のアドレスを変更した。高校に復学し、学業とガソリンスタンドでのアルバイトを両立した。担当保護司との接触は、通常の面接によるほか、メールでのやりとりも行い、積極的に維持された。本件審判前に両親が行った被害弁償については、自分自身のアルバイト代から親に対して月々返済をしている。保護観察成績は一貫して良好である。

事例7 自己イメージの向上のためにボランティア活動に参加させた事例

(対象者) 受理時16歳

(事案の概要等)

加入していた暴走族の仲間から、「ゾク(暴走族のこと)でもないのに真似して走っている連中にヤキを入れる」と誘われ、夜間、バイクに乗っている少年を呼び出して金を強奪し、全治1か月以上の怪我を負わせたもの。こうした犯行については、それまで目撃したことがあり、共犯の言うことをきかなければ自分がやられると思い、犯行に加担した。

(本件惹起までの本人の問題点)

家庭的には、実父母健在で、本人も親和していた。また学業においては、定時制高校に在籍し、まじめに通学していた。しかし、暴走族に加入していたことで、彼らとの交友を断とうとすると、呼び出されて暴行を受けたり、カンパを要求されるなど、交友を断ちきれずにいた。

(保護観察の状況)

本件により中等少年院に送致された後、約半年で仮退院した。不良交友改善のために、両親が少年院在院中に一家で転居していたこともあり、不良交友の再発は認めれなかった。本件で高校は退学になっていたため、定時制高校を受験し、通学を始めたものの、学校で新たな不良グループに目をつけられ、暴行される被害を受け退学した。保護観察の処遇においては、こうした本人に対し、「実現可能な目標設定と成功体験を積み、自信を持たせて、良い自己イメージを獲得させること」を目標に指導した。本人は、調理に興味があったため、ファミリーレストランで調理助手としてアルバイトをするかわら、余暇はボクシングジムに通って体を鍛えたり、福祉施設でボランティア活動をするなどして過ごし、保護観察成績は良好を継続している。

2 保護観察処分少年の成行き

平成14年中に保護観察を終了した男子の強盗事犯保護観察処分少年及び少年院仮退院者の終了事由、保護観察期間中の犯罪・非行による処分状況、犯罪・非行による処分を受けるまでの期間について見ることとする。なお、参考までに、強盗以外で保護観察に付された少年についても付記する。

平成14年中に保護観察が終了した男子強盗事犯保護観察処分少年は531人である。このうち、保護観察成績が良好で保護観察が解除で終了した者は434人(81.7%)であり、以下、保護処分取消が51人(9.6%)、期間満了が46人(8.7%)となっている。一方、強盗以外で保護観察に付された者21,977人の内訳を見ると、保護観察解除で終了した者は16,183人(73.6%)であり、以下、保護処分取消が3,485人(15.9%)、期間満了が2,256人(10.3%)等となっている。強盗事犯保護観察処分少年のうち期間中の犯罪・非行により処分を受けた者は62人(11.7%)であり、強盗以外で保護観察に付された者では、4,528人(20.6%)となっている。

一方、同年中に保護観察が終了した男子強盗事犯少年院仮退院者は494人である。このうち、保護観察成績が良好で退院で終了した者は119人(24.1%)、期間満了が306人(61.9%)、戻し収容・保護処分取

消が68人（13.8％）等となっている。一方、強盗以外の少年院仮退院者4,589人の内訳を見ると、退院で終了した者は817人（17.8％）、期間満了が2,922人（63.7％）、戻し収容・保護処分取消が830人（18.1％）等となっている。強盗事犯少年院仮退院者のうち期間中の犯罪・非行により処分を受けた者は103人（20.9％）であり、強盗以外の少年院仮退院者では、1,206人（26.3％）となっている。

資料 5－1 終了事由（平成14年）

① 男子保護観察処分少年

	終了者	保護観察解除	期間満了	保護処分取消	その他
強盗事犯少年	531 100.0	434 81.7	46 8.7	51 9.6	0 0.0
強盗以外の保護観察処分少年	21,977 100.0	16,183 73.6	2,256 10.3	3,485 15.9	53 0.2

② 男子少年院仮退院者

	終了者	退院	期間満了	戻し収容・ 保護処分取消	その他
強盗事犯少年	494 100.0	119 24.1	306 61.9	68 13.8	1 0.2
強盗以外の少年院仮退院者	4,589 100.0	817 17.8	2,922 63.7	830 18.1	20 0.4

注 「その他」は、死亡等である。

資料 5－2 期間中の犯罪・非行による処分状況（平成14年）

① 男子保護観察処分少年

	終了者	うち期間 中処分を 受けた者							
			実刑	執行 猶予	少年院 送致	保護 観察	罰金・拘 留・科料	起訴 猶予	その他
強盗事犯少年	531 100.0	62 11.7	2 0.4	4 0.8	30 5.6	20 3.8	6 1.1	0 0.0	0 0.0
強盗以外の保護観察処分少年	21,977 100.0	4,528 20.6	53 0.2	173 0.8	2,218 10.1	1,677 7.6	391 1.8	7 0.0	9 0.0

② 男子少年院仮退院者

	終了者	うち期間 中処分を 受けた者							
			実刑	執行 猶予	少年院 送致	保護 観察	罰金・拘 留・科料	起訴 猶予	その他
強盗事犯少年	494 100.0	103 20.9	0 0.0	2 0.4	57 11.5	38 7.7	6 1.2	0 0.0	0 0.0
強盗以外の少年院仮退院者	4,589 100.0	1,206 26.3	16 0.3	19 0.4	774 16.9	320 7.0	77 1.7	0 0.0	0 0.0

注 「その他」は、児童自立支援施設又は児童養護施設送致等である。

資料 5－3 期間中の犯罪・非行による処分状況（平成14年）

① 男子保護観察処分少年

	終了者	うち期間 中処分を 受けた者					
			3 月以内	6 月以内	1 年以内	2 年以内	3 年以内
強 盗 事 犯 少 年	531 100.0	62 11.7	4 0.8	10 1.9	28 5.3	51 9.6	59 11.1
強盗以外の保護観察処分少年	21,977 100.0	4,528 20.6	409 1.9	1,142 5.2	2,772 12.6	4,189 19.1	4,467 20.3

② 男子少年院仮退院者

	終了者	うち期間 中処分を 受けた者					
			3 月以内	6 月以内	1 年以内	2 年以内	3 年以内
強 盗 事 犯 少 年	494 100.0	103 20.9	6 1.2	16 3.2	54 10.9	93 18.8	100 20.2
強盗以外の保護観察処分少年	4,589 100.0	1,206 26.3	62 1.4	231 5.0	610 13.3	1,048 22.8	1,177 25.6

注 「その他」は、児童自立支援施設又は児童養護施設送致等である。

資料 6

検察庁による少年調査票からみた非行少年の統計資料（平成12年～14年）

1 分析の経緯等

少年による強盗事犯の近年の急増は否定できないが、その一方において、平成14年の少年検挙人員のうち強盗事犯の占める比率は、刑法犯のうちでは0.9%であり、さらに特別法犯をも含めると0.6%であり、その占める比率は大きくない。ところで、本研究の第3章5節「環境とのかかわり等について」では、少年鑑別所に収容された強盗事犯少年における家庭環境や社会適応状況について言及したが、そこで指摘したことは、強盗少年の間でのみ当てはまる現象なのであろうか。

全国の地方検察庁では、受理した業過事件、道路交通法違反事件等の一定の事件を除いた少年事件を無作為に10分の1抽出し、その少年事件を犯した少年の非行歴、非行原因、非行実態等について、調査票を作成している。この調査票作成の対象となる少年事件は、軽微な犯罪等の理由で少年鑑別所等に身柄を拘束されない事件も多数含まれており、その集計データは少年検挙人員の全体像を示すことができると考えられる。

以下では、平成12年から同14年の間に作成された上記調査票のうち、男子少年について、①補導歴もなく今回の非行が初発の者（以下、「初発群」という。）、②補導歴はあるが非行は今回が初発の者（以下、「補導歴あり群」という。）、③非行歴がある者（以下、「非行歴あり群」という。）、という3群の非行歴等別集計結果を、本研究の参考資料の一つとして示すこととする。

平成14年の交通関係業過を除く刑法犯による少年検挙人員のうち本件が初発の者は72.8%と多数を占めており、その実態を明らかにすることは重要である。また、本件初発とは言え、以前に補導歴がある場合とない場合で、その実態に差があるかどうかを示すことも意味があろう。したがって、以下の分析を試みた。

2 分析対象者についての基礎情報

分析対象者は、男子14,114人（平成12年4,338人、13年4,964人、14年4,812人）であり、非行名の分布は、多い順に、窃盗7,906人（56.0%）、横領2,092人（14.8%）、傷害1,420人（10.1%）、恐喝649人（4.6%）であり、強盗（同致死傷、強盗強姦を含む）は55人（0.4%）であった。また、身柄の拘束状況については、拘束が980人（6.9%）、不拘束が13,134人（93.1%）であった。

また、非行歴等の分布（非行歴なしで補導歴不明の77人は除く）は、「初発群」7,086人（50.5%）、「補導歴あり群」3,007人（21.4%）、「非行歴あり群」3,944人（28.1%）であった。なお、非行歴等別の対象者の犯行時の平均年齢は、「初発群」が15.8歳、「補導歴あり群」が16.0歳、「非行歴あり群」が16.5歳であった¹。

3 家庭の状況についての分析結果

資料6-1～3に示すとおり、家庭の生活程度（経済水準）、実父母がそろっているか、親と同居しているかについては、非行歴等別の3群間に差が見られ、いずれについても、「初発群」、「補導歴あり群」、「非行歴あり群」の順で、生活程度が低い比率、実父母がそろっていない比率、親と別居している比率が

1 上記平均年齢には、3群間それぞれに有意差があったが、以下の分析について年齢別に分析した場合もほぼ同種の結果が得られた。

増している。

また、保護者の指導状況の分布については、資料6-4が示すとおり、「初発群」、「補導歴あり群」、「非行歴あり群」の順で、「放任」、「監護能力なし」といった指導状況の比率が増している。さらに、資料6-5は、実父母がそろっているかどうか別に、また、資料6-6は、親との同居の有無別に、保護者の指導状況の分布を示したものである。実父母がそろっているかどうかの別や親との同居の有無の要因を勘案しても、非行歴等別の3群間で、保護者の指導状況に差があることがうかがえる。

4 社会適応状況等についての分析結果

調査対象者の学職状況は、資料6-7が示すとおり、「初発群」、「補導歴あり群」、「非行歴あり群」の順で、「学生」の比率が減り、「有職」、「無職」の比率が増している。また、学歴については、資料6-8が示すとおり、「初発群」、「補導歴あり群」、「非行歴あり群」の順で、「中学卒業」「高校中退」の比率が増している。

また、資料6-9, 10は、在学中の者を対象として、その通学状況、学業成績を非行歴等別に示している。「初発群」、「補導歴あり群」、「非行歴あり群」の順で、欠席しがちの比率、成績不良の比率が増している。加えて、資料6-11は、学業成績毎に通学状況を非行歴等別に示している。成績不良の場合、学校の居心地が悪く欠席しがちになることは否定できないが、同程度の成績で比べても、「初発群」、「補導歴あり群」、「非行歴あり群」の順で、欠席しがちとなっている実情がうかがえる。加えて、不良集団所属の状況は、資料6-12が示すとおりであり、「初発群」、「補導歴あり群」、「非行歴あり群」の順で、いずれの不良集団にも所属していない比率が減っている。さらに、学職状況毎に不良集団所属の状況を見ると、資料6-13が示すように、いずれの非行歴等群においても、学生の場合はそれ以外に比べて、いずれの不良集団にも所属していない比率が高く、また、不良集団に所属している場合も学校集団である比率が高いといった特徴がうかがえる。以上から、「初発群」、「補導歴あり群」、「非行歴あり群」の順で、社会適応状態がより悪くなっているとまとめられる。

このほか、本件について、まずその計画性については、資料6-14が示すように、計画性を有しない比率が、「初発群」、「補導歴あり群」、「非行歴あり群」の順で減っている。また、本件に対する反省の程度については、資料6-15が示すように、「初発群」、「補導歴あり群」、「非行歴あり群」の順で減っている。さらに、本件被害の回復状況についても、資料6-16が示すように、「初発群」、「補導歴あり群」、「非行歴あり群」の順で減っている。

5 まとめ

「非行歴あり群」とそれ以外の群間のみならず、「初発群」と「補導歴あり群」の間にも差が見られた。すなわち、非行については本件初発であっても、それ以前に補導歴があるかどうかで、その様相が異なり、補導歴がある場合は、「非行歴あり群」に近くなる傾向、すなわち、家庭環境や社会適応状況が悪く、本件のとらえ方も異なることがうかがえた。ここで示されている結果からは、非行歴ばかりでなく補導歴も見逃すことなく、より早期の段階で家庭環境や社会適応状況への介入・調整を行うことが、より深刻な非行の予防に効果的であることが示唆されている。

資料 6－1 非行歴等別生活程度の分布

生活程度	非行歴等			合 計	検定結果
	初発群	補導歴あり群	非行歴あり群		
上	110 (1.7) [0.9]	37 (1.4) [-1.1]	56 (1.6) [0.0]	203 (1.6)	$\chi^2(6)=142.57$ $p<.001$
普 通	5,915 (91.4) Δ [10.6]	2,356 (86.4) $\blacktriangledown$ [-3.7]	2,959 (84.5) $\blacktriangledown$ [-8.4]	11,230 (88.4)	
下	431 (6.7) $\blacktriangledown$ [-11.5]	321 (11.8) Δ [4.3]	467 (13.3) Δ [8.8]	1,219 (9.6)	
極 貧	17 (0.3) $\blacktriangledown$ [-2.2]	13 (0.5) [0.9]	18 (0.5) [1.5]	48 (0.4)	
合 計	6,473	2,727	3,500	12,700	

注 1 法務総合研究所の分析結果による。
2 不明・無回答は除く。
3 () 内は、比率である。
4 [] 内は、調整済残差であり、 Δ は期待値より有意に高いことを、 $\blacktriangledown$ は期待値より有意に低いことを示している。

資料 6－2 非行歴等別実父母の状態の分布

実父母の状態	非行歴等			合 計	検定結果
	初発群	補導歴あり群	非行歴あり群		
実父母が そろっている	5,303 (75.0) △ [16.8]	1,917 (63.9) ▼ [-6.1]	2,367 (60.2) ▼ [-13.1]	9,587 (68.4)	$\chi^2(2)=292.25$ $p<.001$
実父母が そろっていない	1,770 (25.0) ▼ [-16.8]	1,085 (36.1) △ [6.1]	1,564 (39.8) △ [13.1]	4,419 (31.6)	
合 計	7,073	3,002	3,931	14,006	

注 1 法務総合研究所の分析結果による。
2 不明・無回答は除く。
3 () 内は、比率である。
4 [] 内は、調整済残差であり、 Δ は期待値より有意に高いことを、 $\blacktriangledown$ は期待値より有意に低いことを示している。

資料 6－3 非行歴等別親との同居の有無の分布

同居の有無	非行歴等			合 計	検定結果
	初発群	補導歴あり群	非行歴あり群		
同 居	6,585 (93.8) △ [4.9]	2,764 (93.2) [0.9]	3,496 (90.6) ▼ [-6.3]	12,845 (92.8)	$\chi^2(2)=40.79$ $p<.001$
別 居	432 (6.2) ▼ [-4.9]	202 (6.8) [-0.9]	364 (9.4) △ [6.3]	998 (7.2)	
合 計	7,017	2,966	3,860	13,843	

注 1 法務総合研究所の分析結果による。
2 不明・無回答は除く。
3 () 内は、比率である。
4 [] 内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に高いことを、▼は期待値より有意に低いことを示している。

資料 6－4 非行歴等別保護者の指導状況の分布

指導状況	非行歴等			合 計	検定結果
	初発群	補導歴あり群	非行歴あり群		
厳 格	2,410 (43.6) △ [24.8]	671 (27.0) ▼ [-6.5]	588 (17.8) ▼ [-21.4]	3,669 (32.4)	$\chi^2(6)=1029.28$ $p<.001$
甘やかし・過保護	1,017 (18.4) △ [8.2]	341 (13.7) ▼ [-2.8]	401 (12.1) ▼ [-6.4]	1,759 (15.5)	
放 任	1,978 (35.8) ▼ [-22.1]	1,275 (51.3) △ [5.6]	1,997 (60.4) △ [19.2]	5,250 (46.4)	
監 護 能 力 な し	126 (2.3) ▼ [-15.3]	198 (8.0) △ [5.5]	321 (9.7) △ [11.8]	645 (5.7)	
合 計	5,531	2,485	3,307	11,323	

注 1 法務総合研究所の分析結果による。
2 不明・無回答は除く。
3 () 内は、比率である。
4 [] 内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に高いことを、▼は期待値より有意に低いことを示している。

資料 6 - 5 実父母の状態別非行歴等別保護者の指導状況の分布

実父母の状態	指導状況	非行歴等			合 計	検定結果
		初発群	補導歴あり群	非行歴あり群		
実 父 母 が そろっている	厳 格	1,970 (47.9) △ [18.9]	514 (32.8) ▼ [-4.9]	436 (22.1) ▼ [-17.0]	2,920 (38.1)	$\chi^2(6)=608.71$ $p<.001$
	甘やかし・過保護	816 (19.8) △ [5.2]	236 (15.1) ▼ [-3.1]	305 (15.5) ▼ [-3.1]	1,357 (17.7)	
	放 任	1,271 (30.9) ▼ [-18.8]	730 (46.6) △ [5.4]	1,111 (56.3) △ [16.4]	3,112 (40.7)	
	監 護 能 力 な し	58 (1.4) ▼ [-10.6]	86 (5.5) △ [4.9]	122 (6.2) △ [7.6]	266 (3.5)	
	合 計	4,115	1,566	1,974	7,655	
	厳 格	440 (31.2) △ [12.7]	157 (17.1) ▼ [-2.9]	152 (11.4) ▼ [-10.2]	749 (20.5)	
	甘やかし・過保護	200 (14.2) △ [5.0]	104 (11.3) [0.5]	96 (7.2) ▼ [-5.4]	400 (10.9)	
実 父 母 が そろっていない	放 任	705 (49.9) ▼ [-8.2]	544 (59.3) [0.7]	886 (66.6) △ [7.7]	2,135 (58.3)	$\chi^2(6)=271.62$ $p<.001$
	監 護 能 力 な し	67 (4.7) ▼ [-8.7]	112 (12.2) △ [2.3]	196 (14.7) △ [6.8]	375 (10.2)	
	合 計	1,412	917	1,330	3,659	

注 1 法務総合研究所の分析結果による。

2 不明・無回答は除く。

3 () 内は、比率である。

4 [] 内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に高いことを、▼は期待値より有意に低いことを示している。

資料 6－6 親との同居の有無別非行歴等別保護者の指導状況の分布

同居の有無	指導状況	非行歴等			合 計	検定結果		
		初発群	補導歴あり群	非行歴あり群				
同 居	厳 格	2,280 (44.1) △ [23.3]	641 (27.8) ▼ [-6.3]	551 (18.6) ▼ [-20.0]	3,472 (33.3)	$\chi^2(6)=911.03$ $p<.001$		
	甘やかし・過保護	969 (18.8) △ [7.4]	323 (14.0) ▼ [-3.0]	383 (12.9) ▼ [-5.5]	1,675 (16.1)			
	放 任	1,824 (35.3) ▼ [-21.3]	1,170 (50.8) △ [5.4]	1,784 (60.3) △ [18.7]	4,778 (45.8)			
	監 護 能 力 な し	93 (1.8) ▼ [-14.3]	171 (7.4) △ [6.5]	241 (8.1) △ [9.9]	505 (4.8)			
	合 計	5,116	2,305	2,959	10,430			
	別 居	厳 格	114 (35.0) △ [7.7]	27 (17.6) [-1.3]	28 (9.3) ▼ [-6.7]		169 (21.6)	$\chi^2(6)=92.08$ $p<.001$
		甘やかし・過保護	41 (12.6) △ [3.0]	15 (9.8) [0.4]	14 (4.6) ▼ [-3.4]		70 (9.0)	
		放 任	139 (42.6) ▼ [-4.9]	88 (57.5) [1.2]	187 (61.9) △ [4.0]		414 (53.0)	
		監 護 能 力 な し	32 (9.8) ▼ [-4.2]	23 (15.0) [-0.5]	73 (24.2) △ [4.7]		128 (16.4)	
		合 計	326	153	302		781	

注 1 法務総合研究所の分析結果による。
2 不明・無回答は除く。
3 () 内は、比率である。
4 [] 内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に高いことを、▼は期待値より有意に低いことを示している。

資料 6－7 非行歴等別学職状況の分布

学職状況	非行歴等			合 計	検定結果
	初発群	補導歴あり群	非行歴あり群		
無 職	761	637	1,123	2,521	$\chi^2(4)=1763.51$ $p<.001$
	(10.7)	(21.2)	(28.5)	(18.0)	
学 生	▼ [－22.5]	△ [5.2]	△ [20.3]		
	5,701	1,771	1,636	9,108	
有 職	(80.5)	(58.9)	(41.5)	(64.9)	
	△ [39.0]	▼ [－7.8]	▼ [－36.3]		
合 計	624	599	1,185	2,408	
	(8.8)	(19.9)	(30.0)	(17.2)	
	▼ [－26.5]	△ [4.5]	△ [25.3]		
	7,086	3,007	3,944	14,037	

注 1 法務総合研究所の分析結果による。
2 学生には生徒を含む。
3 不明・無回答は除く。
4 () 内は、比率である。
5 [] 内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に高いことを、▼は期待値より有意に低いことを示している。

資料 6 - 8 非行歴等別学歴の分布

学 歴	非行歴等			合 計	検定結果
	初発群	補導歴あり群	非行歴あり群		
中学中退以下	11 (0.2) ▼ [-2.5]	11 (0.4) [1.2]	15 (0.4) [1.7]	37 (0.3)	$\chi^2(20)=2163.90$ $p<.001$
中学在学	2,037 (28.9) △ [14.0]	749 (25.1) [1.7]	549 (14.0) ▼ [-17.1]	3,335 (23.9)	
中学卒業	437 (6.2) ▼ [-28.6]	511 (17.1) △ [4.2]	1,104 (28.2) △ [28.0]	2,052 (14.7)	
高校在学	3,225 (45.8) △ [26.3]	846 (28.3) ▼ [-9.0]	849 (21.7) ▼ [-21.0]	4,920 (35.3)	
高校中退	511 (7.3) ▼ [-20.5]	468 (15.7) △ [4.8]	839 (21.4) △ [18.4]	1,818 (13.0)	
高校卒業	294 (4.2) [1.2]	116 (3.9) [-0.3]	145 (3.7) [-1.1]	555 (4.0)	
定時制高校在学	259 (3.7) ▼ [-5.7]	175 (5.9) △ [3.4]	221 (5.6) △ [3.3]	655 (4.7)	
定時制高校中退	48 (0.7) ▼ [-10.5]	72 (2.4) △ [2.5]	141 (3.6) △ [9.4]	261 (1.9)	
定時制高校卒業	19 (0.3) [-0.1]	8 (0.3) [-0.1]	11 (0.3) [0.1]	38 (0.3)	
大学在学	196 (2.8) △ [7.3]	31 (1.0) ▼ [-4.0]	44 (1.1) ▼ [-4.4]	271 (1.9)	
大学中退	5 (0.1) [0.3]	1 (0.0) [-0.8]	3 (0.1) [0.3]	9 (0.1)	
合 計	7,042	2,988	3,921	13,951	

注 1 法務総合研究所の分析結果による。

2 不明・無回答は除く。

3 () 内は、比率である。

4 [] 内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に高いことを、▼は期待値より有意に低いことを示している。

資料 6－9 非行歴等別通学状況の分布

通学状況	非行歴等			合 計	検定結果
	初発群	補導歴あり群	非行歴あり群		
問 題 な し	4,092 (76.4) △ [26.4]	827 (50.1) ▼ [－15.3]	714 (46.8) ▼ [－17.5]	5,633 (66.0)	$\chi^2(4)=785.60$ $p<.001$
時 々 欠 席	997 (18.6) ▼ [－14.9]	513 (31.1) △ [7.6]	532 (34.8) △ [11.0]	2,042 (23.9)	
ほとんど欠席	264 (4.9) ▼ [－20.4]	312 (18.9) △ [13.3]	281 (18.4) △ [12.0]	857 (10.0)	
合 計	5,353	1,652	1,527	8,532	

注 1 法務総合研究所の分析結果による。
2 調査対象は在学生に限る。
3 不明・無回答は除く。
4 () 内は、比率である。
5 [] 内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に高いことを、▼は期待値より有意に低いことを示している。

資料 6－10 非行歴等別学業成績の分布

学業成績	非行歴等			合 計	検定結果
	初発群	補導歴あり群	非行歴あり群		
上	298 (5.7) △ [6.8]	39 (2.5) ▼ [－4.4]	37 (2.5) ▼ [－4.1]	374 (4.5)	$\chi^2(4)=361.28$ $p<.001$
中	2,557 (49.2) △ [16.2]	497 (31.6) ▼ [－9.6]	440 (30.1) ▼ [－10.5]	3,494 (42.4)	
下	2,346 (45.1) ▼ [－18.8]	1,035 (65.9) △ [11.4]	983 (67.3) △ [12.1]	4,364 (53.0)	
合 計	5,201	1,571	1,460	8,232	

注 1 法務総合研究所の分析結果による。
2 調査対象は在学生に限る。
3 不明・無回答は除く。
4 () 内は、比率である。
5 [] 内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に高いことを、▼は期待値より有意に低いことを示している。

資料 6-11 学業成績別非行歴等別通学状況の分布

学業成績	通学状況	非行歴等			合 計	検定結果
		初発群	補導歴あり群	非行歴あり群		
上	問 題 な し	277 (97.2) △ [4.4]	35 (89.7) [-1.4]	29 (78.4) ▼ [-4.5]	341 (94.5)	$\chi^2(4)=32.10$ $p<.001$
		8 (2.8) ▼ [-4.0]	3 (7.7) [0.7]	8 (21.6) △ [4.7]	19 (5.3)	
	時 々 欠 席	0 (0.0) [-1.9]	1 (2.6) △ [2.9]	0 (0.0) [-0.3]	1 (0.3)	
	ほとんども欠席					
中	問 題 な し	2,216 (88.3) △ [8.4]	374 (77.4) ▼ [-5.2]	329 (76.0) ▼ [-5.8]	2,919 (85.2)	$\chi^2(4)=72.33$ $p<.001$
		281 (11.2) ▼ [-7.9]	101 (20.9) △ [4.7]	99 (22.9) △ [5.7]	481 (14.0)	
	時 々 欠 席	14 (0.6) ▼ [-2.5]	8 (1.7) △ [2.3]	5 (1.2) [0.9]	27 (0.8)	
	ほとんども欠席					
下	問 題 な し	1,372 (60.2) △ [17.1]	353 (35.7) ▼ [-8.9]	298 (31.6) ▼ [-11.5]	2,023 (48.1)	$\chi^2(4)=340.45$ $p<.001$
		677 (29.7) ▼ [-7.3]	380 (38.5) △ [2.9]	401 (42.6) △ [5.8]	1,458 (34.6)	
	時 々 欠 席	230 (10.1) ▼ [-13.4]	255 (25.8) △ [8.1]	243 (25.8) △ [7.8]	728 (17.3)	
	ほとんども欠席					
	合 計	2,279	988	942	4,209	

注 1 法務総合研究所の分析結果による。

2 調査対象は在学生に限る。

3 不明・無回答は除く。

4 () 内は、比率である。

5 [] 内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に高いことを、▼は期待値より有意に低いことを示している。

資料 6－12 非行歴等別不良集団所属の分布

不良集団	非行歴等			合 計	検定結果
	初発群	補導歴あり群	非行歴あり群		
無 関 係	6,818 (96.8) △ [21.6]	2,642 (88.8) ▼ [-6.7]	3,283 (85.1) ▼ [-18.0]	12,743 (91.8)	$\chi^2(8)=602.44$ $p<.001$
(準)構成員	4 (0.1) ▼ [-5.3]	6 (0.2) ▼ [-1.1]	31 (0.8) △ [6.8]	41 (0.3)	
学 校 集 団	100 (1.4) ▼ [-6.0]	110 (3.7) △ [6.6]	87 (2.3) [0.6]	297 (2.1)	
地 域 集 団	96 (1.4) ▼ [-17.9]	174 (5.8) △ [4.2]	347 (9.0) △ [16.1]	617 (4.4)	
その他の集団	28 (0.4) ▼ [-9.7]	43 (1.4) [0.7]	112 (2.9) △ [10.1]	183 (1.3)	
合 計	7,046	2,975	3,860	13,881	

注 1 法務総合研究所の分析結果による。
2 不明・無回答は除く。
3 () 内は、比率である。
4 [] 内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に高いことを、▼は期待値より有意に低いことを示している。

資料 6-13 学職状況別非行歴等別不良集団所属の分布

学職状況	不良集団	非行歴等			合 計	検定結果
		初発群	補導歴あり群	非行歴あり群		
無 職	無 関 係	708 (94.1) △ [8.1]	535 (85.2) [-0.2]	870 (79.7) ▼ [-7.3]	2,113 (85.5)	$\chi^2(8)=89.07$ $p<.001$
	(準)構成員	3 (0.4) ▼ [-2.3]	3 (0.5) [-1.8]	22 (2.0) △ [3.7]	28 (1.1)	
	学 校 集 団	8 (1.1) [-1.0]	14 (2.2) △ [2.0]	13 (1.2) [-0.8]	35 (1.4)	
	地 域 集 団	25 (3.3) ▼ [-6.5]	59 (9.4) [0.4]	139 (12.7) △ [5.7]	223 (9.0)	
	その他の集団	8 (1.1) ▼ [-3.7]	17 (2.7) [-0.4]	48 (4.4) △ [3.8]	73 (3.0)	
	合 計	752	628	1,092	2,472	
学 生	無 関 係	5,527 (97.3) △ [13.8]	1,591 (90.7) ▼ [-8.8]	1,466 (90.7) ▼ [-8.4]	8,584 (94.8)	$\chi^2(8)=205.75$ $p<.001$
	(準)構成員	0 (0.0) ▼ [-2.2]	1 (0.1) [0.6]	2 (0.1) △ [2.2]	3 (0.0)	
	学 校 集 団	89 (1.6) ▼ [-8.4]	86 (4.9) △ [6.5]	66 (4.1) △ [3.9]	241 (2.7)	
	地 域 集 団	53 (0.9) ▼ [-9.3]	65 (3.7) △ [5.7]	62 (3.8) △ [5.9]	180 (2.0)	
	その他の集団	11 (0.2) ▼ [-5.2]	12 (0.7) [1.3]	21 (1.3) △ [5.2]	44 (0.5)	
	合 計	5,680	1,755	1,617	9,052	
有 職	無 関 係	583 (95.0) △ [6.9]	516 (87.2) [0.3]	947 (82.3) ▼ [-6.3]	2,046 (86.8)	$\chi^2(8)=65.48$ $p<.001$
	(準)構成員	1 (0.2) [-1.2]	2 (0.3) [-0.4]	7 (0.6) [1.3]	10 (0.4)	
	学 校 集 団	3 (0.5) [-1.2]	10 (1.7) △ [2.4]	8 (0.7) [-1.0]	21 (0.9)	
	地 域 集 団	18 (2.9) ▼ [-6.2]	50 (8.4) [-0.6]	146 (12.7) △ [6.0]	214 (9.1)	
	その他の集団	9 (1.5) ▼ [-2.3]	14 (2.4) [-0.7]	43 (3.7) △ [2.7]	66 (2.8)	
	合 計	614	592	1,151	2,357	

注 1 法務総合研究所の分析結果による。

2 学生には生徒を含む。

3 不明・無回答は除く。

4 () 内は、比率である。

5 [] 内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に高いことを、▼は期待値より有意に低いことを示している。

資料 6 -14 非行歴等別本件の計画性の分布

本件の計画性	非行歴等			合 計	検定結果
	初発群	補導歴あり群	非行歴あり群		
偶 発 的	5,122 (72.7) △ [12.0]	1,952 (65.4) ▼ [-3.6]	2,405 (61.7) ▼ [-10.1]	9,479 (68.1)	$\chi^2(2)=154.0$ $p<.001$
計 画 的	1,919 (27.3) ▼ [-12.0]	1,034 (34.6) [3.6]	1,494 (38.3) △ [10.1]	4,447 (31.9)	
合 計	7,041	2,986	3,899	13,926	

注 1 法務総合研究所の分析結果による。
2 不明・無回答は除く。
3 () 内は、比率である。
4 [] 内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に高いことを、▼は期待値より有意に低いことを示している。

資料 6 -15 非行歴等別本件への態度の分布

本人の本件 への態度	非行歴等			合 計	検定結果
	初発群	補導歴あり群	非行歴あり群		
大いに反省	4,788 (68.3) △ [34.4]	1,365 (46.3) ▼ [-9.4]	1,310 (33.8) ▼ [-29.7]	7,463 (53.9)	$\chi^2(4)=1435.50$ $p<.001$
少しは反省	2,019 (28.8) ▼ [-24.1]	1,320 (44.7) △ [7.6]	2,011 (51.8) △ [19.9]	5,350 (38.7)	
無 反 省	199 (2.8) ▼ [-20.7]	265 (9.0) △ [3.7]	558 (14.4) △ [19.6]	1,022 (7.4)	
合 計	7,006	2,950	3,879	13,835	

注 1 法務総合研究所の分析結果による。
2 不明・無回答は除く。
3 () 内は、比率である。
4 [] 内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に高いことを、▼は期待値より有意に低いことを示している。

資料 6－16 非行歴等別本件被害の回復状況の分布

被害回復状況	非行歴等			合 計	検定結果
	初発群	補導歴あり群	非行歴あり群		
な し	230 (4.3) ▼ [-12.0]	193 (9.5) △ [4.5]	287 (11.4) △ [9.6]	710 (7.2)	$\chi^2(4)=215.93$ $p<.001$
一部あり	237 (4.4) ▼ [-7.1]	172 (8.4) △ [5.1]	186 (7.4) △ [3.4]	595 (6.0)	
あ り	4,873 (91.3) △ [14.2]	1,676 (82.1) ▼ [-7.0]	2,037 (81.2) ▼ [-9.7]	8,586 (86.8)	
合 計	5,340	2,041	2,510	9,891	

注 1 法務総合研究所の分析結果による。
2 調査対象は罪名が窃盗ないし毀棄の場合に限る。
3 不明・無回答は除く。
4 () 内は、比率である。
5 [] 内は、調整済残差であり、△は期待値より有意に高いことを、▼は期待値より有意に低いことを示している。

平成 16 年 3 月 印 刷

平成 16 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1－1－1

編集兼 法 務 総 合 研 究 所
発行人

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
